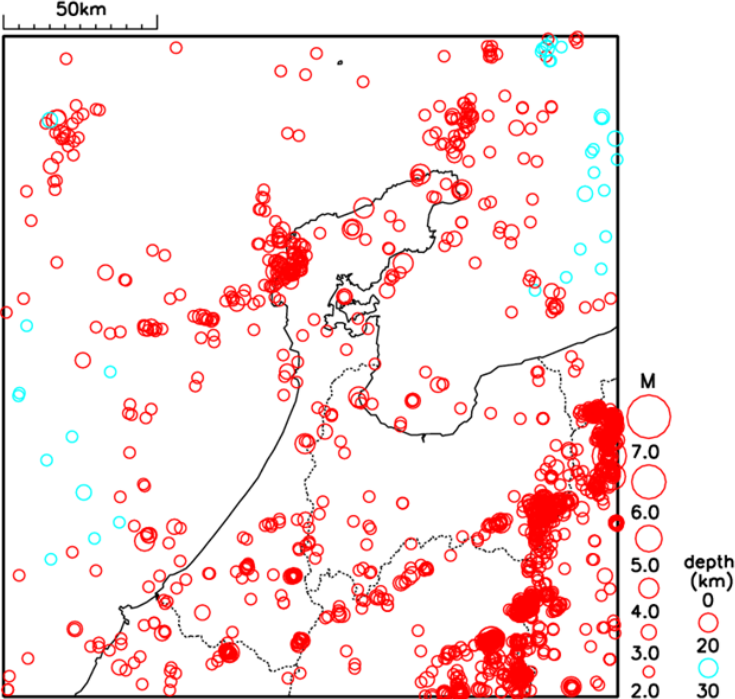
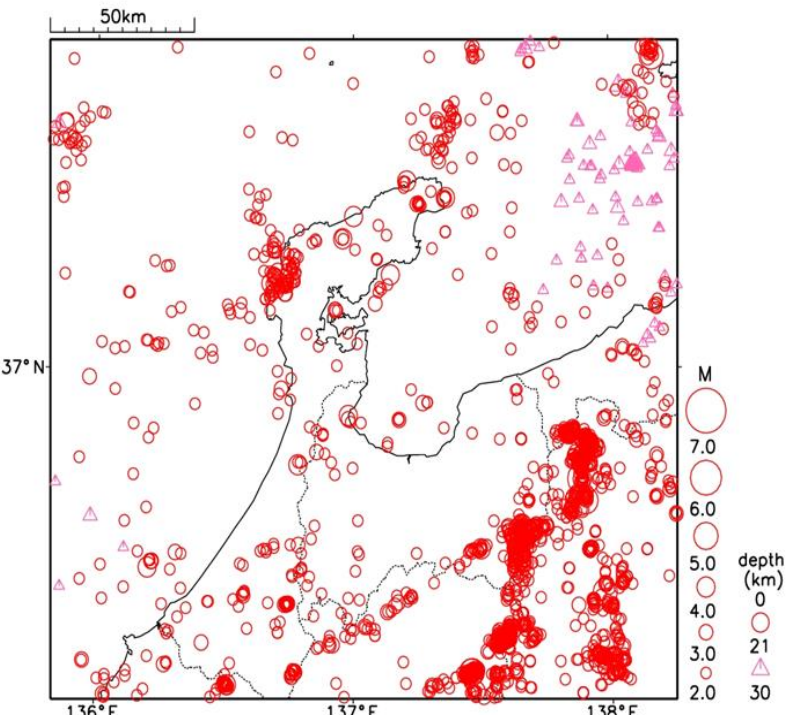


石川県地域防災計画(地震災害対策編)修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和<u>元</u>年修正)	石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和<u>3</u>年修正)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）用語 ア～イ（略） ウ 指定公共機関 災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支社）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス エ～オ（略） （2）（略）	第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）用語 ア～イ（略） ウ 指定公共機関 災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支社）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）<u>及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）</u>、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス エ～オ（略） （2）（略）	

現 行			修 正 案			備 考
第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱			第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱			
県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。			県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る地震防災に寄与すべきものである。それぞれが地震防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。			
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
指 定 地 方 行 政 機 関	北 陸 農 政 局 (農林水産省生産局) (災害用米穀)	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。	指 定 地 方 行 政 機 関	北 陸 農 政 局 (農 林 水 産 省) 政 策 統 括 官 (災害用米穀)	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。	
	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。		中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。	
	東 京 管 区 気 象 台 (金沢地方気象台)	・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ・気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。 ・気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 ・市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 ・災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。 ・都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。		東 京 管 区 気 象 台 (金沢地方気象台)	・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。	
	指定公共機関	北陸電力株式会社 (石川支店)	指定公共機関	北陸電力株式会社 (石川支店) 及び北陸電力送配 電株式会社 (石川支社)	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。	
	指定公共機関	北陸電力株式会社 (石川支店)				

現 行	修 正 案	備 考
第4節 本県の特質と既往の地震災害 1 (略) 2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況 (1) (略) (2) 地域分布 ア～イ (略) 図 石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近 10 年間の地震活動 (2009 年～2018 年、M2.0 以上・深さ30 km 以浅、金沢地方気象台のデータから作成)  (3) (略)	第4節 本県の特質と既往の地震災害 1 (略) 2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況 (1) (略) (2) 地域分布 ア～イ (略) 図 石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近 10 年間の地震活動 (2010 年～2019 年、M2.0 以上・深さ30 km 以浅、金沢地方気象台のデータから作成)  (3) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
3 社会的要因とその変化 地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。 被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。 (1)～(6) (略) <u>(新設)</u> 4～5 (略) 第5節 (略) 第6節 地震対策に関する調査・研究 1 (略) 2 <u>地震被害緊急推定シミュレーションシステムの整備</u> (1) 目的 地震災害発生直後の情報空白期に地震被害の概括的状況を推定し、初動体制の迅速化を図り、災害対策活動を効果的に推進するため、<u>地震被害緊急推定シミュレーションシステムを整備する。</u> (2) 効果 ア～エ (略) オ データベースを簡単に更新し、経年変化に即応した被害推定を行う。 カ 簡易版システムを19市町へ配布し、市町独自の応急対応を行う。 キ 平常時においては、防災訓練等関係職員の防災教育や防災体制の検討を行い、県民の防災意識の啓発に活用する。 第7節～第8節 (略)	3 社会的要因とその変化 地震災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。 被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。 (1)～(6) (略) <u>(7) 新たな感染症への対策</u> <u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u> 4～5 (略) 第5節 (略) 第6節 地震対策に関する調査・研究 1 (略) 2 <u>防災科学研究所のJ-RISQ地震速報の活用</u> (1) 目的 地震災害発生直後の情報空白期に地震被害の概括的状況を推定し、初動体制の迅速化を図り、災害対策活動を効果的に推進するため、<u>防災科学研究所のJ-RISQ地震速報を活用する。</u> (2) 効果 ア～エ (略) オ <u>市町においても、J-RISQ地震速報を活用し、市町独自の応急対応を行う。</u> カ 平常時においては、防災訓練等関係職員の防災教育や防災体制の検討を行い、県民の防災意識の啓発に活用する。 第7節～第8節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考						
第 2 章 地震災害予防計画 第 1 節 防災知識の普及 1 ～ 3 （略） 4 住民に対する防災知識の普及 （１）普及の方法 ア（略） イ 広報媒体等による普及 （ア）～（イ）（略） （ウ）防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及 防災啓発情報の発信に関する協定 <table border="1" data-bbox="197 703 815 791"> <tr> <td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td></tr> <tr> <td>石川県</td><td>NTTタウンページ（株）</td><td>H29. 8. 9</td></tr> </table> （エ）～（コ）（略） ウ（略） （２）（略） 5 ～ 6 （略）	協定者		協定締結日	石川県	NTTタウンページ（株）	H29. 8. 9	第 2 章 地震災害予防計画 第 1 節 防災知識の普及 1 ～ 3 （略） 4 住民に対する防災知識の普及 （１）普及の方法 ア（略） イ 広報媒体等による普及 （ア）～（イ）（略） （ウ）防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及 <u>（削除）</u> （エ）～（コ）（略） ウ（略） （２）（略） 5 ～ 6 （略）	
協定者		協定締結日						
石川県	NTTタウンページ（株）	H29. 8. 9						

現 行		修 正 案		備 考	
第２節 県民及び事業者等のとるべき措置		第２節 県民及び事業者等のとるべき措置			
１（略）		１（略）			
２ 県民のとるべき措置		２ 県民のとるべき措置			
平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。		平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。			
平 常 時 の 心 得	○日頃から出火の防止に努める。 〔・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検〕	平 常 時 の 心 得	○日頃から出火の防止に努める。 〔・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検〕		
	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置		○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置		
	○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強		○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強		
	○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 〔・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置〕		○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 〔・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置〕		
	○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置		○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置		
	○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 〔・家族が必要とする「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 〔・地震発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法〕 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。		○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 〔・家族が必要とする「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 〔・地震発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法〕 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。		
	○地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。		○地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。		
	３ 事業者等のとるべき措置		３ 事業者等のとるべき措置		
	（１）（略）		（１）（略）		

現 行		修 正 案		備 考
(2) 地震発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。				
地震発生時の心得	○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 県民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。 ただし、不特定多数のものを収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 ○ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控えるようにする。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事・隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。	地震発生時の心得	○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 県民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。 ただし、不特定多数のものを収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 ○ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控えるようにする。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事・隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○ <u>屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u>	
4（略）				
第3節（略）				

修 正 案		備 考		
(2) 地震発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。				
地震発生時の心得	○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 県民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。 ただし、不特定多数のものを収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 ○ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控えるようにする。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事・隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○ <u>屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u>	地震発生時の心得	○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 県民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。 ただし、不特定多数のものを収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 ○ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控えるようにする。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事・隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○ <u>屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u>	
4（略）				
第3節（略）				

現 行	修 正 案	備 考
第４節 防災ボランティアの活動環境の整備 １ 基本方針 地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>ボランティア団体、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 <u>（新設）</u> ２（略） ３ 防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） <u>（新設）</u> ４ 防災ボランティアの育成 （１）県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。 （２）県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、ＮＰＯ等に積極的に参加を呼びかける。 （３）～（５）（略）	第４節 防災ボランティアの活動環境の整備 １ 基本方針 <u>（１）地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ確かな対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。</u> このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの<u>連携強化を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 <u>（２）県及び市町は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> ２（略） ３ 防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） <u>（４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等</u> 市町は、<u>社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。</u> ４ 防災ボランティアの育成 （１）県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生委員、防災士、<u>ＮＰＯ・ボランティア</u>など地域住民と一体となった訓練を実施する。 （２）県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、<u>ＮＰＯ・ボランティア</u>等に積極的に参加を呼びかける。 （３）～（５）（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第5節（略） 第6節 防災体制の整備 1 基本方針 地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能ができる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムを含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 2 県の活動体制 （１）～（２）（略） （３）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～イ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （４）（略）	第5節（略） 第6節 防災体制の整備 1 基本方針 地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能ができる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや<u>電動車の活用</u>を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間<u>（最低３日間）</u>の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和２年における<u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u> 2 県の活動体制 （１）～（２）（略） （３）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～イ（略） <u>ウ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。</u> <u>エ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u> （４）（略）	

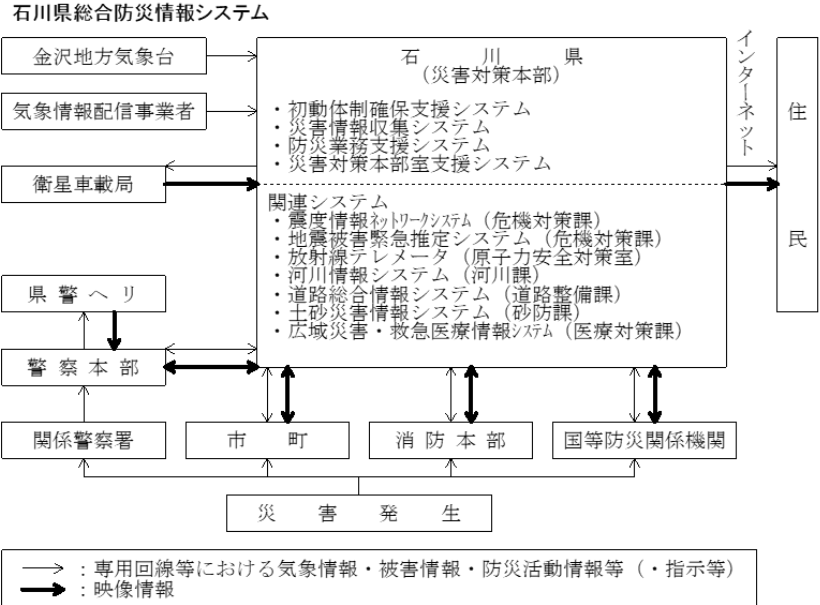
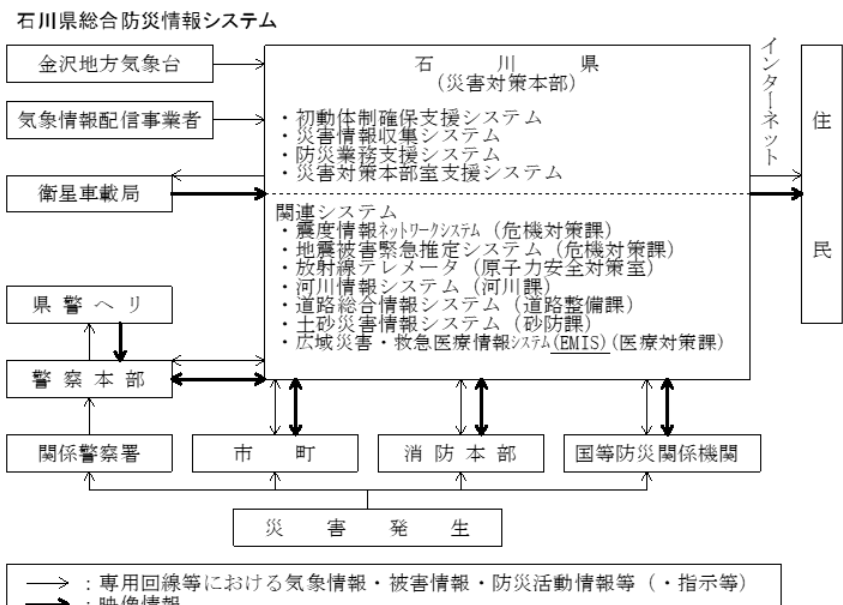
現 行	修 正 案	備 考
(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (6) ~ (8) (略) (9) 受援計画の策定等 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けられることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (10) ~ (13) (略) <u>(新設)</u>	(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ (略) ウ <u>燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u> エ <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u> (6) ~ (8) (略) (9) 受援計画の策定等 ア 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けられることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。 イ 県は、<u>国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u> ウ 県は、<u>訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> (10) ~ (13) (略) <u>(14) 事業継続力強化支援計画の策定促進</u> <u>県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町と商工会・商工会議所が連携して行う、事業継続力強化支援計画の策定を促進する。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
(新設) (14) 災害廃棄物の処理体制の整備 県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。 また、県は、災害廃棄物に関する情報や中部ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 (新設) 3 市町の活動体制 (1)～(3) (略) (4) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、<u>相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u> また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ (略)	(15) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握 県は、あらかじめ市町、商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、<u>災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u> (16) 災害廃棄物の処理体制の整備 県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。 また、県は、災害廃棄物に関する情報や中部ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 (17) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について<u>庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u> 3 市町の活動体制 (1)～(3) (略) (4) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</u> また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ (略)	

現 行	修 正 案	備 考
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (5) (略) (6) 受援計画の策定等 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けられることが出来るよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (7) 罹災証明交付体制の確立 (略) オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。 (8) ～ (12) (略) <u>(新設)</u>	<u>エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u> <u>オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u> (5) (略) (6) 受援計画の策定等 <u>ア 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けられることが出来るよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。</u> <u>イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u> <u>ウ 市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> (7) 罹災証明交付体制の確立 (略) ア～エ (略) オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。 <u>また、市町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。</u> (8) ～ (12) (略) <u>(13) 事業継続力強化支援計画の策定</u> <u>市町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 4 (略) <u>(新設)</u>	<u>(14) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握</u> 市町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。 <u>(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制</u> 市町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 4 (略) 5 <u>人材確保方策</u> 県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。	
第7節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 地震発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、<u>耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、一体的な整備を図る。</u> なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	第7節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 地震発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、<u>地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。</u> なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	

現 行	修 正 案	備 考
2 通信用施設設備の整備 (1) (略) (2) 市町の整備 ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。 イ (略) (3) ～ (6) (略)	2 通信用施設設備の整備 (1) (略) (2) 市町の整備 ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 また、<u>ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか</u>、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。 イ (略) (3) ～ (6) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。  石川県総合防災情報システム 金沢地方気象台 気象情報配信事業者 衛星車載局 石川県 (災害対策本部) ・初動体制確保支援システム ・災害情報収集システム ・防災業務支援システム ・災害対策本部室支援システム 関連システム ・震度情報ネットワークシステム (危機対策課) ・地震被害緊急推定システム (危機対策課) ・放射線テレメータ (原子力安全対策室) ・河川情報システム (河川課) ・道路総合情報システム (道路整備課) ・土砂災害情報システム (砂防課) ・広域災害・救急医療情報システム (医療対策課) 県警ヘリ 警察本部 関係警察署 市 町 消 防 本 部 国等防災関係機関 インターネット 住 民 災害発生 → : 専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等 (・指示等) → : 映像情報	3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。  石川県総合防災情報システム 金沢地方気象台 気象情報配信事業者 衛星車載局 石川県 (災害対策本部) ・初動体制確保支援システム ・災害情報収集システム ・防災業務支援システム ・災害対策本部室支援システム 関連システム ・震度情報ネットワークシステム (危機対策課) ・地震被害緊急推定システム (危機対策課) ・放射線テレメータ (原子力安全対策室) ・河川情報システム (河川課) ・道路総合情報システム (道路整備課) ・土砂災害情報システム (砂防課) ・広域災害・救急医療情報システム (EMIS) (医療対策課) 県警ヘリ 警察本部 関係警察署 市 町 消 防 本 部 国等防災関係機関 インターネット 住 民 災害発生 → : 専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等 (・指示等) → : 映像情報	
4 (略) 第8節 (略)	4 (略) 第8節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第9節 水害予防 1～3（略） 4 農業用排水路、ため池等の点検 市町又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。 また、<u>市町は</u>、防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、<u>関係住民に適切な情報提供を図る。</u> 5～7（略） 8 避難準備措置の確立 市町長は、地震に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 また、県は関係市町の長が行う<u>避難勧告若しくは指示（緊急）又は「屋内安全確保」の指示</u>の判断を支援するため、関係市町の長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。 9～10（略）	第9節 水害予防 1～3（略） 4 農業用排水路、ため池等の点検 市町又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。 また、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、<u>関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町は、ハザードマップの作成・周知等により関係住民に適切な情報提供を図る。</u> 5～7（略） 8 避難準備措置の確立 市町長は、地震に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生若しくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次災害が予想されるときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 また、県は関係市町の長が行う<u>避難指示等の判断</u>を支援するため、関係市町の長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。 9～10（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第１０節 避難体制の整備 １ 基本方針 市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 ２ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 (略) (１) 指定緊急避難場所 ア～オ (略) <u>カ 指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等地震が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと。</u> (２) 指定避難所 ア～オ (略)	第１０節 避難体制の整備 １ 基本方針 市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 <u>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u> ２ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 (略) (１) 指定緊急避難場所 ア～オ (略) <u>(削除)</u> (２) 指定避難所 ア～オ (略)	

現 行	修 正 案	備 考										
カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 （略） <u>（新設）</u>	カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、<u>マスク、消毒液等</u>避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備<u>し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大</u>に努めること。 （略） <u>災害時における段ボール製品の調達等に関する協定</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>中日本段ボール工業組合</td><td>R2. 2. 14</td><td>052-451-2775</td><td>052-451-2848</td></tr></table>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	中日本段ボール工業組合	R2. 2. 14	052-451-2775	052-451-2848	
協定者		協定締結日	T E L	F A X								
石川県	中日本段ボール工業組合	R2. 2. 14	052-451-2775	052-451-2848								
キ～シ（略） <u>（新設）</u>	キ～シ（略） <u>ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</u>											
（３）（略） （４）<u>避難勧告・指示（緊急）等の判断基準の策定等</u> ア 市町長は、<u>避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の具体的な判断基準</u>を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市町は、首長不在時における発災に備え、<u>避難勧告等</u>発令に係る代理規程を整備する。 イ 市町は、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 ウ 県は、市町に対し、<u>避難勧告等の発令基準の策定</u>を支援するなど、国とともに、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。	（３）（略） （４）<u>避難指示等の発令基準の策定等</u> ア 市町長は、<u>避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の具体的な発令基準</u>を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市町は、首長不在時における発災に備え、<u>避難指示等</u>発令に係る代理規程を整備する。 イ 市町は、躊躇なく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 ウ 県は、市町に対し、<u>避難指示等の発令基準の策定</u>を支援するなど、国とともに、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。											

現 行	修 正 案	備 考
3 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は<u>一般の避難所</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</u> 4～7（略） 第11節 要配慮者対策 1（略） 2 在宅の要配慮者への配慮 （1）～（6）（略） （7）福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は<u>一般の避難所</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 （8）二次避難支援体制の整備 県は、<u>市町の二次避難支援（要配慮者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、要配慮者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。</u> 市町は、<u>県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</u>	3 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は<u>避難所内の一般避難スペース</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</u> 4～7（略） 第11節 要配慮者対策 1（略） 2 在宅の要配慮者への配慮 （1）～（6）（略） （7）福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は<u>避難所内の一般避難スペース</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 <u>ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u> <u>イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。</u> <u>ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。</u> （8）二次避難支援体制の整備 県は、<u>被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チームを派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。</u> 市町は、<u>国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
3 社会福祉施設等の整備 (1) (略) (2) 防災設備等の整備 社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。 また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。 また、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を備える施設については、その設置場所を工夫する。 4 (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 1～4 (略) 5 民間事業者等の活用 (1) (略) (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。 (3) (略) 第13節 医療体制の整備 1 (略) 2 医療救護体制の整備 (1)～(6) (略) <u>(新設)</u>	3 社会福祉施設等の整備 (1) (略) (2) 防災設備等の整備 社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。 また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。 また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）<u>を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。</u> 4 (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 1～4 (略) 5 民間事業者等の活用 (1) (略) (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。</u> (3) (略) 第13節 医療体制の整備 1 (略) 2 医療救護体制の整備 (1)～(6) (略) <u>(7) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u> <u>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
3 情報連絡体制 (1) (略) (2) 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）（注１）による連絡体制 ア 県は、震災時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 （注１）広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 （略） （３）（略） 4～5（略） 第 1 4 節～第 1 5 節（略）	3 情報連絡体制 (1) (略) (2) 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）（注１）による連絡体制 ア 県は、震災時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 （注１）広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 （略） （３）（略） 4～5（略） 第 1 4 節～第 1 5 節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第１６節 食料及び生活必需品等の確保 １ 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。 （略） ２（略） ３ 食料及び生活物資の確保 県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要配慮者に配慮したものとなるよう留意する。 また、地震被害想定などを参考として、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図る。	第１６節 食料及び生活必需品等の確保 １ 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。 （略） ２（略） ３ 食料及び生活物資の確保 県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要配慮者に配慮したものとなるよう留意する。 また、地震被害想定などを参考として、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図り、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。	

現 行	修 正 案	備 考
(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。 4～5 (略) 第17節 (略) 第18節 建築物等災害予防 1 (略) 2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 地震対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、非構造部材を含む耐震対策等を推進するとともに、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備する。やむを得ず活断層直近に立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を回避するとともに、建物の構造の強化及び一層の耐震性、不燃性の確保などに努める。 また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造・設備の確保を図るとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。 (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等 (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等	(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、<u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u> 4～5 (略) 第17節 (略) 第18節 建築物等災害予防 1 (略) 2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 地震対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、非構造部材を含む耐震対策等を推進するとともに、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備する。やむを得ず活断層直近に立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を回避するとともに、建物の構造の強化及び一層の耐震性、不燃性の確保などに努める。 また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造・設備の確保を図るとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。 (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等 (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等 <u>さらに、県は平時から、公共建築物等の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
3 (略) 4 文化財災害予防 (1) ~ (3) (略) (4) 事前対策 ア (略) イ 耐震対策 県教育委員会及び市町教育委員会は、文化財の地震被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。 県教育委員会は、自らが管理する文化財の耐震対策を実施するほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。 文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。 ウ 民間団体との連携 県教育委員会又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。 5 ~ 8 (略) 第19節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。このため、地震に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、地震発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。 2 (略) 3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 (1) 海岸、港湾、漁港の整備 ア～イ (略)	3 (略) 4 文化財災害予防 (1) ~ (3) (略) (4) 事前対策 ア (略) イ 耐震対策 県教育委員会及び市町又は市町教育委員会は、文化財の地震被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。 県教育委員会は、自らが管理する文化財の耐震対策を実施するほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。 文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。 ウ 民間団体との連携 県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。 5 ~ 8 (略) 第19節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。このため、地震に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、地震発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。 2 (略) 3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 (1) 海岸、港湾、漁港の整備 ア～イ (略)	

現 行	修 正 案	備 考
<u>(新設)</u> (2) (略) 4～5 (略) 6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 (1)～(2) (略) 7 通信施設の整備対策 震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(5) (略) 8～9 (略)	<u>ウ 港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u> (2) (略) 4～5 (略) 6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、地震時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 <u>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</u> <u>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</u> (1)～(2) (略) 7 通信施設の整備対策 震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、<u>非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。</u> <u>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</u> <u>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</u> (1)～(5) (略) 8～9 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
10 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。 <u>市町は、防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。</u> 11 (略) 第20節 地盤災害予防 1～2 (略) 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 (1) (略) (2) 土砂災害特別警戒区域における対策 県は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民等の身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域を、関係市町長の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域としての指定に努める。 また、県等は次の措置を講ずる。 (ア) 住宅分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可 (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制 (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 (エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保 4 (略) 5 避難体制の確立 市町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>を発令する。<u>避難勧告等の判断基準</u>やその伝達手段等については、市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。 また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを市町地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。	10 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。 防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、<u>関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。</u> 11 (略) 第20節 地盤災害予防 1～2 (略) 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 (1) (略) (2) 土砂災害特別警戒区域における対策 県は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民等の身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域を、関係市町長の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域としての指定に努める。 また、県等は次の措置を講ずる。 (ア) 住宅分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可 (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた<u>安全確保の推進</u> (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 (エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保 4 (略) 5 避難体制の確立 市町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>を発令する。<u>避難指示等の発令基準</u>やその伝達手段等については、市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。 また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを市町地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。	

現 行	修 正 案	備 考
6 地盤災害防止施設の整備・促進 (1) (略) (2) 治山対策の推進 山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。 特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。 (3) (略) 7 (略) 8 宅地造成地等災害予防 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 大規模盛土造成地の耐震化等 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、所有者等による宅地の耐震化を促進するよう努める。 9 (略) 第21節 (略)	6 地盤災害防止施設の整備・促進 (1) (略) (2) 治山対策の推進 山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。 特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。<u>また、山腹崩壊等対策や流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</u> (3) (略) 7 (略) 8 宅地造成地等災害予防 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 大規模盛土造成地の耐震化等 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>宅地の安全性の把握及び所有者等による宅地の耐震化を促進するよう努める。</u> 9 (略) 第21節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考																														
第 3 章 地震災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 7 （略） 8 災害応急対策の総合調整 （1）総合調整 ア 県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。 イ～エ（略） （2）（略） 9 受援体制の確立 （略） （1）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～カ（略） キ <u>災害時における衛生材料の供給等に関する協定</u> （本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療品卸商組合</td><td>H 8. 11. 13</td><td>076-263-6517</td><td>076-263-6518</td></tr></table> ク 災害時における医療機器の供給等に関する協定 （本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13</td><td>076-222-5111</td><td>076-264-2334</td></tr></table> ケ 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 （本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照） （略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-263-6517	076-263-6518	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	076-222-5111	076-264-2334	第 3 章 地震災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 7 （略） 8 災害応急対策の総合調整 （1）総合調整 ア 県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。 <u>また、国が現地において連絡会議及び調整会議を開催した場合、応急措置状況や被災市町を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等と共有する。</u> イ～エ（略） （2）（略） 9 受援体制の確立 （略） （1）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～カ（略） <u>（削除）</u> キ 災害時における医療機器及び衛生材料の供給等に関する協定 （本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)</td><td>076-222-5111</td><td>076-264-2334</td></tr></table> ケ 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 （本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照） （略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	076-222-5111	076-264-2334	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-263-6517	076-263-6518																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	076-222-5111	076-264-2334																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	076-222-5111	076-264-2334																												

現 行	修 正 案	備 考
コ 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第 13 節「救助・救急活動」参照) (略) サ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 16 節「災害警備及び交通規制」参照) (略) シ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第 17 節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」参照) (略) ス 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照) (略) (新設) 		

現 行	修 正 案	備 考										
<u>(新設)</u>	<u>ナ 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定</u> <u>(本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)</u>											
	<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県タクシー協会</td><td>R2. 12. 14</td><td>076-254-1348</td><td>076-268-1349</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) 石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349								
<u>テ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定</u> (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)	<u>ニ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定</u> (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)											
(略)	(略)											
<u>ト 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書</u> (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)	<u>ヌ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書</u> (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)											
(略)	(略)											
<u>ナ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定</u> (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)	<u>ネ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定</u> (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)											
(略)	(略)											
<u>ニ 災害時の応援業務に関する協定</u> (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)	<u>ノ 災害時の応援業務に関する協定</u> (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)											
(略)	(略)											
<u>(新設)</u>	<u>ハ 災害時における被災動物救護活動に関する協定</u> <u>(本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)</u>											
	<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 石川県獣医師会</td><td>R1. 10. 30</td><td>076-257-1400</td><td>076-257-1404</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404								
<u>ヌ 災害ボランティア活動への支援に関する協定</u> (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)	<u>ヒ 災害ボランティア活動への支援に関する協定</u> (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)											
(略)	<u>コ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</u> (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)											
<u>ネ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定</u> (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)	(略)											
(略)	<u>ヘ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定</u> (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)											
<u>ノ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定</u> (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)	(略)											
(略)	(7) ～ (8) (略)											
(7) ～ (8) (略)												

現 行	修 正 案	備 考
10 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 (1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア～ウ（略） <u>(新設)</u> (2)（略） 11（略） 第2節 地震情報の発表・伝達 1（略） 2 緊急地震速報（警報）の発表基準等 ア 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 金沢地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 また、県及び市町等は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。 イ（略）	10 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 (1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア～ウ（略） <u>エ 被災地の状況把握</u> 県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。 (2)（略） 11（略） 第2節 地震情報の発表・伝達 1（略） 2 緊急地震速報（警報）の発表基準等 ア 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。<u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</u> <u>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u> 金沢地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 また、県及び市町等は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。 イ（略）	

現 行			修 正 案			備 考
3 地震に関する情報の種類と内容			3 地震情報の種類、発表基準と内容			
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容	
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度に関する情報 <u>（注）</u>	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	各地の震度に関する情報 <u>（注）</u>	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 また、地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表				
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	

現 行			修 正 案			備 考
遠 地 地 震 に 関 す る 情 報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠 地 地 震 に 関 す る 情 報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	
			そ の 他 の 情 報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	
(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。						

現 行	修 正 案	備 考															
(新設)	4 地震活動に関する解説資料等 <u>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び金沢地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に向けて提供する。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震解説資料 (速報版) ※</td><td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・震度4以上</td><td>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</td></tr> <tr> <td>地震解説資料 (詳細版)</td><td>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・震度5弱以上 ※上記に該当しない場合でも、報道機関に取り上げられた等、社会的に関心が高いと判断した場合は発表することがある。</td><td>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</td></tr> <tr> <td>地震活動図</td><td>・定期(毎月初旬)</td><td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内及び北陸地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</td></tr> <tr> <td>週間地震概況</td><td>・定期(毎週金曜)</td><td>防災に係る活動を支援するために、週ごとの県内及び北陸地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。</td></tr> </tbody> </table> ※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。	解説資料等の種類	発表基準	内容	地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・震度4以上	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。	地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・震度5弱以上 ※上記に該当しない場合でも、報道機関に取り上げられた等、社会的に関心が高いと判断した場合は発表することがある。	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。	地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内及び北陸地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの県内及び北陸地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。	
解説資料等の種類	発表基準	内容															
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・震度4以上	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。															
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・震度5弱以上 ※上記に該当しない場合でも、報道機関に取り上げられた等、社会的に関心が高いと判断した場合は発表することがある。	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。															
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内及び北陸地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。															
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの県内及び北陸地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。															
4～5 (略) 第3節 災害情報の収集・伝達 1～2 (略) 3 情報収集体制及び伝達系統の確立	5～6 (略) 第3節 災害情報の収集・伝達 1～2 (略) 3 情報収集体制及び伝達系統の確立																

現 行	修 正 案	備 考
(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡 ア 県 (ア)～(イ) (略) (ウ) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。 (エ) (略) イ～ウ (略) (2) (略) (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 (ア) 県(本庁)・県教育委員会 a～c (略) d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。 e (略) (イ) (略) イ～エ (略)	(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡 ア 県 (ア)～(イ) (略) (ウ) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。 (エ) (略) イ～ウ (略) (2) (略) (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 (ア) 県(本庁)・県教育委員会 a～c (略) d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。 e (略) (イ) (略) イ～エ (略)	

現 行	修 正 案	備 考
オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、<u>通信</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 カ（略） （４）航空機等による被害状況の把握 ア 県は、消防防災ヘリコプターの活用により、迅速かつ的確に被害状況等の情報収集、伝達活動を行う。（本章第５節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照） イ（略） （５）～（８）（略）	オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、<u>通信サービス</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 <u>県及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</u> カ（略） （４）航空機による災害状況の把握 ア 県は、消防防災ヘリコプター<u>及び無人航空機</u>の活用により、迅速かつ的確に被害状況等の情報収集・伝達活動を行う。（本章第５節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照） イ（略） （５）～（８）（略）	

[illegible]

現 行	修 正 案	備 考
第４節 通信手段の確保 危機管理監室、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力、JR西日本、防災関係機関 １（略） ２ 通信手段の利用方法等 （略） （１）～（２）（略） （３）非常通信 ア（略） イ 非常通信協議会 知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密な連携に努める。 ウ～エ（略） （４）～（９）（略） ３（略） 第５節（略） 第６節 災害広報 １～２（略） ３ 広報の内容 （１）（略） （２）被災者に対する広報 ○ 市町地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要 ○ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 ○ 医療機関の診療状況 ○ 電気等ライフラインの復旧状況 ○ 交通機関等の復旧状況 ○ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 ○ 被災者生活支援に関する情報 ○ 犯罪情勢及び予防対策	第４節 通信手段の確保 危機管理監室、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力及び北陸電力送配電、JR西日本、防災関係機関 １（略） ２ 通信手段の利用方法等 （略） （１）～（２）（略） （３）非常通信 ア（略） イ 非常通信協議会 知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密に連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に努める。 ウ～エ（略） （４）～（９）（略） ３（略） 第５節（略） 第６節 災害広報 １～２（略） ３ 広報の内容 （１）（略） （２）被災者に対する広報 ○ 市町地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要 ○ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 ○ 医療機関の診療状況 ○ 電気等ライフラインの復旧状況 ○ <u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況</u> ○ 交通機関等の復旧状況 ○ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 ○ 被災者生活支援に関する情報 ○ 犯罪情勢及び予防対策	

現 行	修 正 案	備 考								
4 広報手段等 (1) (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。 ア (略) イ インターネットの活用 (新設) ウ (略) エ 紙媒体の活用 オ～ク (略) (新設) 5～7 (略) (新設) 第7節～第8節 (略)	4 広報手段等 (1) (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。 ア (略) イ インターネットの活用 災害に係る情報発信等に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td></tr><tr><td>石川県</td><td>ヤフー (株)</td><td>R1. 8. 2</td><td>03-6898-5312</td></tr></table> ウ (略) エ 紙媒体の活用 (チラシの張り出し、配布) オ～ク (略) ケ 広報車の活用 5～7 (略) 8 ライフライン情報の提供等 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。 また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。 県、市町及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。 第7節～第8節 (略)	協定者		協定締結日	T E L	石川県	ヤフー (株)	R1. 8. 2	03-6898-5312	
協定者		協定締結日	T E L							
石川県	ヤフー (株)	R1. 8. 2	03-6898-5312							

現 行	修 正 案	備 考
第9節 避難誘導等 避難誘導のフロー	第9節 避難誘導等 避難誘導のフロー	
1 (略)	1 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
2 避難の勧告又は指示の実施 市町長等は、次の措置を講じる。 (1) 市町長（災害対策基本法第 60 条） ア 震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、<u>避難のための立退き</u>を勧告し、及び急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示する。市町長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。 また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。 イ 震災の発生により、市町長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、知事は、市町長に代わって、当該市町地域防災計画の定めるところにより避難の指示を実施する。 なお、知事は、市町長に代わって避難等の指示を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。 (2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法（昭和 22 年法律第 136 号）） 前記（1）の市町長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」を指示することができる。 なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。 また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。 (3) 水防管理者（市町長、水防事務組合の長）（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 21 条） 溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。	2 避難の指示の実施 市町長等は、次の措置を講じる。 (1) 市町長（災害対策基本法第 60 条） ア 震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示する。市町長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。 また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。 イ 震災の発生により、市町長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、知事は、市町長に代わって、当該市町地域防災計画の定めるところにより避難の指示を実施する。 なお、知事は、市町長に代わって避難等の指示を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。 (2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法（昭和 22 年法律第 136 号）） 前記（1）の市町長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」を指示することができる。 なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。 また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。 (3) 水防管理者（市町長、水防事務組合の長）（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 21 条） 溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。	

現 行	修 正 案	備 考
(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第 21 条）（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条） 溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。 (5) ～ (6) (略) (7) <u>避難勧告</u>等の発令方法 <u>避難勧告</u>等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。 3 <u>避難の勧告又は指示の内容及びその周知</u> (1) <u>避難の勧告又は指示の内容</u> <u>避難の勧告又は指示</u>をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。 (略) (2) 住民への周知 市町長等は、避難の<u>勧告又は指示</u>を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。 また、市町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。 なお、<u>避難勧告</u>等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。 4 (略) 5 警戒区域設定の周知等 (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の<u>勧告又は指示</u>と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。 (2) (略)	(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第 21 条）（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条） 溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の<u>必要と認める居住者等</u>に対して避難のための立退きの指示をする。 (5) ～ (6) (略) (7) <u>避難指示</u>等の発令方法 <u>避難指示</u>等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。 3 <u>避難の指示の内容及びその周知</u> (1) <u>避難の指示の内容</u> <u>避難の指示</u>をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。 (略) (2) 住民への周知 市町長等は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。 また、市町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。 なお、<u>避難指示</u>等が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難</u>がかえって危険を伴う場合は、「<u>緊急安全確保</u>」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。 4 (略) 5 警戒区域設定の周知等 (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。 (2) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> イ 避難生活の対象者 ☐ 住居等の被災者 ☐ <u>避難勧告などの対象地域の居住者</u> ☐ 帰宅できない旅行者、<u>迷い人等</u> ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 エ～ケ (略)	6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。<u>市町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u> また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、<u>あらかじめ施設の安全性を確認した上で、</u>避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> <u>被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。</u> イ 避難生活の対象者 ☐ 住居等の被災者 ☐ <u>避難指示などの対象地域の居住者</u> ☐ 帰宅できない旅行者<u>や迷い人、ホームレス等</u> ウ 避難所を設置したときは、<u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。</u> エ～ケ (略)	

現 行	修 正 案	備 考
コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 サ～シ（略） <u>（新設）</u> （２）県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示をする。 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 ８ 広域避難対策 （１）～（２）（略） （３）広域一時滞在 ア～ウ（略） エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 （４）（略） ９～１０（略）	コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 サ～シ（略） <u>ス ペット動物の飼育場所の確保等</u> 市町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 （２）県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。<u>その際には、その情報を国に共有するよう努める。</u> また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示をする。 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 ８ 広域避難対策 （１）～（２）（略） （３）広域一時滞在 ア～ウ（略） エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。 （４）（略） ９～１０（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第１０節 要配慮者の安全確保 １～４（略） ５ 外国人に対する対策 県及び市町は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。 （１）市町は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。また、相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。 （２）県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。また、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）し、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。 <u>（新設）</u>	第１０節 要配慮者の安全確保 １～４（略） ５ 外国人に対する対策 県及び市町は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。 （１）市町は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。また、<u>災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。</u> （２）県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。また、<u>大規模な災害が発生し、多くの外国人が被災することが見込まれる場合は、石川県災害多言語支援センターを設置し、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）のうえ、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。</u> <u>（３）県は、国が実施する研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</u>	
第１１節 災害医療及び救急医療 １（略） ２ 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、ＤＭＡＴ及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第６節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、ＤＭＡＴ及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） （略）	第１１節 災害医療及び救急医療 １（略） ２ 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、ＤＭＡＴ及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第６節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、ＤＭＡＴ及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） （略）	

現 行	修 正 案	備 考
○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア (略) イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMA T を派遣するほか、医療救護班を派遣する。 ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受 入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。 (イ)～(オ) (略) オ～カ (略) (3)～(5) (略) (6) 公益社団法人石川県医師会 ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」 に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対 して、医療救護活動等を要請する。 イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。 災害時の医療救護に関する協定 (略) (7)～(10) (略) 4 (略)	○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア (略) イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMA T を派遣するほか、医療救護班を派遣する。<u>その際、災害医療コーディネータ ー及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受 入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適 宜助言及び支援を受ける。</u> (イ)～(オ) (略) オ～カ (略) (3)～(5) (略) (6) 公益社団法人石川県医師会 ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」 に基づく医療救護班(JMAT)の派遣要請があったときは、被災地外の地 区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。 イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班(JMAT)を派遣し、医療救護 活動を行う。 災害時の医療救護に関する協定 (略) (7)～(10) (略) 4 (略)	

現 行	修 正 案	備 考						
5 災害時後方医療体制 ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。 イ（略） 6 重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。 （２）（略） 7 他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。 8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 （１）～（２）（略） （３）県災害対策本部 ア 医薬品等 市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。 県内で調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。 （ア）（略） <u>（イ）災害時における衛生材料の供給等に関する協定</u> <table border="1" data-bbox="248 1246 965 1353"> <tr> <td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医薬品卸商組合</td><td>H 8.11.13</td></tr> </table>	協定者		協定締結日	石川県	石川県医薬品卸商組合	H 8.11.13	5 災害時後方医療体制 ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> イ（略） 6 重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> （２）（略） 7 他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> 8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 （１）～（２）（略） （３）県災害対策本部 ア 医薬品等 市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。 県内で調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。 （ア）（略） <u>（削除）</u>	
協定者		協定締結日						
石川県	石川県医薬品卸商組合	H 8.11.13						

現 行	修 正 案	備 考												
(ウ) 災害時における医療機器の供給等に関する協定 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13</td></tr> </table> (エ) (略) イ (略) 9～12 (略) 第12節～第14節 (略) 第15節 災害救助法の適用 1～4 (略) 5 災害救助法に基づく救助の実施 (1)～(3) (略) (4) 知事は、「災害救助法による医療及び助産救助の委託協定書(昭和31年7月16日)」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。 6～7 (略) 災害発生からの応急救助までのフロー ※災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当たる。	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	(イ) 災害時における医療機器及び衛生材料の供給等に関する協定 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)</td></tr> </table> (ウ) (略) イ (略) 9～12 (略) 第12節～第14節 (略) 第15節 災害救助法の適用 1～4 (略) 5 災害救助法に基づく救助の実施 (1)～(3) (略) (4) 知事は、「災害救助法に基づく業務委託契約書(令和2年12月25日)」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。 6～7 (略) 災害発生からの応急救助までのフロー ※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整にあたる。	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	
協定者		協定締結日												
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13												
協定者		協定締結日												
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)												

現 行										修 正 案										備 考
別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について										別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について										
平成31年4月1日現在										令和元年10月23日現在										
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考													
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,200円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。		災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用耐金、器物の使用耐金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上													
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの實力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集金等を利用するための施設を設置できる。50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。		災害発生の日から20日以内着工		1 平均1戸当たり5,610,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 借上型仮設住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。													
3	炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,140円以内		災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)													
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上													
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。													
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すに 加算										
			全 壊 全 流 失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800										
				冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200										
			半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600										
				冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500										
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上													
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含む現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額		分娩した日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上													
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考													
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,300円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出する上記を超える額を加算できる。		災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用耐金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。													
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの實力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		災害発生の日から20日以内着工		1 平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集金等を利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに借上げ、提供しなければならない。													
3	炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,160円以内		災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)													
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上													
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。													
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すに 加算										
			全 壊 全 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900										
				冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400										
			半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600										
				冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600										
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上													

現 行						修 正 案						備 考
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（壊）し、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（壊）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1か月以内		8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	
10	学用品の給与	住家の全壊（壊）流失半壊（壊）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から1か月以内（文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（壊）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（壊）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内		
11	埋 葬	災害の犠死した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	10	学用品の給与	住家の全壊（壊）流失半壊（壊）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1か月以内（教科書） 15日以内（文房具及び通学用品）	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	11	埋 葬	災害の犠死した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
13	死体の処理	災害の犠死した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は償行料金を加算	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内		13	死体の処理	災害の犠死した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は償行料金を加算	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内		
実費弁償		災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額	15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現	行	修 正 案				備 考																				
		<table><tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">実 費 弁 償</td><td rowspan="2">災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</td><td>災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td>時間外勤務手当及び旅費は別途定める額</td></tr><tr><td colspan="3"> 救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算を行う期間以内 </td></tr><tr><td>救助の事務を行うのに必要な費用</td><td>1 時間外勤務手当 2 資金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</td><td>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</td><td></td><td>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</td></tr><tr><td colspan="5"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </td></tr></table>	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算を行う期間以内			救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 資金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。		災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。	イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4					
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																						
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額																						
		救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算を行う期間以内																								
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 資金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。		災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。																						
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4																										
※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。																										

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現 行	修 正 案	備 考														
第 1 6 節 災害警備及び交通規制 1 (略) 2 災害警備体制 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 災害警備対策 ア～イ (略) ウ 現場措置等	第 1 6 節 (略) 1 (略) 2 災害警備体制 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 災害警備対策 ア～イ (略) ウ 現場措置等 <table><tr><td>(7) 災害情報の収集</td><td>a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集</td></tr><tr><td>(4) 防ぎよ作業への協力</td><td>a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎよ活動に協力する。 b 防ぎよ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。</td></tr><tr><td>(5) 避難等の措置</td><td>a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。</td></tr><tr><td>(1) 犯罪の予防・取締り</td><td>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</td></tr><tr><td>(4) 遺体の見分、検視及び取扱い</td><td>a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。</td></tr><tr><td>(3) 行方不明者の捜索</td><td>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</td></tr><tr><td>(4) 広報</td><td>流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</td></tr></table>	(7) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集	(4) 防ぎよ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎよ活動に協力する。 b 防ぎよ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。	(5) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。	(1) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	(4) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。	(3) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。	(4) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。	
(7) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集															
(4) 防ぎよ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎよ活動に協力する。 b 防ぎよ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。															
(5) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。															
(1) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。															
(4) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。															
(3) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。															
(4) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。															
3 (略)	3 (略)															

現 行	修 正 案	備 考
第 17 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬 1～2（略） 3 遺体の検視（見分）及び処理 （略） （1） 遺体の検視（見分） （略） ア 警察官にあっては、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）又は死体取扱規則（<u>昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号</u>）の規定による。 イ（略） （2）（略） 4～6（略） 7 海上保安部の措置 （1） 震災、津波により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇により捜索を実施する。 （2）（略） 8（略） 第 18 節（略）	第 17 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬 1～2（略） 3 遺体の検視（見分）及び処理 （略） （2） 遺体の検視（見分） （略） ア 警察官にあっては、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）又は死体取扱規則（<u>平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号</u>）の規定による。 イ（略） （2）（略） 4～6（略） 7 海上保安部の措置 （1） 震災、津波により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇等により捜索を実施する。 （2）（略） 8（略） 第 18 節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第 19 節 ライフライン施設の応急対策 危機管理監室、土木部、市町、北陸電力、 N T T 西日本、ガス事業者、市町下水道事業者 1 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 また、県及び市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。 2 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 (1) ～ (4) (略) (5) 県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 (6) ～ (7) (略) (8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社防災業務計画の定めるところによる。	第 19 節 ライフライン施設の応急対策 危機管理監室、土木部、市町、 北陸電力及び北陸電力送配電、N T T 西日本、 ガス事業者、市町下水道事業者 1 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、<u>発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、</u>応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 また、県及び市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。 <u>さらに、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</u> 2 電力施設 北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 (1) ～ (4) (略) (5) 県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 <u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</u> <u>また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</u> (6) ～ (7) (略) (8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。	

現 行	修 正 案	備 考										
3 通信施設 NTT西日本は、次の措置を講ずる。 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u> (3) 応急措置 (略) (4) 応急復旧 (略) (5) その他、上記以外の事項については、NTT防災業務計画の定めるところによる。 4～5 (略) 第20節 公共土木施設等の応急対策 1 (略) 2 道路施設 (1) (略) (2) 応急復旧 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。 また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。 ①～③ (略) <u>(新設)</u> (3) (略)	3 通信施設 NTT西日本は、次の措置を講ずる。 (1)～(2) (略) (3) <u>広報活動</u> <u>災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u> (4) 応急措置 (略) (5) 応急復旧 (略) (6) その他、上記以外の事項については、NTT防災業務計画の定めるところによる。 4～5 (略) 第20節 公共土木施設等の応急対策 1 (略) 2 道路施設 (1) (略) (2) 応急復旧 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。 また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。 ①～③ (略) <u>④大規模災害時における土木施設調査の協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 地盤工学会北陸支部</td><td>R3. 4. 1</td><td>025-281-2125</td><td>025-281-2125</td></tr></table> (3) (略)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125								

現 行	修 正 案	備 考										
3 河川、海岸、港湾、漁港等施設 (1) (略) (2) 応急復旧 ア (略) イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。 (ア)～(イ) (略) ①～② (略) <u>(新設)</u>	3 河川、海岸、港湾、漁港等施設 (1) (略) (2) 応急復旧 ア (略) イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。 (ア)～(イ) (略) ①～② (略) <u>③大規模災害時における土木施設調査の協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 地盤工学会北陸支部</td><td>R3. 4. 1</td><td>025-281-2125</td><td>025-281-2125</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125								
4～9 (略)	4～9 (略)											
第21節 (略)	第21節 (略)											
第22節 食料の供給	第22節 食料の供給											
農林水産部、農林水産省<u>生産局</u>、 北陸農政局、市町	農林水産部、農林水産省<u>政策統括官</u>、 北陸農政局、市町											
1～2 (略)	1～2 (略)											
3 主食の供給	3 主食の供給											
(1) 災害救助用米穀の確保	(1) 災害救助用米穀の確保											
ア 米穀の引渡し要請	ア 米穀の引渡し要請											
県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省<u>生産局</u>に引渡し要請を行う。	県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省<u>政策統括官</u>に引渡し要請を行う。											
イ 受託事業体への引渡し指示	イ 受託事業体への引渡し指示											
農林水産省<u>生産局</u>は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。	農林水産省<u>政策統括官</u>は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。											

現 行	修 正 案	備 考												
災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先 <table border="1"> <tr> <th>連 絡 先</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr> <tr> <td>農林水産省生産局政策統括官付貿易業務課</td><td>03-6744-1354</td><td>03-6744-1390</td></tr> </table> (2)～(3) (略) 4～6 (略) 第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ (略) ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。	連 絡 先	TEL	FAX	農林水産省生産局政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1390	災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先 <table border="1"> <tr> <th>連 絡 先</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr> <tr> <td>農林水産省政策統括官付貿易業務課</td><td>03-6744-1354</td><td>03-6744-1391</td></tr> </table> (2)～(3) (略) 4～6 (略) 第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア 県及び市町は平時から、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り</u>、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ (略) ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。 <u>また、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。</u>	連 絡 先	TEL	FAX	農林水産省政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391	
連 絡 先	TEL	FAX												
農林水産省生産局政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1390												
連 絡 先	TEL	FAX												
農林水産省政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391												

現 行					修 正 案					備 考
(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定					(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定					
石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	
	(協)金沢問屋センター	H14.3.19	076-237-8585	076-237-5240		(協)金沢問屋センター	H14.3.19	076-237-8585	076-237-5240	
	(社)石川県食品協会	H14.3.20	076-268-2400	076-268-6082		(一社)石川県食品協会	H14.3.20	076-268-2400	076-268-6082	
	(株)ジャコム石川	H14.3.20	076-267-8621	076-267-8609		(株)ジャコム石川	H14.3.20	076-267-8621	076-267-8609	
	マザー寝具リース(株)	H14.3.20	076-231-2001	076-264-4688		マザー寝具リース(株)	H14.3.20	076-231-2001	076-264-4688	
	野々市農協	H14.3.20	076-248-2171	076-248-9102		野々市農協	H14.3.20	076-248-2171	076-248-9102	
	石川県パン(協)	H14.3.26	076-256-3166	076-256-3166		石川県パン(協)	H14.3.26	076-256-3166	076-256-3166	
	石川県生活協同組合連合会	H14.3.27	076-259-5962	076-256-5963		石川県生活協同組合連合会	H14.3.27	076-259-5962	076-256-5963	
	(株)マルエー	H14.4.1	076-272-0152	076-273-3555		(株)マルエー	H14.4.1	076-272-0152	076-273-3555	
	(株)鯉治商店	H14.4.1	076-288-3855	076-289-3093		(株)鯉治商店	H14.4.1	076-288-3855	076-289-3093	
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14.4.5	025-371-4185	025-371-4151		NPO法人コメリ災害対策センター	H14.4.5	025-371-4185	025-371-4151	
	山成商事(株)	H14.4.5	0767-53-2727	0767-52-6254		(株)どんたく	H14.4.5	0767-53-2727	0767-52-6254	
	DCMカーマ(株)	H14.4.5	0761-23-0520	0761-23-0525		DCMカーマ(株)	H14.4.5	0761-23-0520	0761-23-0525	
	(株)大丸	H14.4.10	0768-82-1155	0768-82-6277		(株)大丸	H14.4.10	0768-82-1155	0768-82-6277	
	(株)いろは	H14.4.10	0768-52-0033	0768-52-3166		(株)いろは	H14.4.10	0768-52-0033	0768-52-3166	
	(株)ニュー三久	H14.4.18	076-232-1051	076-232-1056		(株)ニュー三久	H14.4.18	076-232-1051	076-232-1056	
	(株)三崎ストアー	H14.4.23	076-258-0007	076-258-1778		(株)三崎ストアー	H14.4.23	076-258-0007	076-258-1778	
	(有)スーパーしんや	H14.5.1	0768-74-0305	0768-74-0353		(有)スーパーしんや	H14.5.1	0768-74-0305	0768-74-0353	
	(株)ナルックス	H14.5.2	076-252-1557	076-252-7547		(株)ナルックス	H14.5.2	076-252-1557	076-252-7547	
	(株)安達	H14.5.11	0767-22-1133	0767-22-7266		(株)安達	H14.5.11	0767-22-1133	0767-22-7266	
	(株)中島ストアー	H14.5.20	0767-53-0988	0767-53-0953		(株)中島ストアー	H14.5.20	0767-53-0988	0767-53-0953	
	ダイヤモンド商事(株)	H14.5.22	076-232-0341	076-232-0346		ダイヤモンド商事(株)	H14.5.22	076-232-0341	076-232-0346	
	(株)角田商店	H14.5.24	0768-62-0032	0768-62-3399		(株)角田商店	H14.5.24	0768-62-0032	0768-62-3399	
	アルビス(株)	H14.7.12	0766-56-7200	0766-56-7520		アルビス(株)	H14.7.12	0766-56-7200	0766-56-7520	
	(株)ファミリーマート	H19.6.25	03-3989-7658	03-3989-7241		(株)ファミリーマート	H19.6.25	03-6436-7658	03-3452-5213	
	(株)ローソン	H19.7.24	03-5435-1594	03-5759-6944		(株)ローソン	H19.7.24	03-5435-1594	03-5759-6944	
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19.9.12	076-277-1155	076-277-0990		北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19.9.12	076-277-1155	076-277-0990	
	(株)平和堂	H20.10.1	0749-26-9610	0749-23-3118		(株)平和堂	H20.10.1	0749-26-9610	0749-23-3118	
	ユニー(株)	H20.10.1	076-235-3511	076-235-3519		ユニー(株)	H20.10.1	076-235-3511	076-235-3519	
	(株)PLANT	H20.10.1	0776-72-0300	0776-72-2652		(株)PLANT	H20.10.1	0776-72-0300	0776-72-2652	
	(株)クスリのアオキ	H20.10.1	076-274-1111	076-274-6114		(株)クスリのアオキ	H20.10.1	076-274-1111	076-274-6114	
	(株)コメヤ薬局	H20.10.1	076-273-9900	076-273-9902		(株)コメヤ薬局	H20.10.1	076-273-9900	076-273-9902	
	(株)示野薬局	H20.10.1	076-253-9595	076-253-9598		(株)示野薬局	H20.10.1	076-253-9595	076-253-9598	
	ゲンキー(株)	H20.10.1	0776-67-5240	0776-67-5241		ゲンキー(株)	H20.10.1	0776-67-5240	0776-67-5241	
	イオンリテール(株)	H24.3.30	06-6457-6111	06-6457-6200		イオンリテール(株)	H24.3.30	025-255-0065	025-248-1083	
	マックスバリュ北陸(株)	H24.3.30	076-267-7810	076-266-2030		マックスバリュ北陸(株)	H24.3.30	076-267-7810	076-266-2030	
(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25.12.5	076-237-0615	076-237-0661	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25.12.5	03-6238-3734	03-5214-2330			
コストコホールセールジャパン(株)	H28.3.25	076-275-8555	076-275-8580	コストコホールセールジャパン(株)	H28.3.25	076-275-8555	076-275-8580			
(株)パローホールディングス	H28.3.25	0572-60-0869	0574-60-0689	(株)パローホールディングス	H28.3.25	0574-60-0861	0574-60-0689			
大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28.3.25	076-223-2366	076-263-0403	大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28.3.25	076-223-2366	076-263-0403			
(略)					(略)					
(新設)					大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(公社)石川県調理師会	R3. 3. 19	076-236-2012	076-236-2013	石川県	(公社)石川県調理師会	R3. 3. 19	076-236-2012	076-236-2013	

現 行	修 正 案	備 考										
4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） <u>（新設）</u> （２）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。 （３）県は、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。 5（略） 第２４節 障害物の除去 １～４（略） 5 障害物除去の方法 （１）（略） （２）除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。 （略） <u>（新設）</u> 6～１０（略） 第２５節 輸送手段の確保 １～３（略） 4 要員、物資輸送車両等の確保 （１）（略） （２）陸路輸送 （略） <u>（新設）</u>	4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） <u>（２）県及び市町は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。</u> （３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。 （４）県は、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。 5（略） 第２４節 障害物の除去 １～４（略） 5 障害物除去の方法 （１）（略） （２）除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。 （略） <u>災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県構造物解体協会</td><td>R1. 9. 2</td><td>076-256-1444</td><td>076-256-1444</td></tr></table> 6～１０（略） 第２５節 輸送手段の確保 １～３（略） 4 要員、物資輸送車両等の確保 （１）（略） （２）陸路輸送 （略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一社）石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（一社）石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444								

現 行	修 正 案	備 考																				
(3)～(7) (略) 5～6 (略) 第26節 (略) 第27節 防疫、保健衛生活動 1～3 (略) 4 防疫用資材の備蓄、調達 (1)～(2) (略) (3) 防疫用資材の内容 逆性石けん、消毒用エタノール、<u>両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム</u>等の消毒薬、消毒用噴霧器等 5 (略) 6 ペット動物の保護対策 (略) (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 <u>(新設)</u> 7 (略)	災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県タクシー協会</td><td>R2. 12. 14</td><td>076-254-1348</td><td>076-268-1349</td></tr></table> (3)～(7) (略) 5～6 (略) 第26節 (略) 第27節 防疫、保健衛生活動 1～3 (略) 4 防疫用資材の備蓄、調達 (1)～(2) (略) (3) 防疫用資材の内容 <u>10%塩化ベンザルコニウム (逆性石けん)</u>、消毒用<u>アルコール</u>、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等 5 (略) 6 ペット動物の保護対策 (略) (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、<u>獣医師会</u>、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 <u>災害時における被災動物救護活動に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 石川県獣医師会</td><td>R1. 10. 30</td><td>076-257-1400</td><td>076-257-1404</td></tr></table> 7 (略)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(一社) 石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404																		

現 行	修 正 案	備 考
第２８節 ボランティア活動の支援 １（略） ２ ボランティアの受け入れ （１）～（２）（略） （３）ボランティアとの連携・協働 ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。 （４）（略） ３～６（略） 第２９節（略）	第２８節 ボランティア活動の支援 １（略） ２ ボランティアの受け入れ （１）～（２）（略） （３）ボランティアとの連携・協働 ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。 （４）（略） ３～６（略） 第２９節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第３０節 住宅の応急対策 １（略） ２ 実施体制 （１）～（２）（略） （３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとながないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における<u>家庭</u>動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （４）～（５）（略） ３～４（略）	第３０節 住宅の応急対策 １（略） ２ 実施体制 （１）～（２）（略） （３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとながないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における<u>ペット</u>動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （４）～（５）（略） ３～４（略）	

現 行	修 正 案	備 考																																																
第31節 文教対策 県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部 1～11（略） 文化財対策のフロー（県・市町教育委員会） <table><tr><td>事前対応</td><td>未指定文化財目録の作成</td><td>文化財の耐震対策</td></tr><tr><td>初動対策期 (1日)</td><td colspan="2">災害発生 (所有者・管理者)</td></tr><tr><td>緊急対策期 (1週)</td><td colspan="2">応急防災活動、搬出</td></tr><tr><td></td><td>被害状況調査、報告</td><td></td></tr><tr><td></td><td>被害拡大防止の措置</td><td></td></tr><tr><td></td><td>文化財的価値の維持</td><td></td></tr><tr><td></td><td>市町教育委員会</td><td></td></tr><tr><td></td><td>県教育委員会</td><td></td></tr></table> 12 文化財対策 （略） （1）応急処置 ア（略） イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。 ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。 その際、県教育委員会又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。 エ（略） （2）～（3）（略） 第32節（略）	事前対応	未指定文化財目録の作成	文化財の耐震対策	初動対策期 (1日)	災害発生 (所有者・管理者)		緊急対策期 (1週)	応急防災活動、搬出			被害状況調査、報告			被害拡大防止の措置			文化財的価値の維持			市町教育委員会			県教育委員会		第31節 文教対策 県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部、<u>市町</u> 1～11（略） 文化財対策のフロー（<u>県教育委員会</u>、<u>市町・市町教育委員会</u>） <table><tr><td>事前対応</td><td>未指定文化財目録の作成</td><td>文化財の耐震対策</td></tr><tr><td>初動対策期 (1日)</td><td colspan="2">災害発生 (所有者・管理者)</td></tr><tr><td>緊急対策期 (1週)</td><td colspan="2">応急防災活動、搬出</td></tr><tr><td></td><td>被害状況調査、報告</td><td></td></tr><tr><td></td><td>被害拡大防止の措置</td><td></td></tr><tr><td></td><td>文化財的価値の維持</td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>市町・市町教育委員会</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td>県教育委員会</td><td></td></tr></table> 12 文化財対策 （略） （1）応急処置 ア（略） イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を<u>市町又は市町教育委員会</u>を経由して県教育委員会に報告する。 ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。 その際、<u>県教育委員会、市町又は市町教育委員会</u>は、必要に応じて、助言、指導する。 エ（略） （2）～（3）（略） 第32節（略）	事前対応	未指定文化財目録の作成	文化財の耐震対策	初動対策期 (1日)	災害発生 (所有者・管理者)		緊急対策期 (1週)	応急防災活動、搬出			被害状況調査、報告			被害拡大防止の措置			文化財的価値の維持			<u>市町・市町教育委員会</u>			県教育委員会		
事前対応	未指定文化財目録の作成	文化財の耐震対策																																																
初動対策期 (1日)	災害発生 (所有者・管理者)																																																	
緊急対策期 (1週)	応急防災活動、搬出																																																	
	被害状況調査、報告																																																	
	被害拡大防止の措置																																																	
	文化財的価値の維持																																																	
	市町教育委員会																																																	
	県教育委員会																																																	
事前対応	未指定文化財目録の作成	文化財の耐震対策																																																
初動対策期 (1日)	災害発生 (所有者・管理者)																																																	
緊急対策期 (1週)	応急防災活動、搬出																																																	
	被害状況調査、報告																																																	
	被害拡大防止の措置																																																	
	文化財的価値の維持																																																	
	<u>市町・市町教育委員会</u>																																																	
	県教育委員会																																																	

現 行	修 正 案	備 考
第４章 復旧・復興計画 第１節～第４節（略） 第５節 被災者の生活確保のための緊急措置 １～４（略） ５ 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 <u>このため次の措置を講ずる。</u> （１）～（２）（略） <u>（新設）</u> ６～９（略） １０ 災害廃棄物の処理等 （１）市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の<u>迅速かつ適正な処理を行う。</u> また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 （２）市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u>産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。</u> 第６節～第７節（略）	第４章 復旧・復興計画 第１節～第４節（略） 第５節 被災者の生活確保のための緊急措置 １～４（略） ５ 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 <u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> <u>早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。</u> （１）～（２）（略） <u>（３）県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</u> ６～９（略） １０ 災害廃棄物の処理等 （１）市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の<u>適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、効率的に搬出を行う。</u> また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 （２）市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。 第６節～第７節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第 5 章 複合災害対策 第 1 節（略） 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 （1） 県における通信連絡設備の整備 ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系及び地上系防災行政無線施設</u> イ（略） （2）（略） 2～3（略） 第 3 節～第 4 節（略）	第 5 章 複合災害対策 第 1 節（略） 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 （1） 県における通信連絡設備の整備 ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系防災行政無線施設及び I M S を活用した地上系通信施設</u> イ（略） （2）（略） 2～3（略） 第 3 節～第 4 節（略）	

石川県地域防災計画(津波災害対策編)修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和<u>元</u>年修正)	石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和<u>3</u>年修正)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）用語 ア～イ（略） ウ 指定公共機関 災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支社）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス エ～オ（略） （2）（略）	第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）用語 ア～イ（略） ウ 指定公共機関 災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支社）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）<u>及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）</u>、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス エ～オ（略） （2）（略）	

現 行		修 正 案		備 考																								
第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。		第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが津波防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。																										
<table><tr><th>機 関 名</th><th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td rowspan="4">指 定 地 方 行 政 機 関</td><td>北 陸 農 政 局 (農林水産省生産局) (災害用米穀)</td><td>・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関する事。 ・災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関する事。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関する事。 ・災害金融についての指導に関する事。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関する事。</td></tr><tr><td>中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部</td><td>・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関する事。</td></tr><tr><td>東京管区気象台 (金沢地方気象台)</td><td>・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ・気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。 ・気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 ・市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 ・災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。 ・都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</td></tr><tr><td>指定公共機関</td><td>北陸電力株式会社 (石川支店)</td><td>・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事。 ・災害時における電力供給の確保に関する事。</td></tr></table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 地 方 行 政 機 関	北 陸 農 政 局 (農林水産省生産局) (災害用米穀)	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関する事。 ・災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関する事。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関する事。 ・災害金融についての指導に関する事。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関する事。	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関する事。	東京管区気象台 (金沢地方気象台)	・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ・気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。 ・気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 ・市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 ・災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。 ・都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。	指定公共機関	北陸電力株式会社 (石川支店)	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事。 ・災害時における電力供給の確保に関する事。	<table><tr><th>機 関 名</th><th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td rowspan="4">指 定 地 方 行 政 機 関</td><td>北 陸 農 政 局 (農 林 水 産 省 政 策 統 括 官) (災害用米穀)</td><td>・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関する事。 ・災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関する事。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関する事。 ・災害金融についての指導に関する事。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関する事。</td></tr><tr><td>中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部</td><td>・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関する事。</td></tr><tr><td>東京管区気象台 (金沢地方気象台)</td><td>・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。</td></tr><tr><td>指定公共機関</td><td>北陸電力株式会社 (石川支店) 及び北陸電力送配電株式会社 (石川支社)</td><td>・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事。 ・災害時における電力供給の確保に関する事。</td></tr></table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指 定 地 方 行 政 機 関	北 陸 農 政 局 (農 林 水 産 省 政 策 統 括 官) (災害用米穀)	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関する事。 ・災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関する事。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関する事。 ・災害金融についての指導に関する事。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関する事。	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関する事。	東京管区気象台 (金沢地方気象台)	・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。	指定公共機関	北陸電力株式会社 (石川支店) 及び北陸電力送配電株式会社 (石川支社)	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事。 ・災害時における電力供給の確保に関する事。	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																											
指 定 地 方 行 政 機 関	北 陸 農 政 局 (農林水産省生産局) (災害用米穀)	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関する事。 ・災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関する事。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関する事。 ・災害金融についての指導に関する事。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関する事。																										
	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関する事。																										
	東京管区気象台 (金沢地方気象台)	・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ・気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。 ・気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 ・市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 ・災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。 ・都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。																										
	指定公共機関	北陸電力株式会社 (石川支店)	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事。 ・災害時における電力供給の確保に関する事。																									
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																											
指 定 地 方 行 政 機 関	北 陸 農 政 局 (農 林 水 産 省 政 策 統 括 官) (災害用米穀)	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関する事。 ・災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関する事。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関する事。 ・災害金融についての指導に関する事。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関する事。																										
	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関する事。																										
	東京管区気象台 (金沢地方気象台)	・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。																										
	指定公共機関	北陸電力株式会社 (石川支店) 及び北陸電力送配電株式会社 (石川支社)	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事。 ・災害時における電力供給の確保に関する事。																									

現 行	修 正 案	備 考						
第 2 章 津波災害予防計画 第 1 節 防災知識の普及 1 ～ 4 （略） 5 住民に対する防災知識の普及 （１）普及の方法 ア（略） イ 広報媒体等による普及 （ア）～（イ）（略） （ウ）防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及 防災啓発情報の発信に関する協定 <table border="1" data-bbox="172 671 775 754"> <tr> <td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td></tr> <tr> <td>石川県</td><td>NTTタウンページ（株）</td><td>H29. 8. 9</td></tr> </table> （エ）～（シ）（略） ウ（略） （２）普及の内容 ア～イ（略） ウ 津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容 エ～ク（略） 6 ～ 7 （略） 第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 （略） 2 県民のとるべき措置	協定者		協定締結日	石川県	NTTタウンページ（株）	H29. 8. 9	第 2 章 津波災害予防計画 第 1 節 防災知識の普及 1 ～ 4 （略） 5 住民に対する防災知識の普及 （１）普及の方法 ア（略） イ 広報媒体等による普及 （ア）～（イ）（略） （ウ）防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及 <u>（削除）</u> （エ）～（シ）（略） ウ（略） （２）普及の内容 ア～イ（略） ウ 津波警報等や避難指示等の意味と内容 エ～ク（略） 6 ～ 7 （略） 第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 （略） 2 県民のとるべき措置	
協定者		協定締結日						
石川県	NTTタウンページ（株）	H29. 8. 9						

現 行		修 正 案		備 考
平素から次のことに留意し、万一の場合に備えていく。				
平 常 時 の 心 得	○日頃から出火の防止に努める。 〔・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検〕	平 常 時 の 心 得	○日頃から出火の防止に努める。 〔・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検〕	
	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置		○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置	
	○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強		○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強	
	○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 〔・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置〕		○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 〔・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置〕	
	○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置		○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置	
	○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 〔・家族が必要とする「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等〕		○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 〔・家族が必要とする「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油〕	
	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 〔・地震発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法〕		○家族で次の対応措置を話し合っておく。 〔・地震発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法〕	
	○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。		○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。	
○地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。		○地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。		
(略)				
3 事業者等のとるべき措置				
(1) (略)				

現 行	修 正 案	備 考				
(2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。 <table><tr><td>津波発生時の心得</td><td> ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 </td></tr></table>	津波発生時の心得	○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。	(2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。 <table><tr><td>津波発生時の心得</td><td> ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ <u>屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u> </td></tr></table>	津波発生時の心得	○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ <u>屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u>	
津波発生時の心得	○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。					
津波発生時の心得	○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ <u>屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u>					
4 (略) 第3節 (略) 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>ボランティア団体</u>、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの<u>連携強化に努める。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 <u>(新設)</u> 2 (略)	4 (略) 第3節 (略) 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 <u>(1) 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。</u> このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの<u>連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 <u>(2) 県及び市町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> 2 (略)					

現 行	修 正 案	備 考
3 防災ボランティアの受入体制等 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> 4 防災ボランティアの育成 (1) 県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。 (2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO等に積極的に参加を呼びかける。 (3)～(5) (略) 第5節 (略)	3 防災ボランティアの受入体制等 (1)～(3) (略) <u>(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等</u> <u>市町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。</u> 4 防災ボランティアの育成 (1) 県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士、<u>NPO・ボランティア</u>など地域住民と一体となった訓練を実施する。 (2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO・<u>ボランティア</u>等に積極的に参加を呼びかける。 (3)～(5) (略) 第5節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第6節 防災体制の整備 1 基本方針 津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能ができる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 2 県の活動体制 (1)～(2) (略) (3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～イ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (4) (略)	第6節 防災体制の整備 1 基本方針 津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能ができる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間 <u>(最低3日間)</u> の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における<u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u> 2 県の活動体制 (1)～(2) (略) (3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～イ (略) ウ <u>県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。</u> エ <u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u> (4) (略)	

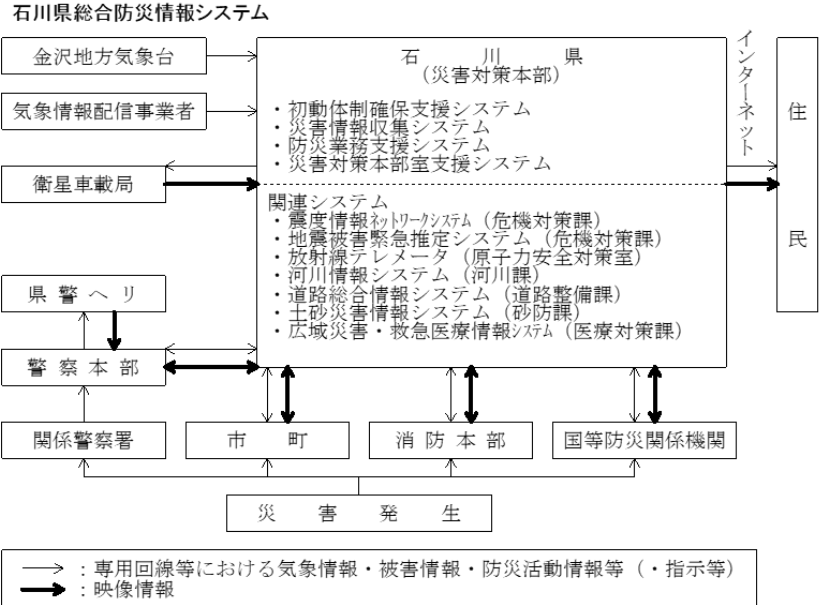
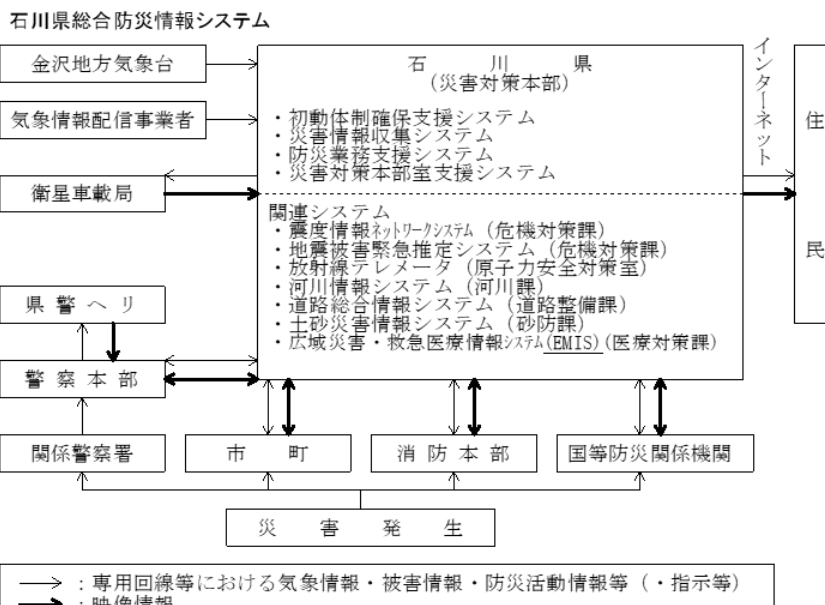
現 行	修 正 案	備 考
(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (6) ~ (8) (略) (9) 受援計画の策定等 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (10) ~ (13) (略) <u>(新設)</u>	(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ (略) ウ <u>燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u> エ <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u> (6) ~ (8) (略) (9) 受援計画の策定等 ア 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。 イ 県は、<u>国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u> ウ 県は、<u>訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> (10) ~ (13) (略) <u>(14) 事業継続力強化支援計画の策定促進</u> <u>県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町と商工会・商工会議所が連携して行う、事業継続力強化支援計画の策定を促進する。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
<u>(新設)</u> <u>(14) 災害廃棄物の処理体制の整備</u> 県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。 また、県は、災害廃棄物に関する情報や中部ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 <u>(新設)</u> 3 市町の活動体制 (1) (略) (2) 国、県との連絡体制等の整備 市町は、<u>避難勧告又は指示(緊急)</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 (3)～(4) (略)	<u>(15) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握</u> 県は、あらかじめ市町、商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、<u>災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u> <u>(16) 災害廃棄物の処理体制の整備</u> 県は、災害廃棄物等の処理に関する基本方針を策定し、市町等へ周知を図るとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、国、関係機関等とともに、広域的な連携体制の整備に努める。 また、県は、災害廃棄物に関する情報や中部ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 <u>(17) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制</u> 県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について<u>庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u> 3 市町の活動体制 (1) (略) (2) 国、県との連絡体制等の整備 市町は、<u>避難指示</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 (3)～(4) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (6) (略)	(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u> また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ (略) <u>エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u> <u>オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u> (6) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(7) 受援計画の策定等 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (8) ～ (13) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 4 (略) <u>(新設)</u>	(7) 受援計画の策定等 <u>ア 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。</u> <u>イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u> <u>ウ 市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> (8) ～ (13) (略) <u>(14) 事業継続力強化支援計画の策定</u> 市町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。 <u>(15) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握</u> 市町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。 <u>(16) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制</u> 市町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 4 (略) <u>5 人材確保方策</u> 県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。	

現 行	修 正 案	備 考
第7節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性、耐浪性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、<u>耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ</u>、一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 2 通信用施設設備の整備 (1) (略) (2) 市町の整備 ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。 イ (略) (3) ～ (6) (略)	第7節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性、耐浪性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、<u>地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて</u>、一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 2 通信用施設設備の整備 (1) (略) (2) 市町の整備 ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 また、<u>IP通信網やケーブルテレビ網等のほか</u>、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。 イ (略) (3) ～ (6) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。  石川県総合防災情報システム 金沢地方気象台 気象情報配信事業者 衛星車載局 県警ヘリ 警察本部 関係警察署 市 町 消 防 本 部 国等防災関係機関 災害発生 石 川 県 (災害対策本部) ・初動体制確保支援システム ・災害情報収集システム ・防災業務支援システム ・災害対策本部室支援システム 関連システム ・震度情報ネットワークシステム (危機対策課) ・地震被害緊急推定システム (危機対策課) ・放射線テレメータ (原子力安全対策室) ・河川情報システム (河川課) ・道路総合情報システム (道路整備課) ・土砂災害情報システム (砂防課) ・広域災害・救急医療情報システム (医療対策課) インターネット 住 民 → : 専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等 (・指示等) → : 映像情報	3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。  石川県総合防災情報システム 金沢地方気象台 気象情報配信事業者 衛星車載局 県警ヘリ 警察本部 関係警察署 市 町 消 防 本 部 国等防災関係機関 災害発生 石 川 県 (災害対策本部) ・初動体制確保支援システム ・災害情報収集システム ・防災業務支援システム ・災害対策本部室支援システム 関連システム ・震度情報ネットワークシステム (危機対策課) ・地震被害緊急推定システム (危機対策課) ・放射線テレメータ (原子力安全対策室) ・河川情報システム (河川課) ・道路総合情報システム (道路整備課) ・土砂災害情報システム (砂防課) ・広域災害・救急医療情報システム (EMIS) (医療対策課) インターネット 住 民 → : 専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等 (・指示等) → : 映像情報	
4 (略) 第8節 (略)	4 (略) 第8節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第9節 水害予防 1～5（略） 6 避難準備措置の確立 市町長は、津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波による二次災害が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 また、県は、関係市町の長が行う<u>避難勧告若しくは指示（緊急）又は「屋内安全確保」の指示</u>の判断を支援するため、関係市町の長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。 7～8（略）	第9節 水害予防 1～5（略） 6 避難準備措置の確立 市町長は、津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波による二次災害が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 また、県は、関係市町の長が行う<u>避難指示等の判断</u>を支援するため、関係市町の長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。 7～8（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第１０節 避難体制の整備 １ 基本方針 津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 ２ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 （略） （１）指定緊急避難場所 ア～エ（略） <u>オ 指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと。</u> （ア）～（ウ）（略）	第１０節 避難体制の整備 １ 基本方針 津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 <u>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u> ２ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 （略） （１）指定緊急避難場所 ア～エ（略） <u>（削除）</u> （ア）～（ウ）（略）	

現 行	修 正 案	備 考										
(2) 指定避難所 ア～オ（略） カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 （略） <u>（新設）</u> キ～シ（略） <u>（新設）</u> （3）（略） （4）<u>避難勧告・指示（緊急）等の判断基準の策定等</u> ア 市町長は、<u>避難指示（緊急）</u>の意思決定を迅速・的確に実施するため、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示（緊急）</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示（緊急）</u>の発令基準を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市町は、首長不在時における発災に備え、<u>避難勧告等</u>発令に係る代理規程を整備する。 イ 市町は、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 ウ 県は、市町に対し、<u>避難勧告等</u>の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。 3（略）	(2) 指定避難所 ア～オ（略） カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、<u>マスク</u>、<u>消毒液</u>等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を<u>整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大</u>に努めること。 （略） <u>災害時における段ボール製品の調達等に関する協定</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>中日本段ボール工業組合</td><td>R2. 2. 14</td><td>052-451-2775</td><td>052-451-2848</td></tr></table> キ～シ（略） <u>ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</u> （3）（略） （4）<u>避難指示の発令基準の策定等</u> ア 市町長は、<u>避難指示</u>の意思決定を迅速・的確に実施するため、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示</u>の発令基準を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市町は、首長不在時における発災に備え、<u>避難指示</u>発令に係る代理規程を整備する。 イ 市町は、躊躇なく<u>避難指示</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 ウ 県は、市町に対し、<u>避難指示</u>の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。 3（略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	中日本段ボール工業組合	R2. 2. 14	052-451-2775	052-451-2848	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	中日本段ボール工業組合	R2. 2. 14	052-451-2775	052-451-2848								

現 行	修 正 案	備 考
4 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は<u>一般の避難所</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</u> 5～6（略） 7 避難誘導体制 （１）市町等 ア 津波による危険が予想される市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、<u>避難勧告・指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</u> また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル・避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 イ～カ（略） （２）～（３）（略） 8（略） 第１１節 要配慮者対策 1（略） 2 在宅の要配慮者への配慮 （１）～（６）（略） （７）福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は<u>一般の避難所</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。	4 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は<u>避難所内の一般避難スペース</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</u> 5～6（略） 7 避難誘導体制 （１）市町等 ア 津波による危険が予想される市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、<u>避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</u> また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル・避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 イ～カ（略） （２）～（３）（略） 8（略） 第１１節 要配慮者対策 1（略） 2 在宅の要配慮者への配慮 （１）～（６）（略） （７）福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は<u>避難所内の一般避難スペース</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 <u>ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u> <u>イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
(8) 二次避難支援体制の整備 県は、<u>市町の二次避難支援（要配慮者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、要配慮者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。</u> 市町は、<u>県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</u> (9) (略) 3 社会福祉施設等の整備 (1) (略) (2) 防災設備等の整備 社会福祉施設等の管理者は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に施設を立地するよう努めるものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、耐浪化、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。 また、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）<u>を備える施設については、その設置場所を工夫する。</u> (3) (略) 4 (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 1～4 (略) 5 民間事業者等の活用 (1) (略) (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。	<u>ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。</u> (8) 二次避難支援体制の整備 県は、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チームを派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。 市町は、<u>国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</u> (9) (略) 3 社会福祉施設等の整備 (1) (略) (2) 防災設備等の整備 社会福祉施設等の管理者は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に施設を立地するよう努めるものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、耐浪化、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。 また、<u>発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。</u> (3) (略) 4 (略) 第12節 緊急輸送体制の整備 1～4 (略) 5 民間事業者等の活用 (1) (略) (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。	

現 行	修 正 案	備 考
(3) (略) 第13節 医療体制の整備 1 (略) 2 医療救護体制の整備 (1)～(6) (略) <u>(新設)</u> 3 情報連絡体制 (1) (略) (2) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)(注1)による連絡体制 ア 県は、震災・津波発生時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム(EMIS)が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 (注1) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS) (略) ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) (3) (略) 4～5 (略) 第14節～第15節 (略)	(3) (略) 第13節 医療体制の整備 1 (略) 2 医療救護体制の整備 (1)～(6) (略) <u>(7) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u> <u>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。</u> 3 情報連絡体制 (1) (略) (2) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)(注1)による連絡体制 ア 県は、震災・津波発生時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム(EMIS)が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 (注1) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS) (略) ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) (3) (略) 4～5 (略) 第14節～第15節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第１６節 食料及び生活必需品等の確保 １ 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。 （略） ２（略） ３ 食料及び生活物資の確保 （１）県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要配慮者に配慮したものとなるよう留意する。 また、地震被害想定などを参考として、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図る。	第１６節 食料及び生活必需品等の確保 １ 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。 （略） ２（略） ３ 食料及び生活物資の確保 （１）県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要配慮者に配慮したものとなるよう留意する。 また、地震被害想定などを参考として、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図り、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。	

現 行	修 正 案	備 考
(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。 4～5 (略) 第17節 (略) 第18節 建築物等災害予防 1 (略) 2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 津波対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性、不燃性の確保を図る。さらに、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水地域に立地する場合は、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。 また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造・設備の確保を図る。 (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等 (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等 3 (略)	(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、<u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u> 4～5 (略) 第17節 (略) 第18節 建築物等災害予防 1 (略) 2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 津波対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性、不燃性の確保を図る。さらに、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水地域に立地する場合は、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。 また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造・設備の確保を図る。 (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等 (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等 さらに、<u>県は平時から、公共建築物等の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。</u> 3 (略)	

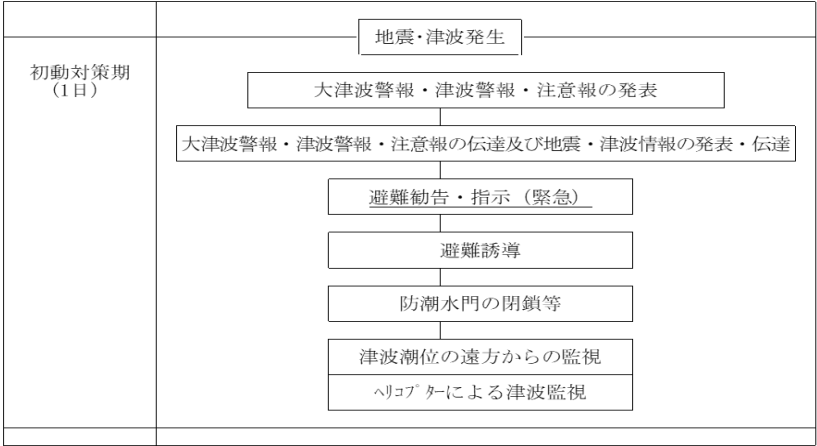
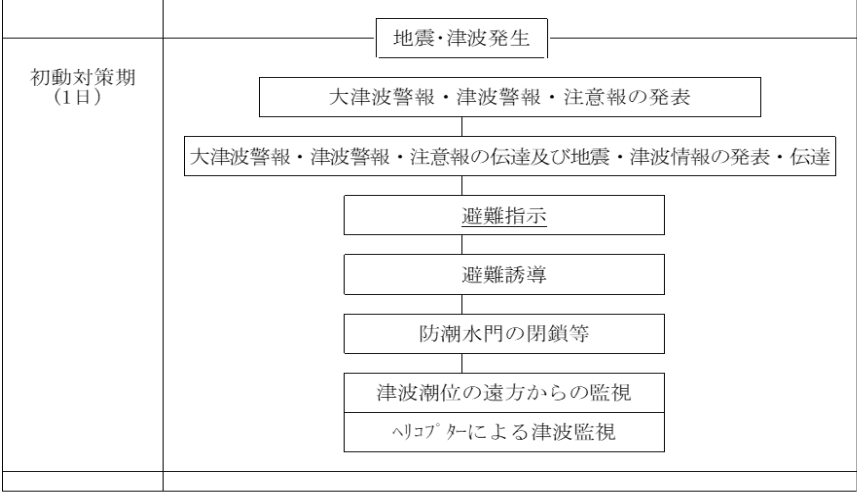
現 行	修 正 案	備 考
4 文化財災害予防 (1) (略) (2) 事前対策 ア (略) イ 津波対策 県教育委員会及び市町教育委員会は、文化財の津波被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、津波対策の必要性を啓発する。 県教育委員会は、自らが管理する文化財の津波対策を実施するほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。 ウ 民間団体との連携 県教育委員会又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。 5～6 (略) 第19節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、道路、公園等は、緊急時における避難場所としての活用可能性も有している。 このため、津波に強いまちづくりを行うに当たっては、都市計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、<u>早期に復旧できるよう体制等を強化する。</u> 2 (略)	4 文化財災害予防 (1) (略) (2) 事前対策 ア (略) イ 津波対策 県教育委員会及び市町又は市町教育委員会は、文化財の津波被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、津波対策の必要性を啓発する。 県教育委員会は、自らが管理する文化財の津波対策を実施するほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。 ウ 民間団体との連携 県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。 5～6 (略) 第19節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、道路、公園等は、緊急時における避難場所としての活用可能性も有している。 このため、津波に強いまちづくりを行うに当たっては、都市計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、<u>電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</u> 2 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 (1) 海岸、港湾、漁港の整備 ア～イ (略) <u>(新設)</u> (2) (略) 4～5 (略) 6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 (1)～(2) (略) 7 通信施設の整備対策 津波災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐浪化、耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(5) (略) 8～11 (略) 第20節 (略)	3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 (1) 海岸、港湾、漁港の整備 ア～イ (略) <u>ウ 港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u> (2) (略) 4～5 (略) 6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 <u>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</u> <u>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</u> (1)～(2) (略) 7 通信施設の整備対策 津波災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、<u>非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐浪化、耐火並びに多ルート化に努める。</u> <u>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</u> <u>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</u> (1)～(5) (略) 8～11 (略) 第20節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考																														
第 3 章 津波災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 7 （略） 8 災害応急対策の総合調整 （1）総合調整 ア 県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。 イ～エ（略） （2）（略） 9 受援体制の確立 （略） （1）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～カ（略） キ <u>災害時における衛生材料の供給等に関する協定</u> （本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療品卸商組合</td><td>H 8. 11. 13</td><td>076-263-6517</td><td>076-263-6518</td></tr></table> ク 災害時における医療機器の供給等に関する協定 （本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13</td><td>076-222-5111</td><td>076-264-2334</td></tr></table> ケ 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 （本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照） （略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-263-6517	076-263-6518	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	076-222-5111	076-264-2334	第 3 章 津波災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 7 （略） 8 災害応急対策の総合調整 （1）総合調整 ア 県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。 <u>また、国が現地において連絡会議及び調整会議を開催した場合、応急措置状況や被災市町を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等と共有する。</u> イ～エ（略） （2）（略） 9 受援体制の確立 （略） （1）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～カ（略） <u>（削除）</u> キ 災害時における医療機器及び衛生材料の供給等に関する協定 （本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)</td><td>076-222-5111</td><td>076-264-2334</td></tr></table> ク 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 （本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照） （略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	076-222-5111	076-264-2334	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-263-6517	076-263-6518																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	076-222-5111	076-264-2334																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	076-222-5111	076-264-2334																												

現 行	修 正 案	備 考
コ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第 13 節「救助・救急活動」参照） （略） サ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 （本章第 16 節「災害警備及び交通規制」参照） （略） シ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 （本章第 17 節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」参照） （略） ス 災害時における応急対策工事に関する基本協定 （本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略） セ 災害時における応援業務に関する協定 （本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略） <u>（新設）</u> <		

現 行	修 正 案	備 考										
(新設)	ナ 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)											
	<table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県タクシー協会</td><td>R2. 12. 14</td><td>076-254-1348</td><td>076-268-1349</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) 石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349								
㊦ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)	ニ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)											
(略)	(略)											
㊧ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)	㊮ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)											
(略)	(略)											
㊨ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)	㊯ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)											
(略)	(略)											
㊩ 災害時の応援業務に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)	㊰ 災害時の応援業務に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)											
(略)	(略)											
(新設)	ハ 災害時における被災動物救護活動に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)											
	<table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 石川県獣医師会</td><td>R1. 10. 30</td><td>076-257-1400</td><td>076-257-1404</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404								
㊪ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)	ヒ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)											
(略)	(略)											
㊫ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)	㊱ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)											
(略)	(略)											
㊬ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)	㊲ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)											
(略)	(略)											
(7) ～ (8) (略)	(7) ～ (8) (略)											

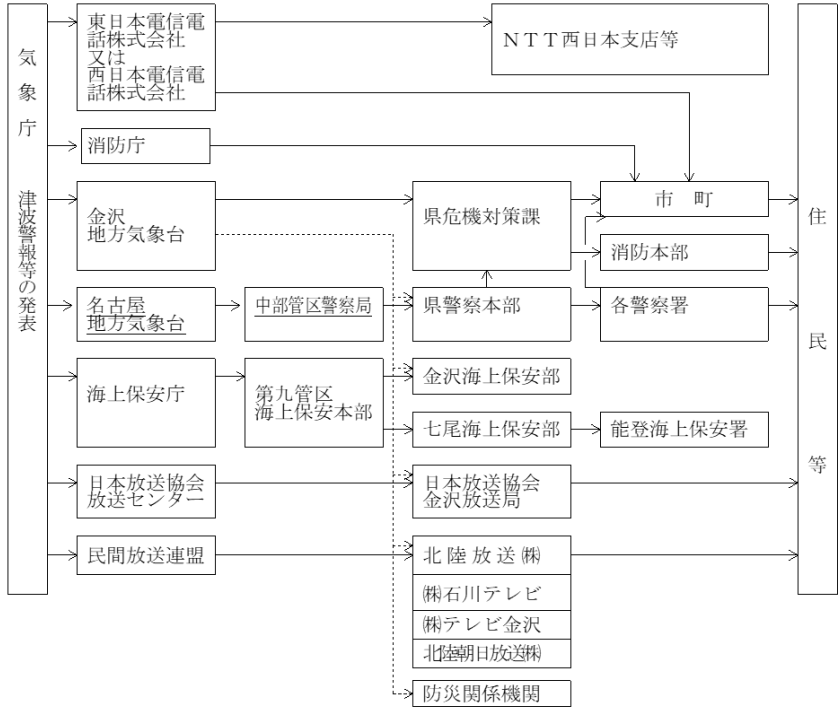
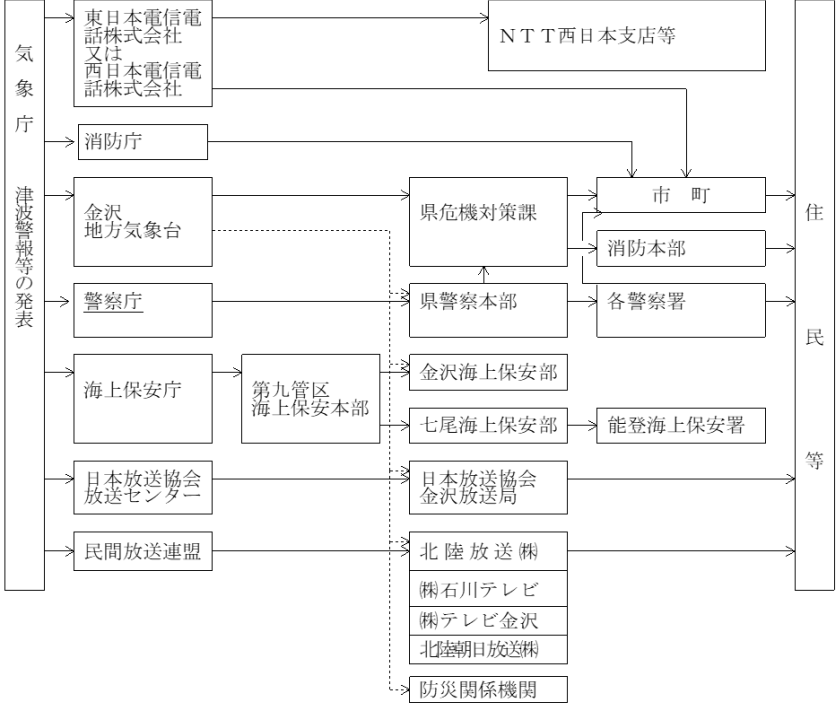
現 行	修 正 案	備 考
10 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 (1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア～ウ（略） <u>(新設)</u> (2)（略） 11（略） 第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表 大津波警報・津波警報・注意報の発表のフロー  <pre> graph TD A[地震・津波発生] --> B[大津波警報・津波警報・注意報の発表] B --> C[大津波警報・津波警報・注意報の伝達及び地震・津波情報の発表・伝達] C --> D[避難勧告・指示（緊急）] D --> E[避難誘導] E --> F[防潮水門の閉鎖等] F --> G[津波潮位の遠方からの監視] G --> H[ヘリコプターによる津波監視] </pre> 1（略）	10 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 (1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア～ウ（略） <u>エ 被災地の状況把握</u> 県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。 (2)（略） 11（略） 第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表 大津波警報・津波警報・注意報の発表のフロー  <pre> graph TD A[地震・津波発生] --> B[大津波警報・津波警報・注意報の発表] B --> C[大津波警報・津波警報・注意報の伝達及び地震・津波情報の発表・伝達] C --> D[避難指示] D --> E[避難誘導] E --> F[防潮水門の閉鎖等] F --> G[津波潮位の遠方からの監視] G --> H[ヘリコプターによる津波監視] </pre>	

現 行	修 正 案	備 考
2 警報・注意報等の種類、発表基準等 県及び市町等は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。 (1) 津波警報等の種類及び発表基準等 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。	1 (略) 2 警報・注意報等の種類、発表基準等 県及び市町等は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。 (1) 津波警報等の種類及び発表基準等 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、<u>津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。</u> 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震は<u>地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。</u>その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。	

現 行					修 正 案					備 考
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表				数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <u>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>	
		10m (5m<予想高さ≤10m)					10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)					5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <u>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	
※大津波警報を特別警報に位置づけている。 注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。					※大津波警報を特別警報に位置づけている。 注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。					
イ (略) (2) 津波情報 ア (略)					イ (略) (2) 津波情報 ア (略)					

現 行	修 正 案	備 考																						
津波情報の種類と発表内容 <table><tr><th>津波情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）</td></tr><tr><td>津波に関するその他の情報</td><td>津波に関するその他必要な事項を発表</td></tr></table> （※１）津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 （略） （※２）（略） イ（略） （３）（略）	津波情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	津波情報の種類と発表内容 <table><tr><th>津波情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（※１）や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※２）</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※３）</td></tr></table> （※１）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 （※２）津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 （略） （※３）（略） イ（略） （３）（略）	津波情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※１）や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※２）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※３）	
津波情報の種類	発表内容																							
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]																							
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																							
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）																							
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）																							
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																							
津波情報の種類	発表内容																							
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※１）や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]																							
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																							
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※２）																							
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※３）																							

現 行	修 正 案	備 考
3 地震及び津波警報等発表の流れ 地震及び津波に関する情報 ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。 ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。 ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。	3 地震及び津波警報等発表の流れ 地震及び津波に関する情報 ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。 ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。 ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。	

現 行	修 正 案	備 考
4 津波に関する予報の伝達 (1) (略) (2) 津波警報等の伝達 ア 津波警報等伝達系統 気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。 津波警報等伝達系統図 	4 津波に関する予報の伝達 (1) (略) (2) 津波警報等の伝達 ア 津波警報等伝達系統 気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。 津波警報等伝達系統図 	

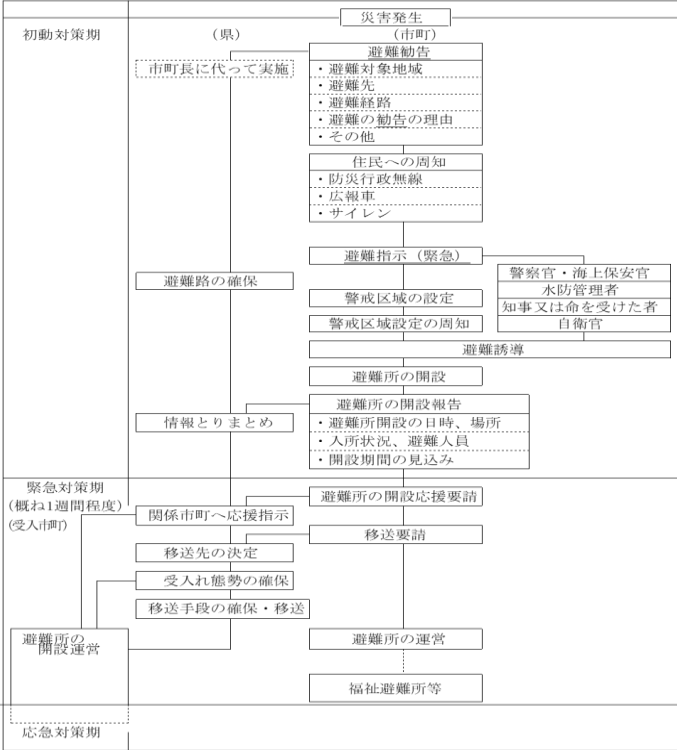
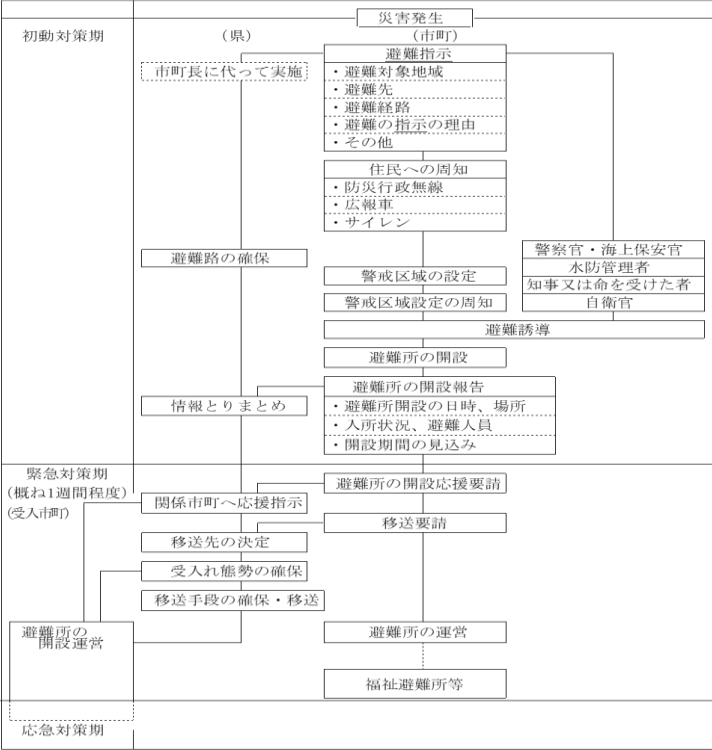
現 行	修 正 案	備 考
5 津波災害発生直前の対策 (1) 安全な避難誘導 市町は、大津波警報、津波警報、<u>避難勧告</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。 また、市町は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な<u>避難勧告・指示(緊急)</u>を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や<u>避難指示(緊急)</u>等の発表・発令・伝達体制を整える。 なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。 (2)～(3) (略) 6 (略) 第3節 災害情報の収集・伝達 1～2 (略) 3 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡 ア 県 (ア) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。 (イ) (略) イ～ウ (略) (2) (略)	5 津波災害発生直前の対策 (1) 安全な避難誘導 市町は、大津波警報、津波警報、<u>避難指示</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。 また、市町は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な<u>避難指示</u>を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や<u>避難指示</u>の発表・発令・伝達体制を整える。 なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。 (2)～(3) (略) 6 (略) 第3節 災害情報の収集・伝達 1～2 (略) 3 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡 ア 県 (ア) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。 (イ) (略) イ～ウ (略) (2) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 (ア) 県（本庁）・県教育委員会 a～c（略） d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。 e（略） (イ)（略） イ～エ（略） オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、<u>通信</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 カ（略） (4) 航空機等による被害状況の把握 ア 県は、消防防災ヘリコプターの活用により、迅速かつ的確に被害状況等の情報収集、伝達活動を行う。（本章第5節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照）	(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 (ア) 県（本庁）・県教育委員会 a～c（略） d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。 e（略） (イ)（略） イ～エ（略） オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、<u>通信サービス</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 <u>県及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u> カ（略） (4) 航空機による災害状況の把握 ア 県は、消防防災ヘリコプター及び<u>無人航空機</u>の活用により、迅速かつ的確に被害状況等の情報収集・伝達活動を行う。（本章第5節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照）	

[illegible]

[illegible]

現 行	修 正 案	備 考
第４節 通信手段の確保 危機管理監室、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力、JR西日本、防災関係機関 １（略） ２ 通信手段の利用方法等 （略） （１）～（２）（略） （３）非常通信 ア（略） イ 非常通信協議会 知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密な連携に努める。 ウ～エ（略） （４）～（９）（略） ３（略） 第５節（略） 第６節 災害広報 １～２（略） ３ 広報の内容 （１）（略）	第４節 通信手段の確保 危機管理監室、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力及び北陸電力送配電、JR西日本、防災関係機関 １（略） ２ 通信手段の利用方等 （略） （１）～（２）（略） （３）非常通信 ア（略） イ 非常通信協議会 知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密に連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に努める。 ウ～エ（略） （４）～（９）（略） ３（略） 第５節（略） 第６節 災害広報 １～２（略） ３ 広報の内容 （１）（略）	

現 行	修 正 案	備 考
(新設) 第 7 節～第 8 節（略） 第 9 節 避難誘導等 避難誘導のフロー 	7 ライフライン情報の提供等 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。 また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。 県、市町及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。 第 7 節～第 8 節（略） 第 9 節 避難誘導等 避難誘導のフロー 	

現 行	修 正 案	備 考
1 (略) 2 避難の<u>勧告</u>又は指示の実施 市町長等は、次の措置を講じる。 (1) 市町長 (災害対策基本法第60条) ア 震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、<u>避難のための立退き</u>を勧告し、及び急を要すると認めるときは<u>避難のための立退き</u>を指示するとともに、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示する。市町長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。 また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。 イ (略) (2) 警察官、海上保安官 (災害対策基本法第61条、警察官職務執行法 (昭和22年法律第136号)) 前記 (1) の市町長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」を指示することができる。 なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。 また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。 (3) 水防管理者 (市町長、水防事務組合の長) (水防法 (昭和24年法律第193号) 第21条) 溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。 (4) 知事又はその命を埋めた職員 (水防法第21条) (地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)) 溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。 (5) (略)	1 (略) 2 避難の指示の実施 市町長等は、次の措置を講じる。 (1) 市町長 (災害対策基本法第60条) ア 震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示する。市町長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。 また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。 イ (略) (2) 警察官、海上保安官 (災害対策基本法第61条、警察官職務執行法 (昭和22年法律第136号)) 前記 (1) の市町長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」を指示することができる。 なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。 また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。 (3) 水防管理者 (市町長、水防事務組合の長) (水防法 (昭和24年法律第193号) 第21条) 溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 (4) 知事又はその命を埋めた職員 (水防法第21条) (地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)) 溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の<u>必要と認める</u>居住者等に対して避難のための立退きの指示をする。 (5) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(6) 相互の連絡協力 (1) から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</u> (7) <u>避難勧告等の発令方法</u> 避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、危険の切迫性に応じて<u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。</u> なお、<u>避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</u> 3 避難の勧告又は指示の内容及びその周知 (1) <u>避難の勧告又は指示の内容</u> 避難の<u>勧告又は指示</u>をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。 (略) (2) 住民への周知 市町長等は、避難の<u>勧告又は指示</u>を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート(災害情報共有システム)等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。 また、市町は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。 なお、<u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u> 4 (略)	(6) 相互の連絡協力 (1) から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</u> (7) <u>避難指示の発令方法</u> 避難指示の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、危険の切迫性に応じて<u>避難指示の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。</u> なお、<u>避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</u> 3 避難の指示の内容及びその周知 (1) <u>避難の指示の内容</u> 避難の指示をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。 (略) (2) 住民への周知 市町長等は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート(災害情報共有システム)等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。 また、市町は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。 なお、<u>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u> 4 (略)	

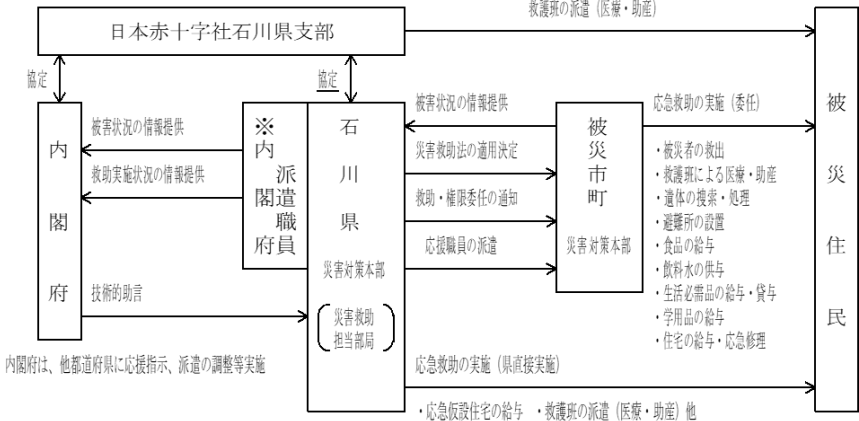
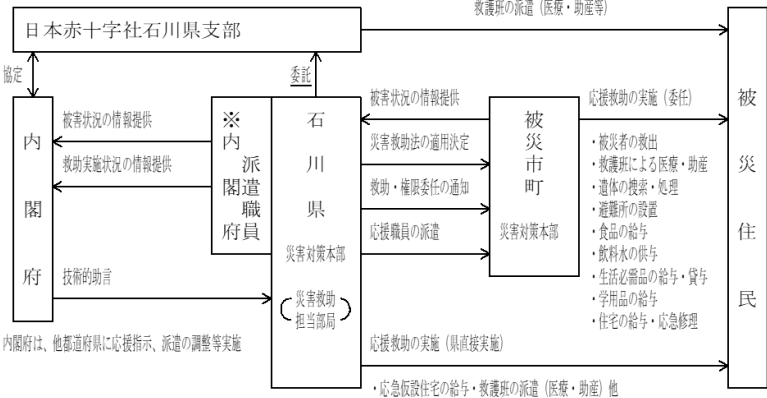
現 行	修 正 案	備 考
5 警戒区域設定の周知等 (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の<u>勧告又は指示</u>と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。 (2) (略) 6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。 県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> イ 避難生活の対象者 ☐ 住居等の被災者 ☐ <u>避難勧告など</u>の対象地域の居住者 ☐ 帰宅できない旅行者、<u>迷い人</u>等 ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 エ～ケ (略)	5 警戒区域設定の周知等 (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。 (2) (略) 6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。<u>市町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、浸水想定区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u> また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。 県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、<u>あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。</u>なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> <u>被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。</u> イ 避難生活の対象者 ☐ 住居等の被災者 ☐ <u>避難指示</u>の対象地域の居住者 ☐ 帰宅できない旅行者<u>や</u>迷い人、<u>ホームレス</u>等 ウ 避難所を設置したときは、<u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。</u> エ～ケ (略)	

現 行	修 正 案	備 考
コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 サ～シ（略） <u>（新設）</u> （２）県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示をする。 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 ８ 広域避難対策 （１）～（２）（略） （３）広域一時滞在 ア～ウ（略） エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 （４）（略） ９～１０（略）	コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 サ～シ（略） <u>ス ペット動物の飼育場所の確保等</u> 市町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 （２）県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。<u>その際には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u> また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示をする。 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 ８ 広域避難対策 （１）～（２）（略） （３）広域一時滞在 ア～ウ（略） エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。 （４）（略） ９～１０（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第１０節 要配慮者の安全確保 １～４（略） ５ 外国人に対する対策 県及び市町は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。 （１）市町は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。また、相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。 （２）県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。また、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）し、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。 <u>（新設）</u> 第１１節 災害医療及び救急医療 １（略） ２ 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、ＤＭＡＴ及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第６節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、ＤＭＡＴ及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） （略）	第１０節 要配慮者の安全確保 １～４（略） ５ 外国人に対する対策 県及び市町は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。 （１）市町は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。また、<u>災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。</u> （２）県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。また、<u>大規模な災害が発生し、多くの外国人が被災することが見込まれる場合は、石川県災害多言語支援センターを設置し、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）のうえ、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。</u> <u>（３）県は、国が実施する研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。</u> 第１１節 災害医療及び救急医療 １（略） ２ 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、ＤＭＡＴ及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第６節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、ＤＭＡＴ及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） （略）	

現 行	修 正 案	備 考
○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア (略) イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMA T を派遣するほか、医療救護班を派遣する。 ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受 入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。 (イ)～(オ) (略) オ～カ (略) (3)～(5) (略) (6) 公益社団法人石川県医師会 ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」 に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対 して、医療救護活動等を要請する。 イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。 災害時の医療救護に関する協定 (略) (7)～(10) (略) 4 (略)	○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 3 DMA T・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア (略) イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMA T を派遣するほか、医療救護班を派遣する。<u>その際、災害医療コーディネータ ー及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受 入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適 宜助言及び支援を受ける。</u> (イ)～(オ) (略) オ～カ (略) (3)～(5) (略) (6) 公益社団法人石川県医師会 ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」 に基づく医療救護班(JMAT)の派遣要請があったときは、被災地外の地 区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。 イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班(JMAT)を派遣し、医療救護 活動を行う。 災害時の医療救護に関する協定 (略) (7)～(10) (略) 4 (略)	

現 行	修 正 案	備 考						
5 災害時後方医療体制 ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。 イ（略） 6 重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。 （２）（略） 7 他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。 8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 （１）～（２）（略） （３）県災害対策本部 ア 医薬品等 市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。 県内で調達できない場合は、広域応援県市に対して緊急輸送を要請する。 （ア）（略） （イ）災害時における衛生材料の供給等に関する協定 <table border="1" data-bbox="237 1198 963 1307"> <tr> <td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医薬品卸商組合</td><td>H 8.11.13</td></tr> </table>	協定者		協定締結日	石川県	石川県医薬品卸商組合	H 8.11.13	5 災害時後方医療体制 ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> イ（略） 6 重症患者等の搬送体制 （１）搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> （２）（略） 7 他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> 8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 （１）～（２）（略） （３）県災害対策本部 ア 医薬品等 市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。 県内で調達できない場合は、広域応援県市に対して緊急輸送を要請する。 （ア）（略） <u>（削除）</u>	
協定者		協定締結日						
石川県	石川県医薬品卸商組合	H 8.11.13						

現 行	修 正 案	備 考												
(ウ) 災害時における医療機器の供給等に関する協定 <table border="1" data-bbox="241 228 967 341"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13</td></tr> </table> (エ) (略) イ (略) 9～12 (略) 第12節～第14節 (略) 第15節 災害救助法の適用 1～4 (略) 5 災害救助法に基づく救助の実施 (1)～(3) (略) (4) 知事は、「<u>災害救助法による医療及び助産救助の委託協定書(昭和31年7月16日)</u>」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。 6～7 (略) 災害発生からの応急救助までのフロー  ※災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当たる。	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	(イ) 災害時における医療機器及び衛生材料の供給等に関する協定 <table border="1" data-bbox="1200 236 1861 325"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)</td></tr> </table> (ウ) (略) イ (略) 9～12 (略) 第12節～第14節 (略) 第15節 災害救助法の適用 1～4 (略) 5 災害救助法に基づく救助の実施 (1)～(3) (略) (4) 知事は、「<u>災害救助法に基づく業務委託契約書(令和2年12月25日)</u>」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。 6～7 (略) 災害発生からの応急救助までのフロー  ※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整にあたる。	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	
協定者		協定締結日												
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13												
協定者		協定締結日												
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)												

現 行										修 正 案										備 考		
別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について										別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について												
平成31年4月1日現在										令和元年10月23日現在												
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考					
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,200円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。		災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用耐金、器物の使用耐金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上			1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,300円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の表費を支出する。上記を超える額を加算できる。		災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用耐金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。					
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの實力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅を同一敷地内等に概ね60戸以上設置した場合は、集金等に利用するための施設を設置できる。(60戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。)		災害発生の日から20日以内着工		1 平均1戸当たり5,610,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 借上型仮設住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。			2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの實力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う居住撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		災害発生の日から20日以内着工		1 平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね60戸以上設置した場合は、集金等に利用するための施設を設置できる。(60戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに借上げ、提供しなければならない。					
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内		災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内		災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上			4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上					
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。			5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯				6人以上1人増すに 加算	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すに 加算	
			全 壊 全 流	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200				7,800	夏	冬	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	
				冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200				11,200			31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	
半 壊 半 流	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	冬	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600								
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600								
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上			6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上				
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額		分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上								分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上					

現 行						修 正 案						備 考
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1か月以内		8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内		
11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内		13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検査 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	
15	輸送費及び資金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内		
実費弁償		災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額	15	輸送費及び資金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現 行	修 正 案	備 考															
	<table><tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>実 費 弁 償</td><td>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</td><td>災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td>時間外勤務手当及び旅費は別途定める額</td></tr><tr><td>救助の事務を行うのに必要な費用</td><td>1 時間外勤務手当 2 資金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</td><td>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイから下までに掲げる区分に応じ、それぞれイから下までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </td><td>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</td><td>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</td></tr></table>	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 資金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイから下までに掲げる区分に応じ、それぞれイから下までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。	
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考													
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額													
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 資金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイから下までに掲げる区分に応じ、それぞれイから下までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。													
※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。																	

現 行	修 正 案	備 考																												
第 16 節 災害警備及び交通規制 1 (略) 2 災害警備体制 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 災害警備体制 ア～イ (略) ウ 現場措置等	第 16 節 (略) 1 (略) 2 災害警備体制 (略) (1) ～ (3) (略) (4) 災害警備体制 ア～イ (略) ウ 現場措置等																													
<table><tr><td>(ア) 災害情報の収集</td><td>a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集</td></tr><tr><td>(イ) 防ぎょ作業への協力</td><td>a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。</td></tr><tr><td>(ロ) 避難等の措置</td><td>a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。</td></tr><tr><td>(ハ) 犯罪の予防・取締り</td><td>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</td></tr><tr><td>(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い</td><td>a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。</td></tr><tr><td>(ホ) 行方不明者の捜索</td><td>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</td></tr><tr><td>(ヘ) 広報</td><td>流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</td></tr></table>	(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集	(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。	(ロ) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。	(ハ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。	(ホ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。	(ヘ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。	<table><tr><td>(ア) 災害情報の収集</td><td>a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集</td></tr><tr><td>(イ) 防ぎょ作業への協力</td><td>a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。</td></tr><tr><td>(ロ) 避難等の措置</td><td>a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。</td></tr><tr><td>(ハ) 犯罪の予防・取締り</td><td>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</td></tr><tr><td>(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い</td><td>a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。</td></tr><tr><td>(ホ) 行方不明者の捜索</td><td>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</td></tr><tr><td>(ヘ) 広報</td><td>流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</td></tr></table>	(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集	(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。	(ロ) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。	(ハ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。	(ホ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。	(ヘ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。	
(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集																													
(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。																													
(ロ) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。																													
(ハ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。																													
(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。																													
(ホ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。																													
(ヘ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。																													
(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集																													
(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。																													
(ロ) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。																													
(ハ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。																													
(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。																													
(ホ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。																													
(ヘ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。																													
3 (略)	3 (略)																													

現 行	修 正 案	備 考
第 17 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬 1～2（略） 3 遺体の検視（見分）及び処理 （略） （１） 遺体の検視（見分） （略） ア 警察官にあつては、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）又は死体取扱規則（<u>昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号</u>）の規定による。 イ（略） （２）（略） 4～6（略） 7 海上保安部の措置 （１） 震災、津波により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇により捜索を実施する。 （２）（略） 8（略） 第 18 節（略）	第 17 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬 1～2（略） 3 遺体の検視（見分）及び処理 （略） （１） 遺体の検視（見分） （略） ア 警察官にあつては、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）又は死体取扱規則（<u>平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号</u>）の規定による。 イ（略） （２）（略） 4～6（略） 7 海上保安部の措置 （１） 震災、津波により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇等により捜索を実施する。 （２）（略） 8（略） 第 18 節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第１９節 ライフライン施設の応急対策 危機管理監室、市町、土木部、北陸電力、 N T T 西日本、ガス事業者、市町下水道事業者 １ 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 また、県及び市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。 ２ 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 （１）～（４）（略） （５）県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び地域防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 （６）～（７）（略） （８）その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社防災業務計画の定めるところによる。	第１９節 ライフライン施設の応急対策 危機管理監室、市町、土木部、 北陸電力及び北陸電力送配電、N T T 西日本 ガス事業者、市町下水道事業者 １ 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、<u>発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、</u>応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 また、県及び市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。 <u>さらに、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</u> ２ 電力施設 北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 （１）～（４）（略） （５）県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び地域防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 <u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</u> <u>また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</u> （６）～（７）（略） （８）その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。	

現 行	修 正 案	備 考										
3 通信施設 N T T西日本は、次の措置を講ずる。 (1) ～ (2) (略) <u>(新設)</u> (3) 応急措置 (略) (4) 応急復旧 (略) (5) その他、上記以外の事項については、N T T防災業務計画の定めるところによる。 4 ～ 5 (略) 第20節 公共土木施設等の応急対策 1 (略) 2 道路施設 (1) (略) (2) 応急復旧 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。 また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。 ①～③ (略) <u>(新設)</u> (3) (略)	3 通信施設 N T T西日本は、次の措置を講ずる。 (1) ～ (2) (略) (3) <u>広報活動</u> <u>災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u> (4) 応急措置 (略) (5) 応急復旧 (略) (6) その他、上記以外の事項については、N T T防災業務計画の定めるところによる。 4 ～ 5 (略) 第20節 公共土木施設等の応急対策 1 (略) 2 道路施設 (1) (略) (2) 応急復旧 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。 また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。 ①～③ (略) <u>④大規模災害時における土木施設調査の協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 地盤工学会北陸支部</td><td>R3. 4. 1</td><td>025-281-2125</td><td>025-281-2125</td></tr></table> (3) (略)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125								

現 行	修 正 案	備 考										
3 河川、海岸、港湾、漁港等施設 (1) (略) (2) 応急復旧 ア (略) イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。 (ア)～(イ) (略) ①～② (略) <u>(新設)</u>	3 河川、海岸、港湾、漁港等施設 (1) (略) (2) 応急復旧 ア (略) イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。 (ア)～(イ) (略) ①～② (略) <u>③大規模災害時における土木施設調査の協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 地盤工学会北陸支部</td><td>R3. 4. 1</td><td>025-281-2125</td><td>025-281-2125</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125								
4～9 (略) 第2 1 節 (略) 第2 2 節 食料の供給 農林水産部、農林水産省<u>生産局</u>、 北陸農政局、市町 1～2 (略) 3 主食の供給 (1) 災害救助用米穀の確保 ア 米穀の引渡し要請 県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省<u>生産局</u>に引渡し要請を行う。	4～9 (略) 第2 1 節 (略) 第2 2 節 食料の供給 農林水産部、農林水産省<u>政策統括官</u>、 北陸農政局、市町 1～2 (略) 3 主食の供給 (1) 災害救助用米穀の確保 ア 米穀の引渡し要請 県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省<u>政策統括官</u>に引渡し要請を行う。											

現 行	修 正 案	備 考												
イ 受託事業体への引渡し指示 農林水産省<u>生産局</u>は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。 災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先 <table border="1" data-bbox="152 405 1043 497"> <tr> <th>連 絡 先</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr> <tr> <td>農林水産省<u>生産局</u>政策統括官付貿易業務課</td><td>03-6744-1354</td><td><u>03-6744-1390</u></td></tr> </table> (2)～(3) (略) 4～6 (略) 第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ (略) ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。 (2) (略)	連 絡 先	TEL	FAX	農林水産省 <u>生産局</u> 政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1390</u>	イ 受託事業体への引渡し指示 農林水産省<u>政策統括官</u>は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。 災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先 <table border="1" data-bbox="1128 405 2020 497"> <tr> <th>連 絡 先</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr> <tr> <td>農林水産省政策統括官付貿易業務課</td><td>03-6744-1354</td><td><u>03-6744-1391</u></td></tr> </table> (2)～(3) (略) 4～6 (略) 第23節 生活必需品の供給 1～2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア 県及び市町は<u>平時から、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか</u>、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り</u>、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ (略) ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。 <u>また、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。</u> (2) (略)	連 絡 先	TEL	FAX	農林水産省政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1391</u>	
連 絡 先	TEL	FAX												
農林水産省 <u>生産局</u> 政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1390</u>												
連 絡 先	TEL	FAX												
農林水産省政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1391</u>												

現 行					修 正 案					備 考
生活必需品の確保に関する協定					生活必需品の確保に関する協定					
石川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	
	(協)金沢問屋センター	H14.3.19	076-237-8585	076-237-5240		(協)金沢問屋センター	H14.3.19	076-237-8585	076-237-5240	
	(社)石川県食品協会	H14.3.20	076-268-2400	076-268-6082		(一社)石川県食品協会	H14.3.20	076-268-2400	076-268-6082	
	(株)ジャコム石川	H14.3.20	076-267-8621	076-267-8609		(株)ジャコム石川	H14.3.20	076-267-8621	076-267-8609	
	マザー寝具リース(株)	H14.3.20	076-231-2001	076-264-4688		マザー寝具リース(株)	H14.3.20	076-231-2001	076-264-4688	
	野々市農協	H14.3.20	076-248-2171	076-248-9102		野々市農協	H14.3.20	076-248-2171	076-248-9102	
	石川県パン(協)	H14.3.26	076-256-3166	076-256-3166		石川県パン(協)	H14.3.26	076-256-3166	076-256-3166	
	石川県生活協同組合連合会	H14.3.27	076-259-5962	076-256-5963		石川県生活協同組合連合会	H14.3.27	076-259-5962	076-256-5963	
	(株)マルエー	H14.4.1	076-272-0152	076-273-3555		(株)マルエー	H14.4.1	076-272-0152	076-273-3555	
	(株)鍛冶商店	H14.4.1	076-288-3855	076-289-3093		(株)鍛冶商店	H14.4.1	076-288-3855	076-289-3093	
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14.4.5	025-371-4185	025-371-4151		NPO法人コメリ災害対策センター	H14.4.5	025-371-4185	025-371-4151	
	山成商事(株)	H14.4.5	0767-53-2727	0767-52-6254		(株)どんたく	H14.4.5	0767-53-2727	0767-52-6254	
	DCMカーマ(株)	H14.4.5	0761-23-0520	0761-23-0525		DCMカーマ(株)	H14.4.5	0761-23-0520	0761-23-0525	
	(株)大丸	H14.4.10	0768-82-1155	0768-82-6277		(株)大丸	H14.4.10	0768-82-1155	0768-82-6277	
	(株)いろは	H14.4.10	0768-52-0033	0768-52-3166		(株)いろは	H14.4.10	0768-52-0033	0768-52-3166	
	(株)ニュー三久	H14.4.18	076-232-1051	076-232-1056		(株)ニュー三久	H14.4.18	076-232-1051	076-232-1056	
	(株)三崎ストアー	H14.4.23	076-258-0007	076-258-1778		(株)三崎ストアー	H14.4.23	076-258-0007	076-258-1778	
	(有)スーパーしんや	H14.5.1	0768-74-0305	0768-74-0353		(有)スーパーしんや	H14.5.1	0768-74-0305	0768-74-0353	
	(株)ナルックス	H14.5.2	076-252-1557	076-252-7547		(株)ナルックス	H14.5.2	076-252-1557	076-252-7547	
	(株)安達	H14.5.11	0767-22-1133	0767-22-7266		(株)安達	H14.5.11	0767-22-1133	0767-22-7266	
	(株)中島ストアー	H14.5.20	0767-53-0988	0767-53-0953		(株)中島ストアー	H14.5.20	0767-53-0988	0767-53-0953	
	ダイヤモンド商事(株)	H14.5.22	076-232-0341	076-232-0346		ダイヤモンド商事(株)	H14.5.22	076-232-0341	076-232-0346	
	(株)角田商店	H14.5.24	0768-62-0032	0768-62-3399		(株)角田商店	H14.5.24	0768-62-0032	0768-62-3399	
	アルビス(株)	H14.7.12	0766-56-7200	0766-56-7520		アルビス(株)	H14.7.12	0766-56-7200	0766-56-7520	
	(株)ファミリーマート	H19.6.25	03-3989-7658	03-3989-7241		(株)ファミリーマート	H19.6.25	03-6436-7658	03-3452-5213	
	(株)ローソン	H19.7.24	03-5435-1594	03-5759-6944		(株)ローソン	H19.7.24	03-5435-1594	03-5759-6944	
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19.9.12	076-277-1155	076-277-0990		北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19.9.12	076-277-1155	076-277-0990	
	(株)平和堂	H20.10.1	0749-26-9610	0749-23-3118		(株)平和堂	H20.10.1	0749-26-9610	0749-23-3118	
	ユニー(株)	H20.10.1	076-235-3511	076-235-3519		ユニー(株)	H20.10.1	076-235-3511	076-235-3519	
	(株)PLANT	H20.10.1	0776-72-0300	0776-72-2652		(株)PLANT	H20.10.1	0776-72-0300	0776-72-2652	
	(株)クスリのアオキ	H20.10.1	076-274-1111	076-274-6114		(株)クスリのアオキ	H20.10.1	076-274-1111	076-274-6114	
	(株)コメヤ薬局	H20.10.1	076-273-9900	076-273-9902		(株)コメヤ薬局	H20.10.1	076-273-9900	076-273-9902	
	(株)示野薬局	H20.10.1	076-253-9595	076-253-9598		(株)示野薬局	H20.10.1	076-253-9595	076-253-9598	
	ゲンキー(株)	H20.10.1	0776-67-5240	0776-67-5241		ゲンキー(株)	H20.10.1	0776-67-5240	0776-67-5241	
	イオンリテール(株)	H24.3.30	06-6457-6111	06-6457-6200		イオンリテール(株)	H24.3.30	025-255-0065	025-248-1083	
	マックスバリュ北陸(株)	H24.3.30	076-267-7810	076-266-2030		マックスバリュ北陸(株)	H24.3.30	076-267-7810	076-266-2030	
	(株)セブンイレブン・ジャパン	H25.12.5	076-237-0615	076-237-0661		(株)セブンイレブン・ジャパン	H25.12.5	03-6238-3734	03-5214-2330	
	コストコホールセールジャパン(株)	H28.3.25	076-275-8555	076-275-8580		コストコホールセールジャパン(株)	H28.3.25	076-275-8555	076-275-8580	
	(株)パローホールディングス	H28.3.25	0572-60-0869	0574-60-0689		(株)パローホールディングス	H28.3.25	0574-60-0861	0574-60-0689	
	大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28.3.25	076-223-2366	076-263-0403		大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28.3.25	076-223-2366	076-263-0403	
(略)					(略)					
(新設)					大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定					

現 行	修 正 案	備 考										
4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） <u>（新設）</u> （２）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。 （３）県、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。 5（略） 第２４節 障害物の除去 １～４（略） 5 障害物除去の方法 （１）（略） （２）除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。 （略） <u>（新設）</u> 6～１０（略）	4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） <u>（２）県及び市町は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。</u> （３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。 （４）県、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。 5（略） 第２４節 障害物の除去 １～４（略） 5 障害物除去の方法 （１）（略） （２）除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。 （略） <u>災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県構造物解体協会</td><td>R1. 9. 2</td><td>076-256-1444</td><td>076-256-1444</td></tr></table> 6～１０（略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一社）石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（一社）石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444								

現 行	修 正 案	備 考										
第２５節 輸送手段の確保 １～３（略） ４ 要員、物資輸送車両等の確保 （１）（略） （２）陸路輸送 （略） <u>（新設）</u> （３）～（７）（略） ５～６（略） 第２６節（略） 第２７節 防疫、保健衛生活動 １～３（略） ４ 防疫用資材の備蓄、調達 （１）～（２）（略） （３）防疫用資材の内容 逆性石けん、消毒用エタノール、両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等 ５（略） ６ ペット動物の保護対策 （略） （１）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	第２５節 輸送手段の確保 １～３（略） ４ 要員、物資輸送車両等の確保 （１）（略） （２）陸路輸送 （略） 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県タクシー協会</td><td>R2. 12. 14</td><td>076-254-1348</td><td>076-268-1349</td></tr></table> （３）～（７）（略） ５～６（略） 第２６節（略） 第２７節 防疫、保健衛生活動 １～３（略） ４ 防疫用資材の備蓄、調達 （１）～（２）（略） （３）防疫用資材の内容 <u>10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）</u>、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等 ５（略） ６ ペット動物の保護対策 （略） （１）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、<u>獣医師会</u>、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一社）石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（一社）石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349								

現 行	修 正 案	備 考										
(2) ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 <u>(新設)</u>	(2) ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 <u>災害時における被災動物救護活動に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 石川県獣医師会</td><td>R1. 10. 30</td><td>076-257-1400</td><td>076-257-1404</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404								
7 (略)	7 (略)											
第28節 ボランティア活動の支援	第28節 ボランティア活動の支援											
1 (略)	1 (略)											
2 ボランティアの受け入れ	2 ボランティアの受け入れ											
(1) ~ (2) (略)	(1) ~ (2) (略)											
(3) ボランティアとの連携・協働	(3) ボランティアとの連携・協働											
ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている <u>NPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u>	ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている <u>NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</u>											
(4) (略)	(4) (略)											
3 ~ 6 (略)	3 ~ 6 (略)											
第29節 (略)	第29節 (略)											

現 行	修 正 案	備 考
第３０節 住宅の応急対策 １（略） ２ 実施体制 （１）～（２）（略） （３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとながないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における<u>家庭</u>動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （４）～（５）（略） ３～５（略）	第３０節 住宅の応急対策 １（略） ２ 実施体制 （１）～（２）（略） （３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとながないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における<u>ペット</u>動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （４）～（５）（略） ３～５（略）	

現 行	修 正 案	備 考																																		
第 3 1 節 文教対策 県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部 1 ～ 1 1 （略） 文化財対策のフロー（県・市町教育委員会） <table><tr><td>事前対応</td><td>未指定文化財目録の作成</td><td>文化財の耐震対策</td></tr><tr><td>初動対策期（1日）</td><td colspan="2">災害発生 （所有者・管理者）</td></tr><tr><td rowspan="5">緊急対策期（1週）</td><td colspan="2">応急防災活動、搬出</td></tr><tr><td colspan="2">被害状況調査、報告</td></tr><tr><td>市町教育委員会</td><td>被害拡大防止の措置</td></tr><tr><td>県教育委員会</td><td>文化財的価値の維持</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 1 2 文化財対策（略） （1）応急処置 ア（略） イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。 ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。 その際、県教育委員会又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。 エ（略） （2）～（3）（略） 第 3 2 節（略）	事前対応	未指定文化財目録の作成	文化財の耐震対策	初動対策期（1日）	災害発生 （所有者・管理者）		緊急対策期（1週）	応急防災活動、搬出		被害状況調査、報告		市町教育委員会	被害拡大防止の措置	県教育委員会	文化財的価値の維持			第 3 1 節 文教対策 県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部、市町 1 ～ 1 1 （略） 文化財対策のフロー（県教育委員会、市町・市町教育委員会） <table><tr><td>事前対応</td><td>未指定文化財目録の作成</td><td>文化財の耐震対策</td></tr><tr><td>初動対策期（1日）</td><td colspan="2">災害発生 （所有者・管理者）</td></tr><tr><td rowspan="5">緊急対策期（1週）</td><td colspan="2">応急防災活動、搬出</td></tr><tr><td colspan="2">被害状況調査、報告</td></tr><tr><td>市町・市町教育委員会</td><td>被害拡大防止の措置</td></tr><tr><td>県教育委員会</td><td>文化財的価値の維持</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 1 2 文化財対策（略） （1）応急処置 ア（略） イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町又は市町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。 ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。 その際、県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。 エ（略） （2）～（3）（略） 第 3 2 節（略）	事前対応	未指定文化財目録の作成	文化財の耐震対策	初動対策期（1日）	災害発生 （所有者・管理者）		緊急対策期（1週）	応急防災活動、搬出		被害状況調査、報告		市町・市町教育委員会	被害拡大防止の措置	県教育委員会	文化財的価値の維持			
事前対応	未指定文化財目録の作成	文化財の耐震対策																																		
初動対策期（1日）	災害発生 （所有者・管理者）																																			
緊急対策期（1週）	応急防災活動、搬出																																			
	被害状況調査、報告																																			
	市町教育委員会	被害拡大防止の措置																																		
	県教育委員会	文化財的価値の維持																																		
事前対応	未指定文化財目録の作成	文化財の耐震対策																																		
初動対策期（1日）	災害発生 （所有者・管理者）																																			
緊急対策期（1週）	応急防災活動、搬出																																			
	被害状況調査、報告																																			
	市町・市町教育委員会	被害拡大防止の措置																																		
	県教育委員会	文化財的価値の維持																																		

現 行	修 正 案	備 考
第４章 復旧・復興計画 第１節～第４節（略） 第５節 被災者の生活確保のための緊急措置 １～４（略） ５ 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 <u>このため次の措置を講ずる。</u> （１）～（２）（略） <u>（新設）</u> ６～９（略） １０ 災害廃棄物の処理等 （１）市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の<u>迅速かつ適正な処理を行う。</u> また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 （２）市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u>産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。</u> 第６節～第７節（略）	第４章 復旧・復興計画 第１節～第４節（略） 第５節 被災者の生活確保のための緊急措置 １～４（略） ５ 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 <u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u> <u>早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。</u> （１）～（２）（略） <u>（３）県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</u> ６～９（略） １０ 災害廃棄物の処理等 （１）市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の<u>適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、効率的に搬出を行う。</u> また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 （２）市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。 第６節～第７節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第 5 章 複合災害対策 第 1 節（略） 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 （1） 県における通信連絡設備の整備 ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系及び地上系防災行政無線施設</u> イ（略） （2）（略） 2～3（略） 第 3 節～第 4 節（略）	第 5 章 複合災害対策 第 1 節（略） 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 （1） 県における通信連絡設備の整備 ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系防災行政無線施設及び I M S を活用した地上系通信施設</u> イ（略） （2）（略） 2～3（略） 第 3 節～第 4 節（略）	

石川県地域防災計画(一般災害対策編)修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和<u>元</u>年修正)	石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和<u>3</u>年修正)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）用語 ア～イ（略） ウ 指定公共機関 災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支社）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス エ～オ（略） （2）（略） 第 3 節（略）	第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）用語 ア～イ（略） ウ 指定公共機関 災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。 日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支社）、ＫＤＤＩ株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）<u>及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）</u>、株式会社ＮＴＴドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス エ～オ（略） （2）（略） 第 3 節（略）	

現 行	修 正 案	備 考																				
第４節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。 <table><tr><th>機 関 名</th><th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>指定公共機関 北陸電力株式会社 （石川支店）</td><td>・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。</td></tr><tr><td>指定地方行政機関 北 陸 農 政 局 〔農林水産省生産局 （災害用米穀）〕</td><td>・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。</td></tr><tr><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。</td></tr><tr><td>東京管区気象台 （金沢地方気象台）</td><td>・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ・<u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</u> ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</u> ・<u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</u> ・<u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</u> ・<u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</u> ・都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。</td></tr></table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指定公共機関 北陸電力株式会社 （石川支店）	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。	指定地方行政機関 北 陸 農 政 局 〔農林水産省生産局 （災害用米穀）〕	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。	中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。	東京管区気象台 （金沢地方気象台）	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ・ <u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</u> ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</u> ・ <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</u> ・ <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</u> ・ <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</u> ・都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。	第４節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。 <table><tr><th>機 関 名</th><th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>指定公共機関 北陸電力株式会社 （石川支店） 及び北陸電力送配電株式会社 （石川支社）</td><td>・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。</td></tr><tr><td>指定地方行政機関 北 陸 農 政 局 〔農林水産省政策統括官 （災害用米穀）〕</td><td>・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。</td></tr><tr><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。</td></tr><tr><td>東京管区気象台 （金沢地方気象台）</td><td>・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ・<u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。</u> ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。</td></tr></table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	指定公共機関 北陸電力株式会社 （石川支店） 及び北陸電力送配電株式会社 （石川支社）	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。	指定地方行政機関 北 陸 農 政 局 〔農林水産省政策統括官 （災害用米穀）〕	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。	中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。	東京管区気象台 （金沢地方気象台）	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ・ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。</u> ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																					
指定公共機関 北陸電力株式会社 （石川支店）	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。																					
指定地方行政機関 北 陸 農 政 局 〔農林水産省生産局 （災害用米穀）〕	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。																					
中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。																					
東京管区気象台 （金沢地方気象台）	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ・ <u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。</u> ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。</u> ・ <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。</u> ・ <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。</u> ・ <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。</u> ・都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。																					
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																					
指定公共機関 北陸電力株式会社 （石川支店） 及び北陸電力送配電株式会社 （石川支社）	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。																					
指定地方行政機関 北 陸 農 政 局 〔農林水産省政策統括官 （災害用米穀）〕	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。																					
中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。																					
東京管区気象台 （金沢地方気象台）	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ・ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。</u> ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。																					
第５節 本県の特質と既往の災害 １～３（略） ４ 社会的要因とその変化 災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害があり、被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。	第５節（略） 本県の特質と既往の災害 １～３（略） ４ 社会的要因とその変化 災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害があり、被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。																					

現 行	修 正 案	備 考						
4 住民に対する防災知識の普及 県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 (1) 普及の方法 ア (略) イ 広報媒体等による普及 (ア)～(イ) (略) (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及 防災啓発情報の発信に関する協定 <table border="1" data-bbox="203 893 824 979"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>NTTタウンページ (株)</td><td>H29. 8. 9</td></tr> </table> (エ)～(ク) (略) ウ (略) (2) 普及の内容 ア～オ (略) カ <u>災害危険区域、避難場所等の情報</u> <u>(新設)</u> キ その他災害対策に必要な事項 5～6 (略)	協定者		協定締結日	石川県	NTTタウンページ (株)	H29. 8. 9	4 住民に対する防災知識の普及 県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図り、「<u>自らの命は自らが守る</u>」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 <u>また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</u> (1) 普及の方法 ア (略) イ 広報媒体等による普及 (ア)～(イ) (略) (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及 <u>(削除)</u> (エ)～(ク) (略) ウ (略) (2) 普及の内容 ア～オ (略) カ 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動 キ <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認</u> ク その他災害対策に必要な事項 5～6 (略)	
協定者		協定締結日						
石川県	NTTタウンページ (株)	H29. 8. 9						

現 行		修 正 案		備 考
第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置 1（略） 2 県民のとるべき措置 （1）平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。		第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置 1（略） 2 県民のとるべき措置 （1）平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。		
平 常 時 の 心 得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検	平 常 時 の 心 得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検	
	○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置		○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置	
	○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置		○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置	
	○ 側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。		○ 側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。	
	○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等		○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油	
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法 ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。		○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法 ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。	
	○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。		○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。	

現 行		修 正 案	備 考
3 事業者等のとるべき措置 (2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。		3 事業者等のとるべき措置 (2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。	
災害時 の 心 得	○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。	○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○ <u>豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u>	
4 (略)		4 (略)	
第3節 (略)		第3節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第４節 防災ボランティアの活動環境の整備 １ 基本方針 災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>ボランティア団体、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 <u>（新設）</u> ２（略） ３ 防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） <u>（新設）</u> ４ 防災ボランティアの育成 （１）県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。 （２）県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、ＮＰＯ等に積極的に参加を呼びかける。 （３）～（５）（略）	第４節 防災ボランティアの活動環境の整備 １ 基本方針 <u>（１）災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。</u> このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの<u>連携強化を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 <u>（２）県及び市町は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> ２（略） ３ 防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） <u>（４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等</u> <u>市町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。</u> ４ 防災ボランティアの育成 （１）県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生委員、防災士、<u>ＮＰＯ・ボランティア</u>など地域住民と一体となった訓練を実施する。 （２）県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、<u>ＮＰＯ・ボランティア</u>等に積極的に参加を呼びかける。 （３）～（５）（略）	

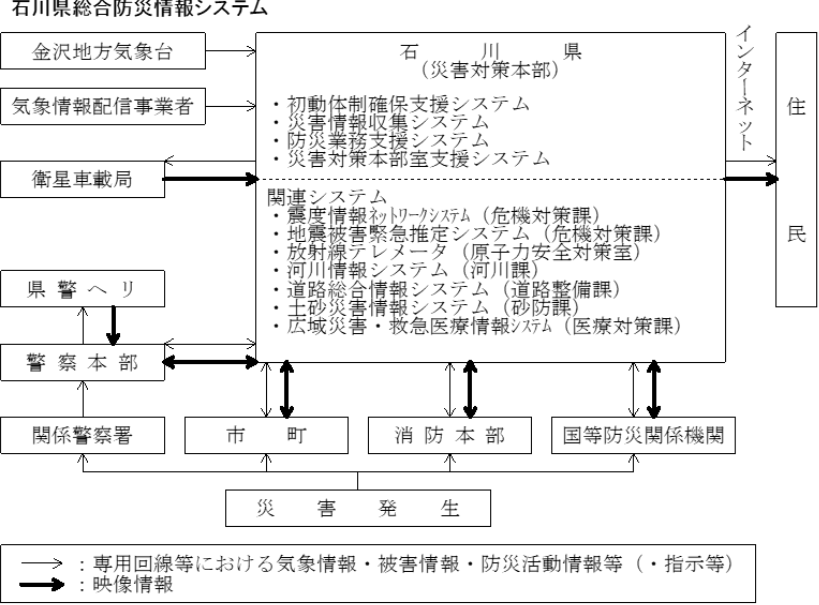
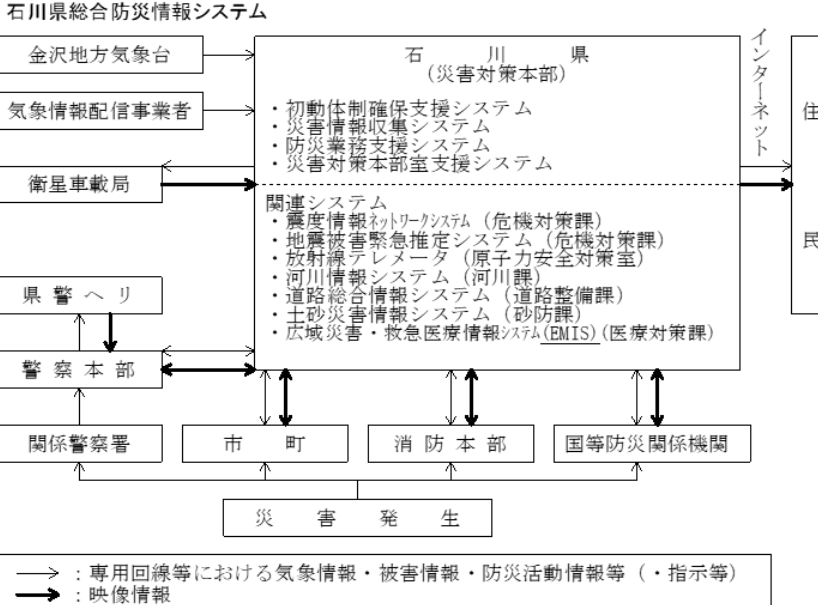
現 行	修 正 案	備 考
第5節（略） 第6節 防災体制の整備 1 基本方針 災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、<u>土砂災害の危険箇所等</u>に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 2 県の活動体制 （１）～（２）（略） （３）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～イ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （４）（略） （５）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等	第5節（略） 第6節 防災体制の整備 1 基本方針 災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、<u>洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域</u>等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（<u>最低３日間</u>）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、<u>令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u> 2 県の活動体制 （１）～（２）（略） （３）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～イ（略） <u>ウ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。</u> <u>エ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u> （４）（略） （５）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等	

現 行	修 正 案	備 考
ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （６）（略） （７）受援計画の策定等 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けられることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （８）～（１０）（略） <u>（新設）</u>	ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ（略） ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。 エ <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u> （６）（略） （７）受援計画の策定等 ア 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けられることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。 イ 県は、<u>国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u> ウ 県は、<u>訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> （８）～（１０）（略） <u>（１１）事業継続力強化支援計画の策定促進</u> 県は、<u>中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町と商工会・商工会議所が連携して行う、事業継続力強化支援計画の策定を促進する。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
(新設) (新設) 3 市町の活動体制 (1) (略) (2) 国、県との連絡体制等の整備 市町は、<u>避難勧告又は指示(緊急)</u>及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 (3)～(4) (略) (5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、<u>相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u> また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ (略)	(12) <u>災害発生時の中小企業等の被害状況の把握</u> 県は、あらかじめ市町、商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、<u>災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u> (13) <u>男女共同参画の視点を取り入れた防災体制</u> 県は、<u>男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u> 3 市町の活動体制 (1) (略) (2) 国、県との連絡体制等の整備 市町は、<u>避難指示及び土砂災害</u>についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 (3)～(4) (略) (5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、<u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。</u>その際、<u>近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</u> また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ (略)	

現 行	修 正 案	備 考
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (6) 受援計画の策定等 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (7) ～ (12) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 4 (略)	<u>エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u> <u>オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u> (6) 受援計画の策定等 <u>ア 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。</u> <u>イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u> <u>ウ 市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> (7) ～ (12) (略) <u>(13) 事業継続力強化支援計画の策定</u> 市町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。 <u>(14) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握</u> 市町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。 <u>(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制</u> 市町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 4 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
<u>(新設)</u> 第7節 (略) 第8節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 (略) 2 通信用施設設備の整備 (1) (略) (2) 市町の整備 ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。	5 <u>人材確保方策</u> <u>県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u> 第7節 (略) 第8節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、<u>地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。</u> なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 (略) 2 通信用施設設備の整備 (1) (略) (2) 市町の整備 ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。 また、<u>I P通信網やケーブルテレビ網等のほか、</u>ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。	

現 行	修 正 案	備 考
イ（略） （３）～（５）（略） ３ 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 石川県総合防災情報システム  → : 専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等（・指示等） → : 映像情報 ４（略）	イ（略） （３）～（５）（略） ３ 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 石川県総合防災情報システム  → : 専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等（・指示等） → : 映像情報 ４（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第9節 水害予防 1 基本方針 水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。 また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに準じて所要の警戒措置をとる。 さらに、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。 2～3（略） 4 農業用排水路、ため池等の点検 市町又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。 また、市町は、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。 5～7（略） 8 避難準備措置の確立 （1）避難準備措置 市町長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 また、県は関係市町の長が行う避難勧告若しくは指示（緊急）又は「屋内安全確保」の指示の判断を支援するため、関係市町の長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。 （2）～（3）（略）	第9節 水害予防 1 基本方針 水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。 また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに準じて所要の警戒措置をとる。 さらに、<u>複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</u> 2～3（略） 4 農業用排水路、ため池等の点検 市町又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。 また、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、<u>関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町は、</u>ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。 5～7（略） 8 避難準備措置の確立 （1）避難準備措置 市町長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 また、県は関係市町の長が行う<u>避難指示等</u>の判断を支援するため、関係市町の長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。 （2）～（3）（略）	

現 行	修 正 案	備 考
(4) 洪水ハザードマップの作成 洪水浸水想定区域をその区域に含む市町は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、市町地域防災計画に定められた、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。 また、洪水予報河川、水位周知河川以外の氾濫のおそれがある中小河川についても市町は、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。 なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 (5) 企業防災の促進 ア (略) イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、<u>作成した計画及び自衛水防組織の構成員等</u>について市町長に報告する。 ウ (略) 9～10 (略)	(4) 洪水ハザードマップの作成 洪水浸水想定区域をその区域に含む市町は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、市町地域防災計画に定められた、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。<u>なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。 また、洪水予報河川、水位周知河川以外の氾濫のおそれがある中小河川についても市町は、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。 なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 (5) 企業防災の促進 ア (略) イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、<u>作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び訓練の結果</u>について市町長に報告する。 ウ (略) 9～10 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第１２節 避難体制の整備 １ 基本方針 市町は、建物の倒壊及び出火、炎症等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されている指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 ２ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 (略) (１) 指定緊急避難場所 ア～ウ (略) <u>エ 指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと。</u> (２) 指定避難所 ア～オ (略) カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。	第１２節 避難体制の整備 １ 基本方針 市町は、建物の倒壊及び出火、炎症等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されている指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 <u>また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u> ２ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 (略) (１) 指定緊急避難場所 ア～ウ (削除) (２) 指定避難所 ア～オ (略) カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、<u>マスク、消毒液</u>等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。	

現 行	修 正 案	備 考										
また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 （略） （新設）	また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。 （略） 災害時における段ボール製品の調達等に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>中日本段ボール工業組合</td><td>R2. 2. 14</td><td>052-451-2775</td><td>052-451-2848</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	中日本段ボール工業組合	R2. 2. 14	052-451-2775	052-451-2848	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	中日本段ボール工業組合	R2. 2. 14	052-451-2775	052-451-2848								
キ～シ（略） （新設）	キ～シ（略） ス <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</u>											
（３）（略） （４）<u>避難勧告・指示（緊急）等の判断基準の策定等</u> ア 市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を策定することとする。また、<u>避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u>県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、国とともに、必要な助言等を行うものとする。さらに、市町は、首長不在時における発災に備え、<u>避難勧告等</u>発令に係る代理規程を整備する。 イ 市町は、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。	（３）（略） （４）<u>避難情報の発令基準の策定等</u> ア 市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。</u>また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。</u>県は、<u>市町</u>に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、国とともに、必要な助言等を行うものとする。さらに、市町は、首長不在時における発災に備え、<u>避難指示等</u>発令に係る代理規程を整備する。 イ 市町は、躊躇なく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。											

現 行	修 正 案	備 考
(新設) 3 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は<u>一般の避難所</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</u> 4～7 (略) 第13節 要配慮者対策 1 (略) 2 在宅の要配慮者への配慮 (1)～(5) (略) (6) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は<u>一般の避難所</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 (7) 二次避難支援体制の整備 県は、<u>市町の二次避難支援（要配慮者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、要配慮者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。</u> 市町は、<u>県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</u>	(5) 災害未然防止活動 <u>港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある避難港において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。</u> 3 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は<u>避難所内の一般避難スペース</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</u> 4～7 (略) 第13節 要配慮者対策 1 (略) 2 在宅の要配慮者への配慮 (1)～(5) (略) (6) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は<u>避難所内の一般避難スペース</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 <u>ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u> <u>イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。</u> <u>ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。</u> (7) 二次避難支援体制の整備 県は、<u>被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チームを派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。</u> 市町は、<u>国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
3 社会福祉施設等の整備 (1) (略) (2) 防災設備等の整備 社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。 また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。 また、非常用電源(再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む)を備える施設については、その設置場所を工夫する。 (3) (略) 4 (略) 第14節 緊急輸送体制の整備 1～4 (略) 5 民間事業者等の活用 (1) (略) (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。 (3) (略) 第15節 医療体制の整備 1 (略) 2 医療救護体制の整備 (1)～(6) (略) <u>(新設)</u> 3 情報連絡体制 (1) (略)	3 社会福祉施設等の整備 (1) (略) (2) 防災設備等の整備 社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。 また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。 また、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源(再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む)を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。 (3) (略) 4 (略) 第14節 緊急輸送体制の整備 1～4 (略) 5 民間事業者等の活用 (1) (略) (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進</u>、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。 (3) (略) 第15節 医療体制の整備 1 (略) 2 医療救護体制の整備 (1)～(6) (略) <u>(7) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u> 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。 3 情報連絡体制 (1) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(2) 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）（注１）による連絡体制 ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 （注１）広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 （略） （３）（略） 4～5（略） 第１６節（略） 第１７節（略）	(2) 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）（注１）による連絡体制 ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 （注１）広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 （略） （３）（略） 4～5（略） 第１６節（略） 第１７節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第１８節 食料及び生活必需品等の確保 １ 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。 （略） ２（略） ３ 食料及び生活物資の確保 県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要配慮者に配慮したものとなるよう留意する。 また、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図る。	第１８節 食料及び生活必需品等の確保 １ 基本方針 住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。 （略） ２（略） ３ 食料及び生活物資の確保 県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。 （１）県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要配慮者に配慮したものとなるよう留意する。 また、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図り、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。	

現 行	修 正 案	備 考
(2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。 4～5 (略) 第19節～第22節 (略) 第23節 建築物等災害予防 1 (略) 2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。 また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。 (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等 (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等 3 (略) 4 文化財災害予防 (1)～(3) (略)	(2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、<u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u> 4～5 (略) 第19節～第22節 (略) 第23節 建築物等災害予防 1 (略) 2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。 また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。 (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等 (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等 <u>県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、公共建築物等の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。</u> 3 (略) 4 文化財災害予防 (1)～(3) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(4) 事前対策 ア (略) イ 防災対策の意識啓発と予防対策 県教育委員会及び市町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。 県教育委員会は、自らが管理する文化財の防災対策をとるほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。 文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。 ウ 民間団体との連携 県教育委員会又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。 第24節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これら公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、<u>3次医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</u> 2 (略) 3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 (1) 海岸、港湾、漁港の整備 ア～ウ (略) <u>(新設)</u> (2) (略) 4～5 (略)	(4) 事前対策 ア (略) イ 防災対策の意識啓発と予防対策 県教育委員会及び市町又は市町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。 県教育委員会は、自らが管理する文化財の防災対策をとるほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。 文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。 ウ 民間団体との連携 県教育委員会、<u>市町</u>又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。 第24節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これら公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、<u>3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</u> 2 (略) 3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 (1) 海岸、港湾、漁港の整備 ア～ウ (略) <u>エ 港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u> (2) (略) 4～5 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 (1)～(2) (略) 7 通信施設の整備対策 災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の<u>安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。</u> (1)～(5) (略) 8 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。 市町は、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。 9 (略)	6 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 <u>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</u> <u>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</u> (1)～(2) (略) 7 通信施設の整備対策 災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、<u>非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、</u>電信電話、専用通信、放送等の<u>安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。</u> <u>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</u> <u>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。</u> (1)～(5) (略) 8 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。 防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、<u>関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。</u> 9 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第２５節 地盤災害予防 １～２（略） ３ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進 （１）～（２）（略） （３）土砂災害特別警戒区域における対策 県は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民等の身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域を、関係市町長の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域としての指定に努める。 また、県等は次の措置を講ずる。 （ア）住宅分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可 （イ）建築基準法に基づく建築物の構造規制 （ウ）土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 （エ）勧告による移転者への融資、資金の確保 ４ 警戒体制の確立 （１）（略） （２） 県は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、<u>市町長が防災活動や住民等への避難勧告発令等の対応を適時適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難を支援するため、金沢地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、その旨を県から関係する市町長へ通知するとともに一般へ周知する。</u> なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後に発表され、土砂災害の危険性が最も高いことを示し、<u>避難勧告等の判断に資する情報として位置付けられている。</u> （３）～（４）（略） ５ 避難体制の確立 市町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令する。<u>避難勧告等の判断基準やその伝達手段等については、市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。</u> また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを市町地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。	第２５節 地盤災害予防 １～２（略） ３ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進 （１）～（２）（略） （３）土砂災害特別警戒区域における対策 県は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民等の身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域を、関係市町長の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域としての指定に努める。 また、県等は次の措置を講ずる。 （ア）住宅分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可 （イ）建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 （ウ）土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 （エ）勧告による移転者への融資、資金の確保 ４ 警戒体制の確立 （１）（略） （２） 県は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、<u>金沢地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を警戒レベル４相当情報として発表し、市町長が防災活動や住民等への避難指示発令等の対応を適時適切に行えるよう、関係する市町長へ通知するとともに、住民の自発的な避難判断等を促すため一般へ周知する。</u> なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後に発表され、土砂災害の危険性が最も高いことを示し、<u>避難指示の判断に資する警戒レベル４相当情報として位置付けられている。</u> （３）～（４）（略） ５ 避難体制の確立 市町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>を発令する。<u>避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。</u> また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを市町地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。	

現 行	修 正 案	備 考
6 地盤災害防止施設の整備、促進 (1) (略) (2) 治山対策の推進 山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。 特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。 (3) 土石流防止工事の促進 土石流は、豪雨により生じた山崩れの際の崩落土石が多量の水分を含んで溪流を流下し、下流に被害をもたらす現象である。県は、下流の人家、公共施設の多い重要溪流から順次砂防堰堤及び流路工事等を行い、土石流の防止に努める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努める。 (4) (略) 7～8 (略) 第26節～第27節 (略)	6 地盤災害防止施設の整備、促進 (1) (略) (2) 治山対策の推進 山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。 特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。<u>また、山腹崩壊等対策や流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。</u> (3) 土石流防止工事の促進 土石流は、豪雨により生じた山崩れの際の崩落土石が多量の水分を含んで溪流を流下し、下流に被害をもたらす現象である。県は、下流の人家、公共施設の多い重要溪流から順次砂防堰堤及び流路工事等を行い、土石流の防止に努める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努めるとともに、<u>土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備に努める。</u> (4) (略) 7～8 (略) 第26節～第27節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考																														
第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 7 （略） 8 災害応急対策の総合調整 （1）総合調整 ア 県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。 イ～エ（略） （2）（略） 9 受援体制の確立 （略） （1）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～カ（略） キ <u>災害時における衛生材料の供給等に関する協定</u> （本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療品卸商組合</td><td>H 8. 11. 13</td><td>076-263-6517</td><td>076-263-6518</td></tr></table> ク 災害時における医療機器の供給等に関する協定 （本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13</td><td>076-222-5111</td><td>076-264-2334</td></tr></table> ケ 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 （本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照） （略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-263-6517	076-263-6518	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	076-222-5111	076-264-2334	第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 7 （略） 8 災害応急対策の総合調整 （1）総合調整 ア 県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。 <u>また、国が現地において連絡会議及び調整会議を開催した場合、応急措置状況や被災市町を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等と共有する。</u> イ～エ（略） （2）（略） 9 受援体制の確立 （略） （1）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～カ（略） <u>（削除）</u> キ 災害時における医療機器及び衛生材料の供給等に関する協定 （本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)</td><td>076-222-5111</td><td>076-264-2334</td></tr></table> ク 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 （本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照） （略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	076-222-5111	076-264-2334	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-263-6517	076-263-6518																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	076-222-5111	076-264-2334																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	076-222-5111	076-264-2334																												

現 行	修 正 案	備 考																														
コ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第 16 節「救助・救急活動」参照） （略） サ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 （本章第 19 節「災害警備及び交通規制」参照） （略） シ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 （本章第 20 章「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照） （略） ス 災害時における応急対策工事に関する基本協定 （本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略） セ 災害時における応援業務に関する協定 （本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略） <u>（新設）</u> ソ～チ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	ケ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第 16 節「救助・救急活動」参照） （略） コ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 （本章第 19 節「災害警備及び交通規制」参照） （略） サ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 （本章第 20 章「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照） （略） シ 災害時における応急対策工事に関する基本協定 （本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略） ス 災害時における応援業務に関する協定 （本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照） （略） セ <u>大規模災害時における土木施設調査の協定</u> （本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（公社）地盤工学会北陸支部</td><td>R3. 4. 1</td><td>025-281-2125</td><td>025-281-2125</td></tr></table> ソ～チ（略） ツ <u>大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定</u> （本章第 25 節「生活必需品の供給」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（公社）石川県調理師会</td><td>R3. 3. 19</td><td>076-236-2012</td><td>076-236-2013</td></tr></table> テ <u>災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定</u> （本章第 26 節「障害物の除去」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県構造物解体協会</td><td>R1. 9. 2</td><td>076-256-1444</td><td>076-256-1444</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（公社）地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（公社）石川県調理師会	R3. 3. 19	076-236-2012	076-236-2013	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一社）石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	（公社）地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	（公社）石川県調理師会	R3. 3. 19	076-236-2012	076-236-2013																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	（一社）石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444																												

現 行	修 正 案	備 考										
ツ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 （本章第 27 節「輸送手段の確保」参照） （略） <u>（新設）</u>	ト 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 （本章第 27 節「輸送手段の確保」参照） （略） ナ <u>災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定</u> （本章第 27 節「輸送手段の確保」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県タクシー協会</td><td>R2.12.14</td><td>076-254-1348</td><td>076-268-1349</td></tr></table> ニ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 （本章第 27 節「輸送手段の確保」参照） （略） ヌ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 （本章第 27 節「輸送手段の確保」参照） （略） ナ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 （本章第 29 節「防疫、保健衛生活動」参照） （略） ニ 災害時の応急業務に関する協定 （本章第 29 節「防疫、保健衛生活動」参照） （略） <u>（新設）</u>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一社）石川県タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（一社）石川県タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349								
ヌ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 （本章第 30 節「ボランティア活動の支援」参照） （略）	ハ <u>災害時における被災動物救護活動に関する協定</u> （本章第 29 節「防疫、保健衛生活動」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（公社）石川県獣医師会</td><td>R1. 10. 30</td><td>076-257-1400</td><td>076-257-1404</td></tr></table> ヒ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 （本章第 30 節「ボランティア活動の支援」参照） （略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（公社）石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（公社）石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404								

現 行	修 正 案	備 考
ネ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 32 節「住宅の応急対策」参照) (略) ノ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 32 節「住宅の応急対策」参照) (略) (7) ～ (8) (略) 10 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 (1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア～ウ (略) <u>(新設)</u> (2) (略) 11 (略) 第 2 節 (略)	ヅ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 32 節「住宅の応急対策」参照) (略) エ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 32 節「住宅の応急対策」参照) (略) (7) ～ (8) (略) 10 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 (1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア～ウ (略) エ <u>被災地の状況把握</u> 県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。 (2) (略) 11 (略) 第 2 節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第 3 節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 1 ～ 2 （略） 3 種類及び発表基準 （新設） 		

現 行			修 正 案			備 考
ア 特別警報・警報・注意報の種類と概要			イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要			
特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報・警報・注意報の種類		概要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、 <u>命を守るための改善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。		洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	

現 行			修 正 案			備 考
特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報・警報・注意報の種類		概要	
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。		雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	着水注意報	著しい着水により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		着水注意報	著しい着水により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	

現 行		修 正 案		備 考																																																																																																																																																																																																																		
※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。 (略) イ 警報等の基準		※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。 (略) ウ 警報等の基準 <u>警報・注意報の発表基準や50年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の値については気象庁ホームページを参照すること。</u>																																																																																																																																																																																																																				
気象等に関する特別警報の発表基準																																																																																																																																																																																																																						
現象の種類	基準																																																																																																																																																																																																																					
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																																																																																																																																																																																																					
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の	暴風が吹くと予想される場合																																																																																																																																																																																																																				
高潮	温帯低気圧により	高潮になると予想される場合																																																																																																																																																																																																																				
波浪		高波になると予想される場合																																																																																																																																																																																																																				
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																																																																																																																																																																																																					
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																																																																																																																																																																																																					
(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。																																																																																																																																																																																																																						
雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧(平成30年3月8日現在)																																																																																																																																																																																																																						
注1)略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。 注2)「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 注3)R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 注4)特別警報は、府県程度の広がりでも50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 注5)特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。																																																																																																																																																																																																																						
<table><tr><th colspan="5">地域</th><th colspan="4">50年に一度の値</th><th>警報基準</th></tr><tr><th>都道府県</th><th>府県予報区</th><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th><th>R48</th><th>R03</th><th>SWI</th><th>SWI</th><th></th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀北部</td><td>金沢市</td><td>344</td><td>138</td><td>211</td><td>102</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀北部</td><td>かほく市</td><td>336</td><td>141</td><td>210</td><td>120</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀北部</td><td>津幡町</td><td>323</td><td>143</td><td>206</td><td>101</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀北部</td><td>内灘町</td><td>296</td><td>126</td><td>188</td><td>123</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>小松市</td><td>246</td><td>126</td><td>208</td><td>105</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>加賀市</td><td>336</td><td>127</td><td>208</td><td>96</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>白山市</td><td>379</td><td>118</td><td>222</td><td>98</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>能登市</td><td>298</td><td>118</td><td>192</td><td>98</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>野々市市</td><td>297</td><td>128</td><td>194</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>川北町</td><td>290</td><td>126</td><td>186</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登北部</td><td>輪島市</td><td>281</td><td>118</td><td>185</td><td>86</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登北部</td><td>珠洲市</td><td>277</td><td>115</td><td>183</td><td>91</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登北部</td><td>穴水町</td><td>276</td><td>109</td><td>177</td><td>91</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登北部</td><td>能登町</td><td>282</td><td>121</td><td>184</td><td>88</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登南部</td><td>七尾市</td><td>302</td><td>119</td><td>195</td><td>108</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登南部</td><td>羽咋市</td><td>312</td><td>125</td><td>196</td><td>114</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登南部</td><td>志賀町</td><td>272</td><td>112</td><td>181</td><td>127</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登南部</td><td>宝達志水町</td><td>234</td><td>137</td><td>206</td><td>104</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登南部</td><td>中能登町</td><td>215</td><td>123</td><td>204</td><td>108</td><td></td></tr></table>					地域					50年に一度の値				警報基準	都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI		石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	344	138	211	102		石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	336	141	210	120		石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	323	143	206	101		石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	296	126	188	123		石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	246	126	208	105		石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	336	127	208	96		石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	379	118	222	98		石川県	石川県	加賀	加賀南部	能登市	298	118	192	98		石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	128	194	-		石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	290	126	186	-		石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	281	118	185	86		石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	277	115	183	91		石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	276	109	177	91		石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	282	121	184	88		石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	302	119	195	108		石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	312	125	196	114		石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	272	112	181	127		石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	234	137	206	104		石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	215	123	204	108	
地域					50年に一度の値				警報基準																																																																																																																																																																																																													
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	344	138	211	102																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	336	141	210	120																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	323	143	206	101																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	296	126	188	123																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	246	126	208	105																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	336	127	208	96																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	379	118	222	98																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	能登市	298	118	192	98																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	128	194	-																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	290	126	186	-																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	281	118	185	86																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	277	115	183	91																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	276	109	177	91																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	282	121	184	88																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	302	119	195	108																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	312	125	196	114																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	272	112	181	127																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	234	137	206	104																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	215	123	204	108																																																																																																																																																																																																														
(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。																																																																																																																																																																																																																						
雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧(令和3年3月25日現在)																																																																																																																																																																																																																						
注1)略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。 注2)「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 注3)R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 注4)特別警報は、府県程度の広がりでも50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 注5)特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。																																																																																																																																																																																																																						
<table><tr><th colspan="5">地域</th><th colspan="4">50年に一度の値</th><th>警報基準</th></tr><tr><th>都道府県</th><th>府県予報区</th><th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた地域</th><th>二次細分区域</th><th>R48</th><th>R03</th><th>SWI</th><th>SWI</th><th></th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀北部</td><td>金沢市</td><td>349</td><td>138</td><td>213</td><td>102</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀北部</td><td>かほく市</td><td>331</td><td>140</td><td>209</td><td>120</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀北部</td><td>津幡町</td><td>321</td><td>143</td><td>205</td><td>101</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀北部</td><td>内灘町</td><td>295</td><td>124</td><td>189</td><td>123</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>小松市</td><td>358</td><td>118</td><td>210</td><td>105</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>加賀市</td><td>351</td><td>125</td><td>212</td><td>96</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>白山市</td><td>385</td><td>121</td><td>225</td><td>98</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>能美市</td><td>304</td><td>117</td><td>192</td><td>98</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>野々市市</td><td>297</td><td>134</td><td>194</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>加賀</td><td>加賀南部</td><td>川北町</td><td>287</td><td>119</td><td>185</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登北部</td><td>輪島市</td><td>284</td><td>117</td><td>189</td><td>86</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登北部</td><td>珠洲市</td><td>279</td><td>113</td><td>187</td><td>91</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登北部</td><td>穴水町</td><td>279</td><td>109</td><td>185</td><td>91</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登北部</td><td>能登町</td><td>281</td><td>119</td><td>188</td><td>88</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登南部</td><td>七尾市</td><td>315</td><td>121</td><td>206</td><td>108</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登南部</td><td>羽咋市</td><td>323</td><td>129</td><td>205</td><td>114</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登南部</td><td>志賀町</td><td>288</td><td>117</td><td>190</td><td>127</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登南部</td><td>宝達志水町</td><td>335</td><td>137</td><td>210</td><td>104</td><td></td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県</td><td>能登</td><td>能登南部</td><td>中能登町</td><td>330</td><td>130</td><td>214</td><td>108</td><td></td></tr></table>					地域					50年に一度の値				警報基準	都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI		石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	349	138	213	102		石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	331	140	209	120		石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	321	143	205	101		石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	295	124	189	123		石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	358	118	210	105		石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	351	125	212	96		石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	385	121	225	98		石川県	石川県	加賀	加賀南部	能美市	304	117	192	98		石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	134	194	-		石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	287	119	185	-		石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	284	117	189	86		石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	279	113	187	91		石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	279	109	185	91		石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	281	119	188	88		石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	315	121	206	108		石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	323	129	205	114		石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	288	117	190	127		石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	335	137	210	104		石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	330	130	214	108	
地域					50年に一度の値				警報基準																																																																																																																																																																																																													
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	349	138	213	102																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	331	140	209	120																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	321	143	205	101																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	295	124	189	123																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	358	118	210	105																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	351	125	212	96																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	385	121	225	98																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	能美市	304	117	192	98																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	134	194	-																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	287	119	185	-																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	284	117	189	86																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	279	113	187	91																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	279	109	185	91																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	281	119	188	88																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	315	121	206	108																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	323	129	205	114																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	288	117	190	127																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	335	137	210	104																																																																																																																																																																																																														
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	330	130	214	108																																																																																																																																																																																																														
参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf#page=38																																																																																																																																																																																																																						

現	行	修	正	案	備 考																																																																																																																																																																																										
各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧(平成29年10月20日現在) 注1)“※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもの。 注2)値が“―”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。 注3)“*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。 注4)50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 注5)特別警報は、府県程度の広がりです0年に一度の値となる現象を対象。 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 <table><tr><th>府県予報区</th><th>地点名</th><th>50年に一度の積雪深(cm)</th><th>既往最深積雪深(cm)</th></tr><tr><td>石川県</td><td>輪島</td><td>83</td><td>110</td></tr><tr><td>石川県</td><td>金沢</td><td>135</td><td>181</td></tr><tr><td>石川県</td><td>珠洲</td><td>138</td><td>159</td></tr><tr><td>石川県</td><td>七尾</td><td>86</td><td>74</td></tr><tr><td>石川県</td><td>白山河内</td><td>259</td><td>308</td></tr><tr><td>石川県</td><td>加賀菅谷</td><td>223</td><td>246</td></tr></table> 石川県警報等の発表基準一覧 警報・注意報発表基準一覧表 <table><caption>全府県地方気象台</caption><tr><th>府県予報区</th><th>加賀</th><th>能登</th></tr><tr><td>市町村等と異なる地域</td><td>加賀全部</td><td>能登全部</td></tr><tr><td>大雪</td><td>区域内の市町村で附属1の基準に到達することが予想される場合</td><td>区域内の市町村で附属2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>大雪(平均風速)</td><td>陸上 20m/s、海上 25m/s</td><td>陸上 20m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s</td></tr><tr><td>暴風雪(平均風速)</td><td>陸上 20m/s、海上 25m/s、雪を伴う</td><td>陸上 20m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s、雪を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ35cm</td><td>平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm</td></tr><tr><td>波浪(有義波高)</td><td>5.0m</td><td>東海上 5.0m、西海上 5.0m</td></tr><tr><td>高潮</td><td>区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合</td><td></td></tr><tr><td>大雨</td><td>区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合</td><td></td></tr><tr><td>洪水</td><td>区域内の市町村で附属4の基準に到達することが予想される場合</td><td></td></tr><tr><td>強風(平均風速)</td><td>陸上 12m/s¹⁾、海上 15m/s</td><td>陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s</td></tr><tr><td>風雪(平均風速)</td><td>陸上 12m/s¹⁾、海上 15m/s、雪を伴う</td><td>陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s、雪を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ25cm</td><td>平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm</td></tr><tr><td>波浪(有義波高)</td><td>3.0m</td><td>東海上 2.0m、西海上 3.0m</td></tr><tr><td>高潮</td><td>区域内の市町村で附属5の基準に到達することが予想される場合</td><td></td></tr><tr><td>大雪</td><td>① 降雪量以上の降雪が予想される場合 ② 降雪量地域の日平均気温が0℃以上、かつ日降水量が20mm以上</td><td></td></tr><tr><td>濃霧(視程)</td><td>陸上 100m、海上 500m</td><td>陸上 100m、東海上 500m、西海上 500m</td></tr><tr><td>低潮</td><td>最小潮位40%で、潮位深度55%</td><td></td></tr><tr><td>なだれ</td><td>① 24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(暴風) ② 降雪量が100mm以上あって全府県地方気象台の日平均気温が5℃以上、又は暴風率(4℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)</td><td></td></tr><tr><td>低気</td><td>寒期:最低気温17℃以下かつ2日以上継続、冬期:最低気温-4℃以下</td><td></td></tr><tr><td>霜</td><td>寒期:夜間期に最低気温0℃以下 雪期:雪氷・雪が予想される場合</td><td></td></tr><tr><td>雪氷・雪害</td><td>100mm</td><td></td></tr></table> ・ 1 全府県地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。 ・ 2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。		府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)	石川県	輪島	83	110	石川県	金沢	135	181	石川県	珠洲	138	159	石川県	七尾	86	74	石川県	白山河内	259	308	石川県	加賀菅谷	223	246	府県予報区	加賀	能登	市町村等と異なる地域	加賀全部	能登全部	大雪	区域内の市町村で附属1の基準に到達することが予想される場合	区域内の市町村で附属2の基準に到達することが予想される場合	大雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s	陸上 20m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s、雪を伴う	陸上 20m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s、雪を伴う	大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	波浪(有義波高)	5.0m	東海上 5.0m、西海上 5.0m	高潮	区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合		大雨	区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合		洪水	区域内の市町村で附属4の基準に到達することが予想される場合		強風(平均風速)	陸上 12m/s ¹⁾ 、海上 15m/s	陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s	風雪(平均風速)	陸上 12m/s ¹⁾ 、海上 15m/s、雪を伴う	陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s、雪を伴う	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ25cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	波浪(有義波高)	3.0m	東海上 2.0m、西海上 3.0m	高潮	区域内の市町村で附属5の基準に到達することが予想される場合		大雪	① 降雪量以上の降雪が予想される場合 ② 降雪量地域の日平均気温が0℃以上、かつ日降水量が20mm以上		濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m	陸上 100m、東海上 500m、西海上 500m	低潮	最小潮位40%で、潮位深度55%		なだれ	① 24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(暴風) ② 降雪量が100mm以上あって全府県地方気象台の日平均気温が5℃以上、又は暴風率(4℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)		低気	寒期:最低気温17℃以下かつ2日以上継続、冬期:最低気温-4℃以下		霜	寒期:夜間期に最低気温0℃以下 雪期:雪氷・雪が予想される場合		雪氷・雪害	100mm		各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧(令和2年10月29日現在) 注1)“※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“―”としている。 注2)データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“―”としている。 注3)“*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため参考値として扱う。 注4)50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 注5)大雪特別警報は、府県程度の広がりです0年に一度の値となる現象を対象。 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 <table><tr><th>府県予報区</th><th>地点名</th><th>50年に一度の積雪深(cm)</th><th>既往最深積雪深(cm)</th></tr><tr><td>石川県</td><td>輪島</td><td>84</td><td>110</td></tr><tr><td>石川県</td><td>金沢</td><td>136</td><td>181</td></tr><tr><td>石川県</td><td>珠洲</td><td>137</td><td>159</td></tr><tr><td>石川県</td><td>七尾</td><td>88</td><td>74</td></tr><tr><td>石川県</td><td>白山河内</td><td>266</td><td>308</td></tr><tr><td>石川県</td><td>加賀菅谷</td><td>232</td><td>246</td></tr></table> 参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/sanko/1-50yuki.pdf#page=6 警報・注意報発表基準一覧表 <table><caption>全府県地方気象台</caption><tr><th>府県予報区</th><th>加賀</th><th>能登</th></tr><tr><td>市町村等と異なる地域</td><td>加賀全部</td><td>能登全部</td></tr><tr><td>大雪</td><td>区域内の市町村で附属1の基準に到達することが予想される場合</td><td>区域内の市町村で附属2の基準に到達することが予想される場合</td></tr><tr><td>大雪(平均風速)</td><td>陸上 20m/s、海上 25m/s</td><td>陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s</td></tr><tr><td>暴風雪(平均風速)</td><td>陸上 20m/s、海上 25m/s、雪を伴う</td><td>陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s、雪を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ35cm</td><td>平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm</td></tr><tr><td>波浪(有義波高)</td><td>5.0m</td><td>北海上 5.0m、東海上 5.0m、東海上 5.0m、西海上 5.0m</td></tr><tr><td>高潮</td><td>区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合</td><td></td></tr><tr><td>大雨</td><td>区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合</td><td></td></tr><tr><td>洪水</td><td>区域内の市町村で附属4の基準に到達することが予想される場合</td><td></td></tr><tr><td>強風(平均風速)</td><td>陸上 12m/s¹⁾、海上 15m/s</td><td>陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s</td></tr><tr><td>風雪(平均風速)</td><td>陸上 12m/s¹⁾、海上 15m/s、雪を伴う</td><td>陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s、雪を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ35cm</td><td>平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm</td></tr><tr><td>波浪(有義波高)</td><td>3.0m</td><td>北海上 3.0m、東海上 3.0m、東海上 2.0m、西海上 3.0m</td></tr><tr><td>高潮</td><td>区域内の市町村で附属5の基準に到達することが予想される場合</td><td></td></tr><tr><td>大雪</td><td>① 降雪量以上の降雪が予想される場合 ② 降雪量地域の日平均気温が0℃以上、かつ日降水量が20mm以上</td><td></td></tr><tr><td>濃霧(視程)</td><td>陸上 100m、海上 500m</td><td>陸上 100m、東海上 500m、西海上 500m</td></tr><tr><td>低潮</td><td>最小潮位40%で、潮位深度55%</td><td></td></tr><tr><td>なだれ</td><td>① 24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(暴風) ② 降雪量が100mm以上あって全府県地方気象台の日平均気温が5℃以上、又は暴風率(4℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)</td><td></td></tr><tr><td>低気</td><td>寒期:最低気温17℃以下かつ2日以上継続、冬期:最低気温-4℃以下</td><td></td></tr><tr><td>霜</td><td>寒期:夜間期に最低気温0℃以下 雪期:雪氷・雪が予想される場合</td><td></td></tr><tr><td>雪氷・雪害</td><td>100mm</td><td></td></tr></table> ・ 1 全府県地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。 ・ 2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。	府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)	石川県	輪島	84	110	石川県	金沢	136	181	石川県	珠洲	137	159	石川県	七尾	88	74	石川県	白山河内	266	308	石川県	加賀菅谷	232	246	府県予報区	加賀	能登	市町村等と異なる地域	加賀全部	能登全部	大雪	区域内の市町村で附属1の基準に到達することが予想される場合	区域内の市町村で附属2の基準に到達することが予想される場合	大雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s	陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s、雪を伴う	陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s、雪を伴う	大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	波浪(有義波高)	5.0m	北海上 5.0m、東海上 5.0m、東海上 5.0m、西海上 5.0m	高潮	区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合		大雨	区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合		洪水	区域内の市町村で附属4の基準に到達することが予想される場合		強風(平均風速)	陸上 12m/s ¹⁾ 、海上 15m/s	陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s	風雪(平均風速)	陸上 12m/s ¹⁾ 、海上 15m/s、雪を伴う	陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s、雪を伴う	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	波浪(有義波高)	3.0m	北海上 3.0m、東海上 3.0m、東海上 2.0m、西海上 3.0m	高潮	区域内の市町村で附属5の基準に到達することが予想される場合		大雪	① 降雪量以上の降雪が予想される場合 ② 降雪量地域の日平均気温が0℃以上、かつ日降水量が20mm以上		濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m	陸上 100m、東海上 500m、西海上 500m	低潮	最小潮位40%で、潮位深度55%		なだれ	① 24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(暴風) ② 降雪量が100mm以上あって全府県地方気象台の日平均気温が5℃以上、又は暴風率(4℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)		低気	寒期:最低気温17℃以下かつ2日以上継続、冬期:最低気温-4℃以下		霜	寒期:夜間期に最低気温0℃以下 雪期:雪氷・雪が予想される場合		雪氷・雪害	100mm		
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)																																																																																																																																																																																												
石川県	輪島	83	110																																																																																																																																																																																												
石川県	金沢	135	181																																																																																																																																																																																												
石川県	珠洲	138	159																																																																																																																																																																																												
石川県	七尾	86	74																																																																																																																																																																																												
石川県	白山河内	259	308																																																																																																																																																																																												
石川県	加賀菅谷	223	246																																																																																																																																																																																												
府県予報区	加賀	能登																																																																																																																																																																																													
市町村等と異なる地域	加賀全部	能登全部																																																																																																																																																																																													
大雪	区域内の市町村で附属1の基準に到達することが予想される場合	区域内の市町村で附属2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																													
大雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s	陸上 20m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s																																																																																																																																																																																													
暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s、雪を伴う	陸上 20m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s、雪を伴う																																																																																																																																																																																													
大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm																																																																																																																																																																																													
波浪(有義波高)	5.0m	東海上 5.0m、西海上 5.0m																																																																																																																																																																																													
高潮	区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																														
大雨	区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																														
洪水	区域内の市町村で附属4の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																														
強風(平均風速)	陸上 12m/s ¹⁾ 、海上 15m/s	陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s																																																																																																																																																																																													
風雪(平均風速)	陸上 12m/s ¹⁾ 、海上 15m/s、雪を伴う	陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s、雪を伴う																																																																																																																																																																																													
大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ25cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																													
波浪(有義波高)	3.0m	東海上 2.0m、西海上 3.0m																																																																																																																																																																																													
高潮	区域内の市町村で附属5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																														
大雪	① 降雪量以上の降雪が予想される場合 ② 降雪量地域の日平均気温が0℃以上、かつ日降水量が20mm以上																																																																																																																																																																																														
濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m	陸上 100m、東海上 500m、西海上 500m																																																																																																																																																																																													
低潮	最小潮位40%で、潮位深度55%																																																																																																																																																																																														
なだれ	① 24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(暴風) ② 降雪量が100mm以上あって全府県地方気象台の日平均気温が5℃以上、又は暴風率(4℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)																																																																																																																																																																																														
低気	寒期:最低気温17℃以下かつ2日以上継続、冬期:最低気温-4℃以下																																																																																																																																																																																														
霜	寒期:夜間期に最低気温0℃以下 雪期:雪氷・雪が予想される場合																																																																																																																																																																																														
雪氷・雪害	100mm																																																																																																																																																																																														
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)																																																																																																																																																																																												
石川県	輪島	84	110																																																																																																																																																																																												
石川県	金沢	136	181																																																																																																																																																																																												
石川県	珠洲	137	159																																																																																																																																																																																												
石川県	七尾	88	74																																																																																																																																																																																												
石川県	白山河内	266	308																																																																																																																																																																																												
石川県	加賀菅谷	232	246																																																																																																																																																																																												
府県予報区	加賀	能登																																																																																																																																																																																													
市町村等と異なる地域	加賀全部	能登全部																																																																																																																																																																																													
大雪	区域内の市町村で附属1の基準に到達することが予想される場合	区域内の市町村で附属2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																													
大雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s	陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s																																																																																																																																																																																													
暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s、雪を伴う	陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s、雪を伴う																																																																																																																																																																																													
大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm																																																																																																																																																																																													
波浪(有義波高)	5.0m	北海上 5.0m、東海上 5.0m、東海上 5.0m、西海上 5.0m																																																																																																																																																																																													
高潮	区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																														
大雨	区域内の市町村で附属3の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																														
洪水	区域内の市町村で附属4の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																														
強風(平均風速)	陸上 12m/s ¹⁾ 、海上 15m/s	陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s																																																																																																																																																																																													
風雪(平均風速)	陸上 12m/s ¹⁾ 、海上 15m/s、雪を伴う	陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s、雪を伴う																																																																																																																																																																																													
大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																													
波浪(有義波高)	3.0m	北海上 3.0m、東海上 3.0m、東海上 2.0m、西海上 3.0m																																																																																																																																																																																													
高潮	区域内の市町村で附属5の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																														
大雪	① 降雪量以上の降雪が予想される場合 ② 降雪量地域の日平均気温が0℃以上、かつ日降水量が20mm以上																																																																																																																																																																																														
濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m	陸上 100m、東海上 500m、西海上 500m																																																																																																																																																																																													
低潮	最小潮位40%で、潮位深度55%																																																																																																																																																																																														
なだれ	① 24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(暴風) ② 降雪量が100mm以上あって全府県地方気象台の日平均気温が5℃以上、又は暴風率(4℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)																																																																																																																																																																																														
低気	寒期:最低気温17℃以下かつ2日以上継続、冬期:最低気温-4℃以下																																																																																																																																																																																														
霜	寒期:夜間期に最低気温0℃以下 雪期:雪氷・雪が予想される場合																																																																																																																																																																																														
雪氷・雪害	100mm																																																																																																																																																																																														

(新設)

【警報・注意報基準一覧表の解説】
(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。

(新設)

現 行	修 正 案	備 考
	(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、 <u>注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町に対して発表する。</u> (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、 <u>濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、一次細分区域及び市町をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。</u> (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、 <u>強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</u> (5) 表中において、金沢地方気象台が警報・注意報の本文中で用いる「平地、 <u>山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</u> (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、 <u>通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u>	

現	行	修	正	案	備 考																																																																																																																																		
(別表1)大雨警報基準 平成29年7月7日現在 <table><tr><th>市町村等を まとめた地域</th><th>市町村等</th><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr><tr><td rowspan="4">加賀北部</td><td>金沢市</td><td>13</td><td>102</td></tr><tr><td>かほく市</td><td>19</td><td>120</td></tr><tr><td>津幡町</td><td>16</td><td>101</td></tr><tr><td>内灘町</td><td>18</td><td>123</td></tr><tr><td rowspan="6">加賀南部</td><td>小松市</td><td>21</td><td>105</td></tr><tr><td>加賀市</td><td>16</td><td>96</td></tr><tr><td>白山市</td><td>13</td><td>98</td></tr><tr><td>能美市</td><td>20</td><td>98</td></tr><tr><td>野々市市</td><td>21</td><td>—</td></tr><tr><td>川北町</td><td>12</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">能登北部</td><td>輪島市</td><td>15</td><td>86</td></tr><tr><td>珠洲市</td><td>17</td><td>91</td></tr><tr><td>穴水町</td><td>16</td><td>91</td></tr><tr><td>能登町</td><td>12</td><td>88</td></tr><tr><td rowspan="5">能登南部</td><td>七尾市</td><td>13</td><td>108</td></tr><tr><td>羽咋市</td><td>21</td><td>114</td></tr><tr><td>志賀町</td><td>13</td><td>127</td></tr><tr><td>宝達志水町</td><td>14</td><td>104</td></tr><tr><td>中能登町</td><td>12</td><td>108</td></tr></table>		市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	加賀北部	金沢市	13	102	かほく市	19	120	津幡町	16	101	内灘町	18	123	加賀南部	小松市	21	105	加賀市	16	96	白山市	13	98	能美市	20	98	野々市市	21	—	川北町	12	—	能登北部	輪島市	15	86	珠洲市	17	91	穴水町	16	91	能登町	12	88	能登南部	七尾市	13	108	羽咋市	21	114	志賀町	13	127	宝達志水町	14	104	中能登町	12	108	(別表1)大雨警報基準 令和2年5月26日現在 <table><tr><th>市町村等を まとめた地域</th><th>市町村等</th><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr><tr><td rowspan="4">加賀北部</td><td>金沢市</td><td>13</td><td>102</td></tr><tr><td>かほく市</td><td>19</td><td>120</td></tr><tr><td>津幡町</td><td>16</td><td>101</td></tr><tr><td>内灘町</td><td>18</td><td>123</td></tr><tr><td rowspan="6">加賀南部</td><td>小松市</td><td>21</td><td>105</td></tr><tr><td>加賀市</td><td>16</td><td>96</td></tr><tr><td>白山市</td><td>13</td><td>98</td></tr><tr><td>能美市</td><td>20</td><td>98</td></tr><tr><td>野々市市</td><td>21</td><td>—</td></tr><tr><td>川北町</td><td>12</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">能登北部</td><td>輪島市</td><td>15</td><td>86</td></tr><tr><td>珠洲市</td><td>17</td><td>91</td></tr><tr><td>穴水町</td><td>16</td><td>91</td></tr><tr><td>能登町</td><td>12</td><td>88</td></tr><tr><td rowspan="5">能登南部</td><td>七尾市</td><td>13</td><td>108</td></tr><tr><td>羽咋市</td><td>21</td><td>114</td></tr><tr><td>志賀町</td><td>13</td><td>127</td></tr><tr><td>宝達志水町</td><td>14</td><td>104</td></tr><tr><td>中能登町</td><td>12</td><td>108</td></tr></table>			市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	加賀北部	金沢市	13	102	かほく市	19	120	津幡町	16	101	内灘町	18	123	加賀南部	小松市	21	105	加賀市	16	96	白山市	13	98	能美市	20	98	野々市市	21	—	川北町	12	—	能登北部	輪島市	15	86	珠洲市	17	91	穴水町	16	91	能登町	12	88	能登南部	七尾市	13	108	羽咋市	21	114	志賀町	13	127	宝達志水町	14	104	中能登町	12	108	
市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																				
加賀北部	金沢市	13	102																																																																																																																																				
	かほく市	19	120																																																																																																																																				
	津幡町	16	101																																																																																																																																				
	内灘町	18	123																																																																																																																																				
加賀南部	小松市	21	105																																																																																																																																				
	加賀市	16	96																																																																																																																																				
	白山市	13	98																																																																																																																																				
	能美市	20	98																																																																																																																																				
	野々市市	21	—																																																																																																																																				
	川北町	12	—																																																																																																																																				
能登北部	輪島市	15	86																																																																																																																																				
	珠洲市	17	91																																																																																																																																				
	穴水町	16	91																																																																																																																																				
	能登町	12	88																																																																																																																																				
能登南部	七尾市	13	108																																																																																																																																				
	羽咋市	21	114																																																																																																																																				
	志賀町	13	127																																																																																																																																				
	宝達志水町	14	104																																																																																																																																				
	中能登町	12	108																																																																																																																																				
市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																				
加賀北部	金沢市	13	102																																																																																																																																				
	かほく市	19	120																																																																																																																																				
	津幡町	16	101																																																																																																																																				
	内灘町	18	123																																																																																																																																				
加賀南部	小松市	21	105																																																																																																																																				
	加賀市	16	96																																																																																																																																				
	白山市	13	98																																																																																																																																				
	能美市	20	98																																																																																																																																				
	野々市市	21	—																																																																																																																																				
	川北町	12	—																																																																																																																																				
能登北部	輪島市	15	86																																																																																																																																				
	珠洲市	17	91																																																																																																																																				
	穴水町	16	91																																																																																																																																				
	能登町	12	88																																																																																																																																				
能登南部	七尾市	13	108																																																																																																																																				
	羽咋市	21	114																																																																																																																																				
	志賀町	13	127																																																																																																																																				
	宝達志水町	14	104																																																																																																																																				
	中能登町	12	108																																																																																																																																				
参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/ishikawa/1_ishikawa.pdf																																																																																																																																							

現 行					修 正 案					備 考
(別表2)洪水警報基準					(別表2)洪水警報基準					
平成29年7月7日現在					令和2年8月6日現在					
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準	
加賀北部	金沢市	犀川流域=29.3、安原川流域=6.1、 十人川流域=7.8、伏見川流域=8.8、 高橋川流域=8、大野川流域=21.3、 金蔵川流域=7.7、森下川流域=17.1、 浅野川流域=19.8	十人川流域=(10、7.7)、 伏見川流域=(14、7.7)、 高橋川流域=(8、7.2)、 浅野川流域=(12、11.3)	手取川〔鶴来〕	加賀北部	金沢市	犀川流域=30.8、安原川流域=7.3、 十人川流域=8.4、伏見川流域=12.5、 高橋川流域=9、大野川流域=18.1、 金蔵川流域=8.8、森下川流域=19.2、 浅野川流域=20.8	十人川流域=(13、6.2)、 伏見川流域=(14、9)、 高橋川流域=(8、8.1)、 大野川流域=(8、16.2)、 浅野川流域=(12、12.1)	手取川〔鶴来〕	
	かほく市	宇ノ氣川流域=13.9、大谷川流域=5.6	—	—		かほく市	宇ノ氣川流域=12.4、大谷川流域=5.5	—	—	
	津幡町	宇ノ氣川流域=26.7、能瀬川流域=9.4、 津幡川流域=11、材木川流域=9.3	—	—		津幡町	宇ノ氣川流域=26.4、能瀬川流域=9.4、 津幡川流域=11.8、材木川流域=10.6	—	—	
	内灘町	宇ノ氣川流域=34.7、大野川流域=21.2	—	—		内灘町	宇ノ氣川流域=34.8、大野川流域=23.9	—	—	
加賀南部	小松市	前川流域=12.8、八丁川流域=8.7、 鶴谷川流域=10.6、湊上川流域=7.1、 栗津川流域=5.7、西俣川流域=8.8、 宇谷川流域=7.6	西俣川流域=(8、5.9)、 宇谷川流域=(8、6.8)	手取川〔鶴来〕、梯川〔埴田〕	加賀南部	小松市	前川流域=14、八丁川流域=7.7、 鶴谷川流域=10.6、湊上川流域=10.2、 栗津川流域=6.8、西俣川流域=8.1、 宇谷川流域=7.6	宇谷川流域=(8、6.8)	手取川〔鶴来〕、梯川〔埴田〕	
	加賀市	大聖寺川流域=20.8、三谷川流域=12.4、 熊坂川流域=7.3、新堀川流域=19.3、 動橋川流域=21、八日市川流域=5.2	大聖寺川流域=(15、20.5)、 新堀川流域=(7、17.3)、 動橋川流域=(17、17.6)	—		加賀市	大聖寺川流域=21.5、三谷川流域=12.4、 熊坂川流域=7.6、新堀川流域=20.3、 動橋川流域=20.8、八日市川流域=5.6	大聖寺川流域=(15、21.3)、 新堀川流域=(7、18.2)、 動橋川流域=(7、19.3)、 八日市川流域=(7、3.9)	—	
	白山市	安原川流域=3.5、高橋川流域=4.8、 平瀬川流域=5.6	—	手取川〔鶴来〕		白山市	安原川流域=3.5、高橋川流域=5.6、 平瀬川流域=8.6	—	手取川〔鶴来〕	
	能美市	八丁川流域=5.5、鶴谷川流域=10.1、 館谷川流域=3.9	—	手取川〔鶴来〕、梯川〔埴田〕		能美市	八丁川流域=4.4、鶴谷川流域=9.7、 館谷川流域=4.1	—	手取川〔鶴来〕、梯川〔埴田〕	
	野々市市	安原川流域=5.7、十人川流域=9.8、 高橋川流域=8.2	高橋川流域=(8、7.4)	手取川〔鶴来〕		野々市市	安原川流域=6.5、十人川流域=6.4、 高橋川流域=10.4	高橋川流域=(8、9.3)	手取川〔鶴来〕	
	川北町		—	手取川〔鶴来〕		川北町		—	手取川〔鶴来〕	
能登北部	輪島市	町野川流域=23.9、南志見川流域=9.5、 堀田川流域=6.1、河原田川流域=22、 西二文川流域=8.1、八ヶ川流域=14.8、 阿瀬川流域=6.4、南川流域=7.9、 仁岸川流域=11.5、鈴置川流域=8.5、 鳳至川流域=13.2、浦上川流域=9.9、 神田川流域=5.6、仁行川流域=7.3、 別所谷川流域=7.1	町野川流域=(8、21.5)、 堀田川流域=(8、5.4)、 河原田川流域=(8、19.8)、 八ヶ川流域=(8、13.1)、 鳳至川流域=(6、11.8)	—	能登北部	輪島市	町野川流域=24.5、南志見川流域=10、 堀田川流域=6.3、河原田川流域=21.6、 西二文川流域=8.1、八ヶ川流域=16.4、 阿瀬川流域=8.3、南川流域=7.6、 仁岸川流域=9.8、鈴置川流域=9.6、 鳳至川流域=13.8、浦上川流域=7.8、 神田川流域=6.1、仁行川流域=7.3、 別所谷川流域=8.7	町野川流域=(8、22)、 堀田川流域=(8、5.6)、 河原田川流域=(8、19.4)、 八ヶ川流域=(8、14.7)、 鳳至川流域=(6、12.2)	—	
	珠洲市	折戸川流域=6.5、栗津川流域=5.5、 紀の川流域=7.6、鶴島川流域=4.9、 金川流域=5.5、若山川流域=14、 竹中川流域=8.2、鶴飼川流域=11.7、 岡田川流域=4.9	—	—		珠洲市	折戸川流域=7.7、栗津川流域=6.3、 紀の川流域=6.9、鶴島川流域=5.3、 金川流域=5.7、若山川流域=14.3、 竹中川流域=9.4、鶴飼川流域=10.4、 岡田川流域=5	—	—	
	穴水町	太田川流域=6.4、前波川流域=6.9、 女良川流域=6.7、七海川流域=6.4、 小又川流域=8.7、山王川流域=6.6、 曾福川流域=8.2、膳橋川流域=4.5	—	—		穴水町	太田川流域=6.2、前波川流域=7.7、 女良川流域=6.1、七海川流域=6.7、 小又川流域=8、山王川流域=7.7、 曾福川流域=6.9、膳橋川流域=5.1	—	—	
	能登町	九里川原川流域=9.9、白丸川流域=5.3、 山田川流域=12.9、町野川流域=12.8、 上町川流域=14.8、寺分川流域=7.3	町野川流域=(5、11.5)	—		能登町	九里川原川流域=8.1、白丸川流域=6.6、 山田川流域=13、町野川流域=13.2、 上町川流域=14.1、寺分川流域=7.3	町野川流域=(5、11.8)	—	
能登南部	七尾市	熊木川流域=11.8、西河内川流域=3.9、 河内川流域=5.8、二宮川流域=15.2、 吉田川流域=5.4、伊久留川流域=7.5、 日用川流域=6.4、笠師川流域=4.9、 大津川流域=5.3、御蔵川流域=6.5、 大谷川流域=4.7、崎山川流域=9.2、 熊瀬川流域=9.7	熊木川流域=(6、10.6)、 日用川流域=(8、5.7)	—	能登南部	七尾市	熊木川流域=12、西河内川流域=4、 河内川流域=5.9、二宮川流域=14.6、 吉田川流域=5.5、伊久留川流域=7.7、 日用川流域=7.2、笠師川流域=5.1、 大津川流域=5.5、御蔵川流域=5.9、 大谷川流域=6.7、崎山川流域=8.7、 熊瀬川流域=10.4	熊木川流域=(5、10.8)、 日用川流域=(7、7)、 大谷川流域=(12、6)	—	
	羽咋市	羽咋川流域=13.3、子浦川流域=15.6、 吉崎川流域=5.9、飯山川流域=9.3、 長者川流域=6.9	飯山川流域=(7、8.3)	—		羽咋市	羽咋川流域=13.7、子浦川流域=15.6、 吉崎川流域=6、飯山川流域=8.6、 長者川流域=7.5	飯山川流域=(7、7.7)	—	
	志賀町	酒見川流域=5.8、富来川流域=11.4、 七海川流域=9.6、菱根川流域=5.7、 新川流域=5.7、米町川流域=11.2、 於古川流域=8.4、仏木川流域=3、 安津見川流域=7.7	米町川流域=(6、10)	—		志賀町	酒見川流域=7.5、富来川流域=12.2、 七海川流域=6.2、菱根川流域=6、 新川流域=6.9、米町川流域=11.4、 於古川流域=9.6、仏木川流域=3.6、 安津見川流域=9.5	米町川流域=(6、10.2)	—	
	宝達志水町	前田川流域=8.2、子浦川流域=15.1、 長者川流域=3.9	—	—		宝達志水町	前田川流域=8.2、子浦川流域=15.1、 長者川流域=3.9、吉崎川流域=4.1	吉崎川流域=(7、3.6)	—	
	中能登町	二宮川流域=8.1、石塚川流域=4.5、 長曾川流域=4.4、久江川流域=4.5	—	—		中能登町	二宮川流域=5.2、石塚川流域=4.6、 長曾川流域=4.1、久江川流域=5.8	—	—	
** (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。					** (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。					
					参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/ishikawa/2_ishikawa.pdf					

現		行		修 正 案				備 考
(別表3)大雨注意報基準				(別表3)大雨注意報基準				
平成29年7月7日現在				令和2年5月26日現在				
市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
加賀北部	金沢市	8	86	加賀北部	金沢市	8	86	
	かほく市	8	102		かほく市	8	102	
	津幡町	10	85		津幡町	10	85	
	内灘町	9	104		内灘町	9	104	
加賀南部	小松市	10	89	加賀南部	小松市	10	89	
	加賀市	6	81		加賀市	6	81	
	白山市	5	83		白山市	8	83	
	能美市	6	83		能美市	10	83	
	野々市市	10	105		野々市市	10	105	
	川北町	7	101		川北町	7	101	
能登北部	輪島市	7	73	能登北部	輪島市	7	73	
	珠洲市	9	77		珠洲市	9	77	
	穴水町	9	77		穴水町	9	77	
	能登町	7	74		能登町	7	74	
能登南部	七尾市	6	81	能登南部	七尾市	6	81	
	羽咋市	8	85		羽咋市	8	85	
	志賀町	5	95		志賀町	5	95	
	宝達志水町	6	78		宝達志水町	6	78	
	中能登町	7	81		中能登町	7	81	
				参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki jun/ishikawa/3_ishikawa.pdf				

現 行					修 正 案					備 考		
(別表4)洪水注意報基準					(別表4)洪水注意報基準							
平成29年7月7日現在					令和2年8月8日現在							
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準			
加賀北部	金沢市	犀川流域=2.4, 安原川流域=4.8, 十人川流域=6.2, 伏見川流域=6.8, 高瀬川流域=6.4, 大野川流域=17, 金嶺川流域=6.1, 森下川流域=13.7, 浅野川流域=15.8	犀川流域=(8, 18.7), 十人川流域=(8, 5), 伏見川流域=(8, 5.4), 高瀬川流域=(8, 5.1), 大野川流域=(5, 17), 金嶺川流域=(7, 3.6), 浅野川流域=(8, 10.2)	—	加賀北部	金沢市	犀川流域=2.4, 安原川流域=5.8, 十人川流域=5.1, 伏見川流域=10, 高瀬川流域=7.2, 大野川流域=12.9, 金嶺川流域=7, 森下川流域=15.3, 浅野川流域=16.4	犀川流域=(8, 19.5), 安原川流域=(8, 4.6), 十人川流域=(8, 5), 伏見川流域=(7, 8), 高瀬川流域=(8, 5.8), 大野川流域=(8, 10.3), 金嶺川流域=(7, 4.1), 森下川流域=(8, 12.2), 浅野川流域=(9, 10.8)	—			
	かほく市	宇ノ気川流域=11.1, 大谷川流域=4.4	宇ノ気川流域=(5, 11.1), 大谷川流域=(6, 3.5)	—		かほく市	宇ノ気川流域=9.9, 大谷川流域=4.4	宇ノ気川流域=(7, 7.9), 大谷川流域=(7, 3.5)	—			
	津幡町	宇ノ気川流域=21.3, 能瀬川流域=7.5, 津幡川流域=8.6, 材木川流域=7.4	能瀬川流域=(5, 7.5), 津幡川流域=(5, 8.6)	—		津幡町	宇ノ気川流域=21.1, 能瀬川流域=7.5, 津幡川流域=9.2, 材木川流域=8.4	能瀬川流域=(5, 7.5), 津幡川流域=(7, 8.8)	—			
	内灘町	宇ノ気川流域=27.7, 大野川流域=17	大野川流域=(5, 17)	—		内灘町	宇ノ気川流域=27.8, 大野川流域=19.1	大野川流域=(7, 15.3)	—			
	加賀南部	小松市	前川流域=10.2, 八丁川流域=6.9, 鶴谷川流域=8.4, 津上川流域=5.6, 栗津川流域=4.5, 西俣川流域=5.2, 宇谷川流域=6	前川流域=(9, 9), 八丁川流域=(5, 6.9), 栗津川流域=(9, 4.5), 西俣川流域=(8, 4.2), 宇谷川流域=(8, 4.8), 鶴谷川流域=(5, 22.3)	鶴川[樋田]	加賀南部	小松市	前川流域=11.2, 八丁川流域=6.1, 鶴谷川流域=8.4, 津上川流域=8.1, 栗津川流域=5.2, 西俣川流域=6.4, 宇谷川流域=6	前川流域=(7, 9.8), 八丁川流域=(5, 8.1), 栗津川流域=(9, 5.1), 西俣川流域=(8, 5.1), 宇谷川流域=(8, 4.8), 鶴谷川流域=(8, 22.5)	鶴川[樋田]		
加賀市		大聖寺川流域=16.6, 三谷川流域=9.9, 鹿坂川流域=5.8, 新瀬川流域=15.4, 鶴瀬川流域=16.8, 八日市川流域=4.2	大聖寺川流域=(5, 12.6), 鹿坂川流域=(7, 4.6), 新瀬川流域=(5, 12), 鶴瀬川流域=(5, 15.8), 八日市川流域=(5, 4.2)	—	加賀市		大聖寺川流域=17.2, 三谷川流域=9.9, 鹿坂川流域=6, 新瀬川流域=16.2, 鶴瀬川流域=16.4, 八日市川流域=4.4	大聖寺川流域=(5, 13.8), 鹿坂川流域=(5, 4.6), 新瀬川流域=(5, 12.2), 鶴瀬川流域=(5, 16.4), 八日市川流域=(5, 3.5)	—			
白山市		安原川流域=2.8, 高瀬川流域=3.8, 平瀬川流域=4.5	平瀬川流域=(7, 3.6), 手取川流域=(6, 36.6)	手取川[鶴来]	白山市		安原川流域=2.8, 高瀬川流域=4.4, 平瀬川流域=6.8	平瀬川流域=(7, 5.3), 手取川流域=(7, 28.2)	手取川[鶴来]			
能美市		八丁川流域=4.4, 鶴谷川流域=8, 鶴谷川流域=3.1	鶴谷川流域=(7, 6.2), 鶴谷川流域=(8, 2.5)	手取川[鶴来]	能美市		八丁川流域=3.5, 鶴谷川流域=7.7, 鶴谷川流域=3.2	鶴谷川流域=(7, 6.1), 鶴谷川流域=(7, 3.2)	手取川[鶴来]			
野々市市		安原川流域=4.5, 十人川流域=7.8, 高瀬川流域=6.6	十人川流域=(9, 6.2), 高瀬川流域=(8, 5.2)	—	野々市市		安原川流域=5.2, 十人川流域=5.1, 高瀬川流域=8.3	十人川流域=(9, 4.1), 高瀬川流域=(8, 6.8)	—			
川北町		手取川流域=7	手取川流域=(7, 42.6)	手取川[鶴来]	川北町		手取川流域=7	手取川流域=(7, 42.6)	手取川[鶴来]			
能登北部		輪島市	町野川流域=19.1, 南志見川流域=7.6, 堀田川流域=4.8, 河原田川流域=17.6, 西二文川流域=6.4, 八ヶ川流域=11.6, 阿岸川流域=5.1, 南川流域=6.3, 仁岸川流域=9.1, 鈴屋川流域=5.2, 鳳至川流域=10.5, 浦上川流域=7.9, 神田川流域=4.4, 仁行川流域=5.8, 別所谷川流域=5.6	町野川流域=(5, 18.3), 堀田川流域=(5, 4.8), 河原田川流域=(6, 14.1), 八ヶ川流域=(6, 9.3), 鈴屋川流域=(5, 5.2), 鳳至川流域=(6, 8.4), 神田川流域=(6, 3.5), 仁行川流域=(5, 5.8), 別所谷川流域=(5, 5.6)	—		能登北部	輪島市	町野川流域=19.8, 南志見川流域=8, 堀田川流域=5, 河原田川流域=17, 西二文川流域=6.4, 八ヶ川流域=13.1, 阿岸川流域=6.6, 南川流域=6, 仁岸川流域=7.8, 鈴屋川流域=7.8, 鳳至川流域=10.8, 浦上川流域=6.2, 神田川流域=4.8, 仁行川流域=5.8, 別所谷川流域=6.9	町野川流域=(5, 16), 堀田川流域=(6, 4.9), 河原田川流域=(6, 13.8), 八ヶ川流域=(6, 13.1), 仁岸川流域=(5, 8.9), 鈴屋川流域=(6, 5.9), 鳳至川流域=(5, 9.4), 神田川流域=(6, 3.8), 仁行川流域=(5, 4.9), 別所谷川流域=(5, 3.8)		—
		珠洲市	折戸川流域=5.2, 栗津川流域=4.4, 紀の川流域=8.1, 鶴島川流域=3.9, 金川流域=4.4, 若山川流域=11.2, 竹中川流域=6.6, 鶴瀬川流域=9.3, 岡田川流域=3.9	紀の川流域=(5, 6.1), 若山川流域=(5, 11.2)	—			珠洲市	折戸川流域=6.1, 栗津川流域=5, 紀の川流域=5.5, 鶴島川流域=4.2, 金川流域=4.5, 若山川流域=11.4, 竹中川流域=7.5, 鶴瀬川流域=8.3, 岡田川流域=4	—		
		穴水町	太田川流域=5.1, 前波川流域=5.5, 木良川流域=5.4, 七海川流域=5.1, 小又川流域=6.9, 山王川流域=5.3, 曾福川流域=6.1, 龍瀬川流域=3.6	太田川流域=(7, 5.1), 前波川流域=(5, 5.5), 木良川流域=(5, 5.3), 七海川流域=(5, 5.1), 小又川流域=(6, 5.5), 山王川流域=(5, 5.3), 曾福川流域=(7, 6.1), 龍瀬川流域=(5, 3.6)	—			穴水町	太田川流域=4.9, 前波川流域=6.1, 木良川流域=4.8, 七海川流域=5.3, 小又川流域=6.4, 山王川流域=6.1, 曾福川流域=5.5, 龍瀬川流域=4	太田川流域=(5, 4.2), 前波川流域=(5, 6.1), 木良川流域=(5, 4.8), 七海川流域=(5, 5.3), 小又川流域=(7, 5), 山王川流域=(5, 6.1), 曾福川流域=(5, 5.5)		—
		能登町	九里川原川流域=7.9, 白丸川流域=4.2, 山田川流域=10.3, 町野川流域=10.2, 上町川流域=11.8, 寺分川流域=5.8	九里川原川流域=(5, 7.9), 白丸川流域=(5, 3.4), 山田川流域=(5, 10.3), 町野川流域=(5, 10.2), 上町川流域=(5, 11.8), 寺分川流域=(5, 5.8)	—			能登町	九里川原川流域=6.4, 白丸川流域=5.2, 山田川流域=10.4, 町野川流域=10.5, 上町川流域=11.2, 寺分川流域=5.8	九里川原川流域=(5, 6.4), 白丸川流域=(6, 4.2), 山田川流域=(5, 10.4), 町野川流域=(5, 10.5), 上町川流域=(5, 11.2), 寺分川流域=(5, 5.8)		—
	能登南部	七尾市	熊木川流域=9.4, 西河内川流域=2.6, 河内川流域=4.6, 二宮川流域=12.1, 吉田川流域=4.3, 伊久留川流域=6, 日川流域=5.1, 笠師川流域=3.9, 大津川流域=4.2, 御蔵川流域=5.2, 大谷川流域=3.7, 崎山川流域=7.3, 熊瀬川流域=7.8	熊木川流域=(6, 7.5), 西河内川流域=(6, 2.1), 二宮川流域=(5, 10.5), 吉田川流域=(5, 3.6), 伊久留川流域=(6, 4.8), 日川流域=(5, 5.1), 笠師川流域=(6, 3.1), 大津川流域=(5, 4.2), 大谷川流域=(6, 3), 崎山川流域=(5, 7.3), 熊瀬川流域=(5, 7.8)	—	能登南部		七尾市	熊木川流域=9.6, 西河内川流域=2.6, 河内川流域=4.7, 二宮川流域=11.6, 吉田川流域=4.4, 伊久留川流域=6.1, 日川流域=5.7, 笠師川流域=4, 大津川流域=4.4, 御蔵川流域=4.7, 大谷川流域=5.3, 崎山川流域=6.9, 熊瀬川流域=8.3	熊木川流域=(5, 7.9), 西河内川流域=(6, 2.1), 二宮川流域=(5, 11.6), 吉田川流域=(5, 3.6), 伊久留川流域=(5, 4.4), 日川流域=(5, 5.7), 笠師川流域=(5, 4), 大津川流域=(5, 3.2), 御蔵川流域=(6, 4.7), 大谷川流域=(5, 4.2), 崎山川流域=(5, 6.8)	—	
羽咋市		羽咋川流域=10.6, 子浦川流域=12.4, 吉崎川流域=4.6, 飯山川流域=7.4, 長者川流域=5.5	羽咋川流域=(7, 9), 吉崎川流域=(7, 3.7), 飯山川流域=(7, 5.9)	—	羽咋市		羽咋川流域=10.9, 子浦川流域=12.4, 吉崎川流域=4.6, 飯山川流域=8, 長者川流域=6	羽咋川流域=(7, 9.1), 子浦川流域=(7, 12), 吉崎川流域=(5, 3.7)	—			
志賀町		酒見川流域=4.5, 富来川流域=9.1, 七海川流域=7.6, 栗津川流域=3.6, 新川流域=4.5, 米町川流域=8.9, 於古川流域=6.7, 仏木川流域=2.4, 安津見川流域=6.1	酒見川流域=(6, 3.6), 富来川流域=(6, 7.3), 七海川流域=(6, 6.1), 栗津川流域=(5, 3.6), 新川流域=(6, 3.6), 米町川流域=(5, 8.5), 仏木川流域=(5, 1.7)	—	志賀町		酒見川流域=5.7, 富来川流域=9.8, 七海川流域=4.9, 栗津川流域=3.7, 新川流域=5.5, 米町川流域=9.1, 於古川流域=7.6, 仏木川流域=2.8, 安津見川流域=7.6	酒見川流域=(6, 4.6), 富来川流域=(6, 7.7), 七海川流域=(6, 3.9), 栗津川流域=(5, 3.7), 新川流域=(6, 4.4), 米町川流域=(5, 8.1), 於古川流域=(5, 7.8)	—			
宝達志水町		前田川流域=6.5, 子浦川流域=12, 長者川流域=3.1	子浦川流域=(7, 7.2), 長者川流域=(7, 2.2)	—	宝達志水町		前田川流域=6.5, 子浦川流域=12, 長者川流域=3, 吉崎川流域=3.2	子浦川流域=(7, 7), 長者川流域=(5, 2.2), 吉崎川流域=(7, 2.6)	—			
中能登町		二宮川流域=6.4, 石塚川流域=3.6, 長曾川流域=3.5, 久江川流域=3.6	二宮川流域=(5, 6.4), 長曾川流域=(6, 2.8)	—	中能登町		二宮川流域=4.1, 石塚川流域=3.8, 長曾川流域=3.2, 久江川流域=4.6	—	—			
** (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。					** (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。							
参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/ishikawa/4_ishikawa.pdf												

現 行	修 正 案	備 考
<u>大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方</u> <u>(別表 5) (略)</u> <u>(新設)</u>	<u>(削除)</u> <u>(別表 5) (略)</u> <u>【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表 1～5）の解説】</u> <u>(1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町については、その欄を“－”で示している。</u> <u>(2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。</u> <u>(3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町の域内において単一の値をとる。</u> <u>(4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表 1 及び 3 の土壌雨量指数基準には市町の域内における基準の最低値を示している。</u> <u>(5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。</u> <u>(6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び 4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町において主要な河川は存在しないことを表している。</u> <u>(7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。</u> <u>(8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</u> <u>(9) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。</u>	

現 行	修 正 案	備 考																								
(別表6)大雨警報・洪水警報の危険度分布等 <table><tr><th colspan="2">警報の危険度分布等の概要</th></tr><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>土砂災害警戒判定メッシュ情報</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>大雨警報(浸水害)の危険度分布</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり、流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td></tr></table>	警報の危険度分布等の概要		種類	概要	土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり、流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	(別表6)大雨警報・洪水警報の危険度分布等 <table><tr><th colspan="2">警報の危険度分布等の概要</th></tr><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベルに4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>大雨警報(浸水害)の危険度分布</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり、流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td></tr></table>	警報の危険度分布等の概要		種類	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベルに4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり、流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	
警報の危険度分布等の概要																										
種類	概要																									
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																									
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																									
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																									
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり、流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。																									
警報の危険度分布等の概要																										
種類	概要																									
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベルに4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																									
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																									
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																									
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり、流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。																									
(2) ～ (5) (略) (6) 警報級の可能性 5日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(石川県加賀など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石川県など)で発表される。	(3) ～ (6) (略) (7) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域(加賀・能登)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域(石川県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。																									

現 行	修 正 案	備 考																																																																																												
4 水防法に定める水防警報 (1) 河川 ア 国土交通大臣又は知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた河川国道事務所長又は土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。 (ア) (略) (イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>区 域</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大聖寺川</td><td>加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋町</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>金腐川</td><td>金沢市東長江町 長江大橋</td><td>河北潟合流点まで</td></tr> <tr> <td>森下川</td><td>金沢市薬師町 薬師橋</td><td>河北潟合流点まで</td></tr> <tr> <td>羽咋川</td><td>羽咋市東釜屋町 防潮水門</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>子浦川</td><td>羽咋郡宝達志水町吉野屋 吉野屋橋</td><td>羽咋川合流点</td></tr> <tr> <td>米町川</td><td>羽咋郡志賀町梨谷小山 梨谷小山橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>御祓川</td><td>七尾市国分町 国分大橋</td><td>海(放水路)まで</td></tr> <tr> <td>二宮川</td><td>鹿島郡中能登町二宮 二宮橋100m上流</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>熊木川</td><td>七尾市中島町谷内 加茂橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>八ヶ川</td><td>輪島市門前町高根尾 高根尾橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>河原田川</td><td>輪島市横地町 姫田橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td rowspan="2">町野川</td><td>鳳珠郡能登町柳田 中島橋</td><td>上町川合流点まで</td></tr> <tr> <td>輪島市町野町 谷内橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>小又川</td><td>鳳珠郡穴水町上野 上野橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>若山川</td><td>珠洲市若山町鈴内 鈴内川合流点</td><td>海まで</td></tr> </tbody> </table> イ (略) ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。 (ア) (略)	河川名	区 域		大聖寺川	加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋町	海まで	金腐川	金沢市東長江町 長江大橋	河北潟合流点まで	森下川	金沢市薬師町 薬師橋	河北潟合流点まで	羽咋川	羽咋市東釜屋町 防潮水門	海まで	子浦川	羽咋郡宝達志水町吉野屋 吉野屋橋	羽咋川合流点	米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山 梨谷小山橋	海まで	御祓川	七尾市国分町 国分大橋	海(放水路)まで	二宮川	鹿島郡中能登町二宮 二宮橋100m上流	海まで	熊木川	七尾市中島町谷内 加茂橋	海まで	八ヶ川	輪島市門前町高根尾 高根尾橋	海まで	河原田川	輪島市横地町 姫田橋	海まで	町野川	鳳珠郡能登町柳田 中島橋	上町川合流点まで	輪島市町野町 谷内橋	海まで	小又川	鳳珠郡穴水町上野 上野橋	海まで	若山川	珠洲市若山町鈴内 鈴内川合流点	海まで	4 水防法に定める水防警報 (1) 河川 ア 国土交通大臣又は知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた河川国道事務所長又は土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。 (ア) (略) (イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>区 域</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大聖寺川</td><td>加賀市別所町 加賀山中大橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>金腐川</td><td>金沢市東長江町 大滝橋700m上流</td><td>河北潟合流点まで</td></tr> <tr> <td>森下川</td><td>金沢市車町 車橋</td><td>河北潟合流点まで</td></tr> <tr> <td>羽咋川</td><td>羽咋市東釜屋町 邑知潟からの流出点</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>子浦川</td><td>羽咋郡宝達志水町散田 向瀬川合流点</td><td>羽咋川合流点</td></tr> <tr> <td>米町川</td><td>羽咋郡志賀町梨谷小山 湯戸橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>御祓川</td><td>七尾市国分町 笠師川合流点260m上流</td><td>海(放水路)まで</td></tr> <tr> <td>二宮川</td><td>鹿島郡中能登町二宮 桜川合流点680m上流</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>熊木川</td><td>七尾市中島町北免田 免田橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>八ヶ川</td><td>輪島市門前町山辺 山辺橋60m上流</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>河原田川</td><td>輪島市東中尾町 粉川橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>町野川</td><td>鳳珠郡能登町五十里 新世紀橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>小又川</td><td>鳳珠郡穴水町平野 平野橋110m上流</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>若山川</td><td>珠洲市若山町向 定祐橋</td><td>海まで</td></tr> </tbody> </table> イ (略) ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。 (ア) (略)	河川名	区 域		大聖寺川	加賀市別所町 加賀山中大橋	海まで	金腐川	金沢市東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点まで	森下川	金沢市車町 車橋	河北潟合流点まで	羽咋川	羽咋市東釜屋町 邑知潟からの流出点	海まで	子浦川	羽咋郡宝達志水町散田 向瀬川合流点	羽咋川合流点	米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山 湯戸橋	海まで	御祓川	七尾市国分町 笠師川合流点260m上流	海(放水路)まで	二宮川	鹿島郡中能登町二宮 桜川合流点680m上流	海まで	熊木川	七尾市中島町北免田 免田橋	海まで	八ヶ川	輪島市門前町山辺 山辺橋60m上流	海まで	河原田川	輪島市東中尾町 粉川橋	海まで	町野川	鳳珠郡能登町五十里 新世紀橋	海まで	小又川	鳳珠郡穴水町平野 平野橋110m上流	海まで	若山川	珠洲市若山町向 定祐橋	海まで	
河川名	区 域																																																																																													
大聖寺川	加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋町	海まで																																																																																												
金腐川	金沢市東長江町 長江大橋	河北潟合流点まで																																																																																												
森下川	金沢市薬師町 薬師橋	河北潟合流点まで																																																																																												
羽咋川	羽咋市東釜屋町 防潮水門	海まで																																																																																												
子浦川	羽咋郡宝達志水町吉野屋 吉野屋橋	羽咋川合流点																																																																																												
米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山 梨谷小山橋	海まで																																																																																												
御祓川	七尾市国分町 国分大橋	海(放水路)まで																																																																																												
二宮川	鹿島郡中能登町二宮 二宮橋100m上流	海まで																																																																																												
熊木川	七尾市中島町谷内 加茂橋	海まで																																																																																												
八ヶ川	輪島市門前町高根尾 高根尾橋	海まで																																																																																												
河原田川	輪島市横地町 姫田橋	海まで																																																																																												
町野川	鳳珠郡能登町柳田 中島橋	上町川合流点まで																																																																																												
	輪島市町野町 谷内橋	海まで																																																																																												
小又川	鳳珠郡穴水町上野 上野橋	海まで																																																																																												
若山川	珠洲市若山町鈴内 鈴内川合流点	海まで																																																																																												
河川名	区 域																																																																																													
大聖寺川	加賀市別所町 加賀山中大橋	海まで																																																																																												
金腐川	金沢市東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点まで																																																																																												
森下川	金沢市車町 車橋	河北潟合流点まで																																																																																												
羽咋川	羽咋市東釜屋町 邑知潟からの流出点	海まで																																																																																												
子浦川	羽咋郡宝達志水町散田 向瀬川合流点	羽咋川合流点																																																																																												
米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山 湯戸橋	海まで																																																																																												
御祓川	七尾市国分町 笠師川合流点260m上流	海(放水路)まで																																																																																												
二宮川	鹿島郡中能登町二宮 桜川合流点680m上流	海まで																																																																																												
熊木川	七尾市中島町北免田 免田橋	海まで																																																																																												
八ヶ川	輪島市門前町山辺 山辺橋60m上流	海まで																																																																																												
河原田川	輪島市東中尾町 粉川橋	海まで																																																																																												
町野川	鳳珠郡能登町五十里 新世紀橋	海まで																																																																																												
小又川	鳳珠郡穴水町平野 平野橋110m上流	海まで																																																																																												
若山川	珠洲市若山町向 定祐橋	海まで																																																																																												

現 行					修 正 案					備 考
(イ) 知事の指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位					(イ) 知事の指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位					
河 川 名	観 測 所 名	地 先 名	位 置	氾濫注意水位	河 川 名	観 測 所 名	地 先 名	位 置	氾濫注意水位	
大聖寺川	敷地天神橋	加賀市大聖寺永町	敷地天神橋	3.20m	大聖寺川	<u>保 賀 橋</u>	<u>加賀市大聖寺黒瀬町</u>	<u>保 賀 橋</u>	<u>3.00m</u>	
新堀川 (柴山湯)	片 山 津	加賀市片山津温泉５区	片山津温泉	1.00m		敷地天神橋	加賀市大聖寺永町	敷地天神橋	3.20m	
動橋川	動橋大橋	加賀市動橋町	動橋大橋	2.40m	新堀川 (柴山湯)	片 山 津	加賀市片山津温泉５区	片山津温泉	1.00m	
前 川	御 幸 橋	小松市今江町	御 幸 橋	1.20m	動橋川	動橋大橋	加賀市動橋町	動橋大橋	2.40m	
八丁川	長野田橋	小松市長田町	長野田橋	2.40m	前 川	御 幸 橋	小松市今江町	御 幸 橋	1.20m	
鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	2.00m	八丁川	長野田橋	小松市長田町	長野田橋	2.40m	
	牛 島	能美市牛島町	牛 島	3.40m	鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	2.00m	
犀 川	下 菊 橋	金沢市清川町	下 菊 橋	2.50m		牛 島	能美市牛島町	牛 島	3.40m	
	示 野 橋	金沢市袋島町	示 野 橋	3.20m	犀 川	下 菊 橋	金沢市清川町	下 菊 橋	2.50m	
安原川	安原大橋	金沢市中屋町	安原大橋	2.20m		示 野 橋	金沢市袋島町	示 野 橋	3.20m	
伏見川	山 科	金沢市山科３丁目	山 科	0.60m	安原川	<u>長 池</u>	<u>野々市市長池</u>	<u>長 池</u>	<u>1.40m</u>	
	米 泉	金沢市米泉町	米 泉	2.00m		安原大橋	金沢市中屋町	安原大橋	2.20m	
高橋川	殿 田 橋	金沢市南四十万３丁目	殿 田 橋	<u>0.90m</u>	伏見川	山 科	金沢市山科３丁目	山 科	0.60m	
	馬 替	金沢市馬替２丁目	馬 替	1.40m		米 泉	金沢市米泉町	米 泉	2.00m	
大野川	機 具 橋	金沢市湊３丁目	機 具 橋	0.80m	高橋川	<u>四十万田橋</u>	金沢市南四十万３丁目	<u>四十万田橋</u>	<u>0.50m</u>	
浅野川	天 神 橋	金沢市材木町	天 神 橋	1.70m		馬 替	金沢市馬替２丁目	馬 替	1.40m	
河北潟	貯木場(内)	金沢市湊１丁目地先	貯木場(内)	0.90m	大野川	機 具 橋	金沢市湊３丁目	機 具 橋	0.80m	
	潟 端	河北郡津幡町潟端	潟 端	0.90m	浅野川	天 神 橋	金沢市材木町	天 神 橋	1.70m	
	八 田	金沢市才田町	八 田	0.90m	河北潟	貯木場(内)	金沢市湊１丁目地先	貯木場(内)	0.90m	
金腐川	御所通学橋	金沢市御所町	御所通学橋	2.00m		潟 端	河北郡津幡町潟端	潟 端	0.90m	
森下川	森本大橋	金沢市北森本町	森本大橋	2.80m		八 田	金沢市才田町	八 田	0.90m	
津幡川	津幡川	河北郡津幡町杉瀬	津幡川	3.90m	金腐川	御所通学橋	金沢市御所町	御所通学橋	2.00m	
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.35m		<u>金腐川橋</u>	<u>金沢市大浦町</u>	<u>金腐川橋</u>	<u>2.80m</u>	
羽咋川	羽咋川的場	羽咋市の場町	的 場	1.15m	森下川	<u>薬 師</u>	<u>金沢市河原市町</u>	<u>薬 師</u>	<u>3.10m</u>	
子浦川	吉野屋橋	羽咋郡宝達志水町子浦	吉野屋橋	2.60m		森本大橋	金沢市北森本町	森本大橋	2.80m	
米町川	梨谷小山橋	羽咋郡志賀町梨谷小山	梨谷小山橋	3.60m	津幡川	津幡川	河北郡津幡町杉瀬	津幡川	3.90m	
御祓川	藤 橋 橋	七尾市西藤橋町末－17	藤 橋 橋	1.40m	宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.35m	
					羽咋川	羽咋川的場	羽咋市の場町	的 場	1.15m	
					子浦川	吉野屋橋	羽咋郡宝達志水町子浦	吉野屋橋	2.60m	
					米町川	梨谷小山橋	羽咋郡志賀町梨谷小山	梨谷小山橋	3.60m	
						<u>神代大橋</u>	<u>羽咋郡志賀町高浜</u>	<u>神代大橋</u>	<u>1.60m</u>	
					御祓川	<u>国分大橋</u>	<u>七尾市国分町</u>	<u>国分大橋</u>	<u>1.20m</u>	
						藤 橋 橋	七尾市西藤橋町末－17	藤 橋 橋	1.40m	

現 行					修 正 案					備 考
河川名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫注意水位	河川名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫注意水位	
二 宮 川	落 合 橋	七尾市湍仁町カ－14	落 合 橋	1.90m	二 宮 川	落 合 橋	七尾市湍仁町カ－14	落 合 橋	1.90m	
	二 宮 川 橋	鹿島郡中能登町徳前14－1	二 宮 川 橋	0.70m		二 宮 川 橋	鹿島郡中能登町徳前14－1	二 宮 川 橋	0.70m	
熊 木 川	加 茂 橋	七尾市中島町宮前イ－6	加 茂 橋	2.00m	熊 木 川	町 屋 橋	七尾市中島町藤瀬	町 屋 橋	1.90m	
八 ケ 川	広 和 橋	輪島市門前町和田	広 和 橋	1.30m		加 茂 橋	七尾市中島町宮前イ－6	加 茂 橋	2.00m	
河原田川	姫 田 橋	輪島市横地町	姫 田 橋	3.10m	八 ケ 川	広 和 橋	輪島市門前町和田	広 和 橋	1.30m	
	新 橋	輪島市河井町	新 橋	1.80m	河原田川	姫 田 橋	輪島市横地町	姫 田 橋	2.60m	
町 野 川	石 井 橋	鳳珠郡能登町笹川	石 井 橋	2.10m	町 野 川	新 橋	輪島市河井町	新 橋	1.80m	
	明 治 橋	輪島市町野町川西	明 治 橋	3.60m		石 井 橋	鳳珠郡能登町笹川	石 井 橋	2.10m	
小 又 川	上 野 橋	鳳珠郡穴水町川島	上 野 橋	1.60m	小 又 川	明 治 橋	輪島市町野町川西	明 治 橋	3.20m	
若 山 川	板 谷 橋	珠洲市飯田町	板 谷 橋	1.30m	若 山 川	上 野 橋	鳳珠郡穴水町川島	上 野 橋	1.60m	
						宇 都 山	珠洲市若山町延武	宇 都 山	2.00m	
						板 谷 橋	珠洲市飯田町	板 谷 橋	1.30m	
(2) (略)					(2) (略)					

現 行	修 正 案	備 考																																																																																												
5 水位情報の通知及び周知 (1) 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。 <table border="1" data-bbox="134 416 945 1313"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>区 域</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大聖寺川</td><td>加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋町</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>金腐川</td><td>金沢市東長江町 長江大橋</td><td>河北潟合流点まで</td></tr> <tr> <td>森下川</td><td>金沢市薬師町 薬師橋</td><td>河北潟合流点まで</td></tr> <tr> <td>羽咋川</td><td>羽咋市東釜屋町 防潮水門</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>子浦川</td><td>羽咋郡宝達志水町吉野屋 吉野屋橋</td><td>羽咋川合流点</td></tr> <tr> <td>米町川</td><td>羽咋郡志賀町梨谷小山 梨谷小山橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>御祓川</td><td>七尾市国分町 国分大橋</td><td>海（放水路）まで</td></tr> <tr> <td>二宮川</td><td>鹿島郡中能登町二宮 二宮橋100m上流</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>熊木川</td><td>七尾市中島町谷内 加茂橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>八ヶ川</td><td>輪島市門前町高根尾 高根尾橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>河原田川</td><td>輪島市横地町 姫田橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td rowspan="2">町野川</td><td>鳳珠郡能登町柳田 中島橋</td><td>上町川合流点まで</td></tr> <tr> <td>輪島市町野町 谷内橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>小又川</td><td>鳳珠郡穴水町上野 上野橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>若山川</td><td>珠洲市若山町鈴内 鈴内川合流点</td><td>海まで</td></tr> </tbody> </table> (2) 水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。 ア～イ（略）	河川名	区 域		大聖寺川	加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋町	海まで	金腐川	金沢市東長江町 長江大橋	河北潟合流点まで	森下川	金沢市薬師町 薬師橋	河北潟合流点まで	羽咋川	羽咋市東釜屋町 防潮水門	海まで	子浦川	羽咋郡宝達志水町吉野屋 吉野屋橋	羽咋川合流点	米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山 梨谷小山橋	海まで	御祓川	七尾市国分町 国分大橋	海（放水路）まで	二宮川	鹿島郡中能登町二宮 二宮橋100m上流	海まで	熊木川	七尾市中島町谷内 加茂橋	海まで	八ヶ川	輪島市門前町高根尾 高根尾橋	海まで	河原田川	輪島市横地町 姫田橋	海まで	町野川	鳳珠郡能登町柳田 中島橋	上町川合流点まで	輪島市町野町 谷内橋	海まで	小又川	鳳珠郡穴水町上野 上野橋	海まで	若山川	珠洲市若山町鈴内 鈴内川合流点	海まで	5 水位情報の通知及び周知 (1) 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。 <table border="1" data-bbox="1113 410 1924 1310"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>区 域</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大聖寺川</td><td>加賀市別所町 加賀山中大橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>金腐川</td><td>金沢市東長江町 大滝橋700m上流</td><td>河北潟合流点まで</td></tr> <tr> <td>森下川</td><td>金沢市車町 車橋</td><td>河北潟合流点まで</td></tr> <tr> <td>羽咋川</td><td>羽咋市東釜屋町 呂知潟からの流出点</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>子浦川</td><td>羽咋郡宝達志水町散田 向瀬川合流点</td><td>羽咋川合流点</td></tr> <tr> <td>米町川</td><td>羽咋郡志賀町梨谷小山 湯戸橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>御祓川</td><td>七尾市国分町 笠師川合流点260m上流</td><td>海（放水路）まで</td></tr> <tr> <td>二宮川</td><td>鹿島郡中能登町二宮 桜川合流点680m上流</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>熊木川</td><td>七尾市中島町北免田 免田橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>八ヶ川</td><td>輪島市門前町山辺 山辺橋60m上流</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>河原田川</td><td>輪島市東中尾町 粉川橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>町野川</td><td>鳳珠郡能登町五十里 新世紀橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>小又川</td><td>鳳珠郡穴水町平野 平野橋110m上流</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>若山川</td><td>珠洲市若山町向 定祐橋</td><td>海まで</td></tr> </tbody> </table> (2) 水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。 ア～イ（略）	河川名	区 域		大聖寺川	加賀市別所町 加賀山中大橋	海まで	金腐川	金沢市東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点まで	森下川	金沢市車町 車橋	河北潟合流点まで	羽咋川	羽咋市東釜屋町 呂知潟からの流出点	海まで	子浦川	羽咋郡宝達志水町散田 向瀬川合流点	羽咋川合流点	米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山 湯戸橋	海まで	御祓川	七尾市国分町 笠師川合流点260m上流	海（放水路）まで	二宮川	鹿島郡中能登町二宮 桜川合流点680m上流	海まで	熊木川	七尾市中島町北免田 免田橋	海まで	八ヶ川	輪島市門前町山辺 山辺橋60m上流	海まで	河原田川	輪島市東中尾町 粉川橋	海まで	町野川	鳳珠郡能登町五十里 新世紀橋	海まで	小又川	鳳珠郡穴水町平野 平野橋110m上流	海まで	若山川	珠洲市若山町向 定祐橋	海まで	
河川名	区 域																																																																																													
大聖寺川	加賀市大聖寺天神下町 敷地天神橋町	海まで																																																																																												
金腐川	金沢市東長江町 長江大橋	河北潟合流点まで																																																																																												
森下川	金沢市薬師町 薬師橋	河北潟合流点まで																																																																																												
羽咋川	羽咋市東釜屋町 防潮水門	海まで																																																																																												
子浦川	羽咋郡宝達志水町吉野屋 吉野屋橋	羽咋川合流点																																																																																												
米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山 梨谷小山橋	海まで																																																																																												
御祓川	七尾市国分町 国分大橋	海（放水路）まで																																																																																												
二宮川	鹿島郡中能登町二宮 二宮橋100m上流	海まで																																																																																												
熊木川	七尾市中島町谷内 加茂橋	海まで																																																																																												
八ヶ川	輪島市門前町高根尾 高根尾橋	海まで																																																																																												
河原田川	輪島市横地町 姫田橋	海まで																																																																																												
町野川	鳳珠郡能登町柳田 中島橋	上町川合流点まで																																																																																												
	輪島市町野町 谷内橋	海まで																																																																																												
小又川	鳳珠郡穴水町上野 上野橋	海まで																																																																																												
若山川	珠洲市若山町鈴内 鈴内川合流点	海まで																																																																																												
河川名	区 域																																																																																													
大聖寺川	加賀市別所町 加賀山中大橋	海まで																																																																																												
金腐川	金沢市東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点まで																																																																																												
森下川	金沢市車町 車橋	河北潟合流点まで																																																																																												
羽咋川	羽咋市東釜屋町 呂知潟からの流出点	海まで																																																																																												
子浦川	羽咋郡宝達志水町散田 向瀬川合流点	羽咋川合流点																																																																																												
米町川	羽咋郡志賀町梨谷小山 湯戸橋	海まで																																																																																												
御祓川	七尾市国分町 笠師川合流点260m上流	海（放水路）まで																																																																																												
二宮川	鹿島郡中能登町二宮 桜川合流点680m上流	海まで																																																																																												
熊木川	七尾市中島町北免田 免田橋	海まで																																																																																												
八ヶ川	輪島市門前町山辺 山辺橋60m上流	海まで																																																																																												
河原田川	輪島市東中尾町 粉川橋	海まで																																																																																												
町野川	鳳珠郡能登町五十里 新世紀橋	海まで																																																																																												
小又川	鳳珠郡穴水町平野 平野橋110m上流	海まで																																																																																												
若山川	珠洲市若山町向 定祐橋	海まで																																																																																												

現 行						修 正 案						備 考
ウ 氾濫発生情報						ウ 氾濫発生情報						
氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所又は土木事務所長が発表する。						氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所又は土木事務所長が発表する。						
なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。						なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。						
河川名	観測所名	地 先 名	位 置	避難判断水位	氾 濫危険水位	河川名	観測所名	地 先 名	位 置	避難判断水位	氾 濫危険水位	
大聖寺川	敷地天神橋	加賀市大聖寺永町	敷地天神橋	3.20m	3.60m	大聖寺川	保 賀 橋	加賀市大聖寺黒瀬町	保 賀 橋	3.40m	3.60m	
新堀川 (柴山湯)	片 山 津	加賀市片山津温泉５区	片山津温泉	1.20m	1.30m	新堀川 (柴山湯)	敷地天神橋	加賀市大聖寺永町	敷地天神橋	4.00m	4.20m	
動橋川	動橋大橋	加賀市動橋町	動橋大橋	2.40m	2.80m	動橋川	片 山 津	加賀市片山津温泉５区	片山津温泉	1.20m	1.30m	
前 川	御 幸 橋	小松市今江町	御 幸 橋	1.40m	1.60m	動橋川	動橋大橋	加賀市動橋町	動橋大橋	2.40m	2.80m	
八丁川	長野田橋	小松市長田町	長野田橋	2.90m	3.40m	前 川	御 幸 橋	小松市今江町	御 幸 橋	1.40m	1.60m	
鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	2.30m	2.50m	八丁川	長野田橋	小松市長田町	長野田橋	2.90m	3.40m	
	牛 島	能美市牛島町	牛 島	4.20m	4.50m	鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	2.30m	2.50m	
犀 川	下 菊 橋	金沢市濱川町	下 菊 橋	2.60m	2.80m	鍋谷川	牛 島	能美市牛島町	牛 島	4.20m	4.50m	
	示 野 橋	金沢市袋島町	示 野 橋	3.30m	3.70m	犀 川	下 菊 橋	金沢市濱川町	下 菊 橋	2.60m	2.80m	
安原川	安原大橋	金沢市中屋町	安原大橋	2.50m	2.90m	犀 川	示 野 橋	金沢市袋島町	示 野 橋	3.30m	3.70m	
伏見川	山 科	金沢市山科３丁目	山 科	0.60m	0.90m	安原川	長 池	野々市市長池	長 池	1.70m	2.10m	
	米 泉	金沢市米泉町	米 泉	3.10m	3.50m	伏見川	安原大橋	金沢市中屋町	安原大橋	2.50m	2.90m	
高橋川	殿 田 橋	金沢市南四十万３丁目	殿 田 橋	1.00m	1.20m	高橋川	山 科	金沢市山科３丁目	山 科	0.60m	0.90m	
	馬 替	金沢市馬替２丁目	馬 替	1.60m	1.80m	伏見川	米 泉	金沢市米泉町	米 泉	3.10m	3.50m	
大野川	機 具 橋	金沢市湊３丁目	機 具 橋	1.00m	1.10m	高橋川	四十万田橋	金沢市南四十万３丁目	四十万田橋	0.60m	0.80m	
浅野川	天 神 橋	金沢市材木町	天 神 橋	1.90m	2.20m	大野川	馬 替	金沢市馬替２丁目	馬 替	1.60m	1.80m	
河北潟	貯木場(内)	金沢市湊１丁目地先	貯木場(内)	1.10m	1.20m	浅野川	機 具 橋	金沢市湊３丁目	機 具 橋	1.00m	1.10m	
	潟 端	河北郡津幡町潟端	潟 端	1.10m	1.20m	河北潟	天 神 橋	金沢市材木町	天 神 橋	1.90m	2.20m	
	八 田	金沢市才田町	八 田	1.10m	1.20m	河北潟	貯木場(内)	金沢市湊１丁目地先	貯木場(内)	1.10m	1.20m	
						金腐川	潟 端	河北郡津幡町潟端	潟 端	1.10m	1.20m	
金腐川	御所通学橋	金沢市御所町	御所通学橋	2.10m	2.50m	金腐川	八 田	金沢市才田町	八 田	1.10m	1.20m	
森下川	森本大橋	金沢市北森本町	森本大橋	2.90m	3.60m	金腐川	御所通学橋	金沢市御所町	御所通学橋	2.10m	2.50m	
津幡川	津 幡 川	河北郡津幡町杉瀬	津 幡 川	4.20m	4.90m	森下川	金腐川橋	金沢市大浦町	金腐川橋	3.10m	3.30m	
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.60m	2.90m	津幡川	薬 師	金沢市河原市町	薬 師	3.80m	4.00m	
羽咋川	羽咋川の場	羽咋市の場町	的 場	1.60m	1.75m	森下川	森本大橋	金沢市北森本町	森本大橋	2.90m	3.60m	
子浦川	吉野屋橋	羽咋郡宝達志水町子浦	吉野屋橋	3.10m	3.40m	津幡川	津 幡 川	河北郡津幡町杉瀬	津 幡 川	4.20m	4.90m	
米町川	梨谷小山橋	羽咋郡志賀町梨谷小山	梨谷小山橋	3.80m	4.10m	宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.60m	2.90m	
御祓川	藤 橋 橋	七尾市西藤橋町末ー17	藤 橋 橋	2.50m	2.70m	羽咋川	羽咋川の場	羽咋市の場町	的 場	1.60m	1.75m	
二宮川	落 合 橋	七尾市満仁町カー14	落 合 橋	2.10m	2.40m	子浦川	吉野屋橋	羽咋郡宝達志水町子浦	吉野屋橋	3.10m	3.40m	
	二宮川橋	鹿島郡中能登町徳前14ー1	二宮川橋	0.80m	1.00m	米町川	梨谷小山橋	羽咋郡志賀町梨谷小山	梨谷小山橋	3.80m	4.10m	
熊木川	加 茂 橋	七尾市中島町宮前イー6	加 茂 橋	2.30m	2.70m	御祓川	神代大橋	羽咋郡志賀町高浜	神代大橋	2.20m	2.30m	
八ヶ川	広 和 橋	輪島市門前町和田	広 和 橋	1.40m	1.70m	二宮川	国分大橋	七尾市国分町	国分大橋	1.40m	1.60m	
河原田川	新 橋	輪島市河井町	新 橋	1.90m	2.20m	熊木川	藤 橋 橋	七尾市西藤橋町末ー17	藤 橋 橋	1.50m	1.80m	
町野川	石 井 橋	鳳珠郡能登町笹川	石 井 橋	2.10m	2.50m	二宮川	落 合 橋	七尾市満仁町カー14	落 合 橋	2.10m	2.40m	
	明 治 橋	輪島市町野町川西	明 治 橋	5.50m	5.70m	八ヶ川	二宮川橋	鹿島郡中能登町徳前14ー1	二宮川橋	0.90m	1.10m	
小又川	上 野 橋	鳳珠郡穴水町川島	上 野 橋	1.90m	2.10m	町野川	町 屋 橋	七尾市中島町藤瀬	町 屋 橋	2.20m	2.50m	
若山川	板 谷 橋	珠洲市飯田町	板 谷 橋	1.40m	1.60m	河原田川	加 茂 橋	七尾市中島町宮前イー6	加 茂 橋	2.30m	2.70m	
						八ヶ川	広 和 橋	輪島市門前町和田	広 和 橋	1.40m	1.70m	
						河原田川	姫 田 橋	輪島市横地町	姫 田 橋	2.90m	3.20m	
							新 橋	輪島市河井町	新 橋	1.90m	2.20m	
							石 井 橋	鳳珠郡能登町笹川	石 井 橋	2.10m	2.50m	
							明 治 橋	輪島市町野町川西	明 治 橋	4.40m	4.50m	
							上 野 橋	鳳珠郡穴水町川島	上 野 橋	1.90m	2.10m	
							宇 都 山	珠洲市若山町延武	宇 都 山	2.70m	3.40m	
							板 谷 橋	珠洲市飯田町	板 谷 橋	1.50m	1.70m	

現 行	修 正 案	備 考																							
6 水防法及び気象業務法に定める洪水予報 (略) (1) 洪水予報の発表基準 洪水予報は河川の増水や<u>はん</u>濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する警報及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。 <table><tr><th>標 題</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>「氾濫発生情報」</td><td>・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき</td></tr><tr><td>「氾濫危険情報」</td><td>・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</td></tr><tr><td>「氾濫警戒情報」</td><td>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険度水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</td></tr><tr><td>「氾濫注意情報」</td><td>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれるとき</td></tr></table> (2) ～ (4) (略)	標 題	発 表 基 準	「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険度水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれるとき	6 水防法及び気象業務法に定める<u>指定河川</u>洪水予報 (略) (1) 洪水予報の発表基準 河川の増水や<u>氾</u>濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて<u>水位又は流量</u>を示して発表される警報及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。 <u>警戒レベル2～5に相当する。</u> 指定河川洪水予報の種類、標題と概要 <table><tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr></table> (2) ～ (4) (略)	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
標 題	発 表 基 準																								
「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき																								
「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき																								
「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険度水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)																								
「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれるとき																								
種 類	標 題	概 要																							
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。																							
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																							
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																							
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																							

現 行	修 正 案	備 考
7 消防法に定める火災警報及び火災気象通報 (1)～(3) (略) (4) 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、<u>以下のとおりである。</u> <u>ア 気象官署（金沢、輪島）における実効湿度が65%以下で、最小湿度40%以下になる見込みのとき。</u> <u>イ 気象官署（金沢、輪島）における実効湿度が65%以下で、最小湿度45%以下になり最大風速が11m/s以上となる見込みのとき。</u> <u>ウ 気象官署（金沢、輪島）における平均風速が13m/s以上で1時間以上連続して吹く見込みのとき。</u> <u>ただし、降雨、降雪を伴うときは、通報しないこともある。</u> 8 噴火警報等 (1)～(3) (略) (4) 降灰予報 (略) ア～ウ (略) 気象庁ホームページ（降灰予報の説明） http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html (略) (5)～(6) (略) 9 土砂災害警戒情報 <u>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。</u> <u>なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</u> (1)～(3) (略)	7 消防法に定める火災警報及び火災気象通報 (1)～(3) (略) (4) 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、<u>「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。</u> 8 噴火警報等 (1)～(3) (略) (4) 降灰予報 (略) ア～ウ (略) 気象庁ホームページ（降灰予報の説明） https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html (略) (5)～(6) (略) 9 土砂災害警戒情報 <u>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> (1)～(3) (略)	

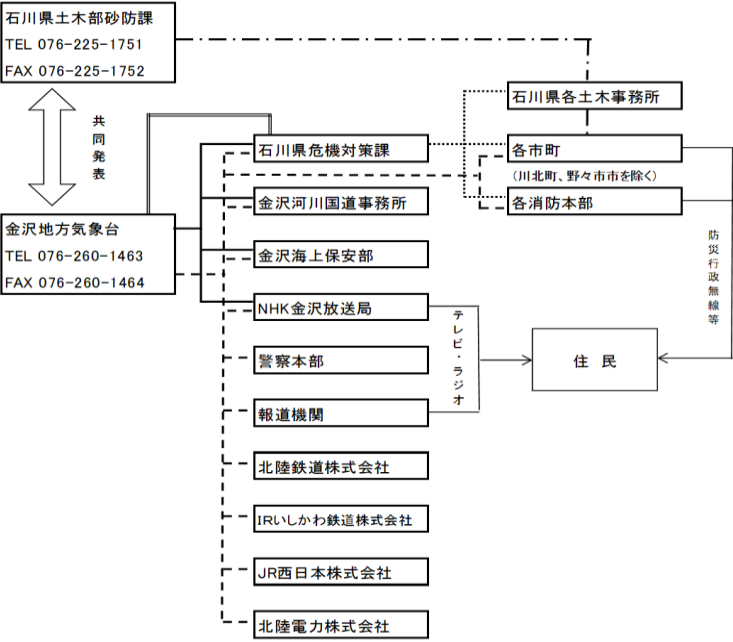
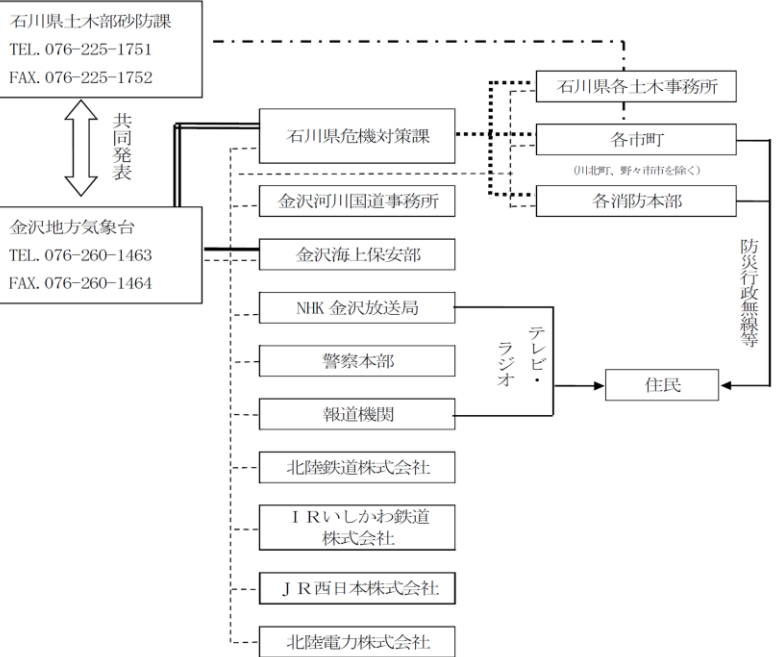
現 行	修 正 案	備 考
(4) 補足情報の提供 金沢地方気象台及び県は共同して、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。 なお、市町は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 10～11 (略) 第4節 (略)	(4) 補足情報の提供 金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。 なお、市町は、<u>土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。県は、市町に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化について、国とともに、必要な助言等を行う。</u> 10～11 (略) 第4節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第5節 災害予警報別の伝達 1 (略) 2 気象警報等の伝達 (1)～(6) (略) ◇気象警報等各種伝達系統について◇ 別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図 (凡例) → 気象情報伝送処理システム 防災情報提供システム(インターネット)(注) —— 防災情報提供システム(専用線) —— 各機関伝達手段 (注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。 ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 (略)	第5節 災害予警報別の伝達 1 (略) 2 気象警報等の伝達 (1)～(6) (略) ◇気象警報等各種伝達系統について◇ 別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図 (凡例) → 気象情報伝送処理システム 防災情報提供システム(インターネット)(注) —— 防災情報提供システム(専用線) —— 各機関伝達手段 (注) インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第9条第1号の規定に基づく法定伝達先 ※ 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 水防警報等の伝達については、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) 手取川水防警報伝達系統図 <pre> graph TD A[国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター] --> B[河川情報センター] A --> C[手取川ダム管理支所] A --> D[手取川出張所] C --> E[北陸電力手取電力部] D --> F[樋管等操作員 白山市] G[国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第1課] --> A G --> H[小松市道路河川課] G --> I[能美市土木課] G --> J[野々市市環境安全課] G --> K[川北町土木課] L[水防警報 金沢河川国道事務所長 発表] --> G L --> M[石川県石川土木総合事務所] L --> N[大日川ダム管理事務所] L --> O[石川県南加賀土木総合事務所] L --> P[石川県危機管理監室危機対策課] L --> Q[警察本部警備課] L --> R[金沢地方気象台] M --> S[白山市危機管理課] M --> T[JR西日本金沢支社] U[石川県土木部河川課] --> L </pre> (略)	3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 水防警報等の伝達については、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) 手取川水防警報伝達系統図 <pre> graph TD A[国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター] --> B[河川情報センター] A --> C[手取川ダム管理支所] A --> D[手取川出張所] C --> E[北陸電力手取水力センター] D --> F[樋管等操作員 白山市] G[国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第1課] --> A G --> H[小松市道路河川課] G --> I[能美市土木課] G --> J[野々市市環境安全課] G --> K[川北町土木課] L[水防警報 金沢河川国道事務所長 発表] --> G L --> M[石川県石川土木総合事務所] L --> N[大日川ダム管理事務所] L --> O[石川県南加賀土木総合事務所] L --> P[石川県危機管理監室危機対策課] L --> Q[警察本部警備課] L --> R[金沢地方気象台] M --> S[白山市危機管理課] M --> T[JR西日本金沢支社] U[石川県土木部河川課] --> L </pre> (略)	

現 行	修 正 案	備 考
4 洪水予報の伝達 洪水予報の伝達体制は次のとおりとする。 洪水予報伝達系統図 (1) 手取川 国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター 国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第一課 河川情報センター 手取川ダム管理支所 手取川出張所 北陸電力手取電力部 樋管等操作員 白山市 小松市道路河川課 能美市土木課 野々市市環境安全課 川北町土木課 白山市危機管理課 (手取川水防事務組合) 石川県石川土木総合事務所 石川県奥土木総合事務所 → 金沢市内水整備課 大日川ダム管理事務所 石川県南加賀土木総合事務所 警察本部警備課 金沢地方気象台 マスコミ各社 一般へ周知 ※(警報のみ) NTT東日本側 または NTT西日本側 総務省消防庁 関係市町 凡例 - 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 - 防災情報提供システム - 気象情報伝送処理システム ※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない	4 洪水予報の伝達 洪水予報の伝達体制は次のとおりとする。 洪水予報伝達系統図 (1) 手取川 国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター 国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第一課 河川情報センター 手取川ダム管理支所 手取川出張所 北陸電力手取電力部 樋管等操作員 白山市 小松市道路河川課 能美市土木課 野々市市環境安全課 川北町土木課 白山市危機管理課 (手取川水防事務組合) 石川県石川土木総合事務所 石川県奥土木総合事務所 → 金沢市内水整備課 大日川ダム管理事務所 石川県南加賀土木総合事務所 警察本部警備課 金沢地方気象台 マスコミ各社 一般へ周知 ※(警報のみ) NTT東日本側 または NTT西日本側 総務省消防庁 関係市町 凡例 - 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 - 防災情報提供システム - 気象情報伝送処理システム ※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない	

現 行	修 正 案	備 考
5～6（略） 7 噴火警報等の伝達（略） 噴火警報等の伝達系統図 (凡例) → 防災情報提供システム(専用線) → 気象情報伝送処理システム → 防災情報提供システム(インターネット)(注) → 各機関伝達手段 (注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。 ※二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先	5～6（略） 7 噴火警報等の伝達（略） 噴火警報等の伝達系統図 (凡例) → 気象情報伝送処理システム → 防災情報提供システム(インターネット)(注) → 防災情報提供システム(専用線) → 各機関伝達手段 (注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。 ※二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先 ※※ 緊急連絡メールは、気象庁(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。	

現 行	修 正 案	備 考
8 土砂災害警戒情報の伝達 金沢地方気象台と石川県は、共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し、次のとおり速やかに関係機関へ伝達する。  石川県土木部砂防課 TEL 076-225-1751 FAX 076-225-1752 金沢地方気象台 TEL 076-260-1463 FAX 076-260-1464 石川県各土木事務所 石川県危機対策課 金沢河川国道事務所 金沢海上保安部 NHK金沢放送局 警察本部 報道機関 北陸鉄道株式会社 IRいしかわ鉄道株式会社 JR西日本株式会社 北陸電力株式会社 各市町 (川北町、野々市市を除く) 各消防本部 住民 防災行政無線等 共同発表 テレビ・ラジオ 防災情報提供システム(専用回線) 防災情報提供システム(インターネット)(注) 防災行政無線FAX 一般加入電話 気象情報伝送処理システム (注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、各市町等に提供する補助的な伝達手段である。	8 土砂災害警戒情報の伝達 金沢地方気象台と石川県は、共同して土砂災害警戒情報を<u>参考となる警戒レベルと併せて</u>作成・発表し、次のとおり速やかに関係機関へ伝達する。  石川県土木部砂防課 TEL. 076-225-1751 FAX. 076-225-1752 金沢地方気象台 TEL. 076-260-1463 FAX. 076-260-1464 石川県各土木事務所 石川県危機対策課 金沢河川国道事務所 金沢海上保安部 NHK金沢放送局 警察本部 報道機関 北陸鉄道株式会社 IRいしかわ鉄道株式会社 JR西日本株式会社 北陸電力株式会社 各市町 (川北町、野々市市を除く) 各消防本部 住民 防災行政無線等 共同発表 テレビ・ラジオ 防災情報伝送処理システム 防災情報提供システム(専用回線) 防災情報提供システム(インターネット)(注) 防災行政無線FAX 一般加入電話 (凡例) (注) インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、各市町等に提供する補助的な伝達手段である。	
9～10 (略)	9～10 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
1 1 知事、市町長、その他の機関が行う警告等の伝達 気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市町長及び市町を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。 また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。市町長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、市町地域防災計画に定めるところによる。知事が発する通知、要請、市町長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市町長の放送要請は、県を通じて行う。 第6節 災害情報の収集・伝達 1 (略) 2 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1) 被害規模に関する概括的情報の収集・伝達 ア 県 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。 イ～ウ (略) (2) (略) (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 (ア) 県(本庁)・県教育委員会 a 危機対策課長は、市町から災害情報等を収集するとともに、県各関係課長、県教育委員会教育長、警察本部長及び関係機関からの被害状況を取りまとめる。	1 1 知事、市町長、その他の機関が行う警告等の伝達 (1) 気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市町長及び市町を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。 また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。 (2) 市町長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、市町地域防災計画に定めるところによる。 (3) 知事が発する通知、要請、市町長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市町長の放送要請は、県を通じて行う。 (4) 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、通行規制に関する情報を広報する。 第6節 災害情報の収集・伝達 1 (略) 2 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1) 被害規模に関する概括的情報の収集・伝達 ア 県 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。 イ～ウ (略) (2) (略) (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 (ア) 県(本庁)・県教育委員会 a 危機対策課長は、市町から災害情報等を収集するとともに、県各関係課長、県教育委員会教育長、警察本部長及び関係機関からの被害状況を取りまとめる。	

現 行	修 正 案	備 考
b 県関係各課長、県教育委員会教育長は、掌握した被害状況を危機対策課長に速報するとともに、関係部局にも直ちに連絡する。 c 危機対策課長は、災害情報等を消防庁に報告するとともに、関係機関に連絡する。 d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。 e (略) (イ) (略) イ～エ (略) オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、<u>通信</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 カ (略)	b 県関係各課長、県教育委員会教育長は、掌握した被害状況を危機対策課長に速報するとともに、関係部局にも直ちに連絡する。 c 危機対策課長は、災害情報等を消防庁に報告するとともに、関係機関に連絡する。 d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。 e (略) (イ) (略) イ～エ (略) オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、<u>通信サービス</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 <u>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</u> カ (略)	

[illegible]

[illegible]

現 行	修 正 案	備 考
第 7 節 通信手段の確保 危機管理監室、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力、JR西日本、防災関係機関 1 (略) 2 通信手段の利用方法等 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 非常通信 ア (略) イ 非常通信協議会 知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密な連携に努める。 ウ～エ (略) (4) ～ (8) (略) 3 (略) 第 8 節 (略) 第 9 節 災害広報 1～2 (略) 3 広報の内容 (1) (略) (2) 被災者に対する広報 ○ 市町地域内における災害の発生等被害状況の概要 ○ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 ○ 医療機関の診療状況 ○ 電気等ライフラインの復旧状況 ○ 交通機関等の復旧状況 ○ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 ○ 被災者生活支援に関する情報 ○ 犯罪情勢及び予防対策	第 7 節 通信手段の確保 危機管理監室、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力及び北陸電力送配電、JR西日本、防災関係機関 1 (略) 2 通信手段の利用方法等 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 非常通信 ア (略) イ 非常通信協議会 知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密に連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に努める。 ウ～エ (略) (4) ～ (8) (略) 3 (略) 第 8 節 (略) 第 9 節 災害広報 1～2 (略) 3 広報の内容 (1) (略) (2) 被災者に対する広報 ○ 市町地域内における災害の発生等被害状況の概要 ○ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 ○ 医療機関の診療状況 ○ 電気等ライフラインの復旧状況 ○ 交通機関等の復旧状況 ○ <u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況</u> ○ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 ○ 被災者生活支援に関する情報 ○ 犯罪情勢及び予防対策	

現 行	修 正 案	備 考								
4 広報手段等 (1) (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。 ア (略) イ インターネットの活用 (新設) ウ (略) エ 紙媒体の活用 オ～ク (略) (新設) 5～6 (略) (新設)	4 広報手段等 (1) (略) (2) 各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。 ア (略) イ インターネットの活用 災害に係る情報発信等に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td></tr><tr><td>石川県</td><td>ヤフー (株)</td><td>R1. 8. 2</td><td>03-6898-5312</td></tr></table> ウ (略) エ 紙媒体の活用 (チラシの張り出し、配布) オ～ク (略) ケ 広報車の活用 5～6 (略) 7 ライフライン情報の提供等 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。 また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。 県、市町及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。	協定者		協定締結日	T E L	石川県	ヤフー (株)	R1. 8. 2	03-6898-5312	
協定者		協定締結日	T E L							
石川県	ヤフー (株)	R1. 8. 2	03-6898-5312							
第 1 0 節～第 1 1 節 (略)	第 1 0 節～第 1 1 節 (略)									

現 行	修 正 案	備 考
第 1 2 節 避難誘導等 1 (略) 2 避難の勧告又は指示の実施及び基準 市町長等は、次の措置を講じる。 (1) 市町長（災害対策基本法第 6 0 条及び第 6 1 条の 2） ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は必要と認める地域の居住者等に対し、<u>避難のための立退き</u>を勧告し、及び急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。市町長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。 また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。 イ 災害の発生により、市町長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市町長に代わって、当該市町地域防災計画の定めるところにより避難の指示を実施する。 なお、知事は、市町長に代わって避難等の指示を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。 ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、「<u>屋内安全確保</u>」を指示することができる。 エ 市町長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は「<u>屋内安全確保</u>」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該<u>勧告又は指示</u>に関する事項について、助言を求めることができる。 (2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第 61 条の 2） 市町長から<u>避難勧告または指示（緊急）</u>に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	第 1 2 節 避難誘導等 1 (略) 2 避難の指示の実施及び基準 市町長等は、次の措置を講じる。 (1) 市町長（災害対策基本法第 6 0 条及び第 6 1 条の 2） ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。市町長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。 また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。 イ 災害の発生により、市町長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、知事は、市町長に代わって、当該市町地域防災計画の定めるところにより避難の指示を実施する。 なお、知事は、市町長に代わって避難等の指示を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。 ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし<u>緊急を要する</u>と認めるときは、市町長は、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、「<u>緊急安全確保</u>」を指示することができる。 エ 市町長は、避難のための立退きを指示し、又は「<u>緊急安全確保</u>」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。 (2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第 61 条の 2） 市町長から避難の指示に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	

現 行	修 正 案	備 考
(3) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第 61 条） 前記（１）の市町長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」を指示することができる。 なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。 また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。 (4) 水防管理者（市町長、水防事務組合長）（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 21 条） 溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。 (5) 知事又はその命を受けた職員（水防法第 21 条、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条） 溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。 (6) （略） (7) 相互の連絡協力 （１）から（５）に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示（緊急）又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町に積極的に助言する。	(3) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第 61 条） 前記（１）の市町長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」を指示することができる。 なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。 また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。 (4) 水防管理者（市町長、水防事務組合長）（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 21 条） 溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。 (5) 知事又はその命を受けた職員（水防法第 21 条、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条） 溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の<u>必要と認める</u>居住者等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。 (6) （略） (7) 相互の連絡協力 （１）から（５）に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示等</u>の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、市町に積極的に助言する。	

現 行	修 正 案	備 考
(8) <u>避難勧告</u>等の発令方法 <u>避難勧告</u>等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて<u>避難勧告</u>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。 なお、<u>避難勧告</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 3 <u>避難の勧告又は指示</u>の内容、時期及びその周知 (1) <u>避難の勧告又は指示</u>の内容 <u>避難の勧告又は指示</u>をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。 (略) (2) <u>避難勧告・指示（緊急）</u>の時期 市町長等は、<u>避難の勧告又は指示</u>を行う場合は、危険が切迫するまでに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。 また、<u>避難勧告</u>の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告</u>を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。	(8) <u>避難指示</u>等の発令方法 <u>避難指示</u>等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて<u>避難指示</u>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。 なお、<u>避難指示</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。 3 <u>避難の指示</u>の内容、時期及びその周知 (1) <u>避難の指示</u>の内容 <u>避難の指示</u>をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。 (略) (2) <u>避難指示</u>の時期 市町長等は、<u>避難の指示</u>を行う場合は、危険が切迫するまでに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。 また、<u>避難指示</u>の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。	

現 行	修 正 案	備 考
(3) 住民への周知 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。 また、市町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</u> なお、<u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u> 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 4 <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u> 市町長は、<u>災害が発生するおそれがある場合において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等に対して、早めの段階で自主的な避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u> また、市町は、<u>避難勧告・避難指示（緊急）等を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努める。</u> なお、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令、内容及び周知については、上記２及び３を準用する。</u> 5（略）	(3) 住民への周知 市町長等は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。 また、市町は、<u>危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u> さらに、市町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</u> なお、<u>避難指示等が発令された場合の避難行動</u>としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民みずからの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u> 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 4 <u>高齢者等避難の発令</u> 市町長は、<u>避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。</u> また、市町は、<u>避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</u> なお、<u>高齢者等避難の発令、内容及び周知については、上記２及び３を準用する。</u> 5（略）	

現 行	修 正 案	備 考
6 警戒区域設定の周知等 (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の<u>勧告又は指示</u>と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。 (2) (略) 7 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 8 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。 また、災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> イ 避難生活の対象者 ☐ 住居等の被災者 ☐ <u>避難勧告などの対象地域の居住者</u> ☐ 帰宅できない旅行者、<u>迷い人等</u>	6 警戒区域設定の周知等 (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。 (2) (略) 7 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。<u>市町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u> また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 8 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。 災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 <u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</u> また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u> <u>被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。</u> イ 避難生活の対象者 ☐ 住居等の被災者 ☐ <u>避難指示などの対象地域の居住者</u> ☐ 帰宅できない旅行者<u>や迷い人、ホームレス等</u>	

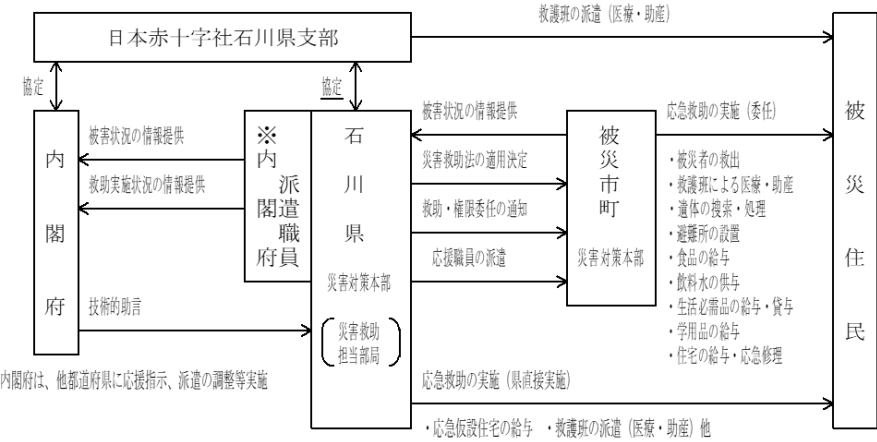
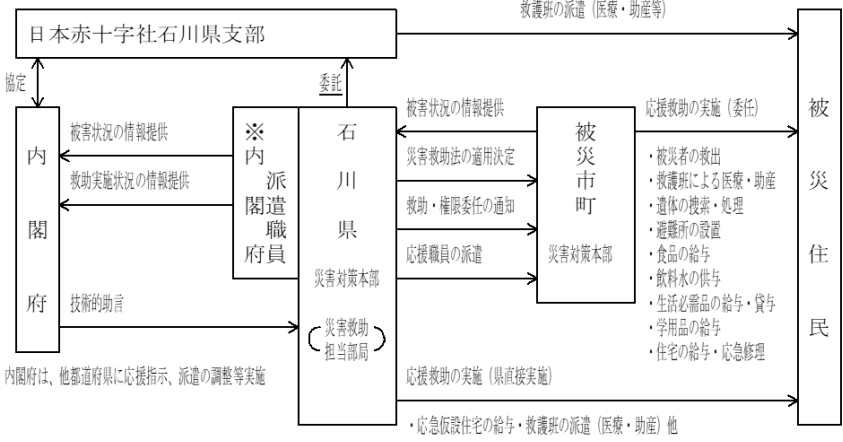
現 行	修 正 案	備 考
ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 (略) エ～ケ (略) コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 サ～シ (略) <u>(新設)</u> (2) 県 県は、市町からの報告により開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 9 広域避難対策 (1)～(2) (略) (3) 広域一時滞在 ア～ウ (略) エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 (4) (略) 10～11 (略)	ウ 避難所を設置したときは、<u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。</u> (略) エ～ケ (略) コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 サ～シ (略) ス <u>ペット動物の飼育場所の確保等</u> <u>市町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。</u> (2) 県 県は、市町からの報告により開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。<u>その際には、その情報を国に共有するよう努める。</u> また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示する。 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 9 広域避難対策 (1)～(2) (略) (3) 広域一時滞在 ア～ウ (略) エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。 (4) (略) 10～11 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第１３節 要配慮者の安全確保 １～４（略） ５ 外国人に対する対策 県及び市町は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。 （１）市町は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。また、相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。 （２）県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。また、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）し、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。 <u>（新設）</u>	第１３節 要配慮者の安全確保 １～４（略） ５ 外国人に対する対策 県及び市町は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。 （１）市町は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。また、<u>災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。</u> （２）県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。また、<u>大規模な災害が発生し、多くの外国人が被災することが見込まれる場合は、石川県災害多言語支援センターを設置し、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）のうえ、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。</u> <u>（３）県は、国が実施する研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 4 節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）、衛星電話、災害時優先電話、M C A 無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、D M A T 及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第 9 節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）、衛星電話、災害時優先電話、M C A 無線などにより、D M A T 及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（E M I S） (略) ○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 3 D M A T ・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア (略) イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、D M A T を派遣するほか、医療救護班を派遣する。 ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。 (イ) ～ (オ) (略) オ～カ (略)	第 1 4 節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）、衛星電話、災害時優先電話、M C A 無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、D M A T 及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第 9 節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）、衛星電話、災害時優先電話、M C A 無線などにより、D M A T 及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（E M I S） (略) ○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 3 D M A T ・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア (略) イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、D M A T を派遣するほか、医療救護班を派遣する。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> (イ) ～ (オ) (略) オ～カ (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(3)～(5) (略) (6) 公益社団法人石川県医師会 ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。 イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。 災害時の医療救護に関する協定 (略) (7)～(10) (略) 4 (略) 5 災害時後方医療体制 ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。 イ (略) 6 重症患者等の搬送体制 (1) 搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。 (2) (略) 7 他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。 8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 (1)～(2) (略)	(3)～(5) (略) (6) 公益社団法人石川県医師会 ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班(JMAT)の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。 イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班(JMAT)を派遣し、医療救護活動を行う。 災害時の医療救護に関する協定 (略) (7)～(10) (略) 4 (略) 5 災害時後方医療体制 ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> イ (略) 6 重症患者等の搬送体制 (1) 搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> (2) (略) 7 他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> 8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 (1)～(2) (略)	

現 行	修 正 案	備 考																		
(3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。 県内で調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。 (ア) (略) <u>(イ) 災害時における衛生材料の供給等に関する協定</u> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医療品卸商組合</td><td>H 8.11.13</td></tr> </table> (ウ) 災害時における医療機器の供給等に関する協定 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8.11.13</td></tr> </table> (エ) (略) イ (略) 9～12 (略) 第15節～第17節 (略) 第18節 災害救助法の適用 1～4 (略) 5 災害救助法に基づく救助の実施 (1)～(3) (略) (4) 知事は、「<u>災害救助法による医療及び助産救助の委託協定書(昭和31年7月16日)</u>」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。 6～7 (略)	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療品卸商組合	H 8.11.13	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療機器協会	H 8.11.13	(3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。 県内で調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。 (ア) (略) <u>(削除)</u> (イ) 災害時における医療機器及び衛生材料の供給等に関する協定 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8.11.13 (R2.4.1改訂)</td></tr> </table> (ウ) (略) イ (略) 9～12 (略) 第15節～第17節 (略) 第18節 災害救助法の適用 1～4 (略) 5 災害救助法に基づく救助の実施 (1)～(3) (略) (4) 知事は、「<u>災害救助法に基づく業務委託契約書(令和2年12月25日)</u>」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。 6～7 (略)	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療機器協会	H 8.11.13 (R2.4.1改訂)	
協定者		協定締結日																		
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8.11.13																		
協定者		協定締結日																		
石川県	石川県医療機器協会	H 8.11.13																		
協定者		協定締結日																		
石川県	石川県医療機器協会	H 8.11.13 (R2.4.1改訂)																		

現 行	修 正 案	備 考
災害発生からの応急救助までのフロー  ※災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当たる。	災害発生から応急救助までのフロー  ※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整にあたる。	

現 行										修 正 案										備 考	
別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 平成31年4月1日現在										別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について 令和元年10月23日現在											
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考				
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,200円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。		災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上			1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 3,300円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の表費を支出でき、上記を超える額を加算できる。		災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。				
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、専容等を利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。		災害発生の日から20日以内着工		1 平均1戸当たり5,610,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 借上型仮設住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。			2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う居住費及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		災害発生の日から20日以内着工		1 平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、専容等を利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに借上げ、提供しなければならない。				
3	炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,140円以内		災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)			3	炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,160円以内		災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上			4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上				
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。			5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算				区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
			全壊・流失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800				全壊・流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
				冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200					冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
			半壊・床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600				半壊・床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
				冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500					冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班、使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者、協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上			6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班、使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者、協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上				
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償料料金の100分80以内の額		分娩した日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上														

現 行						修 正 案						備 考
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 教護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1か月以内		8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から1か月以内（文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内		
11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1か月以内（文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	11	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,400円以内 既存建物階上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検 査 教護班以外は償行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として教護班計上 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内		13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 既存建物階上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検 査 教護班以外は償行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検査は原則として教護班計上 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内		
	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額	15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現 行	修 正 案	備 考															
	<table><tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>実 費 弁 償</td><td>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</td><td>災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td>時間外勤務手当及び旅費は別途定める額</td></tr><tr><td>救助の事務を行うのに必要な費用</td><td>1 時間外勤務手当 2 賞金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</td><td>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </td><td>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</td><td>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</td></tr></table>	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賞金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。	
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考													
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額													
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賞金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。													
※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。																	

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現 行	修 正 案	備 考																												
第 19 節 災害警備及び交通規制 1 (略) 2 災害警備体制 (1) ～ (3) (略) (4) 災害警備対策 ア～イ (略) ウ 現場措置等	第 19 節 (略) 1 (略) 2 災害警備体制 (1) ～ (3) (略) (4) 災害警備対策 ア～イ (略) ウ 現場措置等																													
<table><tr><td>(ア) 災害情報の収集</td><td>a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集</td></tr><tr><td>(イ) 防ぎょ作業への協力</td><td>a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。</td></tr><tr><td>(ロ) 避難等の措置</td><td>a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。</td></tr><tr><td>(ハ) 犯罪の予防・取締り</td><td>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</td></tr><tr><td>(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い</td><td>a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。</td></tr><tr><td>(ホ) 行方不明者の捜索</td><td>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</td></tr><tr><td>(ヘ) 広報</td><td>流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</td></tr></table>	(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集	(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。	(ロ) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。	(ハ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。	(ホ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。	(ヘ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。	<table><tr><td>(ア) 災害情報の収集</td><td>a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集</td></tr><tr><td>(イ) 防ぎょ作業への協力</td><td>a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。</td></tr><tr><td>(ロ) 避難等の措置</td><td>a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。</td></tr><tr><td>(ハ) 犯罪の予防・取締り</td><td>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</td></tr><tr><td>(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い</td><td>a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。</td></tr><tr><td>(ホ) 行方不明者の捜索</td><td>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</td></tr><tr><td>(ヘ) 広報</td><td>流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</td></tr></table>	(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集	(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。	(ロ) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。	(ハ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。	(ホ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。	(ヘ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。	
(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集																													
(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。																													
(ロ) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。																													
(ハ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。																													
(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。																													
(ホ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。																													
(ヘ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。																													
(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集																													
(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。																													
(ロ) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。																													
(ハ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。																													
(ニ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査（死体見分調査）を添えて市町長に引き渡す。																													
(ホ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。																													
(ヘ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。																													
3 (略)	3 (略)																													

現 行	修 正 案	備 考
第２０節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬 １～２（略） ３ 遺体の検視（見分）及び処理 （略） （１） 遺体の検視（見分） （略） ア 警察官にあっては、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）又は死体取扱規則（<u>昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号</u>）の規定による。 イ（略） （２）（略） ４～６（略） ７ 海上保安部の措置 （１） 災害により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇により捜索を実施する。 （２）（略） ８（略） 第２１節 ライフライン施設の応急対策 北陸電力、NTT西日本、ガス事業者、土木部、市町下水道事業者 １ 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 ２ 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 （１）～（４）（略）	第２０節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬 １～２（略） ３ 遺体の検視（見分）及び処理 （略） （１） 遺体の検視（見分） （略） ア 警察官にあっては、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）又は死体取扱規則（<u>平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号</u>）の規定による。 イ（略） （２）（略） ４～８（略） ７ 海上保安部の措置 （１） 災害により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇等により捜索を実施する。 （２）（略） ８（略） 第２１節 ライフライン施設の応急対策 北陸電力及び北陸電力送配電、NTT西日本、ガス事業者、土木部、市町下水道事業者 １ 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、<u>発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。</u> <u>また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</u> ２ 電力施設 北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 （１）～（４）（略）	

現 行	修 正 案	備 考
(5) 県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 (6) ～ (7) (略) (8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社防災業務計画の定めるところによる。 3 通信施設 N T T西日本は、次の措置を講ずる。 (1) ～ (2) (略) <u>(新設)</u> (3) 応急措置 (略) (4) 応急復旧 (略) (5) その他、上記以外の事項については、N T T西日本等が定める防災業務計画の定めによる。 4 ～ 5 (略)	(5) 県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 <u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</u> <u>また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</u> (6) ～ (7) (略) (8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。 3 通信施設 N T T西日本は、次の措置を講ずる。 (1) ～ (2) (略) (3) 広報活動 <u>災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u> (4) 応急措置 (略) (5) 応急復旧 (略) (6) その他、上記以外の事項については、N T T西日本等が定める防災業務計画の定めによる。 4 ～ 5 (略)	

[illegible]

現 行	修 正 案	備 考												
第２４節 食料の供給 農林水産部、農林水産省<u>生産局</u>、 北陸農政局、市町 １～２（略） ３ 主食の供給 （１）災害救助用米穀の確保 ア 米穀の引渡し要請 県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省<u>生産局</u>に引渡し要請を行う。 イ 受託事業体への引渡し指示 農林水産省<u>生産局</u>は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。 災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先 <table border="1" data-bbox="145 820 1039 912"> <tr> <th>連 絡 先</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr> <tr> <td>農林水産省<u>生産局</u>政策統括官付貿易業務課</td><td>03-6744-1354</td><td><u>03-6744-1390</u></td></tr> </table> （２）～（３）（略） ４～６（略） 第２５節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握 ア 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ（略）	連 絡 先	TEL	FAX	農林水産省 <u>生産局</u> 政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1390</u>	第２４節 食料の供給 農林水産部、農林水産省<u>政策統括官</u>、 北陸農政局、市町 １～２（略） ３ 主食の供給 （１）災害救助用米穀の確保 ア 米穀の引渡し要請 県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省<u>政策統括官</u>に引渡し要請を行う。 イ 受託事業体への引渡し指示 農林水産省<u>政策統括官</u>は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。 災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先 <table border="1" data-bbox="1135 820 2020 912"> <tr> <th>連 絡 先</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr> <tr> <td>農林水産省<u>政策統括官</u>付貿易業務課</td><td>03-6744-1354</td><td><u>03-6744-1391</u></td></tr> </table> （２）～（３）（略） ４～６（略） 第２５節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握 ア 県及び市町は、<u>大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、</u>必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ（略）	連 絡 先	TEL	FAX	農林水産省 <u>政策統括官</u> 付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1391</u>	
連 絡 先	TEL	FAX												
農林水産省 <u>生産局</u> 政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1390</u>												
連 絡 先	TEL	FAX												
農林水産省 <u>政策統括官</u> 付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1391</u>												

現 行	修 正 案	備 考
ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。	ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。 <u>また、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。</u>	

現 行					修 正 案					備 考
(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定					(2) 情報の提供 県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。 生活必需品の確保に関する協定					
石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	
	(協)金沢問屋センター	H14.3.19	076-237-8585	076-237-5240		(協)金沢問屋センター	H14.3.19	076-237-8585	076-237-5240	
	(社)石川県食品協会	H14.3.20	076-268-2400	076-268-6082		(一社)石川県食品協会	H14.3.20	076-268-2400	076-268-6082	
	(株)ジャコム石川	H14.3.20	076-267-8621	076-267-8609		(株)ジャコム石川	H14.3.20	076-267-8621	076-267-8609	
	マザー寝具リース(株)	H14.3.20	076-231-2001	076-264-4688		マザー寝具リース(株)	H14.3.20	076-231-2001	076-264-4688	
	野々市農協	H14.3.20	076-248-2171	076-248-9102		野々市農協	H14.3.20	076-248-2171	076-248-9102	
	石川県パン(協)	H14.3.26	076-256-3166	076-256-3166		石川県パン(協)	H14.3.26	076-256-3166	076-256-3166	
	石川県生活協同組合連合会	H14.3.27	076-259-5962	076-256-5963		石川県生活協同組合連合会	H14.3.27	076-259-5962	076-256-5963	
	(株)マルエー	H14.4.1	076-272-0152	076-273-3555		(株)マルエー	H14.4.1	076-272-0152	076-273-3555	
	(株)鯉治商店	H14.4.1	076-288-3855	076-289-3093		(株)鯉治商店	H14.4.1	076-288-3855	076-289-3093	
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14.4.5	025-371-4185	025-371-4151		NPO法人コメリ災害対策センター	H14.4.5	025-371-4185	025-371-4151	
	山成商事(株)	H14.4.5	0767-53-2727	0767-52-6254		(株)どんたく	H14.4.5	0767-53-2727	0767-52-6254	
	DCMカーマ(株)	H14.4.5	0761-23-0520	0761-23-0525		DCMカーマ(株)	H14.4.5	0761-23-0520	0761-23-0525	
	(株)大丸	H14.4.10	0768-82-1155	0768-82-6277		(株)大丸	H14.4.10	0768-82-1155	0768-82-6277	
	(株)いろは	H14.4.10	0768-52-0033	0768-52-3166		(株)いろは	H14.4.10	0768-52-0033	0768-52-3166	
	(株)ニュー三久	H14.4.18	076-232-1051	076-232-1056		(株)ニュー三久	H14.4.18	076-232-1051	076-232-1056	
	(株)三崎ストア	H14.4.23	076-258-0007	076-258-1778		(株)三崎ストア	H14.4.23	076-258-0007	076-258-1778	
	(有)スーパーしんや	H14.5.1	0768-74-0305	0768-74-0353		(有)スーパーしんや	H14.5.1	0768-74-0305	0768-74-0353	
	(株)ナルックス	H14.5.2	076-252-1557	076-252-7547		(株)ナルックス	H14.5.2	076-252-1557	076-252-7547	
	(株)安達	H14.5.11	0767-22-1133	0767-22-7266		(株)安達	H14.5.11	0767-22-1133	0767-22-7266	
	(株)中島ストア	H14.5.20	0767-53-0988	0767-53-0953		(株)中島ストア	H14.5.20	0767-53-0988	0767-53-0953	
	ダイヤモンド商事(株)	H14.5.22	076-232-0341	076-232-0346		ダイヤモンド商事(株)	H14.5.22	076-232-0341	076-232-0346	
	(株)角田商店	H14.5.24	0768-62-0032	0768-62-3399		(株)角田商店	H14.5.24	0768-62-0032	0768-62-3399	
	アルビス(株)	H14.7.12	0766-56-7200	0766-56-7520		アルビス(株)	H14.7.12	0766-56-7200	0766-56-7520	
	(株)ファミリーマート	H19.6.25	03-3989-7658	03-3989-7241		(株)ファミリーマート	H19.6.25	03-6436-7658	03-3452-5213	
	(株)ローソン	H19.7.24	03-5435-1594	03-5759-6944		(株)ローソン	H19.7.24	03-5435-1594	03-5759-6944	
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19.9.12	076-277-1155	076-277-0990		北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19.9.12	076-277-1155	076-277-0990	
	(株)平和堂	H20.10.1	0749-26-9610	0749-23-3118		(株)平和堂	H20.10.1	0749-26-9610	0749-23-3118	
	ユニー(株)	H20.10.1	076-235-3511	076-235-3519		ユニー(株)	H20.10.1	076-235-3511	076-235-3519	
	(株)PLANT	H20.10.1	0776-72-0300	0776-72-2652		(株)PLANT	H20.10.1	0776-72-0300	0776-72-2652	
	(株)クスリのアオキ	H20.10.1	076-274-1111	076-274-6114		(株)クスリのアオキ	H20.10.1	076-274-1111	076-274-6114	
	(株)コメヤ薬局	H20.10.1	076-273-9900	076-273-9902		(株)コメヤ薬局	H20.10.1	076-273-9900	076-273-9902	
	(株)示野薬局	H20.10.1	076-253-9595	076-253-9598		(株)示野薬局	H20.10.1	076-253-9595	076-253-9598	
	ゲンキー(株)	H20.10.1	0776-67-5240	0776-67-5241		ゲンキー(株)	H20.10.1	0776-67-5240	0776-67-5241	
イオンリテール(株)	H24.3.30	06-6457-6111	06-6457-6200	イオンリテール(株)	H24.3.30	025-255-0065	025-248-1083			
マックスバリュ北陸(株)	H24.3.30	076-267-7810	076-266-2030	マックスバリュ北陸(株)	H24.3.30	076-267-7810	076-266-2030			
(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25.12.5	076-237-0615	076-237-0661	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H25.12.5	03-6238-3734	03-5214-2330			
コストコホールセールジャパン(株)	H28.3.25	076-275-8555	076-275-8580	コストコホールセールジャパン(株)	H28.3.25	076-275-8555	076-275-8580			
(株)パローホールディングス	H28.3.25	0572-60-0869	0574-60-0689	(株)パローホールディングス	H28.3.25	0574-60-0861	0574-60-0689			
大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28.3.25	076-223-2366	076-263-0403	大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28.3.25	076-223-2366	076-263-0403			
(略) (新設)					(略) 大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定					
協定者				協定締結日						
石川県		(公社)石川県調理師会		R3. 3. 19	076-236-2012		076-236-2013			

現 行	修 正 案	備 考										
4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） <u>（新設）</u> （２）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。 （３）県は、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。 5（略） 第26節 障害物の除去 1～4（略） 5 障害物除去の方法 （１）（略） （２）除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。 （略） <u>（新設）</u> 6～10（略）	4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） <u>（２）県及び市町は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。</u> （３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。 （４）県は、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。 5（略） 第26節 障害物の除去 1～4（略） 5 障害物除去の方法 （１）（略） （２）除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。 （略） <u>災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県構造物解体協会</td><td>R1. 9. 2</td><td>076-256-1444</td><td>076-256-1444</td></tr></table> 6～10（略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一社）石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（一社）石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444								

現 行	修 正 案	備 考										
第２７節 輸送手段の確保 １～３（略） ４ 要員、物資輸送車両等の確保 （１）（略） （２）陸路輸送 （略） （新設） （３）～（７）（略） ５～６（略） 第２８節（略） 第２９節 防疫、保健衛生活動 １～３（略） ４ 防疫用資材の備蓄、調達 （１）～（２）（略） （３）防疫用資材の内容 逆性石けん、消毒用エタノール、両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等 ５（略） ６ ペット動物の保護対策 （１）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （２）ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。	第２７節 輸送手段の確保 １～３（略） ４ 要員、物資輸送車両等の確保 （１）（略） （２）陸路輸送 （略） 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県タクシー協会</td><td>R2.12.14</td><td>076-254-1348</td><td>076-268-1349</td></tr></table> （３）～（７）（略） ５～６（略） 第２８節（略） 第２９節 防疫、保健衛生活動 １～３（略） ４ 防疫用資材の備蓄、調達 （１）～（２）（略） （３）防疫用資材の内容 10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等 ５（略） ６ ペット動物の保護対策 （１）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （２）ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一社）石川県タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（一社）石川県タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349								

現 行	修 正 案	備 考										
(新設) 7 (略) 第30節 ボランティア活動の支援 1 (略) 2 ボランティアの受け入れ (1) ～ (2) (略) (3) ボランティアとの連携・協働 ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。 (4) (略) 3～6 (略) 第31節 (略)	災害時における被災動物救護活動に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 石川県獣医師会</td><td>R1. 10. 30</td><td>076-257-1400</td><td>076-257-1404</td></tr></table> 7 (略) 第30節 ボランティア活動の支援 1 (略) 2 ボランティアの受け入れ (1) ～ (2) (略) (3) ボランティアとの連携・協働 ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。 (4) (略) 3～6 (略) 第31節 (略)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404								

現 行	修 正 案	備 考
第３２節 住宅の応急対策 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における<u>家庭</u>動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （３）～（４）（略） ３～４（略）	第３２節 住宅の応急対策 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における<u>ペット</u>動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （３）～（４）（略） ３～４（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第３３節 文教対策 県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部 １～１１（略） １２ 文化財対策 （略） （１）応急処置 ア（略） イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。 ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。 その際、県教育委員会又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。 エ（略） （２）～（３）（略） 第３４節～第３６節（略）	第３３節 文教対策 県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部、<u>市町</u> １～１１（略） １２ 文化財対策 （略） （１）応急処置 ア（略） イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を<u>市町又は市町教育委員会</u>を経由して県教育委員会に報告する。 ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。 その際、県教育委員会、<u>市町</u>又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。 エ（略） （２）～（３）（略） 第３４節～第３６節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第４章 復旧・復興計画 第１節～第４節（略） 第５節 被災者の生活確保のための緊急措置 １～４（略） ５ 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 <u>このため次の措置を講ずる。</u> （１）～（２）（略） <u>（新設）</u> ６～９（略） １０ 災害廃棄物の処理等 （１）市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の<u>迅速かつ適正な処理</u>を行う。 また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 （２）市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u>産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。</u> 第６節～第７節（略）	第４章 復旧・復興計画 第１節～第４節（略） 第５節 被災者の生活確保のための緊急措置 １～４（略） ５ 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 <u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u> <u>早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる</u> （１）～（２）（略） <u>（３）県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</u> ６～９（略） １０ 災害廃棄物の処理等 （１）市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の<u>適正かつ円滑・迅速な処理</u>を行う。<u>加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、効率的に搬出を行う。</u> また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 （２）市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。 第６節～第７節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第 5 章 複合災害対策 第 1 節（略） 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 （1） 県における通信連絡設備の整備 ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系及び地上系防災行政無線施設</u> イ（略） （2）（略） 2～3（略） 第 3 節～第 4 節（略）	第 5 章 複合災害対策 第 1 節（略） 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 （1） 県における通信連絡設備の整備 ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系防災行政無線施設及び I M S を活用した地上系通信施設</u> イ（略） （2）（略） 2～3（略） 第 3 節～第 4 節（略）	

石川県地域防災計画(雪害対策編)修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和<u>元</u>年修正)	石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和<u>3</u>年修正)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 総則 第 1 節 (略) 第 2 節 性格及び基本理念 1 (略) 2 基本理念等 (1) 用語 ア～イ (略) ウ 指定公共機関 災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。 西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支店)、K D D I 株式会社(北陸総支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、株式会社 N T T ドコモ(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、日本通運株式会社(金沢支店)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、日本郵便株式会社(北陸支社)、北陸電力株式会社(石川支店)、ソフトバンク株式会社(地域総務部(北陸))、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス エ～オ (略) (2) (略)	第 1 章 総則 第 1 節 (略) 第 2 節 性格及び基本理念 1 (略) 2 基本理念等 (1) 用語 ア～イ (略) ウ 指定公共機関 災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。 西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支店)、K D D I 株式会社(北陸総支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)、株式会社 N T T ドコモ(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、日本通運株式会社(金沢支店)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、日本郵便株式会社(北陸支社)、北陸電力株式会社(石川支店) <u>及び北陸電力送配電株式会社(石川支社)</u>、ソフトバンク株式会社(地域総務部(北陸))、福山通運株式会社(金沢支店)、佐川急便株式会社(北陸支店)、ヤマト運輸株式会社(金沢主管支店)、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス エ～オ (略) (2) (略)	

現 行		修 正 案		備 考
第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。		第 3 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。		
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
指定公共機関	北陸電力株式会社 (石川支店) ・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する こと。 ・雪害時における電力供給の確保に関すること。	指定公共機関	北陸電力株式会社 (石川支店) 及び北陸電力送配 電株式会社 (石川支社) ・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する こと。 ・雪害時における電力供給の確保に関すること。	
指定地方行政機関	北 陸 農 政 局 〔農林水産省生産局 (災害用米穀)〕 ・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地 及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・雪害時における家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに 生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。	指定地方行政機関	北 陸 農 政 局 〔農林水産省 政策統括官 (災害用米穀)〕 ・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地 及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・雪害時における家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに 生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。	
	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部 ・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はそ の施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に 必要な監督又は指導に関すること。		中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部 ・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンピナート、鉱山、電 気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指 導に関すること。	
	北陸信越運輸局 (石川運輸支局) ・雪害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者 の安全運行の確保に関すること。 ・雪害時における車両調達のあっせん及び自動車による輸送の あっせん並びに船舶調達等のあっせんに関すること。		北陸信越運輸局 (石川運輸支局) ・雪害時における鉄道事業者、自動車運送事業者の安全運行の 確保に関すること。 ・雪害時における車両調達のあっせん及び自動車による輸送の あっせん並びに船舶調達等のあっせんに関すること。	
	東京管区气象台 (金沢地方气象台) ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び 発表を行うこと。 ・気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通 信等の施設及び設備の整備に努めること。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震 動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並 びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に 防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通 じて住民に周知できるよう努めること。 ・気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震 速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 ・市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザード マップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 ・災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道 府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を 適宜行うこと。 ・都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気 象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。		東京管区气象台 (金沢地方气象台) ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び 発表を行うこと。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震 動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発 表、伝達及び解説を行うこと。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めるこ と。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的支援・助言を行 うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。	

現 行	修 正 案	備 考						
第４節 本県の特質と既往雪害 １～４（略） ５ 社会的要因とその変化 雪害は、気象、地形等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大する恐れがある。 （１）～（６）（略） <u>（新設）</u> ６～８（略） 第２章 雪害予防計画 第１節 防災知識の普及 １～３（略） ４ 住民に対する防災知識の普及 （１）普及の方法 ア～イ（略） ウ 広報媒体等による普及 （ア）～（イ）（略） （ウ）防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td></tr> <tr> <td>石川県</td><td>NTTタウンページ（株）</td><td>H29. 8. 9</td></tr> </table> （エ）～（カ）（略） エ（略） （２）（略） ５～７（略） 第２節 県民及び事業者等のとるべき措置 １（略）	協定者		協定締結日	石川県	NTTタウンページ（株）	H29. 8. 9	第４節 本県の特質と既往雪害 １～４（略） ５ 社会的要因とその変化 雪害は、気象、地形等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大する恐れがある。 （１）～（６）（略） <u>（７）新たな感染症への対策</u> <u>令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u> ６～８（略） 第２章 雪害予防計画 第１節 防災知識の普及 １～３（略） ４ 住民に対する防災知識の普及 （１）普及の方法 ア～イ（略） ウ 広報媒体等による普及 （ア）～（イ）（略） （ウ）防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及 <u>（削除）</u> （エ）～（カ）（略） エ（略） （２）（略） ５～７（略） 第２節 県民及び事業者等のとるべき措置 １（略）	
協定者		協定締結日						
石川県	NTTタウンページ（株）	H29. 8. 9						

現 行		修 正 案		備 考
2 県民のとりべき措置 (1) 平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。		2 県民のとりべき措置 (1) 平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。		
平 常 時 の 心 得	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検	平 常 時 の 心 得	○日頃から出火の防止に努める。 〔・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検〕	
	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置		○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置	
	○除排雪用具を準備する。 冬季前に、除排雪をするための用具を準備し、すぐに使用できる場所に保管する。		○住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強	
	○マイカーの冬への備えをする。 冬期には、早めに、冬用タイヤに交換する。 日頃から、除排雪作業に支障をきたさないよう、路上駐車を行わない。		○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 〔・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置〕	
	○降積雪期に向け、住宅の屋内外を点検する。 積雪に耐えられるよう修繕することや落雪によるガラス等の破損防止策を講じる。		○ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置	
	○側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。		○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 〔・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油〕 ○家族で次の対応措置を話し合っておく。 〔・地震発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法〕 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。	
	○食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）、燃料 ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・風邪薬などの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等			
	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路 ・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。			
	○地域等の防災訓練に積極的に参加し、雪害時の行動力を身につける。			
	(2) (略)		(2) (略)	

現 行	修 正 案	備 考				
3 事業者等のとるべき措置 (1) (略) (2) 雪害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。 <table><tr><td>雪害時の心得</td><td> ○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 ○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 </td></tr></table> 4 (略) 第3節 (略)	雪害時の心得	○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 ○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。	3 事業者等のとるべき措置 (1) (略) (2) 雪害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。 <table><tr><td>雪害時の心得</td><td> ○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 ○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○<u>屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u> </td></tr></table> 4 (略) 第3節 (略)	雪害時の心得	○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 ○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○<u>屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u>	
雪害時の心得	○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 ○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。					
雪害時の心得	○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 ○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○<u>屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u>					

現 行	修 正 案	備 考
第４節 防災ボランティアの活動環境の整備 １ 基本方針 雪害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>ボランティア団体、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 <u>（新設）</u> ２（略） ３ 防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） <u>（新設）</u> ４ 防災ボランティアの育成 （１）県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。 （２）県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、ＮＰＯ等に積極的に参加を呼びかける。 （３）～（５）（略）	第４節 防災ボランティアの活動環境の整備 １ 基本方針 <u>（１）雪害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの<u>連携強化を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</u></u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 <u>（２）県及び市町は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> ２（略） ３ 防災ボランティアの受入体制等 （１）～（３）（略） <u>（４）災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等</u> <u>市町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。</u> ４ 防災ボランティアの育成 （１）県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生委員、防災士、<u>ＮＰＯ・ボランティア</u>など地域住民と一体となった訓練を実施する。 （２）県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、<u>ＮＰＯ・ボランティア</u>等に積極的に参加を呼びかける。 （３）～（５）（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第5節（略） 第6節 防災体制の整備 1 基本方針 雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。 さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 2 県の活動体制 （１）～（２）（略） （３）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～イ（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （４）（略）	第5節（略） 第6節 防災体制の整備 1 基本方針 雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。 また、県、市町及び防災関係機関は、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや<u>電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u> さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、<u>令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u> 2 県の活動体制 （１）～（２）（略） （３）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア～イ（略） <u>ウ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。</u> <u>エ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u> （４）（略）	

現 行	修 正 案	備 考
(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (6) (略) (7) 受援計画の策定等 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (8) ～ (11) (略) <u>(新設)</u>	(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ (略) ウ <u>燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u> エ <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u> (6) (略) (7) 受援計画の策定等 ア 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。 イ 県は、<u>国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u> ウ 県は、<u>訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u> (8) ～ (11) (略) <u>(12) 事業継続力強化支援計画の策定促進</u> <u>県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町と商工会・商工会議所が連携して行う、事業継続力強化支援計画の策定を促進する。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
(新設) (新設) 3 市町の活動体制 (1) (略) (2) 国、県との連絡体制等の整備 市町は、<u>避難勧告又は指示(緊急)</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 (3)～(5) (略) (6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、<u>相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u> また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ (略)	(13) <u>災害発生時の中小企業等の被害状況の把握</u> 県は、あらかじめ市町、商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、<u>災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u> (14) <u>男女共同参画の視点を取り入れた防災体制</u> 県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、<u>防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u> 3 市町の活動体制 (1) (略) (2) 国、県との連絡体制等の整備 市町は、<u>避難指示</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 (3)～(5) (略) (6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</u> また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(新設)	<u>エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u>	
(新設)	<u>オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u>	
(7) 受援計画の策定等 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。	(7) 受援計画の策定等 <u>ア 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えたとともに関係機関との情報の共有に努める。</u>	
(新設)	<u>イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u>	
(新設)	<u>ウ 市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u>	
(8) ～ (12) (略)	(8) ～ (12) (略)	
(新設)	<u>(13) 事業継続力強化支援計画の策定 市町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u>	
(新設)	<u>(14) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握 市町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u>	
(新設)	<u>(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 市町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u>	
4 (略)	4 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
<u>(新設)</u> 第7節 (略) 第8節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 豪雪等によりアンテナが破損するなどの通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、<u>大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、</u>一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 2 通信用施設設備の整備 (1) (略) (2) 市町の整備 ア 市町は、住民等に対する雪害時の情報を迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の整備促進を図り、通信の確保に努める。 また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。 イ (略) (3)～(5) (略)	<u>5 人材確保方策</u> <u>県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u> 第7節 (略) 第8節 通信及び放送施設災害予防 1 基本方針 豪雪等によりアンテナが破損するなどの通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、<u>地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、</u>一体的な整備を図る。 なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 2 通信用施設設備の整備 (1) (略) (2) 市町の整備 ア 市町は、住民等に対する雪害時の情報を迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の整備促進を図り、通信の確保に努める。 また、<u>ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等のほか、</u>ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。 さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。 イ (略) (3)～(5) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 石川県総合防災情報システム → : 専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等（・指示等） → : 映像情報 4～6（略） 第9節～第10節（略）	3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 石川県総合防災情報システム → : 専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等（・指示等） → : 映像情報 4～6（略） 第9節～第10節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第１１節 避難体制の整備 １ 基本方針 市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等に備えて、被災者が避難生活を送るための指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 ２ 指定避難所、避難路の指定等 (略) (１) 指定避難所 ア～カ (略) キ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 (略)	第１１節 避難体制の整備 １ 基本方針 市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等に備えて、被災者が避難生活を送るための指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、<u>地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u> ２ 指定避難所、避難路の指定等 (略) (１) 指定避難所 ア～カ (略) キ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、<u>マスク、消毒液等</u>避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備<u>し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。</u> (略)	

現 行	修 正 案	備 考										
(新設) ク～ス（略） (新設) (2)（略） 3 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は<u>一般</u>の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</u> 4～7（略） 第12節 要配慮者対策 1（略） 2 在宅の要配慮者への配慮 (1)～(8)（略） (9) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は<u>一般</u>の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。	災害時における段ボール製品の調達等に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>中日本段ボール工業組合</td><td>R2. 2. 14</td><td>052-451-2775</td><td>052-451-2848</td></tr></table> ク～ス（略） <u>セ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</u> (2)（略） 3 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は<u>避難所内の一般避難スペース</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。 また、<u>被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。</u> 4～7（略） 第12節 要配慮者対策 1（略） 2 在宅の要配慮者への配慮 (1)～(8)（略） (9) 福祉避難所の指定 市町は、高齢者や障害者等は<u>避難所内の一般避難スペース</u>では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。 <u>ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u> <u>イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。</u> <u>ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。</u>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	中日本段ボール工業組合	R2. 2. 14	052-451-2775	052-451-2848	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	中日本段ボール工業組合	R2. 2. 14	052-451-2775	052-451-2848								

現 行	修 正 案	備 考
(10) 二次避難支援体制の整備 県は、<u>市町の二次避難支援（要配慮者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、要配慮者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。</u> 市町は、<u>県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</u> (11) (略) 3 社会福祉施設等の管理、保全対策 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u> 4 (略) 第13節 緊急輸送体制の整備 1～4 (略) 5 民間事業者等の活用 (1) (略) (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。 (3) (略) 第14節 医療体制の整備 1 (略)	(10) 二次避難支援体制の整備 県は、<u>被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チームを派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。</u> 市町は、<u>国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。</u> (11) (略) 3 社会福祉施設等の管理、保全対策 (1)～(2) (略) <u>(3) 防災設備等の整備</u> <u>社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。</u> 4 (略) 第13節 緊急輸送体制の整備 1～4 (略) 5 民間事業者等の活用 (1) (略) (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。 (3) (略) 第14節 医療体制の整備 1 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
2 医療救護体制の整備 (1)～(6) (略) <u>(新設)</u> 3 情報連絡体制 (1) (略) (2) 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）（注１）による連絡体制 ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 (注１) 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） (略) ○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) (3) (略) 4～5 (略) 第 15 節～第 16 節 (略)	2 医療救護体制の整備 (1)～(6) (略) <u>(7) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u> <u>災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。</u> 3 情報連絡体制 (1) (略) (2) 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）（注１）による連絡体制 ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 (注１) 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） (略) ○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) (3) (略) 4～5 (略) 第 15 節～第 16 節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第１７節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保 １ 基本方針 雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料・飲料水及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。 ２（略） ３ 食料及び生活物資の確保 （１）県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要配慮者に配慮したものとなるよう留意する。 また、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図る。	第１７節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保 １ 基本方針 雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。 このため、県及び市町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。 また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。 ２（略） ３ 食料及び生活物資の確保 （１）県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。 なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要配慮者に配慮したものとなるよう留意する。 また、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図り、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。	

現 行	修 正 案	備 考
(2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。 4～10 (略) 第18節～第21節 (略) 第22節 建築物等災害予防 1 (略) 2 防災上重要な公共建築物等の雪害予防 (1) (略) (2) 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求されるこれらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、一層の耐雪害性等の強化を図る。 また、イに掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。 ア 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等 イ 雪害時の緊急救護所、被災者の避難所となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等 3 (略) 4 文化財雪害予防 (略)	(2) 市町は、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。 さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、<u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u> 4～10 (略) 第18節～第21節 (略) 第22節 建築物等災害予防 1 (略) 2 防災上重要な公共建築物等の雪害予防 (1) (略) (2) 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求されるこれらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、一層の耐雪害性等の強化を図る。 また、イに掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。 ア 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等 イ 雪害時の緊急救護所、被災者の避難所となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等 <u>さらに、県は平時から、公共建築物等の管理者に対して、あらかじめ、料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。</u> 3 (略) 4 文化財雪害予防 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(1)～(5) (略) (6) 事前対策 ア (略) イ 防災対策の意識啓発と予防対策 県教育委員会及び市町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。 県教育委員会は、自らが管理する文化財の防災対策をとるほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。 文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。 ウ 民間団体との連携 県教育委員会又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。 第23節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、雪害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設<u>に対しては、</u>早期に復旧できるよう体制等を強化する。 2 (略) 3 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、雪害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。	(1)～(5) (略) (6) 事前対策 ア (略) イ 防災対策の意識啓発と予防対策 県教育委員会及び<u>市町又は市町</u>教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。 県教育委員会は、自らが管理する文化財の防災対策をとるほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。 文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。 ウ 民間団体との連携 県教育委員会、<u>市町又は市町</u>教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。 第23節 公共施設災害予防 1 基本方針 道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。 このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、雪害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、<u>電気、通信等のライフライン施設については、</u>早期に復旧できるよう体制等を強化する。 2 (略) 3 電力施設の整備対策 電力供給事業者は、雪害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。 <u>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努める。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
4 通信施設の整備対策 雪害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(5) (略) 5～6 (略) 第24節 (略) 第3章 雪害応急対策計画 第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 災害応急対策の総合調整 (1) 総合調整 ア 県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。 イ～エ (略) (2) (略) 10 受援体制の確立 (略) (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～カ (略)	4 通信施設の整備対策 雪害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、<u>非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。</u> <u>また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</u> <u>なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努める。</u> (1)～(5) (略) 5～6 (略) 第24節 (略) 第3章 雪害応急対策計画 第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 災害応急対策の総合調整 (1) 総合調整 ア 県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。 <u>また、国が現地において連絡会議及び調整会議を開催した場合、応急措置状況や被災市町を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等と共有する。</u> イ～エ (略) (2) (略) 10 受援体制の確立 (略) (1)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～カ (略)	

現 行	修 正 案	備 考																																								
キ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療品卸商組合</td><td>H 8. 11. 13</td><td>076-263-6517</td><td>076-263-6518</td></tr></table> ク 災害時における医療機器の供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13</td><td>076-222-5111</td><td>076-264-2334</td></tr></table> ケ 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」参照) (略) コ 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第 17 節「救助・救急活動」参照) (略) サ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 19 節「災害警備」参照) (略) シ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第 20 節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照) (略) ス 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (略) セ 災害時における応援業務に関する協定 (略) (新設) ソ～チ (略)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-263-6517	076-263-6518	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	076-222-5111	076-264-2334	(削除) キ 災害時における医療機器及び衛生材料の供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)</td><td>076-222-5111</td><td>076-264-2334</td></tr></table> ク 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」参照) (略) ケ 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第 17 節「救助・救急活動」参照) (略) コ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 19 節「災害警備」参照) (略) サ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第 20 節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照) (略) シ 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (略) ス 災害時における応援業務に関する協定 (略) セ 大規模災害時における土木施設調査の協定 (本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 地盤工学会北陸支部</td><td>R3. 4. 1</td><td>025-281-2125</td><td>025-281-2125</td></tr></table> ソ～チ (略)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	076-222-5111	076-264-2334	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-263-6517	076-263-6518																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	076-222-5111	076-264-2334																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	076-222-5111	076-264-2334																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																						
石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125																																						

現 行	修 正 案	備 考										
<u>(新設)</u>	<u>チ 大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定</u> <u>(本章第 22 節「生活必需品の供給」参照)</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 石川県調理師会</td><td>R3. 3. 19</td><td>076-236-2012</td><td>076-236-2013</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県調理師会	R3. 3. 19	076-236-2012	076-236-2013	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 石川県調理師会	R3. 3. 19	076-236-2012	076-236-2013								
<u>(新設)</u>	<u>ツ 災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県構造物解体協会</td><td>R1. 9. 2</td><td>076-256-1444</td><td>076-256-1444</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) 石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444								
<u>ソ</u> 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第 24 節「防疫、保健衛生活動」参照)	<u>テ</u> 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第 24 節「防疫、保健衛生活動」参照)											
(略)	(略)											
<u>ト</u> 災害時の応援業務に関する協定 (本章第 24 節「防疫、保健衛生活動」参照)	<u>ト</u> 災害時の応援業務に関する協定 (本章第 24 節「防疫、保健衛生活動」参照)											
(略)	(略)											
<u>(新設)</u>	<u>ナ 災害時における被災動物救護活動に関する協定</u> <u>(本章第 24 節「防疫、保健衛生活動」参照)</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 石川県獣医師会</td><td>R1. 10. 30</td><td>076-257-1400</td><td>076-257-1404</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404								
<u>ト</u> 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 25 節「ボランティア活動の支援」参照)	<u>三</u> 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 25 節「ボランティア活動の支援」参照)											
(略)	(略)											
<u>(新設)</u>	<u>ヌ 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定</u> <u>(本章第 29 節「輸送手段の確保」参照)</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県タクシー協会</td><td>R2. 12. 14</td><td>076-254-1348</td><td>076-268-1349</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(一社) 石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349								

現 行	修 正 案	備 考
ナ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) (略) ニ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 27 節「住宅の応急対策」参照) (略) ヌ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 27 節「住宅の応急対策」参照) (略) ネ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) (略) ノ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) (略) (7) ～ (8) (略) 1 1 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努める。 (1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア～ウ (略) <u>(新設)</u> (2) (略) 1 2 (略) 第 2 節 (略)	ネ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) (略) ノ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 27 節「住宅の応急対策」参照) (略) ハ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 27 節「住宅の応急対策」参照) (略) ヒ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) (略) コ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) (略) (7) ～ (8) (略) 1 1 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努める。 (1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。 ア～ウ (略) エ <u>被災地の状況把握</u> 県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。 (2) (略) 1 2 (略) 第 2 節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考																																																																				
第3節 雪に関する防災気象情報 1～2（略） 3 雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 （1）特別警報・警報・注意報 （略） ア 特別警報・警報・注意報の種類と概要 <table><tr><th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>注意報</td><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr></table> （注）発表にあたっては、積雪量、<u>台風</u>の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。 イ 警報等の基準 （略） 各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（平成28年10月31日現在） 注1）“※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもの。 注2）値が“－”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。 注3）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。 注4）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 注5）特別警報は、府県程度の広がりです50年に一度の値となる現象を対象。 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 <table><tr><th>府県予報区</th><th>地点名</th><th>50年に一度の積雪深(cm)</th><th>既往最深積雪深(cm)</th></tr><tr><td>石川県</td><td>輪島</td><td>84</td><td>110</td></tr><tr><td>石川県</td><td>金沢</td><td>135</td><td>181</td></tr><tr><td>石川県</td><td>珠洲</td><td>140</td><td>159</td></tr><tr><td>石川県</td><td>七尾</td><td>87</td><td>74</td></tr><tr><td>石川県</td><td>白山河内</td><td>262</td><td>308</td></tr><tr><td>石川県</td><td>加賀菅谷</td><td>224</td><td>246</td></tr></table> （略）	特別警報・警報・注意報の種類		概要	注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)	石川県	輪島	84	110	石川県	金沢	135	181	石川県	珠洲	140	159	石川県	七尾	87	74	石川県	白山河内	262	308	石川県	加賀菅谷	224	246	第3節 雪に関する防災気象情報 1～2（略） 3 雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 （1）特別警報・警報・注意報 （略） ア 特別警報・警報・注意報の種類と概要 <table><tr><th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>注意報</td><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「<u>強風による災害</u>」に加えて「<u>雪を伴うことによる視程障害等による災害</u>」のおそれについても<u>注意を呼びかける</u>。</td></tr></table> （注）発表にあたっては、積雪量、<u>低気圧</u>の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。 イ 警報等の基準 （略） 各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和元年10月30日現在） 注1）“※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“－”としている。 注2）データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“－”としている。 注3）“＊”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、参考値として扱う。 注4）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 注5）大雪特別警報は、府県程度の広がりです50年に一度の値となる現象を対象。 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 <table><tr><th>府県予報区</th><th>地点名</th><th>50年に一度の積雪深(cm)</th><th>既往最深積雪深(cm)</th></tr><tr><td>石川県</td><td>輪島</td><td>83</td><td>110</td></tr><tr><td>石川県</td><td>金沢</td><td>136</td><td>181</td></tr><tr><td>石川県</td><td>珠洲</td><td>137</td><td>159</td></tr><tr><td>石川県</td><td>七尾</td><td>87</td><td>74</td></tr><tr><td>石川県</td><td>白山河内</td><td>265</td><td>308</td></tr><tr><td>石川県</td><td>加賀菅谷</td><td>231</td><td>246</td></tr></table> https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/kizyun.html （略）	特別警報・警報・注意報の種類		概要	注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「 <u>強風による災害</u> 」に加えて「 <u>雪を伴うことによる視程障害等による災害</u> 」のおそれについても <u>注意を呼びかける</u> 。	府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)	石川県	輪島	83	110	石川県	金沢	136	181	石川県	珠洲	137	159	石川県	七尾	87	74	石川県	白山河内	265	308	石川県	加賀菅谷	231	246	
特別警報・警報・注意報の種類		概要																																																																				
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																																				
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)																																																																			
石川県	輪島	84	110																																																																			
石川県	金沢	135	181																																																																			
石川県	珠洲	140	159																																																																			
石川県	七尾	87	74																																																																			
石川県	白山河内	262	308																																																																			
石川県	加賀菅谷	224	246																																																																			
特別警報・警報・注意報の種類		概要																																																																				
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「 <u>強風による災害</u> 」に加えて「 <u>雪を伴うことによる視程障害等による災害</u> 」のおそれについても <u>注意を呼びかける</u> 。																																																																				
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)																																																																			
石川県	輪島	83	110																																																																			
石川県	金沢	136	181																																																																			
石川県	珠洲	137	159																																																																			
石川県	七尾	87	74																																																																			
石川県	白山河内	265	308																																																																			
石川県	加賀菅谷	231	246																																																																			

現 行	修 正 案	備 考																							
4 降雪量予想 金沢地方気象台は、降雪に対する防災効果を上げるため、<u>12月1日～3月31日までの期間、県内を対象にした「降雪量予想」を発表する。ただし、この期間以外でも降雪が予想される場合には臨時に発表する。</u> ※降雪量予想の修正発表はしないため、警報、注意報、気象情報が発表された場合には、警報、注意報、気象情報の予想を優先する。 また、最低気温の予想は17時発表の天気予報で変更となる場合がある。 <u>金沢地方気象台ホームページ</u> <u>石川県降雪量予想</u>http://www.jmanet.go.jp/kanazawa/yohou/yukiyosou.html (新設) (1) 発表時刻及び内容 ア 06時:当日の06時から当日の18時までの12時間の降雪量予想及び当日の18時から翌日の06時までの12時間の降雪量予想 イ 16時:当日の18時から翌日の06時までの12時間の降雪量予想及び翌日の06時から翌日の18時までの12時間の降雪量予想並びに輪島、金沢の翌日の00時から09時までの予想最低気温 (2) 地域区分(市町をまとめた地域の名称を使用) ア 能登北部平地、能登北部山地 イ 能登南部平地、能登南部山地 ウ 加賀北部平地、加賀北部山地 エ 加賀南部平地、加賀南部山地、加賀南部山地(500m以上) (3) 地域区分地図 ア～イ(略)	4 降雪量予想 金沢地方気象台は、降雪に対する防災効果を上げるため、県内を対象にした「降雪量予想」を発表する。 <u>石川県降雪量予想</u>https://www.data.jma.go.jp/kanazawa/shosai/yukiyosou.html (1) 発表期間 <u>12月1日～3月31日</u> <u>ただし、この期間以外でも積雪となるような降雪が予想される場合には臨時に発表する。</u> (2) 発表時刻と予想項目 <table border="1" data-bbox="1106 708 1995 906"> <thead> <tr> <th>発表時刻</th><th>予想項目</th><th>単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6時</td><td>当日6時～当日18時の12時間降雪量(平均値、最大値)</td><td rowspan="4">cm</td></tr> <tr> <td>当日18時～翌日6時の12時間降雪量(平均値、最大値)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">16時</td><td>当日18時～翌日6時の12時間降雪量(平均値、最大値)</td></tr> <tr> <td>翌日6時～翌日18時の12時間降雪量(平均値、最大値)</td></tr> </tbody> </table> ※降雪量予想の修正発表は行わないため、警報、注意報、気象情報が発表された場合には、警報、注意報、気象情報の予想を優先する。 (3) 地域細分 <table border="1" data-bbox="1106 1075 2013 1283"> <thead> <tr> <th>一次細分区域</th><th>市町村等をまとめた区域</th><th>地域区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">能登</td><td>能登北部</td><td>平地、山地</td></tr> <tr> <td>能登南部</td><td>平地、山地</td></tr> <tr> <td rowspan="2">加賀</td><td>加賀北部</td><td>平地、山地</td></tr> <tr> <td>加賀南部</td><td>平地、山地、山地(標高500m以上)</td></tr> </tbody> </table> ※平地は標高100m未満、山地は標高100m以上としている。 ただし、加賀南部は山地を標高500m未満と標高500m以上に分けている。 ※山地のうち山岳部など人が通常立ち入らない地域は予想の対象外とする。 (4) 地域区分地図 ア～イ(略)	発表時刻	予想項目	単位	6時	当日6時～当日18時の12時間降雪量(平均値、最大値)	cm	当日18時～翌日6時の12時間降雪量(平均値、最大値)	16時	当日18時～翌日6時の12時間降雪量(平均値、最大値)	翌日6時～翌日18時の12時間降雪量(平均値、最大値)	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	地域区分	能登	能登北部	平地、山地	能登南部	平地、山地	加賀	加賀北部	平地、山地	加賀南部	平地、山地、山地(標高500m以上)	
発表時刻	予想項目	単位																							
6時	当日6時～当日18時の12時間降雪量(平均値、最大値)	cm																							
	当日18時～翌日6時の12時間降雪量(平均値、最大値)																								
16時	当日18時～翌日6時の12時間降雪量(平均値、最大値)																								
	翌日6時～翌日18時の12時間降雪量(平均値、最大値)																								
一次細分区域	市町村等をまとめた区域	地域区分																							
能登	能登北部	平地、山地																							
	能登南部	平地、山地																							
加賀	加賀北部	平地、山地																							
	加賀南部	平地、山地、山地(標高500m以上)																							

現 行	修 正 案	備 考
(4) 発表形式 (略) (5) (略) 5 天気分布予報(降雪量) (1) 実施期間：12月1日～翌年の3月31日 (2) 発表時刻：05時、11時、17時 (3) 予報期間：<u>6時間降雪量分布(4コマ)を24時間先まで予想</u> (4) 予報形式：<u>約20km格子の分布予報</u> (5) 予報表現：格子内の平均的な6時間降雪量を「なし」、「2cm以下」、 「3～5cm」、「6cm以上」の4階級で表示 (6) 対象地域：北陸地方(西部) 第4節(略) 第5節 災害予警報別の伝達 1～3(略) 4 知事、市町長、その他の機関が行う警告等の伝達 気象警報等により予想される雪害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市町長及び市町を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。 また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。 市町長が予測される雪害に対処するため発する警告の伝達体制は、市町地域防災計画に定めるところによる。知事が発する通知、要請、市町長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市町長の放送要請は、県を通じて行う。	(削除) (5) (略) 5 天気分布予報(降雪量) (1) 実施期間：12月1日～翌年の3月31日 (2) 発表時刻：05時、11時、17時 (3) 予報期間：<u>翌日24時間まで</u> (4) 予報形式：<u>5km格子の分布予報</u> (5) 予報表現：格子内の平均3時間降雪量を「降雪量なし」、「1～2cm」、 「3～5cm」、「6cm以上」の4階級で表示 (削除) 第4節(略) 第5節 災害予警報別の伝達 1～3(略) 4 知事、市町長、その他の機関が行う警告等の伝達 (1) 気象警報等により予想される雪害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市町長及び市町を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。 また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。 (2) 市町長が予測される雪害に対処するため発する警告の伝達体制は、市町地域防災計画に定めるところによる。 (3) 知事が発する通知、要請、市町長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市町長の放送要請は、県を通じて行う。 (4) <u>道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、通行規制に関する情報を広報する。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
◇気象警報等各種伝達系統について◇ 別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図 (凡例) → 気象情報伝送処理システム ----- 防災情報提供システム(インターネット)(注) ====> 防災情報提供システム(専用線) → 各機関伝達手段 (注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。	◇気象警報等各種伝達系統について◇ 別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図 (凡例) → 気象情報伝送処理システム ----- 防災情報提供システム(インターネット)(注) ====> 防災情報提供システム(専用線) → 各機関伝達手段 (注) インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先 ※ 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。	

別図2～4 (略)

別図2～4 (略)

現 行	修 正 案	備 考
第6節 雪害情報の収集・伝達 1 (略) 2 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達 ア 県 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、次の被害規模の雪害については、消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。 (ア) なだれ等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (イ) 道路の凍結又はなだれ等により、孤立集落を生じたもの (2) (略) (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 (ア) 県(本庁)・県教育委員会 a～c (略) d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。 なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。 e (略) (イ) (略) イ～エ (略)	第6節 雪害情報の収集・伝達 1 (略) 2 情報収集体制及び伝達系統の確立 (1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達 ア 県 県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、次の被害規模の雪害については、消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。 (ア) なだれ等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (イ) 道路の凍結又はなだれ等により、孤立集落を生じたもの (2) (略) (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア 県等 (ア) 県(本庁)・県教育委員会 a～c (略) d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター、<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。 なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。 e (略) (イ) (略) イ～エ (略)	

現 行	修 正 案	備 考																																																								
オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、<u>通信</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 カ（略） （４）航空機等による被害状況の把握 ア 県は、消防防災ヘリコプター及び<u>県警察ヘリコプター</u>の活用により、迅速かつ的確に被害状況等の情報収集、伝達活動を行う。 本章第８節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照 イ（略） （５）～（８）（略） ３ 収集すべき情報 （略） （１）～（２）（略） （３）速報及び被害状況等の報告様式 ア～タ（略） チ <u>避難勧告・指示（緊急）</u> <table><tr><th rowspan="2">市町村名</th><th rowspan="2">勸告・指示(緊急) 日時</th><th colspan="2">避難 所</th><th colspan="4">世 帯 主</th><th rowspan="2">世帯人員</th><th rowspan="2">避難の理由</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>住 所</th><th>場 所・施設名</th><th>住 所</th><th>氏 名</th><th>年齢</th><th>職 業</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ツ（略）	市町村名	勸告・指示(緊急) 日時	避難 所		世 帯 主				世帯人員	避難の理由	備 考	住 所	場 所・施設名	住 所	氏 名	年齢	職 業												オ 関係機関等の協力関係 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、<u>通信サービス</u>、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 <u>県及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u> カ（略） （４）航空機等による被害状況の把握 ア 県は、消防防災ヘリコプター、<u>県警察ヘリコプター及び無人航空機</u>の活用により、迅速かつ的確に被害状況等の情報収集、伝達活動を行う。 本章第８節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照 イ（略） （５）～（８）（略） ３ 収集すべき情報 （略） （１）～（２）（略） （３）速報及び被害状況等の報告様式 ア～タ（略） チ <u>避難指示</u> <table><tr><th rowspan="2">市町村名</th><th rowspan="2">指 示 日 時</th><th colspan="2">避 難 所</th><th colspan="4">世 帯 主</th><th rowspan="2">世帯人員</th><th rowspan="2">避難の理由</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>住 所</th><th>場 所・施設名</th><th>住 所</th><th>氏 名</th><th>年齢</th><th>職 業</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ツ（略）	市町村名	指 示 日 時	避 難 所		世 帯 主				世帯人員	避難の理由	備 考	住 所	場 所・施設名	住 所	氏 名	年齢	職 業												
市町村名			勸告・指示(緊急) 日時	避難 所		世 帯 主						世帯人員	避難の理由	備 考																																												
	住 所	場 所・施設名		住 所	氏 名	年齢	職 業																																																			
市町村名	指 示 日 時	避 難 所		世 帯 主				世帯人員	避難の理由	備 考																																																
		住 所	場 所・施設名	住 所	氏 名	年齢	職 業																																																			

現 行		修 正 案		備 考																		
(４) 被害状況等の判定基準		(４) 被害状況等の判定基準																				
<table><tr><th colspan="2">被 害 等 区 分</th><th>判 定 基 準</th></tr><tr><td>人 的 被 害</td><td>死 者</td><td>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>文 教 施 設</td><td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。</td></tr></table>		被 害 等 区 分		判 定 基 準	人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。	そ の 他	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	<table><tr><th colspan="2">被 害 等 区 分</th><th>判 定 基 準</th></tr><tr><td>人 的 被 害</td><td>死 者</td><td>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認めれるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>学 校</td><td>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。</td></tr></table>		被 害 等 区 分		判 定 基 準	人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認めれるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。	そ の 他	学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
被 害 等 区 分		判 定 基 準																				
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。																				
そ の 他	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。																				
被 害 等 区 分		判 定 基 準																				
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認めれるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。																				
そ の 他	学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。																				
第7節 通信手段の確保		第7節 通信手段の確保																				
危機管理監室、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力、JR西日本、防災関係機関		危機管理監室、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力及び北陸電力送配電、JR西日本、防災関係機関																				
1（略）		1（略）																				
2 通信手段の利用方法等		2 通信手段の利用方法等																				
(略)		(略)																				
(1)（略）		(1)（略）																				
(2) 非常通信		(2) 非常通信																				
ア（略）		ア（略）																				
イ 非常通信協議会		イ 非常通信協議会																				
知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密な連携に努める。		知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密に連携し、訓練等を通じて、 <u>実効性の確保</u> に努める。																				
ウ～エ（略）		ウ～エ（略）																				
(3)～(8)（略）		(3)～(8)（略）																				
3（略）		3（略）																				
第8節（略）		第8節（略）																				

現 行	修 正 案	備 考								
第9節 災害広報 1～2（略） 3 広報の内容 （1）（略） （2）被災者に対する広報 ○ 市町地域内における雪害の発生等被害状況の概要 ○ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 ○ 医療機関の診療状況 ○ 電気等ライフラインの復旧状況 ○ 道路、交通機関等の復旧状況 ○ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 ○ 被災者生活支援に関する情報 ○ 犯罪情勢及び予防対策 （3）～（4）（略） 4 広報手段等 （1）（略） （2）各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。 ア（略） イ インターネットの活用 （新設） ウ（略）	第9節 災害広報 1～2（略） 3 広報の内容 （1）（略） （2）被災者に対する広報 ○ 市町地域内における雪害の発生等被害状況の概要 ○ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等 ○ 医療機関の診療状況 ○ 電気等ライフラインの復旧状況 ○ <u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況</u> ○ 道路、交通機関等の復旧状況 ○ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応 ○ 被災者生活支援に関する情報 ○ 犯罪情勢及び予防対策 （3）～（4）（略） 4 広報手段等 （1）（略） （2）各種情報提供 県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。 また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。 ア（略） イ インターネットの活用 災害に係る情報発信等に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td></tr><tr><td>石川県</td><td>ヤフー（株）</td><td>R1. 8. 2</td><td>03-6898-5312</td></tr></table> ウ（略）	協定者		協定締結日	T E L	石川県	ヤフー（株）	R1. 8. 2	03-6898-5312	
協定者		協定締結日	T E L							
石川県	ヤフー（株）	R1. 8. 2	03-6898-5312							

現 行	修 正 案	備 考
エ 紙媒体の活用 オ～ク（略） <u>（新設）</u> 5～6（略） <u>（新設）</u> 第10節 道路等の交通確保対策 1（略） 2 道路の除雪 （1）～（2）（略） （3）北陸自動車の確保 北陸自動車道の冬期間における道路交通の確保を図るため、毎年11月15日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、除雪作業は「中日本高速道路㈱金沢支社雪氷対策要領」及び「金沢（保）雪氷対策要領」に基づき実施する。 ア 除雪体制 雪氷対策期間中における雪氷作業班の体制は、<u>（財）日本気象協会</u>の気象予測及び管内関連資料等により総合的に判断し、平常体制、警戒体制、緊急体制、非常体制の4体制とする。 イ～ウ（略） 3～4（略） 第11節～第12節（略）	エ 紙媒体の活用 <u>（チラシの張り出し、配布）</u> オ～ク（略） <u>ケ 広報車の活用</u> 5～6（略） <u>7 ライフライン情報の提供等</u> <u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</u> <u>また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。</u> <u>県、市町及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。</u> 第10節 道路等の交通確保対策 1（略） 2 道路の除雪 （1）～（2）（略） （3）北陸自動車の確保 北陸自動車道の冬期間における道路交通の確保を図るため、毎年11月15日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、除雪作業は「中日本高速道路㈱金沢支社雪氷対策要領」及び「金沢（保）雪氷対策要領」に基づき実施する。 ア 除雪体制 雪氷対策期間中における雪氷作業班の体制は、<u>気象予想事業者による</u>気象予測及び管内関連資料等により総合的に判断し、平常体制、警戒体制、緊急体制、非常体制の4体制とする。 イ～ウ（略） 3～4（略） 第11節～第12節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第13節 避難誘導等 1 (略) 2 避難の<u>勧告又は指示</u>の実施 市町長等は、次の措置を講ずる。 (1) 市町長（災害対策基本法第60条及び第61条の2） ア 雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を雪害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、<u>避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。</u>市町長はこれらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。 また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。 イ 雪害の発生により、市町長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市町長に代わって、当該市町地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。 なお、知事は、市町長に代わって避難等の指示等を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。 ウ 市町長は、避難のための立ち退きを<u>勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。</u> (2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第61条の2） 市町長から避難勧告または指示（緊急）に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	第13節 避難誘導等 1 (略) 2 避難の指示の実施 市町長等は、次の措置を講ずる。 (1) 市町長（災害対策基本法第60条及び第61条の2） ア 雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を雪害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。市町長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。 また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。 イ 雪害の発生により、市町長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、知事は、市町長に代わって、当該市町地域防災計画の定めるところにより避難の指示を実施する。 なお、知事は、市町長に代わって避難等の指示を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。 ウ 市町長は、避難のための立退きを指示し、又は「<u>緊急安全確保</u>」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。 (2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第61条の2） 市町長から避難の指示に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	

現 行	修 正 案	備 考
(3) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条） 前記（１）の市町長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」を指示することができる。 なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。 また、雪害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。 (4) (略) (5) 相互の連絡協力 （１）から（２）に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示（緊急）又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町に積極的に助言する。 (6) <u>避難勧告等</u>実施責任者の代理規程の整備 ア 市町は、首長不在時における発災に備え、<u>避難勧告等</u>発令に係る代理規程を整備する。 イ 市町は、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 ウ 県は、市町に対し、<u>避難勧告等</u>の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。 (7) <u>避難勧告等</u>の発令方法 <u>避難勧告等</u>の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて<u>避難勧告等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。 なお、<u>避難勧告等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。	(3) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条） 前記（１）の市町長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者等に避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」を指示することができる。 なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。 また、雪害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。 (4) (略) (5) 相互の連絡協力 （１）から（２）に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示等</u>の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、市町に積極的に助言する。 (6) <u>避難指示等</u>実施責任者の代理規程の整備 ア 市町は、首長不在時における発災に備え、<u>避難情報</u>発令に係る代理規程を整備する。 イ 市町は、躊躇なく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 ウ 県は、市町に対し、<u>避難指示</u>の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。 (7) <u>避難指示等</u>の発令方法 <u>避難指示等</u>の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。 なお、<u>避難指示等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。	

現 行	修 正 案	備 考
3 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周辺 (1) 避難の勧告又は指示の内容 <u>避難の勧告又は指示</u>をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。 (略) (2) <u>避難勧告・指示（緊急）の時期</u> 市町長等は、避難の<u>勧告又は指示</u>を行う場合は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。 また、避難行動要支援者に対しては、支援者等の手配や避難に時間を要することから、<u>更に余裕を持って行う</u>。 (3) 住民への周知 市町長等は、避難の<u>勧告又は指示</u>を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。 4 (略) 5 警戒区域設定の周知等 (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の<u>勧告又は指示</u>と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。 (2) (略) 6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。	3 避難の指示の内容、時期及びその周辺 (1) 避難の指示の内容 <u>避難の指示</u>をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。 (略) (2) <u>避難指示の時期</u> 市町長等は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。 また、避難行動要支援者に対しては、支援者等の手配や避難に時間を要することから、<u>高齢者等避難を発令する</u>。 (3) 住民への周知 市町長等は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。 4 (略) 5 警戒区域設定の周知等 (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。 (2) (略) 6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。市町は、<u>避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、雪崩危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める</u>。 また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。 県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。	

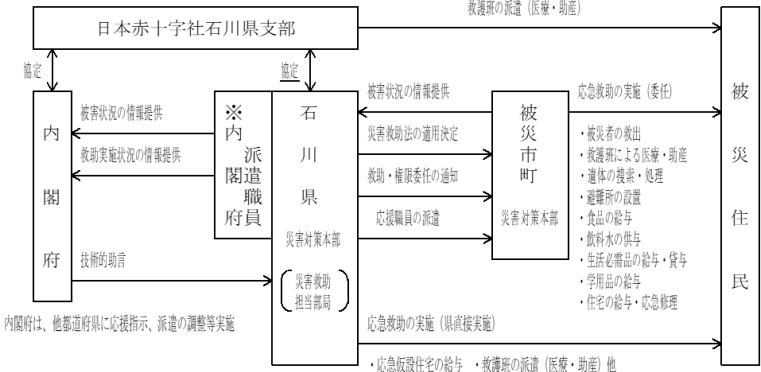
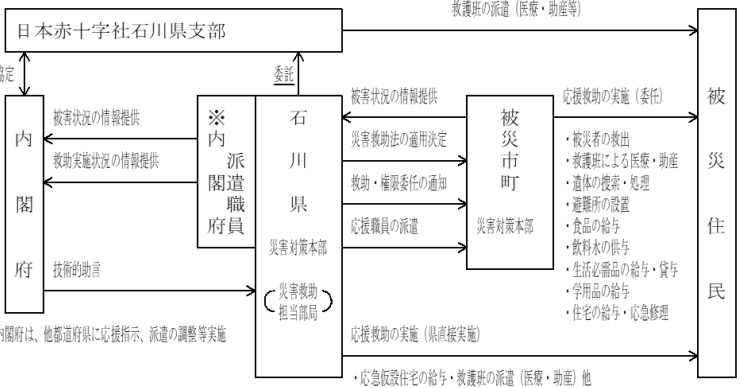
現 行	修 正 案	備 考
7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。 また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。 なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> イ 避難生活の対象者 ☐ 住居等の被災者 ☐ <u>避難勧告など</u>の対象地域の居住者 ☐ 帰宅できない旅行者、<u>迷い人</u>等 ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 (略) エ～ケ (略) コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 サ～シ (略)	7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。 また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。 なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 <u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u> また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> <u>被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。</u> イ 避難生活の対象者 ☐ 住居等の被災者 ☐ <u>避難指示など</u>の対象地域の居住者 ☐ 帰宅できない旅行者<u>や迷い人、ホームレス</u>等 ウ 避難所を設置したときは、<u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、</u>直ちに次の事項を県に報告する。 (略) エ～ケ (略) コ 男女双方の視点の取り入れ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 サ～シ (略)	

現 行	修 正 案	備 考
<u>(新設)</u> (2) 県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて、支援及び調整を行う。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等を指示する。 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 8 広域避難対策 (1) ～ (2) (略) (3) 広域一時滞在 ア～ウ (略) エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの<u>被災者</u>を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 (4) (略) 9～10 (略) 第14節 要配慮者の安全確保 1～4 (略) 5 外国人に対する対策 県及び市町は、雪害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。 (1) 市町は、広報車や防災無線等により外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。 また、相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。	<u>ス ペット動物の飼育場所の確保等</u> 市町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、<u>ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。</u> (2) 県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて、支援及び調整を行う。<u>その際には、その情報を国に共有するよう努める。</u> また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等を指示する。 市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。 8 広域避難対策 (1) ～ (2) (略) (3) 広域一時滞在 ア～ウ (略) エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの<u>被災住民</u>を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。 (4) (略) 9～10 (略) 第14節 要配慮者の安全確保 1～4 (略) 5 外国人に対する対策 県及び市町は、雪害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。 (1) 市町は、広報車や防災無線等により外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。 また、<u>災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
(2) 県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。 また、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）し、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。 <u>(新設)</u> 第15節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第9節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） (略) ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略)	(2) 県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。 また、<u>大規模な災害が発生し、多くの外国人が被災することが見込まれる場合は、石川県災害多言語支援センターを設置し、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）のうえ、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。</u> <u>(3) 県は、国が実施する研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。</u> 第15節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第9節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） (略) ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
(2) 県 ア (略) イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMA Tを派遣するほか、医療救護班を派遣する。 ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。 (イ) ～ (オ) (略) オ～カ (略) (3) ～ (5) (略) (6) 公益社団法人石川県医師会 ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。 イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。 災害時の医療救護に関する協定 (略) (7) ～ (10) (略) 4 (略) 5 災害時後方医療体制 ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。 イ (略) 6 重症患者等の搬送体制 (1) 搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。	(2) 県 ア (略) イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMA Tを派遣するほか、<u>医療救護班を派遣する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> (イ) ～ (オ) (略) オ～カ (略) (3) ～ (5) (略) (6) 公益社団法人石川県医師会 ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班(JMAT)の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。 イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班(JMAT)を派遣し、医療救護活動を行う。 災害時の医療救護に関する協定 (略) (7) ～ (10) (略) 4 (略) 5 災害時後方医療体制 ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> イ (略) 6 重症患者等の搬送体制 (1) 搬送者及び搬送先の選定 搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u>	

現 行	修 正 案	備 考																		
(2) (略) 7 他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。 8 医療品等及び輸血用血液の供給体制 (1) ～ (2) (略) (3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。 県内で調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。 (ア) (略) <u>(イ) 災害時における衛生材料の供給等に関する協定</u> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医療品卸商組合</td><td>H 8. 11. 13</td></tr> </table> <u>(ウ) 災害時における医療機器の供給等に関する協定</u> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13</td></tr> </table> (エ) (略) イ (略) 9 ～ 12 (略) 第16節～第17節 (略) 第18節 災害救助法の適用 1 ～ 4 (略) 5 災害救助法に基づく救助の実施 (1) ～ (3) (略)	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	(2) (略) 7 他県等からの傷病者の受入体制 県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。</u> 8 医療品等及び輸血用血液の供給体制 (1) ～ (2) (略) (3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。 県内で調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。 (ア) (略) <u>(削除)</u> <u>(イ) 災害時における医療機器及び衛生材料の供給等に関する協定</u> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th></tr> <tr> <td>石川県</td><td>石川県医療機器協会</td><td>H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)</td></tr> </table> (ウ) (略) イ (略) 9 ～ 12 (略) 第16節～第17節 (略) 第18節 災害救助法の適用 1 ～ 4 (略) 5 災害救助法に基づく救助の実施 (1) ～ (3) (略)	協定者		協定締結日	石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	
協定者		協定締結日																		
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13																		
協定者		協定締結日																		
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13																		
協定者		協定締結日																		
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)																		

現 行	修 正 案 備 考
(4) 知事は、「<u>災害救助法による医療及び助産救助の委託協定書（昭和31年7月16日）</u>」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。 災害発生からの応急救助までのフロー  ※災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当たる。 6～7（略）	(4) 知事は、「<u>災害救助法に基づく業務委託契約書（令和2年12月25日）</u>」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。 災害発生からの応急救助までのフロー  ※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整にあたる。 6～7（略）

現 行						修 正 案						備 考
別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について						別紙 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について						
平成31年4月1日現在						令和元年10月23日現在						
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。	
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの實力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集安等を利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設けられる。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり5,610,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 借上型仮設住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。	2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの實力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う居住費及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集安等を利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間 最高2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに借上げ、提供しなければならない。	
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)	3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)	
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上	4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上	
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。	5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。	
			区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すに加算			
			全壊 流失	夏 18,500 冬 30,600	23,800 39,700	35,100 55,200	42,000 64,500	53,200 81,200	7,800 11,200			
			半壊 床上浸水	夏 6,000 冬 9,800	8,100 12,800	12,200 18,100	14,800 21,500	18,700 27,100	2,600 3,500			
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上	6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上	
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							

現 行						修 正 案						備 考
番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、償行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（壊）し、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（壊）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1か月以内		8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上	
10	学用品の給与	住家の全壊（壊）流失半壊（壊）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（壊）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの實力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（壊）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内		
11	埋 葬	災害の死死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	10	学用品の給与	住家の全壊（壊）流失半壊（壊）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	11	埋 葬	災害の死死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	
13	死体の処理	災害の死死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は償行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内		13	死体の処理	災害の死死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は償行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。	
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支障 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内		
	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総務する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額	15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支障 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現 行	修 正 案	備 考															
	<table><tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>実 費 弁 償</td><td>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</td><td>災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</td><td>救助の実施が認められる期間以内</td><td>時間外勤務手当及び旅費は別途定める額</td></tr><tr><td>救助の事務を行うのに必要な費用</td><td>1 時間外勤務手当 2 資金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</td><td>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイから下までに掲げる区分に応じ、それぞれイから下までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </td><td>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</td><td>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</td></tr></table>	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 資金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイから下までに掲げる区分に応じ、それぞれイから下までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。	
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考													
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額													
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 資金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイから下までに掲げる区分に応じ、それぞれイから下までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。													
※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。																	

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現 行	修 正 案	備 考																												
第 1 9 節 災害警備 1 (略) 2 災害警備体制 (1) ～ (3) (略) (4) 災害警備体制 ア～イ (略) ウ 現場措置等	第 1 9 節 (略) 1 (略) 2 災害警備体制 (1) ～ (3) (略) (4) 災害警備体制 ア～イ (略) ウ 現場措置等																													
<table><tr><td>(7) 災害情報の収集</td><td>a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集</td></tr><tr><td>(i) 防ぎょ作業への協力</td><td>a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業委員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗(紛)争事案の予防警戒取締りに当たる。</td></tr><tr><td>(j) 避難等の措置</td><td>a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。</td></tr><tr><td>(k) 犯罪の予防・取締り</td><td>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</td></tr><tr><td>(l) 遺体の見分、検視及び取扱い</td><td>a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査(死体見分調査)を添えて市町長に引き渡す。</td></tr><tr><td>(m) 行方不明者の捜索</td><td>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</td></tr><tr><td>(n) 広報</td><td>流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</td></tr></table>	(7) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集	(i) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業委員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗(紛)争事案の予防警戒取締りに当たる。	(j) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。	(k) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	(l) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査(死体見分調査)を添えて市町長に引き渡す。	(m) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。	(n) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。	<table><tr><td>(7) 災害情報の収集</td><td>a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集</td></tr><tr><td>(i) 防ぎょ作業への協力</td><td>a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業委員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗(紛)争事案の予防警戒取締りに当たる。</td></tr><tr><td>(j) 避難等の措置</td><td>a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。</td></tr><tr><td>(k) 犯罪の予防・取締り</td><td>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</td></tr><tr><td>(l) 遺体の見分、検視及び取扱い</td><td>a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査(死体見分調査)を添えて市町長に引き渡す。</td></tr><tr><td>(m) 行方不明者の捜索</td><td>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</td></tr><tr><td>(n) 広報</td><td>流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</td></tr></table>	(7) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集	(i) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業委員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗(紛)争事案の予防警戒取締りに当たる。	(j) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。	(k) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	(l) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査(死体見分調査)を添えて市町長に引き渡す。	(m) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。	(n) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。	
(7) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集																													
(i) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業委員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗(紛)争事案の予防警戒取締りに当たる。																													
(j) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。																													
(k) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。																													
(l) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査(死体見分調査)を添えて市町長に引き渡す。																													
(m) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。																													
(n) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。																													
(7) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集																													
(i) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業委員と地主との紛争、人工破壊をめぐる利害相反する住民との対立等、抗(紛)争事案の予防警戒取締りに当たる。																													
(j) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。																													
(k) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。																													
(l) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調査(死体見分調査)を添えて市町長に引き渡す。																													
(m) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。																													
(n) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。																													

現 行	修 正 案	備 考												
第 2 0 節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬 1 ～ 2 (略) 3 遺体の検視 (見分) 及び処理 (略) (1) 遺体の検視 (見分) (略) ア 警察官にあっては、検視規則 (昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号) 又は死体取扱規則 (<u>昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号</u>) の規定による。 イ (略) (2) (略) 4 ～ 7 (略) 第 2 1 節 飲料水・食料の供給 生活環境部、農林水産部、農林水産省<u>生産局</u>、 北陸農政局、市町 1 ～ 3 (略) 4 主食の供給 (1) 災害救助用米穀の確保 ア 米穀の引渡し要請 県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省<u>生産局</u>に引渡し要請を行う。 イ 受託事業体への引渡し指示 農林水産省<u>生産局</u>は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。 災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">連 絡 先</th><th style="text-align: center;">TEL</th><th style="text-align: center;">FAX</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産省<u>生産局</u>政策統括官付貿易業務課</td><td style="text-align: center;">03-6744-1354</td><td style="text-align: center;"><u>03-6744-1390</u></td></tr> </table> (2) ～ (3) (略)	連 絡 先	TEL	FAX	農林水産省 <u>生産局</u> 政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1390</u>	第 2 0 節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬 1 ～ 2 (略) 3 遺体の検視 (見分) 及び処理 (略) (1) 遺体の検視 (見分) (略) ア 警察官にあっては、検視規則 (昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号) 又は死体取扱規則 (<u>平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号</u>) の規定による。 イ (略) (2) (略) 4 ～ 7 (略) 第 2 1 節 飲料水・食料の供給 生活環境部、農林水産部、農林水産省<u>政策統括官</u>、 北陸農政局、市町 1 ～ 3 (略) 4 主食の供給 (1) 災害救助用米穀の確保 ア 米穀の引渡し要請 県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省<u>政策統括官</u>に引渡し要請を行う。 イ 受託事業体への引渡し指示 農林水産省<u>政策統括官</u>は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。 災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">連 絡 先</th><th style="text-align: center;">TEL</th><th style="text-align: center;">FAX</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産省<u>政策統括官</u>付貿易業務課</td><td style="text-align: center;">03-6744-1354</td><td style="text-align: center;"><u>03-6744-1391</u></td></tr> </table> (2) ～ (3) (略)	連 絡 先	TEL	FAX	農林水産省 <u>政策統括官</u> 付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1391</u>	
連 絡 先	TEL	FAX												
農林水産省 <u>生産局</u> 政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1390</u>												
連 絡 先	TEL	FAX												
農林水産省 <u>政策統括官</u> 付貿易業務課	03-6744-1354	<u>03-6744-1391</u>												

現 行	修 正 案	備 考
５～８（略） 第２２節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握 ア 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ（略） ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。 （２）（略）	５～８（略） 第２２節 生活必需品の供給 １～２（略） ３ 生活必需品等の確保 （１）必要量の把握 ア 県及び市町は平時から、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り</u>、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ（略） ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。 <u>また、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。</u> （２）（略）	

現 行					修 正 案					備 考
生活必需品の確保に関する協定					生活必需品の確保に関する協定					
石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石 川 県	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	
	(協)金沢問屋センター	H14.3.19	076-237-8585	076-237-5240		(協)金沢問屋センター	H14.3.19	076-237-8585	076-237-5240	
	(社)石川県食品協会	H14.3.20	076-268-2400	076-268-6082		(一社)石川県食品協会	H14.3.20	076-268-2400	076-268-6082	
	(株)ジャコム石川	H14.3.20	076-267-8621	076-267-8609		(株)ジャコム石川	H14.3.20	076-267-8621	076-267-8609	
	マザー寝具リース(株)	H14.3.20	076-231-2001	076-264-4688		マザー寝具リース(株)	H14.3.20	076-231-2001	076-264-4688	
	野々市農協	H14.3.20	076-248-2171	076-248-9102		野々市農協	H14.3.20	076-248-2171	076-248-9102	
	石川県パン(協)	H14.3.26	076-256-3166	076-256-3166		石川県パン(協)	H14.3.26	076-256-3166	076-256-3166	
	石川県生活協同組合連合会	H14.3.27	076-259-5962	076-256-5963		石川県生活協同組合連合会	H14.3.27	076-259-5962	076-256-5963	
	(株)マルエー	H14.4.1	076-272-0152	076-273-3555		(株)マルエー	H14.4.1	076-272-0152	076-273-3555	
	(株)鍛冶商店	H14.4.1	076-288-3855	076-289-3093		(株)鍛冶商店	H14.4.1	076-288-3855	076-289-3093	
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14.4.5	025-371-4185	025-371-4151		NPO法人コメリ災害対策センター	H14.4.5	025-371-4185	025-371-4151	
	山成商事(株)	H14.4.5	0767-53-2727	0767-52-6254		(株)どんたく	H14.4.5	0767-53-2727	0767-52-6254	
	DCMカーマ(株)	H14.4.5	0761-23-0520	0761-23-0525		DCMカーマ(株)	H14.4.5	0761-23-0520	0761-23-0525	
	(株)大丸	H14.4.10	0768-82-1155	0768-82-6277		(株)大丸	H14.4.10	0768-82-1155	0768-82-6277	
	(株)いろは	H14.4.10	0768-52-0033	0768-52-3166		(株)いろは	H14.4.10	0768-52-0033	0768-52-3166	
	(株)ニュー三久	H14.4.18	076-232-1051	076-232-1056		(株)ニュー三久	H14.4.18	076-232-1051	076-232-1056	
	(株)三崎ストアー	H14.4.23	076-258-0007	076-258-1778		(株)三崎ストアー	H14.4.23	076-258-0007	076-258-1778	
	(有)スーパーしんや	H14.5.1	0768-74-0305	0768-74-0353		(有)スーパーしんや	H14.5.1	0768-74-0305	0768-74-0353	
	(株)ナルックス	H14.5.2	076-252-1557	076-252-7547		(株)ナルックス	H14.5.2	076-252-1557	076-252-7547	
	(株)安達	H14.5.11	0767-22-1133	0767-22-7266		(株)安達	H14.5.11	0767-22-1133	0767-22-7266	
	(株)中島ストアー	H14.5.20	0767-53-0988	0767-53-0953		(株)中島ストアー	H14.5.20	0767-53-0988	0767-53-0953	
	ダイヤモンド商事(株)	H14.5.22	076-232-0341	076-232-0346		ダイヤモンド商事(株)	H14.5.22	076-232-0341	076-232-0346	
	(株)角田商店	H14.5.24	0768-62-0032	0768-62-3399		(株)角田商店	H14.5.24	0768-62-0032	0768-62-3399	
	アルビス(株)	H14.7.12	0766-56-7200	0766-56-7520		アルビス(株)	H14.7.12	0766-56-7200	0766-56-7520	
	(株)ファミリーマート	H19.6.25	03-3989-7658	03-3989-7241		(株)ファミリーマート	H19.6.25	03-6436-7658	03-3452-5213	
	(株)ローソン	H19.7.24	03-5435-1594	03-5759-6944		(株)ローソン	H19.7.24	03-5435-1594	03-5759-6944	
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19.9.12	076-277-1155	076-277-0990		北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19.9.12	076-277-1155	076-277-0990	
	(株)平和堂	H20.10.1	0749-26-9610	0749-23-3118		(株)平和堂	H20.10.1	0749-26-9610	0749-23-3118	
	ユニー(株)	H20.10.1	076-235-3511	076-235-3519		ユニー(株)	H20.10.1	076-235-3511	076-235-3519	
	(株)PLANT	H20.10.1	0776-72-0300	0776-72-2652		(株)PLANT	H20.10.1	0776-72-0300	0776-72-2652	
	(株)クスリのアオキ	H20.10.1	076-274-1111	076-274-6114		(株)クスリのアオキ	H20.10.1	076-274-1111	076-274-6114	
	(株)コメヤ薬局	H20.10.1	076-273-9900	076-273-9902		(株)コメヤ薬局	H20.10.1	076-273-9900	076-273-9902	
	(株)示野薬局	H20.10.1	076-253-9595	076-253-9598		(株)示野薬局	H20.10.1	076-253-9595	076-253-9598	
	ゲンキー(株)	H20.10.1	0776-67-5240	0776-67-5241		ゲンキー(株)	H20.10.1	0776-67-5240	0776-67-5241	
	イオンリテール(株)	H24.3.30	06-6457-6111	06-6457-6200		イオンリテール(株)	H24.3.30	025-255-0065	025-248-1083	
	マックスバリュ北陸(株)	H24.3.30	076-267-7810	076-266-2030		マックスバリュ北陸(株)	H24.3.30	076-267-7810	076-266-2030	
	(株)セブンイレブン・ジャパン	H25.12.5	076-237-0615	076-237-0661		(株)セブンイレブン・ジャパン	H25.12.5	03-6238-3734	03-5214-2330	
	コストコホールセールジャパン(株)	H28.3.25	076-275-8555	076-275-8580		コストコホールセールジャパン(株)	H28.3.25	076-275-8555	076-275-8580	
	(株)パローホールディングス	H28.3.25	0572-60-0869	0574-60-0689		(株)パローホールディングス	H28.3.25	0574-60-0861	0574-60-0689	
	大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28.3.25	076-223-2366	076-263-0403		大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28.3.25	076-223-2366	076-263-0403	
(略)					(略)					
(新設)					大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定					

現 行	修 正 案	備 考
4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） <u>（新設）</u> （２）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。 （３）県、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点間の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。 5（略） 第２３節（略） 第２４節 防疫、保健衛生活動 １～３（略） 4 防疫用資材の備蓄、調達 （１）～（２）（略） （３）防疫用資材の内容 逆性石けん、消毒用エタノール、<u>両性界面活性剤</u>、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等 5（略） 6 ペット動物の保護対策 （１）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 （１）（略） <u>（２）県及び市町は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。</u> （３）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。 （４）県、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点間の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。 5（略） 第２３節（略） 第２４節 防疫、保健衛生活動 １～３（略） 4 防疫用資材の備蓄、調達 （１）～（２）（略） （３）防疫用資材の内容 <u>10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）</u>、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等 5（略） 6 ペット動物の保護対策 （１）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、<u>獣医師会</u>、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	

現 行	修 正 案	備 考										
(２) ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 <u>(新設)</u>	(２) ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 <u>災害時における被災動物救護活動に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(公社) 石川県獣医師会</td><td>R1. 10. 30</td><td>076-257-1400</td><td>076-257-1404</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404								
7 (略)	7 (略)											
第25節 ボランティア活動の支援	第25節 ボランティア活動の支援											
1 (略)	1 (略)											
2 ボランティアの受け入れ	2 ボランティアの受け入れ											
(1) ～ (2) (略)	(1) ～ (2) (略)											
(3) ボランティアとの連携・協働	(3) ボランティアとの連携・協働											
ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている <u>NPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u>	ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている <u>NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</u>											
(4) (略)	(4) (略)											
3～6 (略)	3～6 (略)											
第26節 (略)	第26節 (略)											

現 行	修 正 案	備 考
第２７節 住宅の応急対策 １（略） ２ 実施体制 （１）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における<u>家庭</u>動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （２）（略） ３～４（略）	第２７節 住宅の応急対策 １（略） ２ 実施体制 （１）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における<u>ペット</u>動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （２）（略） ３～４（略）	
第２８節 ライフライン施設の応急対策 北陸電力、ＮＴＴ西日本、ガス事業者、生活環境部、土木部、市町上下水道事業者 １ 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、水道施設、下水道施設のライフライン施設は、近年、住民の依存度が著しく高まっている。 雪害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。	第２８節 ライフライン施設の応急対策 北陸電力及び北陸電力送配電、ＮＴＴ西日本、ガス事業者、生活環境部、土木部、市町上下水道事業者 １ 基本方針 電力施設、通信施設、都市ガス施設、水道施設、下水道施設のライフライン施設は、近年、住民の依存度が著しく高まっている。 雪害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。 このため、これらの施設管理者及び関係機関は、<u>発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、</u>応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 <u>また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
2 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 (1)～(4) (略) (5) 県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 (6)～(7) (略) (8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社防災業務計画の定めるところによる。 3 通信施設 N T T西日本は、次の措置を講ずる。 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u> (3) 応急措置 (略) (4) 応急復旧 (略) (5) その他、上記以外の事項については、N T T西日本等が定める防災業務計画の定めによる。 4～6 (略)	2 電力施設 北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 (1)～(4) (略) (5) 県、市町及び防災関係機関との協調 被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。 <u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。</u> <u>また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</u> (6)～(7) (略) (8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。 3 通信施設 N T T西日本は、次の措置を講ずる。 (1)～(2) (略) (3) <u>広報活動</u> <u>災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u> (4) 応急措置 (略) (5) 応急復旧 (略) (6) その他、上記以外の事項については、N T T西日本等が定める防災業務計画の定めによる。 4～6 (略)	

現 行	修 正 案	備 考										
第 2 9 節 輸送手段の確保 1 ～ 3 （略） 4 要員、物資輸送車両等の確保 （ 1 ）（略） （ 2 ）陸路輸送 （略） <u>（新設）</u> （ 3 ） ～ （ 7 ）（略） 5 ～ 6 （略） 第 3 0 節 文教対策 県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部 1 ～ 1 2 （略） 1 3 文化財対策 （略） （ 1 ）応急処置 ア（略） イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。 ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。 その際、県教育委員会又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。 エ（略） （ 2 ） ～ （ 3 ）（略） 第 3 1 節～第 3 2 節（略）	第 2 9 節 輸送手段の確保 1 ～ 3 （略） 4 要員、物資輸送車両等の確保 （ 1 ）（略） （ 2 ）陸路輸送 （略） 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県タクシー協会</td><td>R2. 12. 14</td><td>076-254-1348</td><td>076-268-1349</td></tr></table> （ 3 ） ～ （ 7 ）（略） 5 ～ 6 （略） 第 3 0 節 文教対策 県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部、<u>市町</u> 1 ～ 1 2 （略） 1 3 文化財対策 （略） （ 1 ）応急処置 ア（略） イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を<u>市町又は市町教育委員会</u>を經由して県教育委員会に報告する。 ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。 その際、県教育委員会、<u>市町</u>又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。 エ（略） （ 2 ） ～ （ 3 ）（略） 第 3 1 節～第 3 2 節（略）	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	（一社）石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349	
協定者		協定締結日	T E L	F A X								
石川県	（一社）石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349								

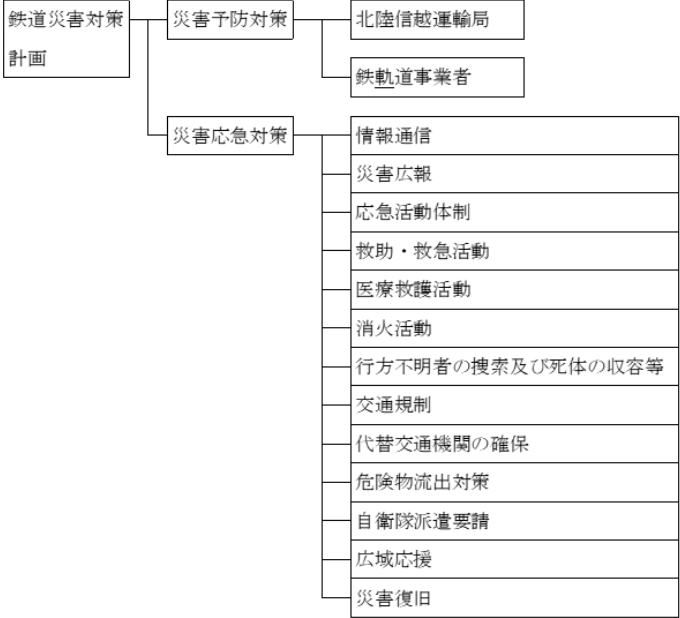
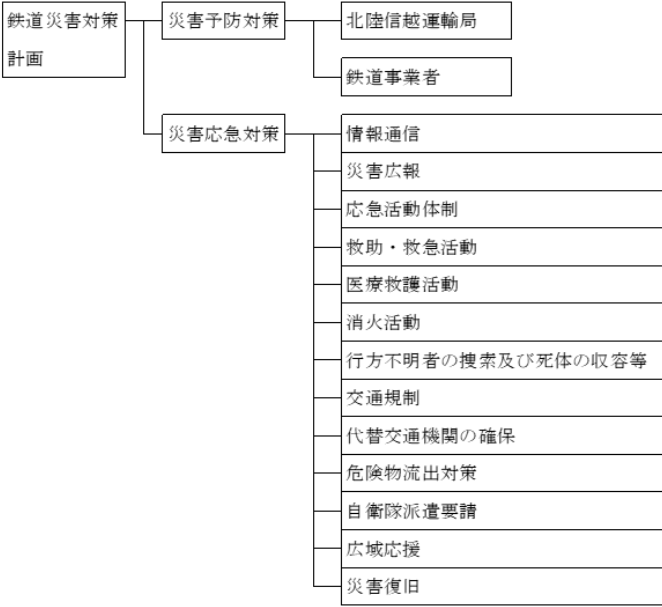
現 行	修 正 案	備 考
第４章 復旧・復興計画 第１節～第６節 第７節 被災者の生活確保のための緊急措置 １～４（略） ５ 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 <u>このため次の措置を講ずる。</u> （１）～（２）（略） <u>（新設）</u> ６～９（略） 第８節～第９節（略）	第４章 復旧・復興計画 第１節～第６節 第７節 被災者の生活確保のための緊急措置 １～４（略） ５ 罹災証明の交付 市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 <u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> <u>早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる</u> （１）～（２）（略） <u>（３） 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。</u> ６～９（略） 第８節～第９節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第 5 章 複合災害対策 第 1 節（略） 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 （1） 県における通信連絡設備の整備 ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系及び地上系防災行政無線施設</u> イ（略） （2）（略） 2～3（略） 第 3 節～第 4 節（略）	第 5 章 複合災害対策 第 1 節（略） 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 （1） 県における通信連絡設備の整備 ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系防災行政無線施設及び I M S を活用した地上系通信施設</u> イ（略） （2）（略） 2～3（略） 第 3 節～第 4 節（略）	

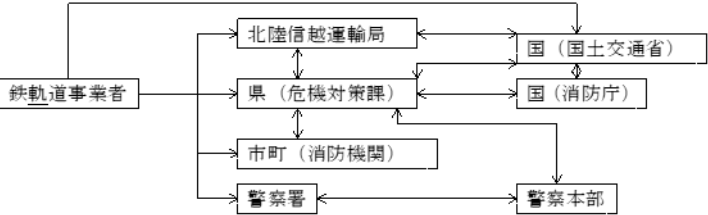
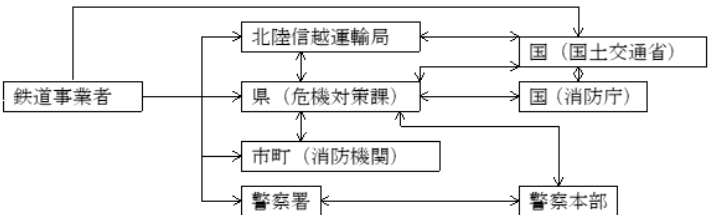
石川県地域防災計画(事故災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 事故災害対策編 (令和<u>元</u>年修正)	石川県地域防災計画 事故災害対策編 (令和<u>3</u>年修正)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 海上災害対策計画 I 海難対策計画 第 1 節～第 2 節（略） 第 3 節 災害応急対策 1～4（略） 5 救助・救急活動 （略） ◎実施事項 （1）海上保安部 ア（略） イ <u>海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行う。</u> ウ 必要に応じて民間救助組織等と連携する。 （2）～（4）（略） 6～11（略） II 油流出等防除対策計画 第 1 節（略） 第 2 節 （略） 1（略） 2 各行政機関の個別の実施事項 （1）海上保安部 ア～ウ（略） エ <u>海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、海難の未然防止に努める。</u> （2）～（5）（略） 3（略）	第 1 章 海上災害対策計画 I 海難対策計画 第 1 節～第 2 節（略） 第 3 節 災害応急対策 1～4（略） 5 救助・救急活動 （略） ◎実施事項 （1）海上保安部 ア（略） イ <u>海上保安庁以外の者で、海上において人命及び船舶の救助を行うものの指導を行う。</u> <u>（削除）</u> （2）～（4）（略） 6～11（略） II 油流出等防除対策計画 第 1 節（略） 第 2 節 （略） 1（略） 2 各行政機関の個別の実施事項 （2）海上保安部 ア～ウ（略） エ <u>海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー等危険物積載船舶に対し立入検査を実施する等して、海難の未然防止に努める。</u> （2）～（5）（略） 3（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第3節（略） 第2章（略） 第3章 鉄道災害対策計画 第1節 基本方針 鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。 計画の体系 	第3節（略） 第2章（略） 第3章 鉄道災害対策計画 第1節 基本方針 鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。 計画の体系 	

現 行	修 正 案	備 考
第2節 災害予防対策 (略) ◎ 実施事項 1 北陸信越運輸局 (1) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。 (2) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	第2節 災害予防対策 (略) ◎ 実施事項 1 北陸信越運輸局 (1) 鉄道事業者に対し、発災後の速やかな職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するよう指導する。 (2) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、災害時の活動手順、関係機関との連携等について体制の改善等必要な措置を講ずるよう指導する。 (3) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導する。 (4) 鉄道事業者に対し、自然災害等からの鉄道の保全を図るため、施設の点検等の防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害等により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。 (5) 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や災害後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。 (6) 被災した鉄道線路の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。 (7) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。 (8) 駅間等で停車した列車からの乗客の安全避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する。	

現 行	修 正 案	備 考
(3) 踏切事故を防止するため、鉄軌道事業者とともに広報活動に努める。 2 鉄軌道事業者 (1) ~ (7) (略) 第3節 災害応急対策 1 情報通信 (略) (1) 情報通信連絡系統 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。  (2) (略) 2 災害広報 (略) (1) 実施機関 鉄軌道事業者、県、警察、市町(消防機関) (2) (略) 3 (略) 4 救助・救急活動 (略) ◎ 実施事項 鉄軌道事業者は、災害発生直後における救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。	(9) 踏切事故を防止するため、<u>全国交通安全運動等の機会を捉えて</u>、鉄道事業者とともに広報活動に努める。 2 鉄道事業者 (1) ~ (7) (略) 第3節 災害応急対策 1 情報通信 (略) (1) 情報通信連絡系統 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。  (2) (略) 2 災害広報 (略) (1) 実施機関 鉄道事業者、県、警察、市町(消防機関) (2) (略) 3 (略) 4 救助・救急活動 (略) ◎ 実施事項 鉄道事業者は、災害発生直後における救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。	

現 行	修 正 案	備 考
5 医療救護活動 (略) ◎ 実施事項（鉄軌道事業者、県、市町、消防機関） 死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。 また、鉄軌道事業者は、災害発生直後における救護活動を行うとともに、医療救護活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。 6 消火活動 ◎ 実施事項 (1) 鉄軌道事業者 鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。 (2) (略) 7～8 (略) 9 代替交通機関の確保 鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。 10～12 (略) 13 災害復旧 鉄軌道事業者は、迅速に被災施設及び車両の復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。 <u>(新設)</u> 第4章 (略)	5 医療救護活動 (略) ◎ 実施事項（鉄道事業者、県、市町、消防機関） 死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。 また、鉄道事業者は、災害発生直後における救護活動を行うとともに、医療救護活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。 6 消火活動 ◎ 実施事項 (1) 鉄道事業者 鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。 (2) (略) 7～8 (略) 9 代替交通機関の確保 鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。 10～12 (略) 13 災害復旧 (1) 鉄道事業者は、迅速に被災施設及び車両の復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。 (2) <u>北陸信越運輸局は、被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が相互に連携・協力するよう調整する。</u> 第4章 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第 5 章 危険物等災害対策計画 第 1 節～第 2 節（略） 第 3 節 災害予防対策 危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は、次のとおりとする。 1 ～ 5 （略） 第 6 章～第 7 章（略）	第 5 章 危険物等災害対策計画 第 1 節～第 2 節（略） 第 3 節 災害予防対策 危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は、次のとおりとする。 <u>なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の確認が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u> 1 ～ 5 （略） 第 6 章～第 7 章（略）	

石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (令和 <u>元</u> 年修正)	石川県地域防災計画 原子力防災計画編 (令和 <u>3</u> 年修正)	

石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
目 次 第 1 章 総 則 1 (略) 第 2 章 原子力災害予防計画 25 第 1 節～第 7 節 (略) 第 8 節 緊急時医療体制の整備 39 第 9 節～第 1 8 節 (略) 第 3 章 原子力災害応急対策 51 (略) 第 4 章 原子力災害復旧計画 107 (略) 第 5 章 複合災害対策 113 (略)	目 次 第 1 章 総 則 1 (略) 第 2 章 原子力災害予防計画 25 第 1 節～第 7 節 (略) 第 8 節 原子力災害医療体制の整備 39 第 9 節～第 1 8 節 (略) 第 3 章 原子力災害応急対策 51 (略) 第 4 章 原子力災害復旧計画 107 (略) 第 5 章 複合災害対策 113 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 総 則 第 1 節～第 2 節 （略） 第 3 節 原子力災害対策指針に基づく方針 1 （略） 2 想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態（略） (1) 放射性物質又は放射線の放出 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間<u>留まる</u>可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。 (2) （略） 3 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 (1) （略） (2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方（略） ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） (イ) 基本的な考え方（略） 【警戒事態】 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質	第 1 章 総 則 第 1 節～第 2 節 （略） 第 3 節 原子力災害対策指針に基づく方針 1 （略） 2 想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態（略） (1) 放射性物質又は放射線の放出 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間<u>とどまる</u>可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。 (2) （略） 3 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 (1) （略） (2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方（略） ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） (イ) 基本的な考え方（略） 【警戒事態】 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質	

現 行	修 正 案	備 考
若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、国、県、志賀町は、原子力施設の近傍のP A Z内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。 【施設敷地緊急事態】 (略) 【全面緊急事態】 (略) この段階では、国、県及び市町は、P A Z内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、U P Z内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講じることも必要である。 (略) (イ) (略)	若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、<u>原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</u> この段階では、国、県、志賀町は、原子力施設の近傍のP A Z内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。 【施設敷地緊急事態】 (略) 【全面緊急事態】 (略) この段階では、国、県及び市町は、P A Z内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、U P Z内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を<u>講ずる</u>ことも必要である。 (略) (イ) (略)	

現 行	修 正 案	備 考																																												
緊急事態区分とEALについて																																														
志賀原子力発電所におけるEAL																																														
<table><tr><th>警戒事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</td><td></td></tr><tr><td>3～4 (略)</td><td></td></tr><tr><td>5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</td><td></td></tr><tr><td>6～7 (略)</td><td></td></tr><tr><td>8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。</td><td></td></tr><tr><td>9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</td><td></td></tr><tr><td>10～11 (略)</td><td></td></tr><tr><td>12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td></td></tr><tr><td>※1:(略) ※2:(略)</td><td></td></tr></table>	警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	(略)	2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。		3～4 (略)		5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。		6～7 (略)		8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。		9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。		10～11 (略)		12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。		※1:(略) ※2:(略)		<table><tr><th>警戒事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することが出来ない場合、若しくは停止したことを確認することが出来ない場合。</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合。</td><td></td></tr><tr><td>3～4 (略)</td><td></td></tr><tr><td>5. 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ ※1 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分間以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</td><td></td></tr><tr><td>6～7 (略)</td><td></td></tr><tr><td>8. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。</td><td></td></tr><tr><td>9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室及び中央制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</td><td></td></tr><tr><td>10～11 (略)</td><td></td></tr><tr><td>12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td></td></tr><tr><td>※1:(略) ※2:(略)</td><td></td></tr></table>	警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することが出来ない場合、若しくは停止したことを確認することが出来ない場合。</u>	(略)	2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合。		3～4 (略)		5. 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ ※1 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分間以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。		6～7 (略)		8. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。		9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室及び中央制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。		10～11 (略)		12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。		※1:(略) ※2:(略)		
警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																																													
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	(略)																																													
2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。																																														
3～4 (略)																																														
5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。																																														
6～7 (略)																																														
8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。																																														
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。																																														
10～11 (略)																																														
12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																														
※1:(略) ※2:(略)																																														
警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																																													
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することが出来ない場合、若しくは停止したことを確認することが出来ない場合。</u>	(略)																																													
2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合。																																														
3～4 (略)																																														
5. 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ ※1 非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分間以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。																																														
6～7 (略)																																														
8. 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。																																														
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室及び中央制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。																																														
10～11 (略)																																														
12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																														
※1:(略) ※2:(略)																																														
※ (略)	※ (略)																																													

現 行	修 正 案	備 考								
<table><tr><th>施設敷地緊急事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1～7（略） 8. 全交流電源の30分以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9. (略) 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失または喪失可能性 ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1 （略） 17. (略) 18. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 （略） 19. (略) ※1：(略) ※2：(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1～7（略） 8. 全交流電源の30分以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9. (略) 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失または喪失可能性 ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1 （略） 17. (略) 18. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 （略） 19. (略) ※1：(略) ※2：(略)	(略)	<table><tr><th>施設敷地緊急事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1～7（略） 8. 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 ※1 全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9. (略) 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全ての喪失 ※1 （略） 17. (略) 18. 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 （略） 19. (略) ※1：(略) ※2：(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1～7（略） 8. 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 ※1 全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9. (略) 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全ての喪失 ※1 （略） 17. (略) 18. 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 （略） 19. (略) ※1：(略) ※2：(略)	(略)	
施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要									
1～7（略） 8. 全交流電源の30分以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9. (略) 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失または喪失可能性 ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1 （略） 17. (略) 18. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 （略） 19. (略) ※1：(略) ※2：(略)	(略)									
施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要									
1～7（略） 8. 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 ※1 全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。 9. (略) 10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。 11～12（略） 13. 2つは障壁の喪失又は喪失のおそれ ※1 （略） 14. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 （略） 15. 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室及び中央制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 16. 所内外通信連絡機能の全ての喪失 ※1 （略） 17. (略) 18. 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 （略） 19. (略) ※1：(略) ※2：(略)	(略)									
※（略）	※（略）									

現 行	修 正 案	備 考								
<table><tr><th>全面緊急事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1～4（略） 5．<u>原子炉停止の失敗または停止確認不能</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入</u>により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 6～8（略） 9．<u>全交流電源</u>の1時間以上喪失 ※1 全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。 10．全直流電源の5分以上喪失 ※1 （略） 11．（略） 12．停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。 13～14（略） 15．2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失<u>または喪失可能性</u> ※1 （略） 16．原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 17～18（略） ※1：（略） ※2：（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1～4（略） 5． <u>原子炉停止の失敗または停止確認不能</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>制御棒の挿入</u> により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 6～8（略） 9． <u>全交流電源</u> の1時間以上喪失 ※1 全ての <u>交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。 10．全直流電源の5分以上喪失 ※1 （略） 11．（略） 12．停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。 13～14（略） 15．2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失 <u>または喪失可能性</u> ※1 （略） 16．原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 17～18（略） ※1：（略） ※2：（略）	（略）	<table><tr><th>全面敷地緊急事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1～4（略） 5．<u>全ての原子炉停止操作の失敗</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作</u>により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合。 6～8（略） 9．<u>全非常用交流高圧母線</u>の1時間以上喪失 ※1 全ての<u>非常用交流高圧母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。 10．全直流電源の5分間以上喪失 ※1 （略） 11．（略） 12．停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉<u>圧力</u>容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。 13～14（略） 15．2つの障壁喪失<u>及び</u>1つの障壁の喪失<u>又は喪失のおそれ</u> ※1 （略） 16．原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室<u>及び中央制御室外操作盤室</u>が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合<u>又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プール</u>に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 17～18（略） ※1：（略） ※2：（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	全面敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1～4（略） 5． <u>全ての原子炉停止操作の失敗</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>全ての停止操作</u> により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合。 6～8（略） 9． <u>全非常用交流高圧母線</u> の1時間以上喪失 ※1 全ての <u>非常用交流高圧母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。 10．全直流電源の5分間以上喪失 ※1 （略） 11．（略） 12．停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉 <u>圧力</u> 容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。 13～14（略） 15．2つの障壁喪失 <u>及び</u> 1つの障壁の喪失 <u>又は喪失のおそれ</u> ※1 （略） 16．原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室 <u>及び中央制御室外操作盤室</u> が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合 <u>又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プール</u> に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 17～18（略） ※1：（略） ※2：（略）	（略）	
全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要									
1～4（略） 5． <u>原子炉停止の失敗または停止確認不能</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>制御棒の挿入</u> により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 6～8（略） 9． <u>全交流電源</u> の1時間以上喪失 ※1 全ての <u>交流母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。 10．全直流電源の5分以上喪失 ※1 （略） 11．（略） 12．停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。 13～14（略） 15．2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失 <u>または喪失可能性</u> ※1 （略） 16．原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 17～18（略） ※1：（略） ※2：（略）	（略）									
全面敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要									
1～4（略） 5． <u>全ての原子炉停止操作の失敗</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>全ての停止操作</u> により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合。 6～8（略） 9． <u>全非常用交流高圧母線</u> の1時間以上喪失 ※1 全ての <u>非常用交流高圧母線</u> からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。 10．全直流電源の5分間以上喪失 ※1 （略） 11．（略） 12．停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉 <u>圧力</u> 容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。 13～14（略） 15．2つの障壁喪失 <u>及び</u> 1つの障壁の喪失 <u>又は喪失のおそれ</u> ※1 （略） 16．原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室 <u>及び中央制御室外操作盤室</u> が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合 <u>又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プール</u> に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 17～18（略） ※1：（略） ※2：（略）	（略）									
※（略）	※（略）									

現 行	修 正 案	備 考
イ 運用上の介入レベル（O I L） (ア) 基本的な考え方 全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。 このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。 放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じるようにしなければならない。 これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。 さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。	イ 運用上の介入レベル（O I L） (ア) 基本的な考え方 全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。 このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。 放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。 これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにしなければならない。 さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。	

現 行	修 正 案	備 考								
(イ) (略) 第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。 1 石川県 ～ 8 消防機関 (略) 9 指定地方行政機関 <table><tr><th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。</td></tr></table> 1 0 自衛隊 (略) ～ 1 4 原子力事業者 (略) 第 5 節 (略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。	(イ) (略) 第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。 1 石川県 ～ 8 消防機関 (略) 9 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。</td></tr></table> 1 0 自衛隊 (略) ～ 1 4 原子力事業者 (略) 第 5 節 (略)	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱									
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。									
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱									
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。									

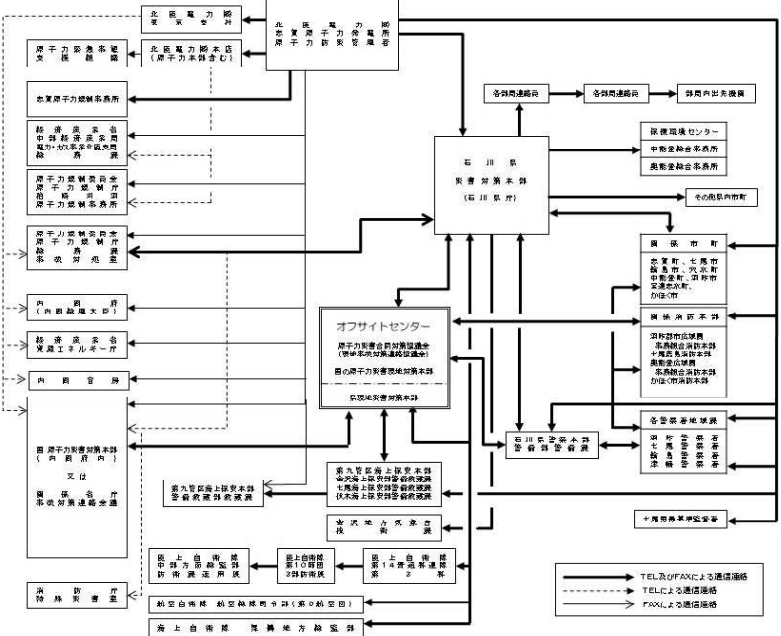
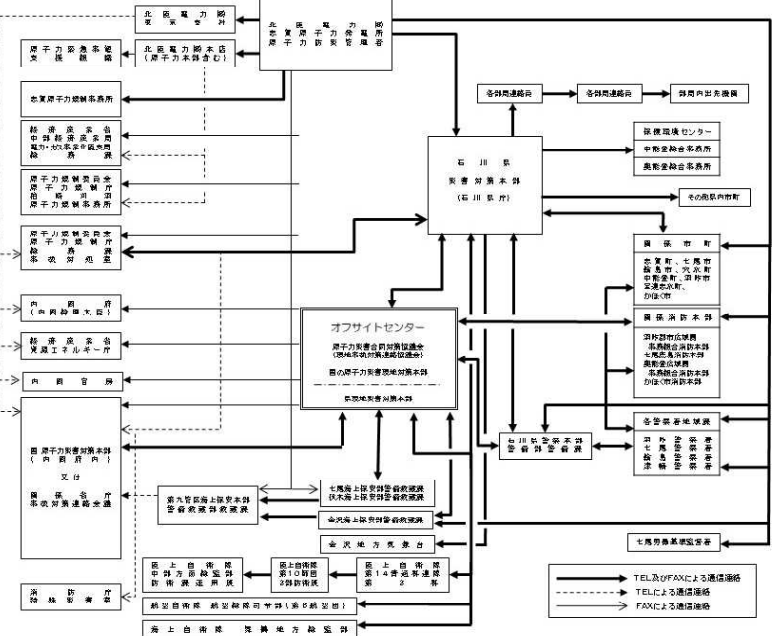
現 行	修 正 案	備 考
第２章 原子力災害予防計画 第１節 発電所における予防措置等の責務等 １ （略） ２ 発電所の保安管理 （１）（略） （２）原子力保安検査官は、発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行い、発電所の安全性の確保に努めることとされている。 （３）（略） ３～６ （略） 第２節 原子力防災体制等の整備 １～１２ （略） 第３節 原子力防災知識の普及 県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、<u>旦頃</u>から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。 １ （略） ２ 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発（略） （１）関係市町住民に対する対応（略） ア （略）	第２章 原子力災害予防計画 第１節 発電所における予防措置等の責務等 １ （略） ２ 発電所の保安管理 （１）（略） （２）原子力運転検査官は、発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行い、発電所の安全性の確保に努めることとされている。 （３）（略） ３～６ （略） 第２節 原子力防災体制等の整備 １～１２ （略） １３ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下における防護措置 <u>（１）県及び市町は、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> <u>（２）市町は、避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。</u> 第３節 原子力防災知識の普及 県は、原子力災害の特殊性を踏まえて、<u>平常時</u>から関係機関と連携して、原子力防災知識の普及に努める。 １ （略） ２ 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発（略） （１）関係市町住民に対する対応（略） ア （略）	

現 行	修 正 案	備 考
イ 普及及び啓発の内容 (ア)～(キ) (略) (ク) 安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>に関すること。 (ケ)～(コ) (略) (2) (略) 3 (略) 第４節 ～ 第７節 (略) 第８節 原子力災害医療体制の整備 (略) 1 原子力災害医療体制の整備 (1) 県は、国が示す施設要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、原子力災害医療協力機関を登録する。 (2)～(3) (略) (4) 県は、国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練を実施する。 2 (略) 3 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 (1) P A Zにおける事前配布 県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を購入し、公共施設等で保管する。 また、県及び志賀町は、互いに連携し、原子力災害対策重点区域のうち	イ 普及及び啓発の内容 (ア)～(キ) (略) (ク) 安定ヨウ素剤の服用に関すること。 (ケ)～(コ) (略) (2) (略) 3 (略) 第４節 ～ 第７節 (略) 第８節 原子力災害医療体制の整備 (略) 1 原子力災害医療体制の整備 (1) 県は、国が示す施設要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、<u>原子力災害対策に協力できる</u>原子力災害医療機関を登録する。 (2)～(3) (略) (4) 県は、<u>国と連携して、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。</u> (5) <u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療に係る情報システムの活用</u>に努める。 (6) 県は、国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練を実施する。 2 (略) 3 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 (1) P A Z内における事前配布 県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、<u>原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤を購入し、公共施設等で保管する。</u> また、県及び志賀町は、互いに連携し、原子力災害対策重点区域のうち	

現 行	修 正 案	備 考
P A Zにおいて、平時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。 (略) (2) P A Z外における備蓄等 県は、緊急時に備え、安定ヨウ素剤を購入し、避難等の際に配布できるよう避難経路近傍等の適切な場所に備蓄する。 (略) 4～6 (略) 第9節 (略) 第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等 1 (略) 2 救助・救急活動体制の整備 (1) (略) (2) 県及び消防機関等は、原子力事業者による被ばく患者の搬送、受入れについての通信連絡について、国や各防災関係機関と同様に、緊密な関係を維持するよう努める。 3 (略) 第11節 避難計画の策定 1～7 (略) 8 住民等の避難状況の確認体制の整備 関係市町は、屋内退避又は避難のための立退き勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。 9 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及び避難退域時検査の場所・方法について、<u>日頃</u>から住民等への周知徹底に努める。 10～11 (略) 第12節～第18節 (略)	P A Z内において、<u>平常時</u>から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。 (略) (2) P A Z外における備蓄等 県は、緊急時に備え、<u>原子力災害対策指針を参考に</u>、安定ヨウ素剤を購入し、避難等の際に配布できるよう避難経路近傍等の適切な場所に備蓄する。 (略) 4～6 (略) 第9節 (略) 第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等 1 (略) 2 救助・救急活動体制の整備 (1) (略) (2) 県及び消防機関等は、原子力事業者による放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の搬送、受入れについての通信連絡について、国や各防災関係機関と同様に、緊密な関係を維持するよう努める。 3 (略) 第11節 避難計画の策定 1～7 (略) 8 住民等の避難状況の確認体制の整備 関係市町は、屋内退避又は避難のための立退き指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。 9 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及び避難退域時検査の場所・方法について、<u>平常時</u>から住民等への周知徹底に努める。 10～11 (略) 第12節～第18節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第3章 原子力災害応急対策計画 第1節 通報連絡体制 1 (略) 2 警戒事態発生時の通報連絡体制 (略) (1) 発電所の通報連絡 原子力防災管理者は、警戒事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会に連絡するものとする。 (2) ～(3) (略) 3 施設敷地緊急事態等発生時の通報連絡体制 施設敷地緊急事態等(施設敷地緊急事態又は全面緊急事態をいう。以下、本節において同じ)の発生時において、国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。 事故通報(第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」) 通報連絡システム図	第3章 原子力災害応急対策計画 第1節 通報連絡体制 1 (略) 2 警戒事態発生時の通報連絡体制 (略) (1) 発電所の通報連絡 原子力防災管理者(発電所長)は、警戒事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会に連絡するものとする。 (2) ～(3) (略) 3 施設敷地緊急事態等発生時の通報連絡体制 施設敷地緊急事態等(施設敷地緊急事態又は全面緊急事態をいう。以下、本節において同じ)の発生時において、国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。 事故通報(第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」) 通報連絡システム図	

現 行	修 正 案	備 考
(1)～(2) (略) (3) 原子力防災専門官、原子力保安検査官の通報連絡 原子力防災専門官及び原子力保安検査官は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに発電所の状況等を確認し、その結果等を、知事をはじめ原子力規制委員会、志賀町長に通報連絡することとなっている。 (4)～(8) (略) (9) 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡 ア 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、原子力防災専門官及び上席放射線専門官に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。 イ～ウ (略) エ 原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が施設敷地緊急事態等に該当していた場合は、直ちに施設敷地緊急事態等の発生について原子力事業者防災業務計画第3章第1節3（1）に基づき通報連絡を行う。 4 応急対策活動情報等の連絡 国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡系統により相互に通報連絡を行う。	(1)～(2) (略) (3) 原子力防災専門官、原子力運転検査官の通報連絡 原子力防災専門官及び原子力運転検査官は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発生について通報を受けた場合は、直ちに発電所の状況等を確認し、その結果等を、知事をはじめ原子力規制委員会、志賀町長に通報連絡することとなっている。 (4)～(8) (略) (9) 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡 ア 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、原子力防災専門官及び上席放射線<u>防災</u>専門官に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。 イ～ウ (略) エ 原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が施設敷地緊急事態等に該当していた場合は、直ちに施設敷地緊急事態等の発生について原子力事業者防災業務計画第3章第1節3（1）に基づき通報連絡を行う。 4 応急対策活動情報等の連絡 国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡系統により相互に通報連絡を行う。	

現 行	修 正 案	備 考
事故通報（第2報以降）通報連絡系統図  (略) 第2節～第6節 （略） 第7節 屋内退避、退避等の防護対策 1 屋内退避、避難等の防護対策について 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す屋内退避、避難等の防護対策を実施する。また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を	事故通報（第2報以降）通報連絡系統図  (略) 第2節～第6節 （略） 第7節 屋内退避、退避等の防護対策 1 屋内退避、避難等の防護対策について 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す屋内退避、避難等の防護対策を実施する。また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を	

現 行	修 正 案	備 考
とり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。 2 防護対策の決定 (1) 国等の屋内退避、避難等の<u>勧告・指示等の指示・要請</u> ア (略) イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請することとなっている。 また、県及び関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。 ウ 内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うこととなっている。	とり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。 <u>なお、感染症の流行下における屋内退避、避難等の防護措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先として、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、防護措置を実施するものとする。</u> 2 防護対策の決定 (1) 国等の屋内退避、避難等の指示・要請 ア (略) イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請することとなっている。 また、県及び関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びUPZ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。 <u>要請内容の判断のため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等は、県及び志賀町より事前の状況把握等を行うとともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、志賀町は、それぞれが実施する対策について相互に協力することとなっている。</u> ・施設敷地緊急事態要避難者の数および内訳並びに避難の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項 ウ 内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うこととなっている。 <u>指示内容の判断のため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等は、県及び関係市町より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、関係市町は、それぞれが実施する対策について相互に協力することとなっている。</u> ・PAZ内の避難者の数及び避難の方針 ・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項	

現 行	修 正 案	備 考
原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びU P Z外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。 エ 放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリング等の結果に応じて関係市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととなっている。 オ （略） (2) 県の屋内退避、避難等の指示・要請の伝達等 ア～イ （略） ウ 県は、全面緊急事態に至った場合は、内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長からの防護措置に関する指示又は<u>独自の判断</u>により、志賀町に対し、速やかにP A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示についての連絡を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には志賀町と連携し国に要請を行う。 また、県は、国の指示若しくは要請又は独自の判断により、関係市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、U P Z外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請する。 エ （略） オ 原子力災害対策本部が避難等の緊急事態応急対策の実施について指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された場合、県本部長（知事）は、当該指示案に対し速やかに意見を述べる。 また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を行う。 (3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の<u>勧告</u>・指示 ア （略） イ 志賀町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に対して避難等の<u>勧告</u>又は指示を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の防護措置の準備を行う。	原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びU P Z外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。 エ 放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリング等の結果に応じて関係市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととなっている。 <u>指示内容の判断のため、原子力災害合同対策協議会等は、県及び関係市町より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、関係市町は、それぞれが実施する対策について相互に協力することとなっている。</u> ・U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項 オ （略） (2) 県の屋内退避、避難等の指示・要請の伝達等 ア～イ （略） ウ 県は、全面緊急事態に至った場合は、内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長からの防護措置に関する指示又は<u>自らの判断</u>により、志賀町に対し、速やかにP A Z内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示についての連絡を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には志賀町と連携し国に要請を行う。 また、県は、国の指示若しくは要請又は自らの判断により、関係市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、U P Z外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請する。 エ （略） オ 原子力災害対策本部が避難等の緊急事態応急対策の実施について指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された場合、県本部長（知事）は、当該指示案に対し速やかに意見を述べる。 また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を行う。 (3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の指示 ア （略） イ 志賀町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に対して避難等の指示を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の防護措置の準備を行う。	

現 行	修 正 案	備 考
関係市町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、ＵＰＺ内住民等の屋内退避等の防護措置の準備を行う。 ウ 志賀町長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、直ちにＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等に対して避難及び安定ヨウ素剤の服用等の防護措置の<u>勧告又は指示</u>を行う。 関係市町の長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、ＵＰＺ内住民の屋内退避等の防護措置の<u>勧告又は指示</u>を行うとともに、ＯＩＬに基づく防護措置の準備を行う。 エ～カ (略) キ 関係市町の長は、事態の推移に応じ、住民等の屋内退避等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長（知事）と協議の上、直ちに住民等に対して屋内退避等の勧告又は指示を行うとともに、原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。 ク (略) (4) (略) 3 屋内退避 (1) 県のとるべき措置 県本部長（知事）は、関係市町の長が屋内退避の<u>勧告又は指示</u>をすることとした場合は、本章第５節「住民等に対する広報及び指示伝達」の定めるところにより、住民等に次の情報を提供し、周知を図る。 ア～カ (略) (2) 関係市町のとるべき措置 関係市町の長は、屋内退避の<u>勧告又は指示</u>をする場合は、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段により、住民に対して(1)アからカの事項を迅速かつ的確に広報し、周知を図る。 (3) (略) 4 避難等 (1) 県のとるべき措置 県本部長（知事）は、関係市町の長が避難等の<u>勧告又は指示</u>をすることとした場合は、本章第５節「住民等に対する広報及び指示伝達」の定めるところにより、住民等に３の(1)ア～カ情報を提供し、周知を図る。 (2) 関係市町のとるべき措置 ア 住民等への指示伝達 関係市町の長は、避難等の<u>勧告又は指示</u>をする場合は、発電所との方位、距離その他の条件を考慮の上、避難先やその経路、集合場所、避難退域時検査の場所その他必要な事項を決定し、住民に対して、これらの事項及び３の(1)アからカの事項を指示し、避難等の措置を講ずる。	関係市町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、ＵＰＺ内住民等の屋内退避等の防護措置の準備を行う。 ウ 志賀町長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、直ちにＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等に対して避難及び安定ヨウ素剤の服用等の防護措置の指示を行う。 関係市町の長は、全面緊急事態に至った場合は、国若しくは県の指示、要請又は独自の判断により、ＵＰＺ内住民の屋内退避等の防護措置の指示を行うとともに、ＯＩＬに基づく防護措置の準備を行う。 エ～カ (略) キ 関係市町の長は、事態の推移に応じ、住民等の屋内退避等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長（知事）と協議の上、直ちに住民等に対して屋内退避等の指示を行うとともに、原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。 ク (略) (4) (略) 3 屋内退避 (1) 県のとるべき措置 県本部長（知事）は、関係市町の長が屋内退避の指示をすることとした場合は、本章第５節「住民等に対する広報及び指示伝達」の定めるところにより、住民等に次の情報を提供し、周知を図る。 ア～カ (略) (2) 関係市町のとるべき措置 関係市町の長は、屋内退避の指示をする場合は、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段により、住民に対して(1)アからカの事項を迅速かつ的確に広報し、周知を図る。 (3) (略) 4 避難等 (1) 県のとるべき措置 県本部長（知事）は、関係市町の長が避難等の指示をすることとした場合は、本章第５節「住民等に対する広報及び指示伝達」の定めるところにより、住民等に３の(1)ア～カ情報を提供し、周知を図る。 (2) 関係市町のとるべき措置 ア 住民等への指示伝達 関係市町の長は、避難等の指示をする場合は、発電所との方位、距離その他の条件を考慮の上、避難先やその経路、集合場所、避難退域時検査の場所その他必要な事項を決定し、住民に対して、これらの事項及び３の(1)アからカの事項を指示し、避難等の措置を講ずる。	

現 行	修 正 案	備 考
イ～カ (略) (3) その他 ア～ウ (略) 5 (略) 6 避難等の誘導 (1) (略) (2) 学校等施設における避難誘導 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に生徒等の避難を行うものとする。なお、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町に対し速やかにその旨を連絡する。 (3) 不特定多数の者が利用する施設における避難誘導 地下街、劇場等の興行場、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき施設利用者等の避難を行う。 7 (略) 8 立入制限の措置 (1) 関係市町のとるべき措置 関係市町の長は、防災業務関係者以外の者に対して、避難等の勧告又は指示を行った区域及び警戒区域への立入を制限し、又は禁止する。 (2) 警察本部及び金沢海上保安部のとるべき措置 県本部長（知事）及び関係市町の長は、警察本部長又は警察署長及び関係する海上保安部長に対して、避難等の勧告又は指示を行った区域及び警戒区域について、避難等の勧告若しくは指示又は立入の制限又は禁止の実効をあげるために交通規制及び航行規制の実施等に必要な措置をとるよう要請する。 また、立入制限の措置が長期化し、避難住民等の警戒区域への一部立入が行われるときは、あわせて関係機関の調整を図り、その安全な実施に必要な支援を要請する。 9 治安の確保及び火災の予防 県本部長（知事）は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の防止等について、警察本部長及び関係する海上保安部長の治安当局のほか関係防災機関と協議し、万全を期する。	イ～カ (略) (3) その他 ア～ウ (略) エ 感染症対策 <u>県及び市町は、原子力災害時において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> 5 (略) 6 避難等の誘導 (1) (略) (2) 学校等施設における避難誘導 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に生徒等の避難を行うものとする。なお、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町に対し速やかにその旨を連絡する。 (3) 不特定多数の者が利用する施設における避難誘導 地下街、劇場等の興行場、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき施設利用者等の避難を行う。 7 (略) 8 立入制限の措置 (1) 関係市町のとるべき措置 関係市町の長は、防災業務関係者以外の者に対して、避難等の指示を行った区域及び警戒区域への立入を制限し、又は禁止する。 (2) 警察本部及び金沢海上保安部のとるべき措置 県本部長（知事）及び関係市町の長は、警察本部長又は警察署長及び関係する海上保安部長に対して、避難等の指示を行った区域及び警戒区域について、避難等の指示又は立入の制限又は禁止の実効をあげるために交通規制及び航行規制の実施等に必要な措置をとるよう要請する。 また、立入制限の措置が長期化し、避難住民等の警戒区域への一部立入が行われるときは、あわせて関係機関の調整を図り、その安全な実施に必要な支援を要請する。 9 治安の確保及び火災の予防 県本部長（知事）は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の防止等について、警察本部長及び関係する海上保安部長の治安当局のほか関係防災機関と協議し、万全を期する。	

現 行	修 正 案	備 考
特に、避難等の勧告又は指示を行った区域については、速やかな治安の確保、火災の防止等に努める。 10～11 （略） 12 要配慮者への配慮 (1) （略） (2) 医療機関、社会福祉施設は、避難の勧告・指示等があった場合には、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難することが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意し、避難の判断を行う。なお、避難の実施については、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、職員等の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、施設利用者等を避難又は他の施設へ移送させるものとする。 13～14 （略） 第8節 （略） 第9節 飲食物の摂取制限に関する措置 県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、国の指導、助言、指示に基づき、又は独自の判断により、応急食料の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除の措置を講じる。 1 飲食物の摂取制限 (1) 国のとる措置 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。 (2) ～ (3) （略） 2 （略） 第10節 （略） 第11節 救助・救急、消火活動等 1 救助・救急活動	特に、避難等の指示を行った区域については、速やかな治安の確保、火災の防止等に努める。 10～11 （略） 12 要配慮者への配慮 (1) （略） (2) 医療機関、社会福祉施設は、避難の指示等があった場合には、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難することが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意し、避難の判断を行う。なお、避難の実施については、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、職員等の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、施設利用者等を避難又は他の施設へ移送させるものとする。 13～14 （略） 第8節 （略） 第9節 飲食物の摂取制限に関する措置 県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、国の指示及び要請に基づき、<u>飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な出荷制限、摂取制限並びにこれらの解除の措置を講ずる。</u> 1 飲食物の摂取制限 (1) 国のとる措置 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請することとされている。また、国は、<u>当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の接種制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示することとされている。</u> (2) ～ (3) （略） 2 （略） 第10節 （略） 第11節 救助・救急、消火活動等 1 救助・救急活動	

現 行	修 正 案	備 考
(1) 北陸電力のとり措置 原子力防災管理者（発電所長）は、発災現場における救助・救急活動を行自ら行くとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。 また、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等を原子力災害医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。</u>ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。 (2) 県及び関係市町のとり措置 県及び関係市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地災害対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。 また、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</u> (3)～(4) （略） 2～3 （略） 第12節 原子力災害医療措置 1 原子力災害医療体制 (1) （略） (2) 関係機関等への協力要請 ア 県本部長（知事）は、原子力災害医療班の設置に当たり、<u>国の原子力 災害対策本部長に対して、国の原子力災害医療に係る医療チームの派遣</u> を要請するとともに、その受け入れに係る調整や活動場所の確保を行う ものとする。 また、日本赤十字社石川県支部（以下「日赤」という。）、石川県医師会（地域医師会を含む。以下同じ。）、原子力災害拠点病院及 び原子力災害医療協力機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣 及び資機材の提供を要請する。 （略）	(1) 北陸電力のとり措置 原子力防災管理者（発電所長）は、発災現場における救助・救急活動を行自ら行くとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。 また、<u>被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。</u>ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・除染状況を説明し、汚染の拡大措置が行える者を随行させるものとする。 (2) 県及び関係市町のとり措置 県及び関係市町は、<u>被ばく傷病者等となる住民等の原子力災害拠点病院等への搬送等の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地災害対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。</u> また、被ばく傷病者等の処置を行った<u>原子力災害拠点病院等の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</u> (3)～(4) （略） 2～3 （略） 第12節 原子力災害医療措置 1 原子力災害医療体制 (1) （略） (2) 関係機関等への協力要請 ア 県本部長（知事）は、原子力災害医療班の設置に当たり、<u>必要に応じて、速やかに原子力災害医療・総合支援センター又は原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣を要請するとともに、その受け入れに係る調整や活動場所の確保を行うものとする。</u> また、日本赤十字社石川県支部（以下「日赤」という。）、石川県医師会（地域医師会を含む。以下同じ。）、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣及び資機材の提供を要請する。 原子力災害拠点病院は、原子力災害医療の中心となって機能し、被ばく傷病者等を受け入れ、適切な診療等を行うものとする。また、<u>原子力災害医療協力機関は、地方公共団体や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力するものとする。</u> （略）	

現 行	修 正 案	備 考
イ (略) (3)～(4) (略) 2 原子力災害医療措置の実施 (略) (1) (略) (2) 原子力災害医療の実施 原子力災害医療協力機関チーム及び原子力災害拠点病院チームは、汚染や被ばくのおそれのある傷病者に対して、初期対応段階における医療処置（トリアージ、救急処置、汚染検査、簡易除染等）を円滑に行う。 (3)～(5) (略) 3～4 (略) 第13節 応援協力活動 1～5 (略) 6 原子力被災者生活支援チームとの連携 (1)原子力災害対策本部長は、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のために、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとなっている。 (2)県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、<u>国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。</u> 第14節 1 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示を受けた地域</u>に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関の退避については、住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで実施する。 2 (略) 3 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示を受けた地域</u>に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該市町に対し、当該<u>勧告又は指示</u>を受けていない地域内の適切な施	イ (略) (3)～(4) (略) 2 原子力災害医療措置の実施 (略) (1) (略) (2) 原子力災害医療の実施 原子力災害医療協力機関チーム及び原子力災害拠点病院チームは、汚染や被ばくのおそれのある傷病者に対して、初期対応段階における医療処置（トリアージ、救急処置、汚染検査、簡易除染等）を円滑に行う。 <u>また、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行う。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</u> (3)～(5) (略) 3～4 (略) 第13節 応援協力活動 1～5 (略) 6 原子力被災者生活支援チームとの連携 (1)原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のために、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとなっている。 (2)原子力被災者生活支援チームは、<u>県庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する県、関係市町との連絡・調整を行うものとする。</u> (3)県は、原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。 第14節 1 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関の退避については、住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで実施する。 2 (略) 3 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該市町に対し、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な	

現 行	修 正 案	備 考
設において必要な業務を継続するための支援を行う。 第15節 （略）	業務を継続するための支援を行う。 ～第15節 （略）	

現 行	修 正 案	備 考
第４章 原子力災害復旧計画 第１節～第４節 （略） 第５節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等 １～１０ （略） １１ 北陸電力の措置 （１） （略） （２）相談窓口の設置 北陸電力は、相談窓口を設置する等、<u>原子力緊急事態解除宣言が発出された後、速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するために必要な体制を整備する。</u> （３） （略） １２～１３ （略）	第４章 原子力災害復旧計画 第１節～第４節 （略） 第５節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等 １～１０ （略） １１ 北陸電力の措置 （１） （略） （２）相談窓口の設置 北陸電力は、相談窓口を設置する等、<u>原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するために必要な体制を整備する。</u> （３） （略） １２～１３ （略）	

現 行	修 正 案	備 考
第 5 章 複合災害対策 第 1 節 基本方針 (略) 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 県における通信連絡設備の整備 ア 県と国、関係市町及び防災関係機関の間を結ぶ電話・ファクシミリ等の専用回線網 イ 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系及び地上系防災行政無線施設</u> ウ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器 (2) (略) 2 (略) 第 3 節～第 4 節 (略)	第 5 章 複合災害対策 第 1 節 基本方針 (略) 第 2 節 災害予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 (1) 県における通信連絡設備の整備 ア 県と国、関係市町及び防災関係機関の間を結ぶ電話・ファクシミリ等の専用回線網 イ 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ<u>衛星系防災行政無線施設及び I M S を活用した地上系通信施設</u> ウ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器 (2) (略) 2 (略) 第 3 節～第 4 節 (略)	

石川県地域防災計画（原子力防災計画編）の修正案に対する パブリックコメントの結果について

- 1 募集期間：令和 3 年 4 月 23 日（金）～令和 3 年 5 月 22 日（土）
- 2 寄せられたご意見：3 件（1 通）

No	ご意見	左記に対する県の考え方
1	原子力災害時の避難先については、収容人数の他、駐車スペースも考慮し、確保すべき。	ご指摘の避難等の防護措置については、国が設置する地域原子力防災協議会において、原子力災害時の緊急時対応として取りまとめられるものであり、参考とさせていただきます。 また、その取りまとめ内容については、今回ご指摘の石川県避難計画要綱にも反映することとなります。
2	避難行動要支援者に関する個別避難計画の策定を推進すべき。	個別避難計画（避難支援プラン）については、石川県地域防災計画に記載済みであり、県では、市町に対し個別避難計画の策定に向け必要な助言を行い支援してまいります。
3	ホームページに掲載されている石川県避難計画要綱の一部が、機械可読形式のファイルになっていないため修正すべき。	ご指摘のあった箇所については、掲載ファイルを機械可読形式のファイルに修正いたしました。